令 和 ４ 年 旭 市 議 会 第 １ 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　１　号　（３月１日）

議事日程……１

本日の会議に付した事件……１

出席議員……１

欠席議員……２

説明のため出席した者……２

事務局職員出席者……２

開　　会……３

議長報告事項……３

会議録署名議員の指名……３

会期の決定……４

議案上程……４

議案第　１号　令和４年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　２号　令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第　３号　令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　４号　令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第　５号　令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　６号　令和４年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　７号　令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第　８号　令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第　９号　令和３年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第１２号　旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について
議案第１７号　旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１８号　旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号　旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について
議案第２０号　和解及び損害賠償の額を定めることについて
議案第２１号　市道路線の認定及び変更について
議案第２２号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第２４号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第２５号　専決処分の承認について（令和３年度旭市一般会計補正予算）
施政方針並びに提案理由の説明……５
議案の補足説明……２０
散　　会……５７

第　２　号　（３月４日）
議事日程……５９
本日の会議に付した事件……５９
出席議員……５９
欠席議員……５９
説明のため出席した者……５９
事務局職員出席者……６０
開　　議……６１
議案質疑……６１
議案第２２号～議案第２４号直接審議（先議）……１３３
常任委員会議案付託……１３４
散　　会……１３４

第　３　号　（３月８日）
議事日程……１３５

本日の会議に付した事件……１３５
出席議員……１３５
欠席議員……１３５
説明のため出席した者……１３５
事務局職員出席者……１３６
開　　議……１３７
一般質問……１３７
　１番　常世田　正　樹……１３７
１３番　宮　内　　保……１４９
　６番　﨑　山　華　英……１６２
　８番　井　田　　孝……１７４
　９番　島　田　　恒……１７８
　７番　永　井　孝　佳……１８６
散　　会……１９８

第　４　号　（３月９日）

議事日程……１９９
本日の会議に付した事件……１９９
出席議員……１９９
欠席議員……１９９
説明のため出席した者……１９９
事務局職員出席者……２００
開　　議……２０１
一般質問……２０１
　５番　伊　場　哲　也……２０１
　２番　伊　藤　春　美……２１６
２０番　松　木　源太郎……２２５
　４番　戸　村　ひとみ……２３９
１６番　伊　藤　房　代……２５７
散　　会……２６９

第　５　号　（３月２２日）

議事日程……２７１
本日の会議に付した事件……２７１
出席議員……２７１
欠席議員……２７２
説明のため出席した者……２７２
事務局職員出席者……２７２
開　　議……２７３
常任委員長報告……２７３
質疑、討論、採決……２７８
発議案上程……２９２
発議案第　１号　ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議
提案理由の説明……２９２
質疑、討論、採決……２９３
事務報告……２９３
閉　　会……２９４

令和４年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和４年３月１日（火曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　会議録署名議員の指名
第　４　会期の決定
第　５　議案上程
第　６　施政方針並びに提案理由の説明
第　７　議案の補足説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　議案上程
日程第　６　施政方針並びに提案理由の説明
日程第　７　議案の補足説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利

１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	大八木　利　武	総　務　課　長	宮　内　敏　之
企画政策課長	小　倉　直　志	財　政　課　長	山　崎　剛　成
税　務　課　長	伊　藤　義　一	市民生活課長	八　木　幹　夫
保険年金課長	穴　澤　昭　和	子育て支援課長	多　田　英　子
高齢者福祉課長	赤　谷　浩　巳	商工観光課長	加　瀬　博　久
建　設　課　長	浪　川　正　彦	都市整備課長	栗　田　　茂
上下水道課長	宮　負　　亨	教育総務課長	杉　本　芳　正
体育振興課長	柴　　栄　男		

事務局職員出席者

事　務　局　長	花　澤　義　広	事務局次長	向　後　哲　浩

開会　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（木内欽市）　ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより令和４年旭市議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（木内欽市）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

３番、菅谷道晴議員、４番、戸村ひとみ議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（木内欽市）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月22日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月22日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思います。ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第25号までの25議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（木内欽市）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第25号までの25議案を一括上程いたします。

議案第　１号　令和４年度旭市一般会計予算の議決について

議案第　２号　令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第　３号　令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第　４号　令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第　５号　令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第　６号　令和４年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第　７号　令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第　８号　令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第　９号　令和３年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第１２号　旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１６号　旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１７号　旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１８号　旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１９号　旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について

議案第２０号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第２１号　市道路線の認定及び変更について

議案第２２号　旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２４号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２５号　専決処分の承認について（令和３年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第６　施政方針並びに提案理由の説明

○議長（木内欽市）　日程第６、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和４年旭市議会第１回定例会を招集し、令和４年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであり、令和４年度は、第２期計画期間の折り返し点である３年目を迎えます。

コロナ禍ではありますが、いわゆるウィズコロナ、ポストコロナへの対応も視野に入れながら、できることを確実に実施し、市民が安心して暮らし、働き、子どもを生み、育てられるまちづくりを進め、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来　ず～っと大好きなまち旭」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、総合戦略の中で、令和４年度に取り組む重点施策を、四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

はじめに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域の振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」については、毎年100万人を超える来場者があり、売り上げも順調に伸びております。

今後も、全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をＰＲするなど、本市のさまざまな魅力を発信する拠点となるよう、取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地などを活用したＰＲや、新たな観光資源の創出と旅行商品化に取り組んでまいります。

また、本年４月１日には、千葉県から飯岡刑部岬展望館が無償譲渡されます。これらを有効に活用し、国及び県の観光需要喚起策の動向を注視しながら、市独自の宿泊助成をはじめ、さまざまなキャンペーンを実施し、観光客の誘致を図ってまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季を通じてさまざまな観光イベントが開催され、例年多くの観光客が訪れています。令和４年度のイベントにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底し、

安全に開催できるよう、実行委員会や関係団体とともに準備を進めてまいります。

次に、雇用の促進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、市内で創業、起業を目指す方のために、商工会や関係機関等と連携し、創業セミナーを開催するほか、新たに経営支援セミナーを開催するなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

また、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会など、地元企業と旭市の未来を担う高校生とのマッチング機会を提供し、若者の雇用促進に努めてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設又は増設など、一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

はじめに、出会いの場創出事業について申し上げます。

若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、積極的な情報発信を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、魅力あるさまざまな婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世代包括支援事業については、新庁舎に設置した子育て世代包括支援センターに親しみやすい愛称を付けるとともに、事業の周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めてまいります。また、関係機関との連携による切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ってまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

はじめに、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

新たなポータルサイトの追加等により、本市のふるさと応援寄附は年々増加しております。今後も魅力ある返礼品の拡大に努め、産業の振興に結び付けてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

本市にある地域資源を活用し、映画やドラマなどの撮影誘致・支援を行うとともに、作品の舞台を訪れてもらうロケツーリズムを新たに始めることにより、本市の魅力や認知度の向上を目指してまいります。

次に、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、定住促進奨励金交付事業を実施しております。令

和４年度からは新たに市内の若者を対象とした奨励金を創設するなど、今後も住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市内在住者と都市住民が米作り体験などで交流することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、本市の豊富な農水産物のＰＲを図ってまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

はじめに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを充実させてまいります。また、増加、複雑化する各種相談に対応するため、市の中央・北部・東部に配置した地域包括支援センターと、市直営の基幹型地域包括支援センターが連携し、きめ細やかな支援を引き続き行ってまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、国道部の交差点及び一部区間の工事に着手しております。

旭地域の椎名内西足洗線については、全線の供用開始を目指して、椎名内地区及び西足洗地区それぞれの区間で工事を進めております。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド交通を運行しております。

人口減少・少子高齢化が進展する中で、交通弱者のさらなる増加が見込まれることから、市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、広く市民の皆様からご意見を伺いながら、令和５年度からの公共交通政策のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を令和４年度末までに策定します。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

この事業は、まち全体の名称を「みらいあさひ」とし、まちの一部である多世代交流施設「おひさまテラス」を含む商業棟について、令和４年春のオープンを目指してまいりました。

現在、事業者による建設工事が順調に進んでおり、ゴールデンウィーク前にはオープンできる見込みと伺っております。

「おひさまテラス」については、オープン後に魅力的な講座やイベント等が展開できるよう、市と指定管理者が連携・協力しながら準備を進めており、詰めの段階にきております。

また、この官民連携による取り組みをきっかけに、世界的な製薬メーカーであるノボノルディスクファーマ株式会社が世界の主要都市などで行っている、２型糖尿病抑制事業「ＣＣＤプロジェクト」の38番目のパートナー都市に本市が選定されたところです。

昨年６月には、本市と千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスクファーマ社が協定を締結し、「みらいあさひ」を主たるフィールドとして、ノボノルディスクファーマ社による支援の下、令和７年度末まで糖尿病患者の発症抑制と重症化予防のための共同研究を進めてまいります。

市としても積極的にこの共同研究を推進していくため、本年４月に若手・中堅職員によるプロジェクトチームを組織します。

このように民間事業者からの注目を集め、また内閣官房からも高い評価を得ている生涯活躍のまち・あさひ形成事業は、平成27年度に策定した総合戦略に構想として掲載して以降、７年の歳月を経て、いよいよオープンにたどり着くことができました。

これも、ひとえに、地権者の皆様方をはじめ、市のコンセプトに賛同し、事業計画を提案していただいた事業者の皆様、関係機関の皆様方のご協力、そして、市議会や市民の皆様方のご理解があってのことと、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

この事業は、さまざまな可能性を秘めた、将来の旭市を見据え、契機となる事業であると確信しております。

まちが完成した以降も、子育て世代を中心とした多世代が交流することで賑わいを創出し、いつ行ってもワクワクする施設になるよう、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「ストップ少子化大作戦」について申し上げます。

本市では、これまでさまざまな子育て支援策を実施してまいりましたが、総合戦略に示してある数値目標をクリアするには至っておりません。

そこで、「おひさまテラス」が開設予定である令和４年度からハード事業・ソフト事業の双方から少子化に歯止めをかけるため、従来の単独の事業の実施だけでなく、「結婚～出産～子育て～定住」を一連のものと捉え、さまざまな事業を一体的かつ効果的に組み合わせ相乗効果を創出すべく、コラボ企画や一元的な情報発信などの工夫を凝らし、切れ目のない支援事業を進めてまいります。

この結婚から定住まで切れ目のない各種支援事業を「ストップ少子化大作戦」と命名し、異なる部署と連携した「チーム旭市役所」として取り組んでまいります。

次に、令和４年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

はじめに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した、本市の令和元年市町村別農業産出額は、490億2,000万円で全国第６位となっております。

引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、労働力の確保、農業経営の安定化、生産性の向上を目指し、関係機関と連携してさまざまな施策に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、首都圏の食糧供給基地として、また、農業の高収益化を図るため、生産施設の整備やスマート化への機械等の導入に対する千葉県の補助事業に、市も上乗せして支援を行ってまいります。

水田農業構造改革推進事業については、今後も米価の下落が予想されており、需要に応じた米の生産が求められていることから、畜産業が盛んな本市の特性を十分に生かして、飼料用米等の戦略作物の作付けに対する支援を行い、水田農業の経営安定を図ってまいります。

家畜防疫対策事業については、県内でも本年１月に高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、引き続き厳重な防疫対策が重要となっております。今後も、畜産物を安定供給するため、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、各種防疫対策への支援をしてまいります。

新規就農総合支援事業については、市単独による補助事業を取りそろえ、親元での就農者への支援のほか、市外からの新規就農者を積極的に受け入れ、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

畜産環境フレッシュ事業については、各農場での畜産臭気に対する対策を進めるため、臭気を軽減する効果のある資材等の導入に対し支援を行い、環境の改善に取り組んでまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とし施工している県営土地改良事業飯岡西部地区、春海地区、豊和地区の早期完成に向けて、引き続き支援してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、イノシシなどによる農産物への被害防止や農村環境の保全を図るため、引き続き市の単独補助事業などで、対策を強化してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業については、漁業共済制度や貝類の種苗放流などを推進し、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復に努めてまいります。また、飯岡漁港内の施設改修や航路しゅんせつなど、水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、消費者の購買意欲の拡大を図り、地元商店街等の活性化につなげるため、令和３年度に引き続きプレミアム率30パーセントの共通商品券発行事業を行うほか、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤の強化を図るため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備を進めてまいります。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

はじめに、保健の充実について申し上げます。

がん検診等については、コロナ禍でも対象者が受診しやすいよう検診日を増やし、男女別の日程の設定や、実施方法を工夫するなど、感染予防対策を講じながら、受診率の向上を図ってまいります。

感染症予防対策事業については、新型コロナワクチンの３回目接種を２月１日に開始いたしました。４月からは、働く世代が接種を受けやすくするため、夜間接種日を設けて対応してまいります。

また、前年度同様インフルエンザ予防接種費用の助成の拡充、その他各種予防接種の実施、感染症に関する正しい知識の普及に取り組み、感染症の予防に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

新たな取り組みとして、誰でも自由に、自ら進んでスポーツに親しむことができるよう「あさひスポーツフェスティバル」を本年10月に開催します。

市内複数のスポーツ施設で、家族や友人と気軽に楽しめるニュースポーツの体験や、障がいがある方でも参加できるパラスポーツなどを予定しております。

次に、都市住民との交流を目的に開催してまいりました向太陽杯パークゴルフ大会については、市内の小・中学生、親子、一般の方などが大勢参加できるよう、市民向けの大会に変更して開催いたします。

地域の活性化を目的に整備を進めてまいりました、旭市サッカー場については、本年４月にオープンを予定しております。なお、令和４年度はさらなる利用促進のため、照明設備の設置を予定しています。

文化の杜公園テニスコートについては、利便性の向上を図るため、クレーコートから人工芝へ改修を行う予定であります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、昨年９月に施行された医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律において、社会全体で支えるものと定められました。本市においても日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケアを必要とする児童の地域生活を支援し、児童福祉の向上を図ってまいります。

市内に13か所ある公立保育所の再編については、施設老朽化による維持管理経費の増加や、少子化による利用児童数の減少など、さまざまな課題が生じていることから、旭市公立保育所在り方検討委員会や旭市立保育所再編計画策定懇談会からご意見をいただき、公立保育所の施設ごとの方針や施設全体の再編方針を定めた「旭市立保育所再編計画（案）」を作成いたしました。

この計画案について、パブリックコメントを実施し、今後は、本年度中の計画策定に向け、最終調整を行い、公表してまいります。

妊婦・乳幼児健康診査事業では、妊娠初期から乳幼児期まで定期的に健康診査を受けることで、健康状態を把握し、適切な治療や指導を受けられるよう検診費用の助成を行います。また、３歳児健康診査の視力検査用に機器を導入し、異常を早期に発見し、早期治療につなげてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

教育の情報化推進事業については、引き続き、教職員の操作習得や授業支援などを行うＩＣＴ支援員を民間委託し、効果的で効率的なＩＣＴ活用の研究と実践を進め、コロナ禍における学習環境の速やかな整備と学力向上をはじめとする教育課題に取り組んでまいります。

英語教育の充実については、令和４年度から、中学校の英語指導助手（ＡＬＴ）と、小学

校の英語教諭補助員（ＪＴＥ）をそれぞれ増員し、中学校では授業での活用をさらに充実させ、小学校では新たに１学年、２学年及び６学年の外国語授業等での活用を進めるとともに、実用英語技能検定に係る補助を拡大し、コミュニケーション能力や英語学力の向上に取り組んでまいります。

小・中学校の再編については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、地域ごとに説明会やアンケート調査を実施し、住民の意見を伺いながら合意形成に向け進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

大規模改修工事を進めてまいりました旭第二市民会館については、本年４月１日から複合施設「あさひ市民センター」としてオープンいたします。今後は、地域の拠点施設として、市民の活動を支援してまいります。

なお、本施設に入る旭市地域職業相談室と旭市観光物産協会の移転については、本年５月下旬を目途に調整を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

文化振興事業については、コロナ禍で文化芸術に触れる機会が制限されている中、市民の文化意識の高揚を図り、優れた芸術文化に接する機会を増やすため、プロによる演芸など幅広いジャンルの芸術文化事業を展開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

成人式開催事業については、本年４月１日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、本市では引き続き20歳を対象とした「二十歳のつどい」として名称を改め、式典を開催してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

はじめに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、「旭市飯岡しおさいマラソン大会」を開催し、本市の知名度アップや交流を促進してまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良、排水施設整備及び維持補修工事など、計画的に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、令和３年度内での全線供用開始を目指し、国道126号の交差点部の改良工事を進めております。

飯岡海上連絡道の整備については、ＪＲ東日本千葉支社への委託により、鉄道横断工事を進めております。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の改良工事と併せて、大利根用水路横断部に係る設計業務を順次進めております。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、昨年８月に旭都市計画道路として決定及び告示され、引き続き、早期事業化に向けた準備等を進めていると伺っております。

また、清滝バイパスの整備については、トンネルの掘削が完了し、トンネル内部のコンクリート工事が進められております。

２路線とも、本市にとりまして重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け、関係機関に要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、安全・安心な水道水を供給するため「旭市水道事業ビジョン」による長期計画に基づき、耐震化を考慮した既存施設の更新・改良や配水区域の適正化を実施してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然とふれあい、うるおいと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

秩序ある土地利用を図り、均衡のあるまちづくりを計画的に進めていくため、令和４年度より市全域を視野に入れた都市計画の見直しに向け、調査・検討業務に着手いたします。

令和７年度までの４年間で調査・検討にかかる業務に取り組み、令和８年度の都市計画決定告示を目標にしてまいります。

持続可能なまちづくりには、計画的な土地利用の実現と計画的なインフラの整備が不可欠と考えておりますので、市民の皆様との合意形成を図りながら、事務を進めてまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上等を目的として実施しており、個人住宅のリフォームに対する補助を通じて地域経済の活性化を図ってまいります。

空き家対策事業については、空き家等に対する施策を総合的に行うため、旭市空家等対策協議会を設置し、「旭市空家等対策計画」の策定を進めておりますが、協議会において協議が整い次第、パブリックコメントを経て決定する予定です。決定後は「旭市空家等対策計

画」に基づく特定空家の認定、空き家の活用支援等、効果的な取り組みを実施してまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の適正な維持管理を通じて、水質保全や生活環境の向上に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、近年の集中豪雨や台風等の対策として、イ地区サンモール西側の排水路整備を順次、進めてまいります。

また、旭地域のハ地区及び海上地域の後草地区の冠水対策として、本年度に実施した測量業務を踏まえて、今後、具体的な対策を進めてまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、引き続き地区内の冠水対策として、排水路の面整備工事を進めてまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

廃棄物の減量化と資源の有効活用については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆様によるごみ減量化や３Ｒへの取り組みを引き続き支援してまいります。

ごみ処理の広域化については、東総地区クリーンセンターが銚子市野尻地区に、東総地区最終処分場が銚子市森戸地区に完成し、本年度より稼働しております。

今後は、中継施設の整備を進めるため、引き続き東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

自然環境の保全については、きれいな旭をつくる運動を推進するため、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援し、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、身近な地域の環境美化の推進を図ってまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

昨年12月に銚子市沖における洋上風力発電事業者が選定され、今後は環境アセスメントなどを経て、令和10年に運転が開始される予定です。

選定された事業者に対しましては、洋上風力発電を通じた本市への地域振興に協力を求めてまいります。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢になっても住み慣れた地域で自立した暮らしが続けられるよう、介護予防の普及啓発を行うとともに、高齢者が地域のつながりの中で互いに声を掛け合い、生活機能の低下を予防するための「通いの場」の立ち上げ支援や、生活機能を向上させるための介護予防サービスの拡充に取り組むなど、今後も地域での支えあいの仕組みづくりや、介護予防・日常生活支援体制について構築してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防庁舎整備事業については、消防体制の充実を図るため、海上分署と飯岡分署を統合し、両分署の中間地点に統合消防分署庁舎を建設することといたしました。

令和４年度は、設計業務委託を予定しており、令和６年度中の運用開始を目指しております。

また、消防力の強化を図るため、新たに地上型耐震性貯水槽を干潟地域入野ふれあいセンターへ設置し、火災発生時には消火に必要な水を消防隊へ供給することにより、迅速な消火活動を図ってまいります。

火災予防については、住宅用火災警報器を設置する後期高齢者世帯に対する助成事業を行うとともに、住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、関係各課や関係機関と連携を図りながら、引き続き消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。

また、消費生活被害を未然に防ぐため、広報紙等による啓発活動のほか、消費生活サポーターとの連携による幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については「第４次旭市行政改革アクションプラン」を指針として、第２期総合戦略の実現に必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収に、積極的に取り組んでおりますが、今後も市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、徹底した収納業務に努めてまいります。

すべての公共施設の在り方や具体的な運用については、「旭市公共施設等総合管理計画」に沿って、市民のニーズや市を取りまく社会状況の変化を的確に把握しながら、資産コストの縮減と公共施設の最適な配置を目指してまいります。

次に、令和４年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和２年度決算においても良好な結果となったところでありますが、令和４年度は、市税等の増が見込まれるものの、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響の長期化などから、今後の歳入を取り巻く環境は厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、人口減少や少子高齢化対策、安全・安心なまちづくり等を積極的に推進する中、社会保障関係費の増加や新型コロナウイルス感染症への対応、公共施設等の維持・更新経費の増加、「生涯活躍のまち形成事業」など、市政発展のため必要不可欠な事業の進捗により、財政需要の増大が見込まれております。

このような状況を踏まえ、令和４年度の予算編成にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、「第２期旭市総合戦略」に掲げる４つの基本目標の実現と、「チーム旭でまちづくり」の推進に向け、関連する諸施策を着実に実施することを基本とし、引き続き本市のさらなる発展を目指して、一般会計の予算額を287億1,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で177億6,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で29億6,425万1,000円となり、市全体の当初予算の規模を494億3,925万1,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号は、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ287億1,000万円であります。

歳入の主なものは、１款市税に74億1,980万6,000円、10款地方交付税に89億円、14款国庫支出金に31億6,663万9,000円、15款県支出金に19億664万7,000円、21款市債に21億2,890万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、２款総務費に36億1,140万4,000円、３款民生費に94億5,228万1,000円、４款衛生費に40億957万8,000円、８款土木費に29億5,192万2,000円、10款教育費に25億7,318万2,000円、12款公債費に31億5,191万5,000円を計上したところであります。

議案第２号は、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、

予算の規模を、歳入歳出それぞれ25億9,100万円とするものであります。

議案第３号は、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ事業勘定で89億円、施設勘定で8,200万円とするものであります。

議案第４号は、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ７億8,500万円とするものであります。

議案第５号は、令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ54億700万円とするものであります。

議案第６号は、令和４年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を２万1,416件、年間給水量を640万9,114立方メートルと見込み、事業収益を16億6,585万1,000円と予定いたしました。

議案第７号は、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を2,077件、年間有収水量を59万6,155立方メートルと見込み、事業収益を５億8,800万7,000円と予定いたしました。

議案第８号は、令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を412件、年間有収水量を13万7,204立方メートルと見込み、事業収益を7,943万円と予定いたしました。

議案第９号は、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億2,100万円を追加し、予算の総額を369億6,100万円とするものであります。

議案第10号は、令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ１億4,500万円を追加し、予算の総額を54億5,400万円とするものであります。

議案第11号は、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、千葉県から当該施設の無償譲渡を受けるにあたり、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る均等割額について軽減措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、泉川児童遊園、新川観音児童遊園、萩園児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、「おひさまテラス」の開設に向けて、利用方法や施設の一部の仕様を調整したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会体育施設において指定管理者制度を活用するため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、新庁舎建設事業の完了に伴い、庁舎整備基金を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

議案第20号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備により３路線を認定し、１路線を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち１名の任期が令和４年３月31日をもって満了となるため、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、現委員である堀江通洋氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第23号及び議案第24号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ

てでありまして、現委員のうち、令和４年６月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、林芳枝氏及び神原春代氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第25号は、専決処分の承認についてでありまして、令和３年度旭市一般会計補正予算（第10号）について、住民税非課税世帯や家計急変世帯への１世帯当たり10万円の給付に要する経費と、新型コロナウイルスワクチン接種のため、診療時間外や休日に集団接種会場へ派遣される医療従事者の経費の一部を助成するための費用について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第７　議案の補足説明

○議長（木内欽市）　日程第７、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、令和４年度旭市予算書のご用意をお願いしたいと思います。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を287億1,000万円と定めるもので、対前年度11億8,000万円、3.9％の減となりました。

第２条の債務負担行為、第３条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第４条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第５条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

９ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為です。

表の一番上になります。農業近代化資金利子補給から一番下の海上飯岡統合分署設計業務委託料まで13項目ございまして、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第３表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として21億2,890万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明いたします。

13ページをお願いいたします。

１款市税のうち、１項１目個人市民税は29億7,587万5,000円、対前年度比2.6％の増を見込みました。

２目法人市民税は３億7,284万7,000円、対前年度比4.3％の増を見込みました。

２項１目固定資産税は30億5,707万9,000円、対前年度比4.6％の増を見込みました。

14ページをお願いいたします。

３項軽自動車税のうち、１目環境性能割は1,241万2,000円、対前年度比42.9％の増を見込みました。

２目種別割は２億2,389万8,000円、対前年度比1.9％の増を見込みました。

４項１目市たばこ税は５億1,178万3,000円、対前年度比2.2％の増を見込みました。

次に、15ページをお願いいたします。

下のほうになります。２款地方譲与税です。

この２款地方譲与税から、11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んでおります。

主なものを申し上げます。

15ページの一番下、２款２項１目自動車重量譲与税は２億6,500万円、対前年度比12.8％の増を見込みました。

17ページをお願いいたします。

７款地方消費税交付金は15億9,000万円、対前年度比7.4％の増を見込みました。

18ページをお願いいたします。

10款地方交付税は89億円、対前年度比5.7％の増を見込みました。内訳につきましては、説明欄１、普通交付税は、地方財政計画などから増額と見込み、説明欄２、特別交付税は、対象項目の減などに伴い減額と見込みました。

少し飛んで、22ページをお願いいたします。

下のほうになります。14款国庫支出金です。

１項１目民生費国庫負担金は、対前年度比0.8％の減となっております。これは主に、23ページになります、３節児童福祉費国庫負担金の減などによるものです。

同じページの下になります。２項１目総務費国庫補助金は、対前年度比43.0％の大幅な減となっております。これは主に、１節総務管理費国庫補助金の説明欄１、地方創生推進交付金の減などによるものです。

24ページをお願いいたします。

２目民生費国庫補助金は、対前年度比3.1％の減となっております。これは主に、２節児童福祉費国庫補助金の説明欄４、子どものための教育・保育給付交付金の減などによるものであります。

25ページになります。

４目土木費国庫補助金は、対前年度比3.0％の減となっております。これは主に、２節住宅費国庫補助金の説明欄１、社会資本整備総合交付金の減などによるものです。

26ページをお願いいたします。

15款県支出金です。

１項１目民生費県負担金は、対前年度比0.9％の減となっております。これは主に、３節児童福祉費県負担金の、27ページになりますが、説明欄４、子どものための教育・保育給付費負担金の減などによるものです。

一番下になります。２項２目民生費県補助金は、対前年度比4.3％の減となっております。これは主に、28ページをお願いいたします、２節老人福祉費県補助金の昨年度計上していた介護施設等整備事業交付金の減などによるものです。

同じページの下になります。３目衛生費県補助金は、対前年度比14.3％の減となっております。主な要因は、１節保健衛生費県補助金の、29ページになります、説明欄７、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の減などによるものです。

同じページになります。４目農林水産業費県補助金は、対前年度比36.8％の増となっております。これは主に、１節農業費県補助金の説明欄４、水田自給力向上対策事業補助金の増などによるものでございます。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款寄附金です。

１項１目総務費寄附金は、対前年度比111.3％の大幅な増となっております。これは主に、１節総務管理寄附金の説明欄１、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

その下になります。18款繰入金です。

基金からの繰入金について申し上げます。

34ページをお願いいたします。

２項１目財政調整基金繰入金は２億2,300万円、対前年度１億3,100万円の減で計上しております。

２目災害復興基金繰入金は4,092万8,000円、対前年度2,826万3,000円の減で計上しております。

３目地域振興基金繰入金は１億2,320万7,000円、対前年度４億7,800万4,000円の減で計上しております。

４目ふるさと応援基金繰入金は１億1,000万円、対前年度2,601万円の増で計上しております。

５目育英基金繰入金は1,562万8,000円を新たに計上しております。

その下、庁舎整備基金繰入金は、令和３年度末の庁舎整備基金の廃止に伴い、廃目となっております。

少し飛びまして、38ページをお願いいたします。

21款市債です。

１項１目総務債は4,170万円で、説明欄１、コミュニティバス整備事業債などの３本を計

上しております。

なお、対前年度１億4,580万円の大幅な減となった主な要因は、前年度まで計上していました新庁舎建設事業債の減によるものでございます。

２目民生債は780万円で、説明欄１、児童福祉施設改修事業債を計上しております。

３目農林水産業債は8,640万円で、説明欄１、転作作物推進事業債などの５本を計上しております。

４目土木債は12億8,760万円で、１節道路橋梁債の説明欄１、土木作業車整備事業債などの12本と、２節都市計画債で説明欄１、公園整備事業債を計上しております。

39ページになります。

５目消防債は3,200万円で、説明欄１、消防施設建設事業債などの４本を計上しております。

６目教育債は２億7,340万円で、１節小学校債から４節保健体育債までの説明欄に記載の６本を計上しております。

なお、対前年度３億3,630万円の大幅な減となった主な要因は、サッカー場整備工事の減により、４節保健体育債の説明欄２、社会体育施設整備事業債が減となったことによるものです。

７目臨時財政対策債は４億円で、国の地方財政計画などから、対前年度７億8,000万円の減を見込んでおります。

市債の合計は21億2,890万円で、対前年度13億7,320万円、39.2％の減となっております。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

それでは、42ページをお願いいたします。

１款１項１目議会費は、対前年度8.6％の増で、２億2,183万5,000円を計上いたしました。

次に、２款総務費です。

少し飛びまして、46ページをお願いいたします。

２款１項１目一般管理費は、対前年度比1.6％の減で、主な要因は前年度まで計上していたコミュニティ施設管理費の減によるものであります。

少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

７目企画費は、対前年度比38.7％の減で、主な要因は、63ページをお願いいたします、説明欄６、生涯活躍のまち形成事業の減などによるものであります。

69ページをお願いいたします。

10目地域振興費は、対前年度比33.8％の増で、主な要因は、70ページをお願いいたします、説明欄５、移住・定住促進事業の、71ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の３行目になります若者世帯住宅取得奨励金の追加や、その下になりますが、説明欄６、コミュニティバス等運行事業の車両購入に伴う増などによるものであります。

次に、３款民生費です。

少し飛びまして、98ページをお願いいたします。

３款１項２目障害者福祉費は、対前年度比0.9％の増で、主な要因は、102ページをお願いいたします、説明欄10、自立支援給付事業のうち19節扶助費の増などによるものです。

また、107ページをお願いいたします。

２項２目後期高齢者医療費は、対前年度比8.4％の増で、主な要因は説明欄２、広域連合負担金の、108ページをお願いいたします、一番上になりますが、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金の増などによるものでございます。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

一番下のほうになります。３項３目児童措置費は、対前年度比3.4％の減で、主な要因は説明欄１、児童手当給付事業の、122ページをお願いいたします、19節扶助費の児童手当の減などによるものです。

次に、４款衛生費です。

少し飛びまして、137ページをお願いいたします。

４款１項２目予防費は、対前年度比2.2％の増で、主な要因は、140ページをお願いいたします、説明欄６、感染症予防対策事業の増などによるものでございます。

145ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、４目環境衛生費は、対前年度比3.1％の減で、主な要因は、146ページをお願いいたします、説明欄２、環境衛生事務費のうち18節負担金補助及び交付金の、147ページになります、東総地区広域市町村圏事務組合負担金の減などによるものです。

次に、５款労働費です。

少し飛びまして、158ページをお願いいたします。

５款１項１目労働諸費については、対前年度比78.3％の増で、主な要因は説明欄２、職業相談室運営支援事業が事務室の移転に伴い増となったことによるものです。

次に、６款農林水産業費です。

少し飛びまして、165ページをお願いいたします。

６款１項３目農業振興費は、対前年度比39.5％の増で、主な要因は、166ページをお願いいたします、説明欄２、新規就農総合支援事業が新たな支援事業の追加などにより増となったことや、167ページになりますが、説明欄５、水田農業構造改革推進事業の増などによるものです。

171ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、５目農地費は、対前年度比15.1％の増で、主な要因は、173ページをお願いいたします、説明欄５、農業水利施設改修事業に、飯岡地域玉浦川地区の管路施設改修工事に伴い、14節工事請負費が追加されたことなどによるものです。

次に、７款商工費です。

少し飛びまして、186ページをお願いいたします。

７款１項３目観光費は、対前年度比14.0％の増で、主な要因は、188ページをお願いいたします、説明欄３、観光施設管理費の県から無償譲渡される飯岡刑部岬展望館の管理経費の追加や、190ページをお願いいたします、説明欄４、観光イベント事業の、191ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の七夕市民まつりやＹＯＵ・遊フェスティバルへの補助金の増などによるものです。

次に、８款土木費です。

少し飛びまして、199ページをお願いいたします。

８款２項３目道路新設改良費は、対前年度比22.5％の減で、主な要因は、200ページをお願いいたします、説明欄４、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や、その下になりますが、説明欄５、南堀之内バイパス整備事業などの道路整備事業が工事の進捗に伴い減となったことなどによるものでございます。

205ページをお願いいたします。

３項４目公園費は、対前年度比18.9％の増で、主な要因は、206ページをお願いいたします、一番上になりますが、説明欄２、あさひパークゴルフ場維持管理費の、207ページになりますが、14節工事請負費のパークゴルフ場改修工事の増などによるものでございます。

次に、９款消防費です。

少し飛びまして、214ページをお願いいたします。

９款１項１目常備消防費は、対前年度比4.0％の減で、主な要因は、216ページをお願いいたします、説明欄３、消防庁舎整備事業の追加や、その下になりますが、説明欄４、消防施

設整備事業の増はあったものの、その下の説明欄５、消防車両整備事業が車両購入費の減によりまして大幅な減となったことによるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、224ページをお願いいたします。

10款１項２目事務局費は、対前年度比14.4％の増で、主な要因は、228ページをお願いいたします、説明欄８、育英資金給付事業の増や、229ページになりますが、説明欄11、教育の情報化推進事業の増などによるものです。

231ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、２項１目学校管理費は、対前年度比9.1％の増で、主な要因は、234ページになります、上のほうになりますが、説明欄３、小学校施設改修事業の増などによるものです。

少し飛びまして、240ページをお願いいたします。

３項２目教育振興費は、対前年度比17.5％の増で、主な要因は、243ページをお願いいたします、説明欄６、中学校英語指導助手配置事業のＡＬＴの増員に伴う増などによるものです。

少し飛びまして、270ページをお願いいたします。

４項13目社会教育施設再編費は、対前年度比20.0％の減で、主な要因は説明欄１、社会教育施設再編事業の14節工事請負費の減などによるものです。

273ページをお願いいたします。

５項２目体育施設費は、対前年度比67.7％の大幅な減で、主な要因は、278ページをお願いいたします、説明欄７、サッカー場整備事業の減によるものです。

その下の279ページになりますが、３目学校給食費は、対前年度比4.2％の増で、主な要因は、281ページをお願いいたします、下のほうになりますが、説明欄５、第二学校給食センター管理費のうち、282ページをお願いいたします、14節工事請負費の給食センター施設改修工事の増によるものです。

次に、12款公債費です。

少し飛びまして、290ページをお願いいたします。

12款１項１目元金は、対前年度比2.6％の減、２目利子は、対前年度比14.3％の減となっております。

次に、13款諸支出金です。

292ページをお願いいたします。

13款２項１目水道事業公営企業費は、対前年度比5.6％の減で、主な要因は説明欄１、水道事業会計繰出金の高料金対策補助金の減によるものです。

294ページをお願いいたします。

14款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で歳出の主な内容の説明を終わります。

続きまして、その下、295ページをお願いいたします。

ここから302ページまでは給与費明細書となっております。

１、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度を比較したものです。

下から２段目、その他の特別職が259人の減となっておりますが、これは主に令和３年度執行の選挙に係る投票管理者等の減によるものです。

296ページをお願いいたします。

２、一般職のうち（１）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表でございます。

297ページになります。

これは、一般職のうち会計年度任用職員以外の職員の表でございます。会計年度任用職員以外の職員数は、前年度と比べて３人の減で、金額は、右のほうですが、合計で4,018万3,000円の減となっております。

298ページをお願いいたします。

これは会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとなっております。

会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側になりますが、７億9,293万6,000円で、前年度と比べまして5,888万6,000円の増となっております。

その他の内容は、299ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、303ページをお願いいたします。

ここから305ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が令和４年度以降にわたるものについての支出予定額等を記載したものでございます。

最後に、306ページをお願いいたします。

この表は地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。左から順に、令和２年度末の現在高が308億4,833万円、その右が令和３年度末現在高見込額で316億3,479万2,000円、さらにその右が令和４年度中の起債見込額で21億2,890万円、その右が令和４年度中の元金償還見込額で30億4,189万3,000円、一番右になりますが、令和４年度末の現在高見込額で307億2,179万9,000円となっております。

以上で議案第１号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　小倉直志　登壇）

○企画政策課長（小倉直志）　議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の307ページをご覧ください。

第１条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,100万円といたしました。

少し飛びまして、313ページをご覧ください。

歳入の１款諸収入として、貸付金元利収入20億4,100万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分としての地方独立行政法人からのものです。

また、２款市債として、病院債５億5,000万円を計上しました。これは、法人が行う医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

314ページをご覧ください。

歳出の１款事業費ですが、貸付金として５億5,000万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

２款公債費は、１目元金17億3,088万円及び２目利子３億1,012万円、合わせて20億4,100万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

315ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和４年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、184億5,911万9,000円と見込んでおります。

以上で議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　穴澤昭和　登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和）　議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の317ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定89億円、施設勘定8,200万円と定めるものです。

第２条は、一時借入金の限度額を事業勘定１億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第３条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

それでは、327ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

１款国民健康保険税は、328ページに移りまして、上段の計の欄で17億4,180万3,000円、前年度と比較して0.5％の増を見込みました。新型コロナウイルス感染症の影響と被保険者数の減少等により税収の回復は見込めないため、微増となりました。

329ページをお願いいたします。

５款県支出金は64億5,330万3,000円、8.5％の増を見込みました。内訳は、説明欄の１、保険給付費等普通交付金63億1,207万4,000円と、説明欄の２、保険給付費等特別交付金１億4,122万9,000円となります。

増の要因につきましては、保険給付費等普通交付金の増によるもので、歳出の保険給付費の増と連動しており、県で算定されています。

７款１項１目一般会計繰入金は、全額法定の繰入金でありまして、４億9,730万4,000円、1.9％の増を見込みました。増の要因は、１節保険基盤安定繰入金と、330ページに移りまして、４節財政安定化支援事業繰入金が増額になったこと、また、新たに５節の未就学児保険税均等割軽減分繰入金を加えたことによるものです。

続いて、２項１目財政調整基金繰入金は、税の減収を補填するため、１億8,000万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

332ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費は2,987万円、前年度と比較して9.5％の減を見込みました。減の要因は、税制改正等に伴うシステム改修費の減少によるものです。

334ページをお願いいたします。

下段の２款１項療養諸費は、335ページに移りまして、計の欄で55億760万円、8.7％の増

を見込みました。増の要因は、被保険者の高齢者割合が高く、１人当たりの医療費の増加によるものです。

336ページをお願いいたします。

２項高額療養費は、計の欄で８億874万6,000円、８％の増を見込みました。

337ページをお願いいたします。

４項１目出産育児一時金は2,731万4,000円、7.1％の減を見込みました。

338ページをお願いいたします。

３款保険事業費納付金は、339ページに移りまして、計の欄で23億5,320万3,000円、2.8％の減を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。

４款保健事業費は8,545万8,000円、２％の増を見込みました。主なものは、説明欄の１、特定健康診査等事業5,761万3,000円、340ページに移りまして、説明欄の３、短期人間ドック事業2,250万円などとなります。

343ページをお願いいたします。

７款３項直営診療施設補助金は2,070万円、前年度と同額を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し県から交付され、支出するものです。

４項１目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものです。

344ページをお願いいたします。

８款予備費は3,000万円、前年度と同額を見込みました。

345ページ、346ページは給与明細となります。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

349ページをお願いいたします。

１款１項外来収入は5,074万1,000円、前年度と比較して8.6％の減を見込みました。減の要因は、令和３年度に引き続きコロナ禍は継続すると見込み、予約診療による人数制限や感染症対策によるコロナ以外の感染症患者などの受診者の減少を見込んだことによるものです。

続いて、２項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで410万9,000円、23％の減を見込みました。

351ページをお願いいたします。

４款１項他会計繰入金は740万円、前年度と同額を見込みました。

２項基金繰入金は、診療収入の減収を補塡するため、1,600万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

353ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費は4,715万円、前年度と比較して4.9％の減を見込みました。減の要因は、職員給与費やシステム改修費の減少によるものです。

356ページをお願いいたします。

２款１項医業費は、357ページに移りまして、計の欄で3,269万5,000円、1.4％の増を見込みました。医業費については、主に医薬品材料費で、その他、医療用の機械器具費を見込んでいるものです。

358ページをお願いいたします。

６款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

359ページから364ページまでは給与明細となります。

以上で議案第３号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の365ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を７億8,500万円と定めるものです。

371ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は５億5,740万4,000円、前年度と比較して6.7％の増を見込みました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。

２款１項一般会計繰入金は１億9,185万5,000円、前年度と比較して0.1％の減を見込みました。内訳は、説明欄の事務費分1,605万4,000円と、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金１億7,580万1,000円です。この保険基盤安定繰入金につきましては、全額千葉県広域連合へ納付するものです。

372ページをお願いいたします。

４款３項１目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は2,871万1,000円、6.9％の増を見込みました。増の要因は、健康診査の受託収入の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

374ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費は1,448万6,000円、30.2％の減を見込みました。減の要因は、保険料のコンビニ収納に対応するシステム改修費の減少によるものです。

375ページをお願いいたします。

２款広域連合納付金は７億3,320万5,000円、5.9％の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を併せて千葉県広域連合へ納付するものです。

３款保健事業費は、376ページへ移りまして、計の欄で2,738万円、7.5％の増を見込みました。内容は、健康診査事業を千葉県広域連合から受託し実施するものです。

377ページをお願いいたします。

５款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

378ページは給与明細となります。

なお、後期高齢者医療制度において、本年10月１日から医療費の窓口負担割合に２割負担が導入されます。２割負担に該当する被保険者へは、負担増の配慮として、一定額を超えた自己負担額を払い戻す措置が取られます。この措置は、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないように、窓口負担の影響が大きい外来の受診につき施行後３年間、一月分の負担増を最大でも3,000円にとどめるものです。

今後、施行に向けて、市の広報や被保険者への通知などで周知を図ってまいります。

以上で議案第４号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

会議は途中ですが、昼食のため１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　４分

再開　午後　１時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　赤谷浩巳　登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳）　議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の379ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を54億700万円と定めるものです。

第２条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の380ページから383ページは、歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、385ページと386ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、387ページの歳入から予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは387ページをお願いいたします。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料は12億3,442万8,000円で、第１号被保険者数の増加を見込み、対前年度比2.1％の増で計上いたしました。

内訳は、現年度分調定見込額の90.7％に当たる１節現年度分特別徴収保険料を収納率100％で11億2,874万7,000円を見込み、２節現年度分普通徴収保険料は１億68万3,000円、３節過年度分普通徴収保険料は499万8,000円を見込みました。

２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は８億9,666万6,000円、対前年度比2.4％の増を、２項１目調整交付金は１億6,333万2,000円、対前年度比6.0％の減で、２目地域支援事業交付金は7,973万5,000円、対前年度比9.5％の減でそれぞれ計上いたしました。

388ページをお願いいたします。

３款支払基金交付金の計は14億91万5,000円で、対前年度比2.1％の増で計上いたしました。

４款県支出金、１項１目介護給付費負担金は７億4,749万1,000円、対前年度比2.5％の増で計上いたしました。

389ページをお願いいたします。

同じく、４款県支出金、２項１目地域支援事業交付金は3,986万8,000円、対前年度比9.5％の減で計上いたしました。

６款繰入金、１項一般会計繰入金ですが、390ページをお願いいたします、計でございますが８億1,913万円で、対前年度比2.8％の増で計上いたしました。

８款諸収入ですが、391ページをお願いいたします、２項雑入の計になりますが、696万2,000円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、392ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、ご説明いたします。

１款総務費、１項１目一般管理費は1,726万6,000円、対前年度比39.4％の増で計上いたし

ました。増となった主な理由は、介護保険一般事務費において、次期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査実施のための計画策定調査業務委託料を計上したことによるものです。

394ページをお願いいたします。

３項２目認定調査費は2,600万8,000円で、対前年度比4.9％の増で計上いたしました。増となった理由は、公用車の所管替えなどによるものです。

396ページをお願いいたします。

２款保険給付費、１項２目地域密着型介護サービス給付費は８億2,505万6,000円で、対前年度比6.2％の増で計上いたしました。増となった主な理由は、グループホームの開設に伴う定員数の増加による需要増を見込んだことによるものです。

398ページをお願いいたします。

２項１目介護予防サービス給付費は4,387万4,000円、対前年度比22.6％の増で計上いたしました。増となった主な理由は、福祉用具貸与件数の増加を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、403ページをお願いいたします。

５款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は１億964万3,000円、対前年度比11.8％の減で計上いたしました。減となった主な理由は、国制度の基本方針に従い、通所型サービス事業において単価の見直しを行うことによるものです。

405ページをお願いいたします。

２項１目一般介護予防事業費は90万7,000円、対前年度比83.6％の増で計上いたしました。増となった主な理由は、地域リハビリテーション活動支援事業において、自立支援の取組に向けて新たにリハビリ専門職が職員に同行して訪問する委託料を計上したことによるものです。

406ページをお願いいたします。

３項１目包括的支援事業費は１億843万8,000円、対前年度比5.7％の減で計上いたしました。減となった主な理由は、人件費の減を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、410ページをお願いいたします。

４項１目任意事業費は2,376万8,000円、対前年度比18.8％の減で計上しました。減となった主な理由は、家族介護用品給付事業を一般会計予算に移行することによるものです。

413ページをお願いいたします。

６款諸支出金は、414ページの計になりますが、128万5,000円を計上いたしました。主なものは、第１号被保険者保険料還付金です。

７款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

415ページから421ページまでは、給与費明細書となっております。

最後のページの422ページは、債務負担行為の令和３年度末までの支出額及び令和４年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第６号から議案第８号までの３議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　宮負　亨　登壇）

○上下水道課長（宮負　亨）　それでは、最初に、議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書は一般会計とは別冊になります。表紙には、令和４年度旭市公営企業会計予算書、中段よりやや下に水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業会計予算と記載されているものでございます。

それでは、予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則となっております。

第２条は、業務の予定量で、（１）としまして給水件数を２万1,416件、（２）としまして年間給水量を640万9,114立方メートルとし、（３）としまして１日平均給水量を１万7,559立方メートルと予定をいたしました。（４）としまして、主要な建設改良事業は、配水管布設替工事に２億3,485万円、海上配水場の塩素注入設備更新に1,760万円を予定をいたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

続きまして、２ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額２億5,064万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補塡をいたします。

第５条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、３ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定している各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございま

す。

第９条は、他会計からの補助金で、高料金対策のための補助金として7,440万6,000円を一般会計から受けることを記載したものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を377万2,000円と定めるもので、これは量水器などの購入を予定したものでございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

４ページをお願いいたします。

令和４年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出の上段の収入でございますが、１款水道事業収益は16億6,585万1,000円で、対前年度比0.4％の増を見込みました。

１項の営業収益は14億6,056万9,000円で、このうち主なものが１目給水収益の14億4,983万7,000円で、水道料金収入でございます。年間有収水量を585万7,930立方メートルと見込みました。

２項の営業外収益は２億528万1,000円で、主なものは１目他会計補助金7,530万6,000円で、高料金対策及び児童手当に要する経費として一般会計からの補助金でございます。２目補助金6,963万1,000円も、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込みました。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款水道事業費用は15億3,297万1,000円で、対前年度比5.8％の増を予定をいたしました。

１項の営業費用は14億8,988万円で、このうち主なものは、１目原水及び浄水費の８億3,512万5,000円と、２目配水及び給水費の３億1,598万円でございます。

次の５ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は１億4,778万2,000円で、対前年度比285.5％の増を見込みました。主な内訳といたしまして、１項１目企業債の9,130万円は、建設改良工事費の財源に充てるために借り入れるものでございます。２項１目負担金の2,975万5,000円は、消火栓設置や配水管布設工事などの負担金を見込みました。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は３億9,842万6,000円で、対前年度比108.5％の増を予定をいたしました。主な内訳といたしまして、１項建設改良費３億2,667万円のうち、１目拡張工事費は、配水

管布設工事などで2,277万円、２目改良工事費は、旭市水道ビジョンに関わる配水管布設替工事や道路改良事業などに伴う配水管移設工事などで２億7,236万円、３目固定資産取得費は、海上・飯岡・干潟配水場の遠方監視通信装置や海上配水場の次亜塩素注入設備更新などで3,154万円を見込みました。

次の６ページは、令和４年度旭市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となります。

７ページから９ページにつきましては、職員給与関係の明細となっております。

10ページから11ページにつきましては、令和４年度末の予定貸借対照表となっております。

12ページから14ページにつきましては、令和３年度の予定損益計算書及び令和３年度末の予定貸借対照表となっております。

次の15ページから16ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなっております。

各内容につきましてはそれぞれ記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量で、まず（１）としまして接続件数を2,077件、（２）としまして年間有収水量を59万6,155立方メートルとし、（３）としまして１日平均有収水量を1,633立方メートルと予定をいたしました。（４）としまして主要な建設改良事業費は、公共下水道管移設工事に6,347万円を予定をいたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

18ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額１億442万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

第５条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を１億6,000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

20ページをお願いいたします。

令和４年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出の上段の収入でございますが、まず１款下水道市事業収益は５億8,800万7,000円で対前年度比7.5％の増を見込んでおります。

１項の営業収益は１億1,054万9,000円で、このうち主なものは１目下水道使用料で１億1,042万9,000円を見込んでおります。

２項の営業外収益は４億7,745万8,000円で、主なものは１目他会計負担金の２億7,608万9,000円で、一般会計からの負担金でございます。また、２目補助金770万円は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を見込んでおります。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款下水道事業費用は５億5,188万2,000円で対前年度比0.9％の増を予定をいたしました。

１項の営業費用は４億9,254万円で、このうち主なものは２目処理場費の１億7,920万8,000円、４目減価償却費の２億4,049万9,000円でございます。

次の21ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は２億5,678万3,000円で対前年度比9.5％の増を見込んでおります。主な内訳といたしまして、１項１目企業債6,940万円は、元金償還に充てるために借り入れるものでございます。２項１目他会計負担金１億2,391万1,000円は、一般会計負担金でございます。４項１目工事負担金6,347万円は、こちらは地域排水路整備工事に伴う公共下水道管移設工事負担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は３億6,120万7,000円で、対前年度比29.5％の増を予定をいたしました。主な内訳といたしまして、１項建設改良費7,606万5,000円のうち、１目拡張工事費は公共ます設置工事で880万円、２目改良工事費は地域排水路整備工事に伴う公共下水道管移設工事で6,347万円、３目固定資産取得費は旭市浄化センターミニＵＰＳ、無停電電源装置更新な

どで379万5,000円を予定をいたしております。

次の22ページは、令和４年度公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となっております。

23ページから25ページにつきましては、職員給与関係の明細となっております。

26ページから27ページにつきましては、令和４年度末の予定貸借対照表となっております。

また、28ページから30ページにつきましては、令和３年度の予定損益計算書及び令和３年度末の予定貸借対照表となっております。

次の31ページから32ページにつきましては注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなっております。

各内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上で、議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、業務の予定量で、まず（１）としまして接続件数を412件、（２）としまして年間有収水量を13万7,204立方メートルとし、（３）としまして１日平均有収水量を376立方メートルと予定をいたしました。（４）としまして主要な建設改良事業でございますが、こちらはマンホールポンプ場制御盤及び処理場曝気装置更新に2,263万8,000円を予定をいたしました。

第３条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

34ページをお願いいたします。

第４条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額1,602万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

第５条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、35ページをお願いいたします。

第６条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第７条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

36ページをお願いいたします。

令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出、上段の収入でございますが、１款下水道事業収益は7,943万円で、対前年度比16.1％の増を見込んでおります。

１項営業収益の１目下水道使用料は1,747万6,000円を見込んでおります。

２項の営業外収益は6,195万4,000円で、主なものは１目他会計負担金の3,234万4,000円で、一般会計からの負担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款下水道事業費用は7,735万2,000円で、対前年度比13.1％の増を予定をいたしました。

１項の営業費用は7,254万9,000円で、このうち主なものは、２目処理場費の2,200万2,000円、４目減価償却費の3,321万1,000円でございます。

次の37ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

１款資本的収入は2,638万5,000円で、対前年度比48.7％の増を見込んでおります。主な内訳といたしまして、１項１目企業債840万円は、こちらは建設改良費の財源に充てるために借り入れるものでございます。２項１目他会計負担金は、一般会計からの負担金で1,756万5,000円を見込んでおります。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

１款資本的支出は4,241万3,000円で、対前年度比131.4％の増を予定をいたしました。

主な内訳といたしまして、１項建設改良費2,263万8,000円のうち、１目改良工事費は、マンホールポンプ場制御盤更新で572万円、２目固定資産取得費は、処理場回分槽曝気装置更新で1,691万8,000円を予定をいたしました。

38ページから48ページにかけましては、水道事業及び公共下水道事業会計予算に関する説明書と同様の書類となっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　上下水道課長の補足説明が終わりました。

議案第９号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億2,100万円を追加し、予算の総額を369億6,100万円とするものです。

第２条、繰越明許費の補正と、第３条、地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、15事業について繰越明許費を設定するものです。

事業ごとに内容を申し上げますと、２款１項総務管理費、コミュニティ施設管理費は、農村環境改善センターの施設解体について、国との調整に期間を要したことから、年度内の契約が困難となったため、工事費を繰越しするものです。

次の電算システム運用事業は、マイナンバーカードによる転出・転入手続きに係るシステム改修について、国の補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めないため、繰越しするものです。

３款３項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業は給付金の支給申請期限が令和４年４月22日までであることから、事業完了が翌年度となるため繰越しするものです。

次の保育士等処遇改善臨時特例事業は、本事業の事業期間が令和４年２月から９月までであることから、事業完了が翌年度となるため、繰越しするものです。

６款１項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業が国の補正により繰越しとなったことから、この事業に対する市の負担金の支払いも翌年度となるため、繰越しをするものです。

８款２項道路橋梁費の道路新設改良事業は、道路改良工事において、近隣との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、電柱移設等に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との協議や工法の検討に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議や地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の冠水対策排水整備事業は、周辺店舗との調整に不測の日数を要したため、繰越しをするものです。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、国の補助金の追加交付決定後に業務着手となることから、工期が確保できず年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

10款２項小学校費、小学校施設改修事業及び３項中学校費、中学校施設改修事業につきましては、小学校費については中央小学校と三川小学校の空調設備、中学校費については第二中学校の空調設備の工事に係るもので、いずれも国の交付金の前倒し採択となった事業であることから工期が確保できず、年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

５項保健体育費のサッカー場整備事業は、資材調達の遅延などにより、管理棟及び外構工事の年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

次の第一学校給食センター管理費につきましては、給食センターの空調設備工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択となった事業であることから工期が確保できず、年度内完了が困難なため、繰越しをするものであります。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正です。

上の表は地方債の追加で、小学校施設整備事業980万円を今回の補正で追加するものです。

次の過疎地域持続的発展特別事業は、過疎地域として指定された干潟地域のソフト事業に対する起債で、対象となる事業の一般財源を起債に振り替えるため、上限額である3,500万円を追加するものであります。

下の表は地方債の変更です。

中学校施設整備事業は、先ほど繰越明許費で説明しました、前倒しで国の交付金の採択となった第二中学校の空調設備工事に係る起債で、限度額を670万円から890万円に増額するものであります。

次の社会体育施設改修事業は、当初予算で計上していた総合体育館の空調改修工事が、避難施設ということで、新たに起債の対象となったことから、限度額を580万円から1,020万円に増額するものであります。

次の学校給食センター整備事業は、こちらも先ほど繰越明許費で説明しました、前倒しで国の交付金の採択となった第一学校給食センターの空調設備工事に係る起債で、限度額を5,060万円から6,740万円に増額するものであります。

少し飛んで、９ページをお願いいたします。

歳入から順を追って説明いたします。

10款１項１目地方交付税４億941万3,000円の増は、説明欄１、普通交付税が12月末に国の補正予算により追加で交付されたことから、今回の補正財源として計上するものです。

14款２項１目総務費国庫補助金の増は、説明欄１、社会保障・税番号制度システム整備費補助金459万2,000円で、マイナンバーカードでの転出・転入手続きのワンストップ化に対するための経費に係る補助金です。

２目民生費国庫補助金の増は、説明欄１、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金2,274万5,000円で、民間保育所や認定こども園に勤務する保育士等に対し処遇改善を行う事業に対する補助金です。

５目教育費国庫補助金1,674万2,000円の増は、１節小学校費国庫補助金553万7,000円と２節中学校費国庫補助金131万4,000円、５節保健体育費国庫補助金989万1,000円で、いずれも説明欄１、学校施設環境改善交付金でありまして、それぞれ今回の補正で計上した中央小学校、三川小学校、第二中学校及び第一学校給食センターの空調設備工事に対する交付金です。

17款１項１目総務費寄附金3,668万1,000円の増は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

10ページをお願いいたします。

７目教育費寄附金50万円の増は、１節教育総務費寄附金で育英事業に対する寄附金を計上するものであります。

18款１項１目介護保険事業特別会計繰入金4,249万5,000円の増は、令和２年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

２項２目庁舎整備基金繰入金12億6,504万9,000円の大幅な増は、新庁舎建設事業の一連の建設、解体工事の完了に伴い庁舎整備基金を廃止することから、残額を一般会計に繰り入れるものです。

３目災害復興基金繰入金５億5,678万3,000円の増は、災害復興基金のうち、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分を令和３年度末で国に返還することから、精算に必要な額を増額するものであります。

４目地域振興基金繰入金220万円の減は、当初予算において地域振興基金繰入金を充当していた事業、定住促進奨励金交付事業の干潟地域分が新たに過疎対策事業債の対象となったことから、地域振興基金繰入金を減額するものであります。

11ページをお願いします。

21款市債について、こちらの起債につきましては先ほど第３表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

２款１項１目一般管理費17億3,000万円の増は、説明欄１、公共施設等整備基金積立金で、庁舎整備基金の廃止に伴う残額と追加交付された普通交付税等を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

７目企画費4,911万9,000円の増については、説明欄１、ふるさと応援寄附推進事業の寄附金の増加に伴う業者への手数料及び委託料等の増、及び説明欄２、ふるさと応援基金積立金の積立金の増によるものであります。

８目電子計算費709万円の増は、説明欄１、電算システム運用事業で、マイナンバーカードでの転出・転入手続きのワンストップ化に対応するためのシステム改修費用です。

10目地域振興費は、先ほど歳入で説明しました地域振興基金繰入金を充当していた事業の財源を、過疎対策事業債に財源更正をするものでございます。

13ページをお願いいたします。

12目諸費５億5,678万3,000円の増は、説明欄１、国庫支出金等返還費で、こちらも先ほど歳入で説明しました、災害復興基金の精算に伴う国への返還分を計上するものでございます。

３款３項６目保育所費2,274万5,000円の増は、説明欄１、保育士等処遇改善臨時特例事業で、民間保育所や認定こども園に勤務する保育士等に対する処遇改善に係る経費を計上するものであります。

６款１項４目畜産振興費及び、14ページをお願いいたします、８款４項１目住宅管理費については、いずれも一般財源で計上していた事業の財源を過疎対策事業債に財源更正するものでございます。

10款１項２目事務局費50万円の増は、説明欄１、育英基金積立金の増で、育英事業に対する寄附を旭市育英基金に積み立てるものです。

２項１目学校管理費2,018万1,000円の増は、説明欄１、小学校施設改修事業で、来年度実

施を見込んでいた中央小学校と三川小学校の空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることになったため、その事業費を増額するものであります。

３項１目学校管理費488万2,000円の増は、説明欄１、中学校施設改修事業で、来年度実施を見込んでいた第二中学校の空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その事業費を増額するものであります。

５項２目体育施設費は、先ほど歳入で説明しました、当初予算で計上していた総合体育館の空調改修工事が、避難施設ということで新たに起債の対象となったことから、財源更正をするものでございます。

３目学校給食費2,970万円の増は、説明欄１、第一学校給食センター管理費で、来年度実施を見込んでいた第一学校給食センターの空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その分の事業費を増額するものでございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

令和３年度の起債額を6,820万円増額するもので、内容につきましては、先ほど第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。これによりまして、一番右下になりますが、令和３年度末の現在高見込額は317億299万2,000円となります。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　赤谷浩巳　登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳）　議案第10号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,400万円とするものです。

２ページと３ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、５ページと６ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、７ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、７ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明申し上げます。

３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金325万7,000円及び２目地域支援事業支援交付金232万円は、令和２年度分の追加交付金となります。これは、前年度に９か月分の事業費を基に概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため計上するものであります。

７款の繰越金ですが、令和２年度決算に基づく繰越額を、今回の補正財源として１億3,902万6,000円を計上するものであります。

８款の諸収入ですが、２項１目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金39万7,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

４款１項１目介護保険給付費準備基金積立金には、8,073万7,000円を追加し、8,077万円といたしました。これは、基金運用利息と令和２年度の剰余金を積み立てるものでございます。

６款１項２目償還金は、6,426万3,000円を追加し、6,426万7,000円とするもので、令和２年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　会議は途中ですが、ここで２時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　４分

再開　午後　２時２０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長　加瀬博久　登壇）

○商工観光課長（加瀬博久）　議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、千葉県から無償譲渡が予定されております飯岡刑部岬展望館の管理について必要な事項を規定するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

１ページをご覧ください。

まず、第１条は、当該施設の設置の目的について規定するものでございます。

第２条は、施設の名称及び位置を規定するものでございます。

第３条から、次ページ上段の第６条につきましては、施設の使用に関する規定でありまして、施設の使用に必要な要件や使用料について定めるものでございます。

第７条は、施設に対する損害賠償について規定するものでございます。

第８条は、入館の制限についてでありまして、管理運営上支障があると認めるときは入館を制限できる旨を規定するものでございます。

第９条から、次ページ中段、第12条は、施設の管理運営に関する規定でありまして、当該施設について指定管理者に管理を行わせる場合の業務の範囲や基準を定めるものでございます。

第13条は委任規定でありまして、本条例に必要な事項を別に定める旨を規定するものでございます。

続きまして、附則第１項は、本条例の施行期日を令和４年４月１日からとするものでございます。

附則第２項は、本条例第６条の規定に関しまして、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するための規定でありまして、別表第１その１に旭市飯岡刑部岬展望館の使用料を加えるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　商工観光課長の説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第19号、議案第22号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　宮内敏之　登壇）

○総務課長（宮内敏之）　議案第12号、議案第13号、議案第19号及び議案第22号の４議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第２条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、これらの法律で規定されていた内容は個人情報の保護に関す

る法律に規定されることとなりました。

本議案は、条例中、廃止となる法律の規定を引用する箇所について、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものであります。

それでは、改正内容を説明いたします。

お手元の新旧対照表の２ページをお願いいたします。

第２条第３号及び第４号の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を引用する箇所を個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものです。

第２条第10号の改正は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を引用する箇所を、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものです。

なお、条例の施行期日は令和４年４月１日であります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の３ページをお願いいたします。

まず、現行条例第２条の改正内容は、非常勤職員、主に会計年度任用職員になりますが、の育児休業の取得要件を緩和するもので、国の非常勤職員との均衡から、１年以上の在職期間の要件を廃止するものです。

次に、４ページをお願いいたします。

第20条は、非常勤職員の部分休業の取得要件についてですが、第２条関係と同じように、１年以上の在職期間の要件を廃止するものです。

続きまして、現行条例第23条の次に育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等に関する措置について、新たに２条を追加規定するものであります。

第24条についてですが、任命権者は、妊娠や出産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を知らせるとともに、育児休業取得の意向を確認するため、個別に面談などの措置を講じることを義務化するものです。

最後に、25条については、５ページへとまたぎますが、任命権者は育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などに関する措置を講じることを義務化するものです。

なお、条例の施行期日は令和４年４月１日とするものです。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

続いて、議案第19号、旭市庁舎整備基金を廃止する条例の制定について、補足説明を申し

上げます。

旭市庁舎整備基金は、平成20年度に市庁舎整備の財源に充てるため設置しましたが、新庁舎の竣工、旧本庁舎等の解体を行い、新庁舎建設事業が完了したことから、基金を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。なお、廃止後は、一般財源に繰入れした後に、将来の公共施設整備に必要な財源として、公共施設等整備基金へ積立てを予定しております。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続いて、議案第22号について、補足説明を申し上げます。

議案第22号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意をいただくものでございます。今回、選任したい方は、旭市萬力1087番地にお住まいの堀江通洋氏、昭和29年８月８日生まれの方でございます。なお、堀江氏は、地方自治法第201条で準用する同法164条第１項及び同法198条の２第１項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第１項及び同法第166条第１項に規定する兼職の禁止並びに同法第180条の第６項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長　伊藤義一　登壇）

○税務課長（伊藤義一）　議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和３年６月の地方税法の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が創設され、詳細は、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされたことから、必要な条項を追加、整理するものであります。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

第２条から第23条、10ページまでの改正は、いずれも文言の整理のための改正となりますので説明を省略させていただきまして、説明は10ページの下段からとなります。

第23条に第２項を追加する改正ですが、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合、当該未就学児に係る均等割額につき５割を減額する旨の規定であり、11ページをお願いいたします、第１号では基礎課税額、いわゆる医療分の均等割額の減額分を、

第２号では後期高齢者支援金等課税額の減額分を定めております。なお、従来から制度化されております低所得者に対する均等割などの７割、５割、２割軽減の対象となる世帯に未就学児がいる場合は、これらの軽減を適用させた上で、さらに残った均等割の５割を減額することとなります。

低所得者に対する均等割額が減額となる世帯における未就学児の減額分をア、イ、ウで定め、それ以外の世帯をエで定めております。以降の改正は、いずれも文言の整理のための改正となりますので、説明を省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日でございますが、原則として公布の日から施行するものとしますが、今回の改正の主なものとなる未就学児に係る均等割の減額に関する部分は、令和４年４月１日から施行するもので、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長　多田英子　登壇）

○子育て支援課長（多田英子）　議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、市内27か所に設置されている児童遊園のうち、旭市泉川1500番地の泉川児童遊園、旭市ニの3754番地の新川観音児童遊園、及び旭市萩園1241番地の萩園児童遊園の３施設は、遊具等の老朽化による撤去及び利用児童数の減少により、地元区長から廃止の要望があったことから、これを廃止するものであります。

新旧対照表20ページをご覧ください。

本条例第２条の表中から、これら３か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

施行日は、令和４年４月１日からとなります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　小倉直志　登壇）

○企画政策課長（小倉直志）　議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

多世代交流施設の設管条例は、昨年の第１回定例会での議決を得て公布され、公布後は昨年７月に指定管理者を指定し、施設開設に向けた協議を重ねていました。本件は、この協議の中で施設の利用方法や仕様の一部を調整したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の21ページをご覧ください。

第２条の改正は、施設の名称と位置について定めている規定ですけれども、このうち施設の位置をイオンタウン商業棟と同じ、旭市イの4337番地１に改めるものです。

23ページをご覧ください。

旭市使用料及び手数料に関する条例の改正内容について、ご説明いたします。

クラフトルームについては、指定管理者との協議により、１日当たり及び１か月当たりの料金区分を新たに加えるものです。

ミュージックスタジオについては、当初同じサイズの部屋を３部屋設ける想定で同一の使用料としていましたが、様々な利用規模に対応できるよう異なるサイズで３室設けることにしたため、大・中・小の料金体系に改めるものです。

24ページをご覧ください。

ミーティングルームについては、大・小二つの部屋がありますが、当初、大のサイズの部屋につきましては、部屋を半面に区切れるようにスライディングウオールの設置を検討していましたが、天井の荷重制限の関係から仕様を改めたことにより、全面利用のみとしました。また、小サイズの部屋については、大サイズの半面分と同程度の床面積となることから、使用料の額を１時間当たり1,000円に改めるものです。

25ページをご覧ください。

附帯設備につきましては、指定管理者の収入となる対象を増やすことで、指定管理者の創意工夫をさらに引き出し、市民サービスの向上と経費の削減等を図りながら、施設の設置目的を最大限に実現することを目指すため、新たに使用料を設定するものです。分類は、音響設備、映像設備、工作設備、その他設備の四つで、それぞれ500円または1,000円で使用料の上限額を設定し、マイクなどの細かい品目の金額設定については、上限の範囲内で本条例の施行規則で定めるものです。

26ページをお願いします。

備考の４につきましては、１回当たりで附帯設備の使用料を徴収する場合の１回当たりの

定義について規定するものです。

なお、条例の施行期日は公布の日からとするものです。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長　栗田　茂　登壇）

○都市整備課長（栗田　茂）　議案第17号、第20号について補足説明させていただきます。

議案第17号、旭市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、双葉団地の戸数を41戸から39戸へ改めるものです。双葉団地は昭和36年から44年度にかけて建築され、耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面においても支障を来している状況にあります。このような状況を受け、双葉団地につきましては新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回は２戸の住宅について用途廃止を行うものです。

なお、本条例の施行期間は、令和４年４月１日です。

以上で、議案17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

去る令和３年５月31日、東総文化会館北側交差点において、都市整備課所属のパートタイム会計年度任用職員が市公用車を運転中、不注意により前方車両に追突し、人身損害となる交通事故が発生しました。示談について、相手方と交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額が120万円となるため、議会の議決を求めるものです。なお、損害賠償につきましては、全額が全国市有物件災害共済会により支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第18号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長　柴　栄男　登壇）

○体育振興課長（柴　栄男）　議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、市内の体育館、野球場、庭球場、サッカー場など、社会体育施設の管理運営を

効率的かつ効果的に行うに当たり、指定管理者制度を活用するため、所要の改正を行うものになります。

それでは、新旧対照表28ページをお願いいたします。

改正の内容になりますが、現行条例第６条の次に第７条から第10条までの４条を新たに追加するものであります。

第７条は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に体育施設の管理を行わせることができる旨の内容であります。

第８条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めるものであります。具体的に、第１号で施設の使用許可に関すること、第２号で体育施設及び設備の維持管理に関すること、第３号で体育施設の運営に関すること、第４号で前３号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項となります。

第９条は、管理の基準であり、指定管理者は適正に施設の管理を行わなければならない旨の内容となります。

第10条は、使用料の収受で、第１項は、施設使用料を指定管理者の収入として収受させる旨の内容であり、第２項は、条例の定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が使用料の額を定めるものとする旨の内容であります。

なお、現行条例第７条及び第８条は、それぞれ第11条、第12条に改正するものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わりにします。

○議長（木内欽市）　体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長　浪川正彦　登壇）

○建設課長（浪川正彦）　議案第21号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

市道路線の認定３路線につきましては、宅地造成により帰属された２路線及び道路整備に伴う１路線を認定するものであります。市道路線の変更１路線につきましては、津波避難道路椎名内西足洗線の一部が完成したことによる路線の組替えにより変更するもので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　建設課長の補足説明は終わりました。

議案第23号、議案第24号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　八木幹夫　登壇）

○市民生活課長（八木幹夫）　議案第23号及び議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち２名が令和４年６月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第23号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地２にお住まいの林芳枝氏、昭和26年12月20日生まれの方です。林芳枝氏は、長年にわたり市職員として市行政に携わっており、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられ、人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成25年７月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦をするものです。

次に、議案第24号で推薦したい方は、旭市三川6129番地12にお住まいの神原春代氏、昭和32年３月20日生まれの方です。神原春代氏は、長年にわたり中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和４年７月１日から令和７年６月30日までの３年間となります。

以上で、議案第23号及び議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第25号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和３年度旭市一般会計補正予算（第10号）になります。

この補正予算は、国が新型コロナウイルス対策事業として実施する住民税非課税世帯等への給付金の給付事業と、新型コロナウイルスワクチンの集団接種にご協力いただいている医師等に係る経費の助成事業について、迅速に対応する必要があったことから、１月28日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ13億4,800万円を追加し、予算の総額を345億4,000万円としたものであります。

第２条の繰越明許費の補正につきましては、後ほど説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正です。

３款１項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、給付金の申請期限が令和４年９月末であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款２項２目民生費国庫補助金13億2,981万2,000円の増は、右側になります、説明欄１、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。こちらは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

15款２項３目衛生費県補助金1,818万8,000円の増は、説明欄１、医療従事者派遣事業費補助金です。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

８ページをお願いいたします。

３款１項１目社会福祉総務費13億2,981万2,000円の増は、説明欄１、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対し、１世帯当たり10万円の給付金の支給に要する費用でございます。

９ページをお願いいたします。

４款１項２目予防費1,818万8,000円の増は、説明欄１、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増で、こちらは、時間外や休日に新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場に派遣される医療従事者に係る経費の一部を助成する医療従事者派遣事業補助金の支給に要する経費となってございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は３月４日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　２時５７分

令和４年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和４年３月４日（金曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第２２号～議案第２４号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂

教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	八木幹夫
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	穴澤昭和
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	赤谷浩巳
商工観光課長	加瀬博久	農水産課長	多田一徳
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	栗田　茂
上下水道課長	宮負　亨	消防長	伊東秀貴
教育総務課長	杉本芳正	生涯学習課長	伊藤弘行
体育振興課長	柴　栄男		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（木内欽市）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第25号までの25議案を順次議題といたします。

議案第１号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第１号は、質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、コロナ禍でありますので、時間短縮のため答弁も簡潔にお願いいたします。

既に御存じのとおり、新聞報道によりますと、本日、旭市では35名のコロナ感染者が発生しております。県下36市17町１村、54市町村全ての市町村でコロナが発生しております。コロナ対策には万全を取って進めます。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、あくまで議案の内容の疑義について説明、または所見を求めることに協力していただけるようお願いいたします。一般質問とは違います。議案の質疑でございますので、自己の意見を述べることができません。よろしくお願いをいたします。

質疑の通告がありますので、片桐文夫議員、準備が整い次第始めてください。

○１０番（片桐文夫）　おはようございます。

それでは、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてお伺いいたします。

まず最初に、予算書の70ページ、説明欄５、移住・定住促進事業の18節負担金補助及び交付金の中の定住促進奨励金3,320万円と、若者世帯住宅取得奨励金1,740万円の具体的な内容

についてお尋ねいたします。この事業については、今年度新たな若者世帯住宅取得奨励金ですか、今年度初めての事業だと思います。市民の方々に分かりやすい答弁でよろしくお願いしたいと思います。

次に、予算書の187ページ、説明欄２、観光資源創出プロモーション事業の中の11節広告料の340万円について、具体的な内容についてお尋ねいたします。この事業も今年度拡充した事業かと思います。その広告料について、詳しく答弁のほうをお願いしたいと思います。

次に、予算書の201ページ、説明欄６の震災復興・津波避難道路整備事業の３億1,383万3,000円の具体的な内容についてお尋ねいたします。

以上で１回目です。質問を終わります。

○議長（木内欽市）　片桐議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、70ページ、移住・定住促進事業についてお答えいたします。

定住促進奨励金につきましては、転入前の３年間、本市に住民登録がない方が旭市に転入し、転入後３年以内に新築住宅の建設、購入または中古住宅を購入した場合、最大で150万円の奨励金を交付するものです。

来年度から始めます若者世帯住宅取得奨励金につきましては、少子化対策の一環として来年度より実施するものであり、若者世帯の定住促進を図るため、新たに市内業者により住宅を新築する市内在住の39歳以下の若者世帯に対して奨励金を交付するものです。

周知の方法についてでありますけれども、現行の制度につきましては、既に市の窓口やホームページ、住宅メーカー等を通じて周知しておりますので、新たに開始する制度につきましても同様に行っていく予定であります。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうからＰ187、観光資源プロモーションの11節役務費の広告料340万円の事業内容はということでございます。お答えいたします。

まず、こちらの事業、三つ大きく分けてございます。

一つ目は、観光情報誌等へ観光ＰＲ広告掲載料でございます。こちらは約107万円を計上しております。このうち、令和４年度から新しく動画配信サイトのユーチューブで市の動画を流すインストリーム広告を実施する予定でございます。

次に二つ目が、観光ＰＲ番組の放送料でございます。こちらは製作費込みで88万円を計上しております。番組の内容といたしましては、人気芸人が旭市内の観光地を紹介する30分番組で、千葉テレビを含みます近県等の八つの地方局で放映をされる予定でございます。

三つ目でございます。ラッピングバスの運行料でございます。もう既にご承知かもしませんが、バスにラッピングをしてあるものでございます。こちら、ラッピングシートの製作料で145万円を計上しております。ラッピングバスは、東京・銚子間などを運行している高速バス１台の車体に市の観光名所などを描いたもので、平成31年度から走行をしているものでございます。こちら老朽化に伴いましてバスが廃車となるため、新しいラッピング、あるいはデザイン等に一新をするものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、201ページ、説明欄６、震災復興・津波避難道路整備事業の３億1,383万3,000円につきまして、内容のご説明を申し上げます。

初めに、12の委託料でございますが、こちら調査設計委託料1,119万8,000円につきましては、これは横根三川線区間につきまして、地権者との地盤の高低差等に誤差が生じておりますので、地権者の要望によりましてそのすり合わせを設計するものでございます。

続きまして、その12の委託料の２段目、調査測量委託料783万5,000円でございます。こちらにつきましては、横根三川線、椎名内西足洗線、それぞれにつきまして、いまだ未買収の用地につきまして継続的に実施しております不動産鑑定、物件調査委託等の委託料でございます。

続きまして、14の工事請負費でございます。道路改良工事２億2,880万円、このうち横根三川線が１億2,650万円、椎名内西足洗線分が１億230万円でございます。

続きまして、公有財産購入費でございまして、道路用地購入費3,650万円。こちらにつきましても、横根三川線及び椎名内西足洗線それぞれの未買収地分でございます。

最後に、補償金でございますが、こちらも当該道路用地購入に係る補償部分でございまして、２路線の合計額でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　片桐議員。

○１０番（片桐文夫）　最初に、移住・定住促進事業のことなんですけれども、定住促進奨励金は以前からやっているということで、若者世帯に対してですか、来年度から、令和４年度

から始まるということなんですけれども、その申込み方法というのは、同じような申込みなのかお聞きしたいと思います。

もう一つ、震災復興・津波避難道路の再質問なんですけれども、これで今年度で完了ということですか、それともどのくらい残るのか。当初の事業計画を見ますと、平成25年度から令和４年度、来年度で完了という形の事業計画にはなっているかと思うんですけれども、どのくらいの、飯岡地区を見ますとまだだいぶ進んでいない状態が見受けられますので、どのくらい残って、その後の金額、予算については旭市独自で行うものなのか。

あと、椎名内線についても、もうほぼ完了という形だと思います。飯岡一宮線の入るところが、ちょっと標示的に分からないという点があるかと思いますけれども、この先、掲示板とかそういったのは作るのか作らないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市）　片桐議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　若者世帯の定住促進奨励金ですけれども、こちらにつきましては、ほぼ今行っております定住促進奨励金と同じような申込みの形態になります。

順番としましては、今行っているように、まず要件に合致するかどうかの確認をさせていただきます。それで確認の上、要件に合致しました場合には、申請書に必要な書類、必要な書類については、来年度始まる事業とこれまでの事業で多少異なってはおりますが、ほぼほぼ同じような添付書類で審査する予定でおります。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　初めに、横根三川線でございます。横根三川線につきましては、平成25年度から事業を実施してまいりました。この中で令和３年度分の発注分の工事を含む502メートルの区間が完成した時点で、進捗率は38.6％となる予定でございます。令和４年度、来年度につきましては、250メートルの区間の工事発注を予定しております。

今後でございますが、復興交付金事業といたしましては期間が終了いたしましたので、今後につきましては交付税措置が見込まれる起債を活用しながら、残りの430メートルの区間についても順次工事を発注していく予定でございます。また、事業期間ということでございますが、当初の事業期間は終了してしまいましたので、今後は未買収用地が主な部分になりますが、ここに全力を傾注いたしまして、買収できたところから順次やるということで、単年ごとの継続した計画で進めるというような認識でおります。

続きまして、椎名内西足洗線の県道一宮線からの進入部分ということでございますが、こちらにつきましては確かに交差点、案内看板が現在ございません。ですので、県道東西ルートから来られた方、こちらが椎名内西足洗線に進入する部分につきましては、案内標識、今後、こちらは県道ですので、千葉県海匝土木事務所のほうの管轄になりますので、管理者のほうと協議して設置のほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　片桐議員。

○１０番（片桐文夫）　最後に、震災復興・津波避難道路なんですけれども、今、課長のお話ですと、県土木のほうと協議しながら標識のほうは作ってくれるというお話ですけれども、私もこの間通ってみたときに、その県道に出るときにヒヤッとしたんですよ。出るところ、その津波避難道路のほうは市のお金かなと思いますので、その点も少し気をつけてやってもらえばなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ご答弁は結構です。

○議長（木内欽市）　片桐議員の質疑を終わります。

片桐議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　第１号議案について、ご質疑を申し上げます。

項目が多いのでちょっと時間かかりますが、よろしくお願いいたします。

まず、９ページの債務負担行為、その中でのおひさまテラスフロア賃借料であります。

この債務負担行為でありますけれども、令和３年の２月、第１回定例会で条例が出ておりますけれども、この長期間、どういう賃借料を支払うことになるのかお聞かせいただきたいと思います。令和33年までというんですから約30年間ということでしょうか。

次に、10ページであります。

地方債の中で、3,500万円のいわゆる過疎地域持続的発展特別事業というのがございます。いわゆる過疎債です。この過疎債をどこに適用して、それがどういう形で有利な起債になるのか、この点についてご回答いただきたいと思います。

次に３番目で、18ページの地方交付税の算出根拠であります。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税があり、令和４年度は79億円と10億円ということでありますが、89億円ですが、この旭市の財政から見た形で大変多いわけです。前年に対し

て5.7％の増になっていますけれども、その理由と根拠をお聞かせいただきたいと思います。

次に、４番目であります。繰入金であります。

財調の繰入金が大変減っております。それは事業が変わったわけでありますけれども、その財調の繰入金についてご説明いただきたいと思います。それで、令和４年度の最終的な収支、財調関係の収支をお聞かせいただきたいと思います。

次に、63ページです。生涯活躍のまち形成事業であります。

生涯活躍のまち形成事業、これは予算説明の中でも説明がありましたけれども、この事業について、実際にはどういう形でこの事業を実施していくのかということです。

次に、６番目で136ページであります。

中央病院負担金であります。この中でも特に運営費負担金は分かるんですけれども、次の二つ、養護老人ホーム分90万円、それからケアハウス分1,825万円、この中身をお聞かせいただきたいと思います。

次に、７番目であります。

東総地区広域市町村圏事務組合負担金であります。３億6,198万円、これは恐らく焼却炉関係が主だと思いますけれども、東総塵芥組合でのこの金額の割合、各あと二つの自治体の金額と合わせて、この割合をお聞かせいただきたいと思います。

次に、153ページの８番目になります。

塵芥処理費です。この塵芥処理費でありますけれども、この中身はどういう内容かお聞きしたところ、旧１市３町でやっていた塵芥処理場は、実際の運営は今、東総塵芥処理組合で、それ以外の塵芥処理関係ということでありますけれども、予算の説明の中でありませんでしたので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、９番目は、158ページの労働費。

これは、労働費は、いわゆる職業あっせんという形のものが職安からの出先として旭市でやっておりますけれども、実はこの労働費というのはもっと活用の仕方によっては、例えば今、市内の中小業者や農業法人などが困っている社会保険問題も扱えるんじゃないかと思いますけれども、それについて市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次は10番目で、166ページであります。新規就農総合支援事業であります。

この事業でありますけれども、実際に新規就農総合支援事業補助金とか、それから転入者農業チャレンジ補助金とかってありますけれども、この実際の運営というのはどのぐらいの人数を年間予定して、こういう事業を行っているのか。また、いわゆる20万円５年間という

のは、この中に入るのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次は171ページ、11番になりますが、畜産環境フレッシュ事業、1,000万円であります。

これは政務報告などにもありましたけれども、私も周辺に畜産関係があって大変苦労してきましたけれども、これはどのぐらい実際有効性があるのか、その効果のほどをどの程度検証した上でこの事業を始めようとしているか、お聞かせいただきたいと思います。

次が12番目であります。184ページ、商業活性化推進事業、また中心市街地活性化対策事業であります。

これは、長い間ずっと同じような事業がされておりますけれども、実際に商業活性化や中心市街地の活性化ということを考えても、ほとんど効果がないような事業が毎年続けられているんじゃないかと思いますが、これについての市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次が199ページです。13番、道路新設改良事業のうちの飯岡海上連絡道三川蛇園線と南堀之内バイパス事業です。

長い間、この事業は行っているんでありますけれども、実際に私たちが見ていていつ完成するのか、どういうめどを持ってこの道路が大金かけて造られているのかということを大変私は気にかけておりますので、将来いつまでにできるとか、そういう見通しが本当にあってやっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次は、14番目になりますが、都市計画見直し事業。

都市計画区域の広げる話で、全協でもお話がありましたけれども、支援業務の委託料というのは実際どういうことを委託するのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に15番目が、市営住宅の管理費です。

市営住宅の管理費については、今回の条例でも双葉団地を減らす問題が出ておりますけれども、今の市営住宅というのは大変老朽化してきています。一部を除いて。特にその中でも、いまだにくみ取りの市営住宅があるという状態をどうしても改良して、新しく市に来た方に住宅補助もするけれども、今まで住んでいる市営住宅の方々が新しい住宅に入れるような対策が必要ではないかと思いますけれども、それについての市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

16番目、消防庁舎整備事業であります。

これについては全協でもいろいろお話、議論をしましたけれども、その中で一つだけ、今回設計管理委託料が1,900万円もらいました。調べてみると、あの地域はある会社が大変砂

鉄を取って深くまで地盤が安定していないというふうに言われていますけれども、その点を御存じの上でもってこの委託事業を行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

17番目が、育英資金の給付事業です。

育英資金につきましては、私も前に長い間給付委員なんかやりましたけれども、大変返済のない給付事業ということで、金額は少ないですけれども好評なわけです。もっとこれを充実できないのか、今の市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

18番目が、市民会館費であります。

市民会館費は、あの市民会館を今どういうふうにしようしているのかということであります。市民会館としてこれから利用するのか、それとも一定の時期になくすのか。この事業について、市の今の考えをお聞かせいただきたいと思います。

19番目、図書費でありますが、254ページであります。

図書費、東部図書館と一緒の施設に入って無償で今使っているそうでありますけれども、旭市独自の図書費がたった年間700万円です。これは大変少ない金額ではないかと思いますし、その辺についてどのように今考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

20番目が、270ページの社会教育施設再編費です。

これは、青年の家を取り壊すためのつくった項でありますけれども、これについてはどうして取り壊すのか。これは、年数がたって使っていても、しかしその代替の施設がないまま取り壊されるというふうに私思いますけれども、それについてはどう考えているか。

21番目、最後が、学校給食費であります。

この学校給食費で279ページから見ていきますと、材料費が第一学校給食センターでもって１億4,300万円、それから第二センターで賄う材料費が9,700万円、これだけあれば無償にできると思うんですけれども、それについてどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、予算書９ページになります。おひさまテラスフロア賃借料の契約内容についてお答えいたします。

契約の具体的内容ですが、契約形態は事業用定期建物賃貸借契約。契約期間は、令和４年度から令和33年度までの30年間。賃貸面積は2,200平方メートル、坪換算にいたしますと

665.5坪となります。そして、賃料単価は月坪当たり税込みで4,840円。賃料は税込みで月額322万1,000円となります。年額が3,865万3,000円といった契約内容により、オープン前までに締結する予定でおります。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから、ご質問の（２）と（３）と（４）を続けて回答申し上げます。

まず、（２）10ページの地方債、過疎地域持続的発展特別事業債の有利な条件ということで、この事業、どの事業に充当しているかということでございますけれども、こちら、いわゆる過疎債のソフト事業分になりまして、本年度の発行限度額であります3,500万円を計上しております。

充当事業は５事業でございます。内訳といたしましては、まず、コミュニティバス等運行事業に400万円、デマンド交通運行事業に340万円、バス路線維持対策事業に680万円、あと水田農業構造改革推進事業に1,320万円、あと家畜防疫対策事業に760万円となっております。いずれも干潟地域に係る事業費分の財源として予算計上しております。

あと、どういう形で有利かということでございますけれども、こちらにつきましては、起債のほう、事業費に対する充当率が100％で、あと元利償還金の70％が地方交付税で措置されることになっております。合併特例債、これを例に挙げますと、こちら有利な財源なんですけれども、こちらは充当率95％、交付税算入率70％でございますので、それと比較いたしましても有利な条件の起債ということになってございます。

続いて、18ページの地方交付税の算出根拠ということで、こちら増となっている要因ということでございますけれども、こちら地方交付税の算出根拠ということでご回答させていただきます。

普通交付税につきましては、地方財政計画において国の出口ベースの総額が3.5％の増となったことや、地方公共団体への交付税の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債が大幅に減となったことなどを考慮しまして、まだ令和３年度の交付決定額に基づき、基準財政需要額と基準財政収入額を算出した結果、対前年度５億3,000万円増の79億円と見込んだところでございます。

また、特別交付税のほうにつきましては、対象となる各算定品目ごとの見込みと参入率を勘案して算出した結果、対前年度5,000万円減の、こちら10億円と見込んだところでございます。

続きまして、（４）の34ページの繰入金ですね。財政調整基金のこちら令和４年度の最終的な収支ということでございました。こちらにつきましては、基金の繰入れ後の令和４年度末現在の残高といたしましては、89億9,600万円ほどを見込んでございます。

私からは以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、63ページになります。

生涯活躍のまち形成事業の具体的内容ですが、主なものについてお答えいたします。

まず、指定管理料9,728万円は、多世代交流施設おひさまテラスの管理運営をイオンタウン株式会社に指定管理委託するもので、委託料の内訳は施設の管理運営及び施設内で展開するソフト事業等に係る費用として7,568万円、地方創生推進交付金を活用して実施します地域人材育成のための外部人材招聘費として2,160万円を計上しております。

続きまして、生涯活躍のまち形成事業化支援業務委託料1,018万6,000円は、ふるさと運営基金を充当して実施いたします。都内での移住セミナーやＰＲ資料作成、官民連携事業推進のための支援等に係る経費を計上しております。

続きまして、建物等借上料3,865万3,000円は、令和33年度まで債務負担行為を設定し、市がおひさまテラスのフロア賃借料として、イオンタウン株式会社に支払うフロア代として計上したものです。

以上です。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、（６）、136ページの旭中央病院負担金につきましてご回答いたします。

こちら、旭中央病院運営費負担金のうちの下のほう二つ分、養護老人ホーム分、こちらにつきましては、養護老人ホーム分につきましては土地の借上料分の負担金ということになっております。あと、その下のケアハウス分につきましては、こちらは事務費の実費分を交付しているところでございます。

内訳は以上でございます。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　私のほうからは、（７）になります。予算書の146ページ、説明欄の２、環境衛生事務費の18節負担金補助及び交付金の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の３億6,198万円についてご説明いたします。

まず、これは東総地区クリーンセンターの運営費全体からごみ処理手数料と焼却施設で発電した売電収入及び金属類等の売払収入などを差し引いた金額を３市で負担しているものでございます。その割合ですが、均等割が20％、ごみ処理量割が80％で、旭市の均等割と処理量割を合わせた負担率は約42％となります。

続きまして、153ページになります。４款２項１目の塵芥処理費についてご説明をいたします。

塵芥処理費の主な内容につきましては、昨年の４月から東総地区広域市町村圏事務組合に移管された事業以外で、その中で主な事業といたしましては、ステーション収集用の指定ごみ袋の購入費、ごみステーションの収集運搬業務委託料及び旭市グリーンパーク、櫻井地区の最終処分場ですが、そこの維持管理費となります。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうからは、Ｐ158の労働諸費の関係でございます。

議員がおっしゃっていた職業相談所の関係ということでよろしいでしょうか。

こちらの関係ですが、まず予算を取ってあるのは、この施設の運営費と市から会計年度任用職員を派遣しておる関係で、報酬等の予算を組んでございます。議員おっしゃいました社会保険の関係、恐らく協会けんぽという名称でしたでしょうか。そちらの関係で、企業が加入するのにちょっと苦しいということをおっしゃいたいのかなという感じはいたしました。

こちらも制度が国の制度となっておりますので、市の商工観光課は今のところ、ちょっとタッチをしていない状況なので、もし何かそのような情報等いろいろ、今後調べて研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　それでは、農水産課のほうからは、266ページの新規就農者総合支援事業についてお答えいたします。

まず、新規就農総合支援事業補助金ですが、こちらは国の補助事業の農業次世代人材投資事業補助金とその後継となる新規就農者育成総合対策事業で、市内で独立自営就農する50歳未満の認定新規就農者が対象となっております。

この事業は、青年就農者の定着と経営開始時の早期の経営確立、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る目的に内容が見直されておりまして、まず見直し前の農業次世代人材投

資事業補助金ですが、こちらは今まで事業外としていた方、令和４年度におきましては４名、600万円を予定しております。こちらの４名につきましては、平成30年に就農した方が２名、令和２年に就農した方が１名、令和３年度、今年度に就農された方が１名という内訳になってございます。

この農業次世代人材投資事業補助金の後継となる事業につきましては、令和４年度におきまして対象者４名を予定しておりまして、予算のほうに2,550万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、171ページの畜産環境フレッシュ事業についてでございます。

畜産環境フレッシュ事業の1,000万円の事業内容について、まず回答させていただきます。

この事業は、令和元年度から開始した実証実験事業により、臭いの軽減効果のあった飼料添加剤等の導入や臭気の拡散を防ぐ資材の経費の一部を支援する事業として実施してまいりました。こちらの事業、今申し上げましたとおり、飼料添加剤のほうの事業と臭気を拡散する防止の資材への事業となってございます。

この事業のほうの有効性というようなことでのご質問でしたが、飼料添加剤のほうの事業につきましては、市内に50地点について職員と協力していただきながら、日頃の臭気を感じるかどうかの調査をしてきました。それから畜産農家について、この飼料添加剤について４農場協力をいただいております。

飼料添加剤のほうの効果につきましては、なかなかちょっと数値的には臭いが減ったり増えたりと上下しているような状況がございまして、一概に効果については申し上げることができない状況もあるんですが、対応していただいている畜舎の周辺の方からは、臭いが減ったというようなことも言われているということでお聞きしております。また、いろいろなこの添加剤によりまして、豚のほうの下痢とかそういった部分も減ったということで、堆肥化についての労力の軽減といった、そういったメリットも出てきております。

それから、資材の補助のほうでございますが、こちら３農場で実施をしていただいております。こちらにつきましては、県の畜産総合研究センターと合同で臭気の測定をしておりまして、こちらはうちが始める前と事業後という中で数値測定をしてございます。こちらの事業については、その数値測定でいきますと、だいぶ効果が出ている状況になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうからは、（12）、184ページ、商業活性化推進

事業と中心市街地活性化事業についてということで、毎年同じような金額で同じような規模の事業を行っているのではという議員からのご質問だと思いますが、実はこちら、まず商業活性化事業につきましては、５事業を組んでございます。

だいたい毎年同じような金額ではございますが、まず起業する方、新しく事業を起こす方々のために、こちら一つ目の事業などが補助金として出されております。起業者に対しては、やはり助かっているということでお話を聞いております。年数件ではございますが、こちら利用されているというような内容もございます。

あと、商業振興事業につきましては、商店街が発行しています、商振連が発行していますプレミアム商品券の関係で、こちらもいろいろプレミアムがついているということで、商業者、あるいは消費者からも好評をいただいている事業などが組まれております。

あと、中心市街地活性化の事業につきましては、こちらは、まちかどギャラリーを今開催しているところなんですが、こちらの施設の運営費ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、（13）、199ページ、道路新設改良費のうち、次の200ページになろうかと思いますが、飯岡海上連絡道三川蛇園線と南堀之内バイパス整備事業につきまして、完成のめどということで回答させていただきます。

初めに、飯岡海上連絡道三川蛇園線につきましては、現在ＪＲ横断工事等実施しておりまして、令和６年度の完成をめどに事業を推進しております。

続きまして、南堀之内バイパスでございますが、こちらにつきましては、用地全て取得済みでございまして、今後、大利根用水の箱型管渠設置工事等が予定しておりまして、令和５年度中の完成を目指して事業を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　私のほうからは、（14）、（15）を回答させていただきます。

まず（14）、203ページ、都市計画見直し支援事業委託料について、どのような内容かというところでございました。

都市計画見直し支援業務につきましては、令和４年度から令和７年度までの４か年で、市全域を対象に都市計画区域の指定に関する調査、検討を行い、都市計画決定に必要な図書の

作成を行うものであります。令和４年度は、資料収集や上位関連計画との整理といった計画準備、都市計画区域の指定方針と指定基準の検討、建築動向調査、県庁内や県の関係機関との協議を行う予定でございます。

続きまして、（15）、207ページ、市営住宅管理費について、市営住宅の現状と将来というところでのご質問でございました。

市内には12住宅団地、461戸、これは令和３年４月１日現在でございます、の市営住宅等を設置し、これまで計画的な修繕や改修による管理を行っております。平成17年度の１市３町の合併を経て、同規模の他自治体よりも住宅数が多いのに加え、約８割の住宅が築後40年を経過し、施設の老朽化が深刻している状況でございます。

今後の整備及び管理に関する方針につきましては、令和３年３月に策定の旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき、長寿命化の観点から施設を４つのタイプに選別しまして、施設の長寿命化や日常点検に関する方針を施設ごとに定め、計画的に整備を進めるとともに、市営住宅の延床面積は35％縮減していくことを目標としております。

４つのタイプの分類につきましては、まずＡのタイプ、長寿命化のための大規模な改修を実施する予定の住宅。Ｂ、長寿命化のための大規模な改修の検討が必要な住宅。Ｃ、現段階では大規模な改修を必要としないが、計画的な維持管理を行う住宅。Ｄ、老朽化が著しく、用途廃止する予定の住宅。今回の取壊しの双葉団地につきましては、このＤの分類に当たりまして、老朽化が著しいために用途廃止するものであります。

地域や社会情勢の変化により、市営住宅の供給量が不足した際には、借上公共住宅の活用について調査検討を進めるなど、より効果的、効率的に市営住宅サービスの提供に努めます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、（16）消防庁舎整備事業について、予定地の周辺での過去の工事についてということですが、消防本部でもこちらの工事については伺っております。

ご心配をいただいているところではございますが、今回、地質調査を含む設計業務委託ということで対応していくところでございます。

消防本部からは以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　教育総務課からは、228ページ、教育育英資金の給付事業につ

いて、もっと充実できないかということにつきまして回答させていただきます。

本事業は、高等学校、高等専門学校、大学などへ進学を予定している人や在学している人で優れた資質があり、経済的な理由で就学が困難な人に返済の不要な育成資金を給付するものでございます。

給付額としましては、高校生として月額9,900円、大学生等は月額１万4,400円となっております。この支給額の根拠につきましては、高校生として千葉県の県立高等学校の授業料の額、大学生等につきましては、国立大学の授業料の３分の１以内の額と定めております。この授業料が今後値上げなどが行った場合につきましては、支給額について考えていきたいと考えております。

また、国等で支給している奨学金制度の対象でございましたら、市では制限をしておりませんので、両方の利用が可能となっております。

教育総務課からは以上です。

○議長（木内欽市）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　私のほうからは、市民会館費についての今後どういうふうになるのかということについて、お答えをさせていただきます。

旭市公共施設等総合管理計画に基づきまして、駅前の市民会館と青年の家の受け皿となる施設として、第二市民会館を現在大規模改修しているところでございます。駅前の市民会館につきましては、令和４年度に解体撤去をする予定でございます。

続きまして、19番の図書館費についてということで、図書購入費700万円は大変少ないのではないかということであります。

現在、東部図書館におきまして、現在７万冊の買い替えをしている状況でございます。そういったことから、昨年同様の700万円としたところでございます。

続きまして、20番の社会教育施設再編事業についてでございます。その中の、どうして青年の家を取り壊すのかということについて、お答えをさせていただきます。

青年の家につきましては、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画によりまして、青年の家は間もなく建築後50年を経過して、これまで大規模な改修を行ってこなかったことから、簡易な長寿命化対応は困難な状況にあることから解体するところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　私のほうからは、279ページ、学校給食費について、賄い材料

費がこれだけかかっているけれども、給食費が無償化できるんではないのかということについて回答させていただきます。

まず、令和４年度の予算における賄い材料費につきましては、児童数などを踏まえまして192日間提供する給食の材料として、第一学校給食センター、第二給食センター合わせまして２億4,091万3,000円を計上しております。

無償化となりますと、この２億4,000万円程度を継続的な施策として無償化するには、新たな財源を確保する必要がございます。また、子育て支援は他に重要な施策もありますので、財政負担を考慮しますと現時点では難しいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時　１分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、何点かにわたって再質問させていただきます。

大変詳細なご答弁ありがとうございました。

まず、私が最初にお聞きした債務負担行為と５番目の62ページの生涯活躍のまち形成事業との関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、いわゆるおひさまテラスと言われるところは、イオンという事業体が造ったところを30年間借りることにして、そのうちこの部分について指定管理者にイオンを指定して、それで事業を行うということだと思うんですけれども、そういう形の事業の進め方ということについては、市としてはどのように考えているかお聞きしたいんです。

つまり、造らせたものを長期間、30年間借りると、そして指定管理者にして、日常の業務を任せる。こういうような形式の事業を、これからも旭市としていろいろとやっていくのかという観点から私は聞きたかったわけです。この点について、できれば市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次の再質問は、畜産のフレッシュ問題であります。

大変細かくお話聞きまして、私も畜産の臭気に数十年悩んできた一人でございまして、いい発想なんですけれども、本当にできるのかなということを考えておりますし、また、できない場合にはどうするかということもいろいろ自分でも考えてきたわけです。そういうことから考えて、この事業について実例としてどの程度全国的に成果があるのかということを、もし分かればお聞かせいただきたいと思います。

それから、199ページのいわゆる二つの道路ですけれども、出来上がる期間がほぼ近づいているというふうに考えますけれども、これについて本当にできるのかなと私も疑問に思っていますが、これについては、特に三川蛇園線の問題については、お寺さんが何かすごく反対しているそうですけれども、個人的なことは言いたくないんですけれども、本当に実行できるかということについて、市のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、14番目の都市計画見直し業務です。

これについては、市の全員協議会にもお話がありまして、いろいろなご報告もありました。今回委託するに当たって、委託の内容も分かりましたけれども、この委託するときに、本当に今の旭市に都市計画法のどういうところをどうするかという細かいところまで調査をしていただきたいと思います。特に、住民の意向を調査するというものを付け加えていただきたいと思うんです。住民の方々が納得しないで、仮に都市計画の税の問題だとか、それから建築の問題だとかということがあります。大変トラブルが起きると思いますので、そこら辺も考えた調査にしていただきたいとお聞きしていただきたいと思います。

それから、16番目の消防庁舎については、地盤の問題についても十分調査の中に入れるということでしたので、それは期待したいと思いますけれども、それを正確に入れて調査していただきたいと思います。

それから、17番目の育英資金ですけれども、この金額は、実は20年ほど前の私もこの委員をやっていたときとほとんど変わらないんですね。支給制度ですから、それはとても私いい面だと思うんですけれども、しかし、今の時代に本当に必要な金額まで一定程度資金を集めても上げていったほうがいいんじゃないかというふうに思いますけれども、これも市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、21番目の学校給食ですが、実は私も大変心配しているのは、年間で1,600件ぐらいの滞納もあって、令和２年の決算書を見ましたらば、取り立てることができなかった件数も調査で出ております。学校給食の場合では61万7,440円取れなかったのがあるわけですね。これはいろんな理由がありますけれども、ほかの市住とか土地貸付料もありますけれど

も、学校給食でもってこういうことがやはり起こってしまうというのは、今の社会の現状だと思うんですけれども、それもぜひ改善策がないか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、私のほうからは、おひさまテラス関連、（１）と（５）の関連でご説明申し上げます。

こちら、おひさまテラスに限らず、みらいあさひ全般、こちらが全て官民連携という形で進めてきました。また、これからも進めていきます。

おひさまテラスに関しましては、イオンタウンが整備をして、それを借り入れる形で公の施設として指定管理でイオンタウンにお願いするということなんですけれども、これに関しましては、いわゆるＰＰＰ事業のような形で考えております。それで、民間のアイディアをどんどん入れていって、おひさまテラスに限らず、みらいあさひを運営していきたいと考えています。

例を申し上げますと、まちを造って終わりとはしませんで、責任を持って持続させていくために、事業者グループ４者によるエリアマネジメント組織を一般社団法人として組織いたします。これに関わる市や中央病院、地元事業者、地域住民などが参画した、仮称ですけれどもみらいあさひ協議会というものを設置しまして、こちらも官民連携で、おひさまテラスの例でいきますと30年間ということになっておりますけれども、これを官民一体となって持続させていく、あるいは発展させていくということで、イオンタウンが造ってそれを借りて、イオンタウンに運営してもらうということについては、そのみらいあさひ協議会とかで市の関わりもあるわけなので、一番効率的で合理的な方法かと思います。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　まず、１回目の質問の中で回答漏れがございましたので、先にお答えさせていただきます。

各事業の予定人数でございますが、親元の就農チャレンジ支援金につきましては、年間20万円を最長５年ということで、継続者を含めまして18名を見込んでございます。

それから、新規農業者支援事業補助金でございますが、こちらは農業用機械の取得に対する補助の上限50万円としまして２件、農地の賃借料の補助としまして上限20万円で２件を見込んでおります。

それから、転入者農業チャレンジ支援金でございますが、こちらは新規雇用就農者に対して家賃を助成するもので、月額上限５万円としまして最長３年間を支援するもので、10名を見込んでおります。

それから、農林水産業後継者育成事業補助金でございますが、こちらにつきましては、農林業に従事する50歳未満の方に対して、研修等への参加費として上限25万円としまして２名を見込んでございます。

親元就農チャレンジ支援金との重複の事業ということですが、こちら農林水産業後継者育成事業補助金、研修等への補助金につきましては、親元就農チャレンジ支援金と重複での補助対応が可能となっております。

補足については以上です。

畜産環境フレッシュ事業の再質問についてでございます。

こちらにつきましては、先進事例としまして栃木県で実証実験等事業をしております。詳細の結果というのはちょっとないんですが、農場への便尿槽への蓋を設置するですとか、農場を囲むネットを設置するというような中で効果が得られているということで、旭市の環境フレッシュ事業につきましても、こちらを参考にさせていただきながら事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、（13）、199ページ、道路新設改良費の中で飯岡海上連絡道三川蛇園線、こちらの事業の完了のめどということで、先ほど６年度中ということでお答えさせていただきました。

ご質問の趣旨としまして、用地買収難航１件ございます。こちらにつきましてですが、個別の交渉内容等についてはなかなかこの場でお答えしづらいものではございますが、私どもといたしましては、交渉の中でどうにかご理解いただいて、ぜひお願いしたいというところでやっております。

その他のＪＲ横断工事、その他通常施工部分につきましては、おおむね順調に推移しておりますので、未買収部分が約100メートル区間ぐらいになります。こちらにつきましても、この期間内でどうにかご了解いただければ早急に工事に当たってまいれば、一応計画としては今のところは十分に完成を目指して進めることができるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　都市整備課からは、（14）都市計画見直しの再質問について回答いたします。

全協でも説明をいただいたというところで、住民の調査をというところでございました。

市では、都市計画について市民に対しての周知活動を今までも実施してまいりました。令和２年度につきましては、旭市まちづくり市民アンケート調査を実施いたしまして、都市計画についてのアンケートを実施したところでございます。

配布枚数につきましては、3,000名の方にアンケートを配布しまして、有効回答を1,428頂いたところでございます。

アンケートの具体的な内容でございますが、先日の都市計画の説明をさせていただきましたときに、都市計画につきまして約７割くらいの市民の方が望んでいるというところのアンケートの回答をいただいております。都市計画につきまして、今後調査をする中で説明ができる段階になりましたら、市民の皆様に説明会の実施のほうを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、（16）消防庁舎整備事業再質問につきまして、予定地の地盤につきまして議員にはご心配、またご教示のほうをいただき、ありがとうございます。

消防本部では、予定されています地盤調査、この結果を反映させた地盤改良等の対策をしっかりと実施し、計画を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは、（17）育英資金給付事業をさらに充実できないかというご質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、旭市育英資金の申込み状況は近年増加傾向が続いております。令和４年度につきましても、多数の申込みが予想され、選考委員会での審査基準による選考の結果、支給決定者が多い場合でも支給について検討していきたいと考えております。

また、今後も申込み状況や社会情勢等を注視しながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　それでは、給食費の滞納の改善策ということで回答させていただきます。

まず、生活困窮により給食費の未納はありますが、要保護及び準要保護制度があり、給食費相当分が支給をされております。また、対象世帯はその旨、周知をしているところでございますが、今後はさらなる制度の周知を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　再々質問１点だけ、私、伺っておきたいと思います。

これは市長に伺うのか、それとも担当課なのか分かりませんが、旭市の中央病院の隣にイオンがまちを造りました。それによって、噂でありますけれども、実際にそういう話があるそうですが、銚子市のイオンタウンを閉鎖してしまうという話が出ています。つまり、依頼した事業者は、そこでもって事業が進められるか、進められないかということを、そういう人の動きや販売量でもって計っているわけですね。

ですから、民間にそういうところを頼むという形のものでいいのかどうかということについてはこれから検討されなければならないと思うんです。銚子市のイオンが引いたらばどうなるかということは明らかでありますから、そこら辺のところを市の行政とどういうふうに絡めていくかということは大変重要な問題なんで、今後ともそれを含めて市政執行していただきたいと、このように私考えて、質疑を終わります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

今、銚子市のイオンのお話が出ましたが、これはあくまでも噂の段階のお話だと思います。私どもで確認した限りでは、そういう話はイオンタウン側としては全くないというふうに伺っております。

それと、当然、事業者ですから、ビジネスとして成り立たなければということはあり得るかと思います。ただし、このおひさまテラスを含みますみらいあさひ全体に関しましては、市と事業者とで提携の契約を結んでございます。こちらの中に30年間ということは明記しておりますので、それを信義則に従って、これから30年間は少なくともまちを運営していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　先ほど松木議員の質問の中で答弁漏れがございましたので、発言の許可をお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　発言を許可します。

○環境課長（髙根浩司）　申し訳ございません。先ほど１回目の質問の中で、回答漏れがございました。

（７）の東総地区広域市町村圏事務組合負担金についての中で、旭市の負担率ということで約42％とお答えしましたが、そのほかの他市の状況はということで、これは匝瑳市、銚子市のこと、構成市のことだと思います。その負担割合のほうを申し上げます。銚子市につきましては約39％、匝瑳市が約19％の負担率でございます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（木内欽市）　続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第１号の質疑を始めさせていただきます。

私は文教委員なので、そちらのところは委員会のほうで伺うことにいたしまして、その他１号の中で質疑させていただきます。先ほど松木議員のほうからの質疑で、重複する部分というのが若干ございましたので、違う角度から質疑させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、８ページ、予備費についてです。

予備費の額の推移、それからこの額ですね、5,000万円の決め方。それから、予備費というものがどういうふうに使われてきたか、今まで。あと、令和４年度に関してはどういうふうな使い方を、今分かっている限りで結構でございます。お願いいたします。

続きまして、23ページ、地方創生推進交付金についてです。

総務費国庫補助金の43％の減、この主な理由として、先日の議案説明のときには、地方創生推進交付金の減があるということを主な理由として説明されました。この減の金額と理由をお答えください。

29ページです。水田持久力向上対策事業補助金、農林水産業費県補助金36.8％の増の主な

理由が、水田持久力向上対策事業補助金というふうに説明がございましたので、この割合と増の内容を教えてください。

33ページ、ふるさと応援寄附金です。

寄附金見込額１億5,000万円の根拠と新たな取組、恐らく大幅増になっておりますので、新たな取組を見込まれてこういうふうになっているんだと思うんですけれども、その新たな取組を教えてください。

それから、業務代行委託料の5,784万8,000円の内訳をお願いします。

34ページ、災害復興基金繰入金40.8％減、それと地域振興基金繰入金79.5％減の理由をお願いいたします。この繰入れによって令和４年度の残、これはそれぞれの基金、いかほどになりますか。あと、この令和４年度の残を今後どのように使われようとしているのか、その計画も教えてください。

70ページです。移住・定住促進事業、若者世帯住宅取得奨励金1,740万円の内訳をお願いします。

先ほど、ちょっと若干、松木議員のほうからの質疑に答弁ございましたが、私のほうからは39歳以下42世帯とした根拠ですね。これ、１世帯が、私の計算だと１世帯約41万円ということになるんですけれども、この金額がどういった根拠でこういうふうな金額になっているのか、その辺をお願いします。

それから、財源が地域振興基金繰入金5,060万円になっております。これ、先ほど34ページの地域振興基金繰入金、これの使い方というんですか。それの中に入っていると思うんですけれども、この割合を教えてください。

あと、71ページ、コミュニティバス等運行事業、地域公共交通計画策定、この事業だと思うんですけれども、この事業自体は合併後初めてのことでしょうか。この時期の見直しの理由。それから、計画策定業務の委託料805万2,000円、この内訳、お願いいたします。あと、どういうところにこういう事業は委託するのでしょうか。

あと、149ページです。環境美化推進事業。

きれいなあさひをつくる会補助金376万円の根拠をお願いいたします。この補助金を受け取るっていったら言い方変ですけれども、この補助金で運営される団体はどういう団体で、どういう活動をする団体なんでしょうか。

続きまして、165ページです。農村公園維持管理費です。

公園維持管理の委託料170万4,000円の根拠をお願いいたします。どういうところに委託で、

委託業務内容ですね。これ、除草業務等って書いてあるんですけれども、次の欄に。この委託料というのは別に記載がございますので、その業務内容を教えてください。

あと、166ページです。新規就農。

これ、先ほど松木議員のほうからやはり質疑がございましたが、ちょっと聞き取りにくかったので、またお答えいただいてもいいでしょうか。140万円の積算根拠と、これが平成30年２名で、次が何とかで何名とかって言われたんですけれども、ちょっと聞き取れませんでした。お願いいたします。

令和４年度、先ほど私が聞き取れなかったところでの解釈の限りでは、令和４年度の新規の方というのがいるのかなというふうに、ちょっと分からなかったものですからお願いいたします。

あと、家賃支援です。こちら、若者等という「等」という文言がございます。この等というのは何なのかというのをお答えください。

それから、167ページです。水田農業構造改革推進事業です。

こちら、何件でしょうか。この事業の件数ですね。それから、この市がこの計画を立てている件数というのか、広さというのか、ちょっとよく分からないんですけれども、市の水田全体の何割にもなるのかも分からないですが、だいたい目標値というのはどの辺にあるのかを教えてください。

あと、171ページです。畜産環境フレッシュ事業。

これも先ほど松木議員のほうから質疑がございました。ちょっと角度を変えて聞きたいと思います。

1,000万円の積算根拠ですが、これは令和元年から実証実験が行われて、令和４年度から市内全ての畜産農家を対象に本事業を実施というふうに説明書きにはあるんですが、こちらの市内の農家の軒数、これ117軒と説明のご答弁ございました。このうちの10軒ということで、これはなぜこういった10軒というふうな、117軒もある中の10軒が、私の解釈ではその市内全ての畜産農家を対象というふうには取れないんじゃないかと思うんですけれども、この根拠をお願いいたします。

あと、私ざっと計算して300万円、二つの事業ですね。二つの補助300万円と1,500万円になると思うんですけれども、それぞれこれで足し算すると1,800万円になるんですね、私。1,000万円の根拠、この差というものが何なのか教えてください。

あと、174ページです。耕作放棄地再生事業。

推進事業補助金ですが、事業内容と積算根拠をお願いいたします。

176ページ、有害鳥獣駆除事業の委託料についてです。

この委託料279万6,000円の積算根拠と委託先、お願いします。

178ページです。漁港改修事業についてです。

改修事業負担金927万5,000円、この根拠、それと工事内容をお願いします。

184ページです。中小企業金融対策事業です。

金融対策資金預託金１億円の根拠です。これ、過去５年ぐらい、変遷というんでしょうか、金額を教えてください。

あと、184ページです。商業活性化推進事業です。

空き店舗活用事業補助782万8,000円の根拠をお願いいたします。令和３年は６件の補助があったと議案説明のときでしたか、たしかそのように聞こえたんですが、令和４年が４件の見込みということで、空き店舗自体は増えているのではないかなと思うんですが、私の実感でございますが、これ件数が減っている、そのことについても理由を教えてください。

あと186ページ、企業誘致奨励措置助成金についてです。

400万円の内訳をお願いします。あと、この助成金の効果というんでしょうか、実績というんでしょうか、それを今まで実績としてあるでしょうから、それを教えてください。あと、この金額の変遷もお願いいたします。

あと、187ページです。観光資源創出プロモーション事業についてです。

財源は災害復興基金繰入金というふうに説明書きにございます。こちらも、私、ちょっと34ページのほうで触れました、この基金繰入金との関連というんでしょうか、その割合とかも知りたいので教えてください。あと、業務委託費、積算根拠をお願いいたします。これ、灯台のライトアップということでしたが、こちらの積算根拠をお願いいたします。

あと、190ページです。環境イベント事業の負担金補助及び交付金についてです。

補助金額増額の理由をお願いいたします。

あと、207ページです。パークゴルフ場改修です。

工事内容と積算根拠をお願いいたします。

続きまして、211ページ、空き家対策推進事業です。

空き家の件数、先日の全員協議会で雑駁な数字を何か示していただいたと思うんですが、千何百とか相当な数だと思いました。そんな中で、改修、解体それぞれ１件というふうな説明書きがございましたが、その根拠ですね。お願いいたします。

298ページです。会計年度任用職員についてです。

この減の理由を教えてください。あと、会計年度任用職員の業務内容ですね。お仕事の内容、その内容自体が減額になっていることで影響がないのかどうか、そのあたりも教えてください。

以上、１回目です。ご答弁お願いいたします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、昼食のため１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、午後より教育長が所要のため欠席いたしますので、よろしくお願いいたします。

引き続き戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは、８ページの予備費についてということでご回答申し上げます。

まず、予備費の額の推移ということで、予備費の予算額の推移につきましては、平成18年度、合併当初から平成29年度までが4,000万円で、それから、平成30年度から令和３年度で、今年度までは予算額を5,000万円で推移してきてございます。そして、予備費の決め方についてでございますけれども、こちら予備費予算額の決め方につきましては、これまでの各年度の予備費の予算額や需要状況等を考慮しながら決定してまいりました。

今度、どう使われてきたかと、何に使われてきたかということで、令和３年度、今年度で申し上げますと、主なものを申し上げますと、小・中学校教室などのコロナウイルスに係ります消毒費用だとか、あと住宅火災などへの災害見舞金などに使ってきてございます。

あと、令和４年度、今年度予算につきましてはどうかということでございますけれども、今年度につきましても、これまで同様、突発的な施設の修繕など、緊急性が高く早急に対応が必要な場合や災害や事故などに伴う見舞金や賠償費用などに使っていく予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、23ページ、地方創生推進交付金の減となった理由でございますが、今回の予算にも載せてございますおひさまテラス指定管理業務委託事業の交付金の予算ベースでの減少でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農水産課のほうからは、29ページ、水田自給力向上対策事業補助金についてお答え申し上げます。

この水田自給力向上対策事業補助金につきましては、水田農業構造改革推進事業補助金のうちの県の補助金でございます。こちらの水田農業構造改革推進事業補助金１億7,557万9,000円に対しまして……。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳）　はい、失礼しました。水田農業構造改革推進事業補助金１億7,557万9,000円に対しまして、県費といたしまして4,972万円が収入費としてございます。こちら、支出に対しまして28.2％となっております。

それから、増えた理由でございますが、こちらは令和２年度と令和３年度のほうの実績を比較しまして、その伸び率が39％となってございます。伸び39％は、飼料用米の伸び率で、増額になった主な理由は、飼料用米の面積の増でございます。その実績が39％となっておりますので、なかなかこの実績を把握するというのは難しいところもありますので、令和４年度の予算の見込みにつきましては、実績の39％のほうを見込みまして、飼料用米としまして830ヘクタールを見込みまして、その増えた分について事業量が増加しているということになります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、33ページのふるさと応援寄附金についてお答えします。

まず、寄附金の１億5,000万円の根拠ということでございます。この２月末をもちまして、初めて我が市へのふるさと応援寄附が１億円を超えております。予算額は7,000万円ほどでございました。１億円を見込みまして、これまでの伸びの率を勘案しまして、３割くらいは伸びるだろうということで１億3,000万円で、それとは別に企業版ふるさと納税制度を始めましたので、そこに2,000万円ということで、１億5,000万円と見込んでおります。

それと、新しい試みということでございますが、引き続き魅力ある返礼品の発掘に努めるとともに、今申し上げました企業版ふるさと納税のＰＲ等に努めていきたいと考えております。

それと、委託料の内訳ですけれども、まず、代行手数料としてポータルサイトに約1,000万円、返礼品の代金として3,900万円、返礼品の送料が760万円ほど。それと、受領証明書の発行業務の委託料が113万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、34ページ、災害復興基金繰入金と地域振興基金の繰入金について減になった理由ということでございます。

こちら、災害復興基金は40.8％の減となっておりますけれども、減となった主な理由は、基金充当事業の令和３年度で計上していた防災行政無線等整備事業の1,129万4,000円の減や「がんばろう！旭」復興支援事業7,070万円の減などによるものでございます。

また、地域振興基金繰入金の減につきましては、こちらは基金充当事業のうち、令和３年度で計上していました生涯活躍のまち形成事業の多世代交流施設おひさまテラス整備費負担金４億7,368万2,000円が減額となったことによるものでございます。

次に、令和４年度末の残高見込みということでございます。こちらのほう、まず災害復興基金のほうでございますが、こちらの残高見込額は２億139万円ほどです。地域振興基金の令和４年度末残高の見込額は15億1,011万円ほどとなってございます。

あと、地域振興基金について、今後どのように使っていくかというご質問でございますけれども、こちらの基金の目的でもありますけれども、地域住民の連帯の強化や地域振興のために使われていくものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、まず70ページ、若者世帯住宅取得奨励金の42件の根拠ということでお答えいたします。

過去３年間の39歳以下の住宅の取得状況を調査いたしまして、これが平均すると139件となっております。そのうち、市内業者に発注したものが平均すると３割程度となりますので、この三つを掛けまして42件という数字を導いております。

それと、地域振興基金の繰入れの関係ですけれども、こちらの事業全額を地域振興基金か

らの繰入れで行いますが、地域振興基金の繰入額に占める割合につきましては約14％となっております。

続きまして、71ページのコミュニティバスと運行事業の委託料についてです。まず、計画についてですけれども、市では、平成30年３月に平成30年度から令和４年度を計画期間とする地域公共交通網形成計画といったものを策定してございます。こちらが令和２年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる活性化再生法の施行に伴いまして、地域公共交通計画の策定、名称が変わったわけですけれども、が努力義務化されております。これに伴いまして、令和４年度末までに地域公共交通計画を策定するものです。

続きまして計画期間ですけれども、国からは原則５年程度が望ましいと示されておりまして、地域公共交通網形成計画の計画期間も５年間だったことから、令和５年度から令和９年度までの５年間を予定しております。委託先につきましては、令和４年度に入りましたら入札、またはプロポーサル方式により、委託者を決定する予定です。

続きまして、委託料805万2,000円の内訳につきましては、市民利用者ニーズの把握調査の実施やこの調査の分析、また地域公共交通計画の取りまとめ、報告書の作成等に係る支援業務となります。

以上です。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　私のほうからは、（８）番、予算書の149ページ、環境美化推進事業負担金補助及び交付金についてのきれいな旭をつくる会補助金についてご回答いたします。

まず、順番が前後しますが、まず、補助金を受ける団体についてご説明します。

市では、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会を設置しております。この団体に対し、補助金を交付しております。

次に、活動内容ですが、まず、１番目として清掃活動、これは、春・秋の年２回、ごみゼロ運動を実施しております。令和２年度、令和３年度はごみゼロ運動月間ということで実施しております。もう一つは、海岸地区においては年１回、海岸地区の地区住民による清掃活動を実施しておりますが、こちらは令和２年度、令和３年度は中止となっております。

続いて、２番目として、花いっぱい運動がございます。これは花の配布を希望する地区やボランティア団体に花の苗を配布しております。

３番目として、奨励金等の交付がございます。公共的な施設等の定期的な清掃、清掃美化

及び緑化運動を実施する環境美化モデル地区への奨励金や環境美化ボランティア団体の活動に対する報償金の交付を実施しております。

４番目としまして、その他の環境美化に関する事業でございますが、まず、環境衛生大会の開催、それと、不法投棄防止のための看板の作成、設置を行っております。

続きまして、「きれいな旭をつくる会」の補助金376万円の根拠についてということですが、こちらは先ほどご説明いたしました事業、これらに係る令和４年度の経費等の見込額になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　それでは農水産課の方から、まず165ページ、農村公園維持管理費の委託についてお答えいたします。

まず、公園維持管理委託料170万4,000円についてですが、農業関連事業によって整備された５か所の公園等を維持管理するものです。なお、そのうち東足洗農村公園、西足洗農村公園、鏑木農村公園、松沢農村公園については、地元区へ施設内の除草及び清掃等の維持管理を業務委託しているものです。

次に、仁玉川沿いのアメニティ公園については、年３回の除草と清掃を一般競争入札により、業者を決定して業務委託をしているものです。

次に、除草業務等委託料11万8,000円につきましては、谷町場まる池広場の除草業務を旭市シルバー人材センターへ業務委託するものであります。

続きまして、166ページの新規就農総合支援事業補助金について、まず、140万円の根拠ということで、新規農業者支援事業補助金についてですが、こちらは市内の50歳未満の認定農業者に対し、農業用機械等の取得経費や農地の賃借料を支払いするもので、農業用機械の取得に対する補助は上限50万円で２件、農地の賃借料の補助は上限20万円で２件を見込んでおり、計140万円となっています。

新規就農総合支援事業補助金についてですが、こちらの内容につきまして、もう一度ご回答させていただきます。

こちらは国庫補助事業の農業次世代人材投資事業補助金と、その後継となる新規就農者育成総合対策事業で、市内で独立自営就農する50歳未満の認定新規就農者が対象となっております。この事業は、青年就農者の定着と、経営開始時の早期の経営確立、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、内容が見直されております。見直し前の農業次世

代人材投資事業補助金は、対象者４名で600万円、後継者となる新規就農事業が対象者が４名、こちらは農業次世代人材投資事業補助金の４名とは別に、新規での４名となっております。４名で2,550万円を見込んでおり、合計で3,150万円となるものです。

もう１点、若者等というこの「等」ということですが、こちらの新規就農総合支援事業補助金、それぞれの対象者を50歳未満としておりますので、50歳以下、49歳までということで、若者等というふうにつけさせていただきました。

続きまして、167ページの水田農業構造改革推進事業についてでございます。

こちらの水田農業構造改革推進事業におきましては、米価下落等の環境変化に対応するため、需要に即した米作りを推進し、水田農業経営の安定と発展を図るため転作に取り組む生産者に対する補助金でございます。主な転作、作物としましては飼料用米がほとんどになってございます。

こちらの事業の目標につきましては、件数というよりも面積でそろえておりまして、こちらの水田農業構造改革推進事業での転作の面積、予算の面積は937.8ヘクタールとしてございます。その転作の割合になりますが、市での水稲作付面積を3,378.8ヘクタールとしていまして、それに対しまして転作面積が937.8ヘクタールとなりますので、転作率は27.7％になってございます。

続きまして、171ページの畜産環境フレッシュ事業でございます。

こちらの予算の内訳でございますが、飼料添加剤につきましては上限で30万円掛ける10件で300万円でございます。臭気拡散防止資材につきましては上限が150万円としてございますが、予算の中で70万円を10件と見ておりますので、700万円となりまして、飼料添加剤と含めまして1,000万円と予算を載せてもらっていただいております。

それから、軒数につきましては、先ほど市内、既存の方が117軒とございました。こちらの環境フレッシュ事業につきましては、今後、継続的に実施させていただきたいと考えております。そういった中から、今年度につきましては、まず10軒程度ということで、なかなか畜産農家の負担もあるということで、徐々に実施を広げていきたいというところで、まず10軒程度ということで、予算のほうを見込みさせていただきました。

続きまして、174ページの耕作放棄地再生事業についてでございます。

こちらの事業の内容としまして、耕作放棄地再生事業200万円の事業内容についてでございますが、この事業は農業者が行う耕作放棄地の再生作業に係る費用の一部を支援する市単独事業で、補助率は事業費の２分の１以内、または農地再生面積10アール当たり10万円のい

ずれか低い額を予定しております。

なお、この事業につきましては、これまで県の補助事業を活用し、農地再生の取組を支援してきましたが、令和３年度で県の事業が終了するということで、市単独事業として引き続き再生作業への支援を行い、農地の有効利用を図るものであります。

続きまして、176ページの有害鳥獣駆除事業の委託料について、内容と委託先等についてでございます。

有害鳥獣駆除事業の委託料279万6,000円の内容等につきましては、カラスやハト、イノシシといった鳥獣による農作物被害を防止するため、銚海猟友会に駆除を委託し、個体数の削減を実施するものです。内訳としまして、鳥類駆除が５月から10月の６か月間、市内全域を対象とした銃器を使用する害虫駆除及び巡視業務委託で87万9,000円、イノシシ駆除が通年で市内全域を対象としたイノシシ駆除業務委託で176万1,000円。そのほかに、イノシシ止めさし・巡視業務委託が15万6,000円となっております。なお、委託先は全て地元の猟友会であります銚海猟友会となってございます。

続きまして、178ページ、漁港改修事業について、事業内容ということで、漁港改修事業927万5,000円について、こちらは県の事業で飯岡漁港敷地内の道路や公園施設、震災防波堤等の維持・補修と港湾内の漁船の出入りに支障を来している箇所に堆積した漂砂を除去し、航路確保のためのしゅんせつを行う事業です。

負担割合は、漁港整備事業が県50％で地元が50％、航路のしゅんせつ事業分が県75％で地元が25％となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　それでは、私のほうから（16）から（20）までの５件につきましてお答えしたいと思います。

まず、（16）中小企業の１億円の根拠はというお話でございます。まずこちら、事業を開始したときには6,000万円ぐらいの預託金でございました。それで、年数がたって近隣との調整をしたほうがいいのではというお話がございまして、それから１億円という金額となっております。こちら、年代が直近の資料しかちょっと私持っていなかったので、平成28年からは１億円となっております。あとは、５年の変遷で28年からは１億円となっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

あと、（17）空き店舗の782万円、全員協議会のときには、令和４年度は４件という話を

聞いたんだがということでございます。私の説明不足だったことがありました。まず、新規でその４件分を予算組んでございます。家賃関係だと、24か月の補助金が出るというお話で、前の年からの継続分を３件見込んでございますので、全部で７件の予算を令和４年度に見込みました。

（18）の中小企業の奨励金の関係でございます。こちらにつきましては、まず事業内容としまして、各企業、こちら固定資産税の課税免除を受けた事業所が旭市民を雇用した場合、１人につき30万円を交付する雇用奨励金という事業がございます。あと緑化、こちら緑化整備をした場合、１平米につきまして2,000円を交付される事業がございます。こちらの関係の事業でございます。

この効果につきましては、このように市民を雇用することで多少なりとも雇用の貢献になっているのではないかと感じております。一応、去年の場合、４社で、去年というか令和２年度ですね、まだ令和３年度終わっていないので。２年度の場合は４社で15名が雇用されておりますので、よろしくお願いしたいと思います。これ、雇用と実績ということで、ご報告をしたいと思います。

それとあと、観光プロモーションの災害復興基金の繰入金というお話でした。何％くらいあるのかなということで、まず、事業費と復興基金の繰入額というお話をしたいと思いますが、平成31年から事業費と災害復興基金繰入金、こちらが同額でございます。100％こちらの繰入金で事業を行いました。

この中で、飯岡灯台のライトアップ、こちらの事業費の算出根拠というお話でございました。こちら、実は千葉テレビ株式会社から見積りを取って行っている事業でございますが、まず機材費ということで、バラ、ＬＥＤをつけるバラ600本の見積りでございますが、こちらリースになっておりまして、あとその台座等を含めて50万円、人件費等47万円、運搬費、あと消費税等がかかりまして121万円という金額となっております。それに、あと番組でいろいろ流していただいてＰＲをしていただいているという経費も数万円入っておる予算を計上してございます。

続きまして、ＹＯＵ・遊あるいは七夕市民まつりの補助金が上がっているのではないかというご質問でございます。こちらですが、この二つのイベントですが、実は、財源の中に東日本大震災等の関係で「がんばろう！旭」という復興支援補助金が入っておりました。こちらの補助金が令和３年度でなくなってしまうということで、どうにか実行委員会のほうからこれらを補填する方法はないのかということでお問合せがあったり、協議がございました。

この「がんばろう！旭」補助金で、何ていうんですかね、支出していた金額に見合った分を市の会計からいただいたので、この分が増えているというような形になっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　私のほうからは、(21)パークゴルフ場の改修工事、それと(22)空き家等対策推進事業について回答させていただきます。

あさひパークゴルフ場につきましては、2.9ヘクタール、18ホールのパークゴルフ場でございます。今回、パークゴルフ場の改修工事の具体的な内容といたしましては、施設老朽化に伴う場内の自動散水設備及び散水ポンプの改修、また管理棟に発生している雨漏りを解消するため、屋上の防水、外壁部の防水・塗装並びに内装の改修を行います。それぞれの工事費につきましては、自動散水設備の改修につきまして309万1,000円、散水用ポンプ改修工事につきましては759万円、管理棟の改修工事につきましては1,199万円、合わせまして2,267万1,000円でございます。

次に、（22）空き家等対策推進事業について回答させていただきます。

件数の根拠ということでございました。旭市空き家等実態調査を平成30年度に実施したところ、空き家等候補と思われる建物は1,129件ありました。現在、策定中の旭市空き家等対策計画に基づきまして様々な対策を進めてまいりますが、そのうち令和４年度に空き家解体撤去工事及び空き家等改修解体補助金は国の補助を頂いての事業となりますことから、初年度はそれぞれ１件ずつを見込んだところでございます。事業の具体的な箇所が決定しているものではありませんが、事業を展開する中で必要に応じ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、298ページの会計年度任用職員についてのご質問に対して回答させていただきます。

減の理由、それと業務の内容ということでのご質問だったかと思います。

業務の内容からまず先に申し上げます。業務の内容としましては、71事業50職種がございます。主な職種といたしましては、一般事務のほか、保育士、放課後児童クラブ支援員が主なものになります。そのほかにもたくさんございます。常勤職員の補助的な役割を担っていただいております。

職員数のほうのことで減ということなのかなということで、職員数の欄で、こちらは上段

のフルタイムの数、下段の括弧書きのがパート職員の数になっております。ここで、職員数の比較のところで７、そして下の括弧のほうでマイナス７というふうになっています。こちらの内容につきましては、パートのほうが７人減りましてフルタイムが７人増えているというような状況でございます。その理由といたしましては、育児休業の代替だったり、あとは国の給付金事業とかそういったものがありますので、そういったときに会計年度任用職員のほうを採用させていただいて対応しているというようなものでございます。したがいまして、数の増減等によります事務等の支障というものはございません。

以上であります。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　私のほうから申し訳ありません、先ほど回答させていただいた内容の訂正をお願いしたいと思います。

訂正のほう、（５）番の34ページ、災害復興基金繰入金、こちらの基金の減の主な要因の中で、「がんばろう！旭」復興支援事業、こちらの減の金額を7,070万円と発言してしまいましたが、正しくは707万円の減ということで訂正をしていただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございました。

私、今回の予算については、市長が施政方針でいろいろやっていきたいことを熱く語られましたので、もちろんそれに沿って予算が組み立てられて、あとこういうコロナの事情もあって、例年の予算の立て方とは違うものになっているんじゃないかなという視点から、ちょっと質疑を組み立てさせていただきました。それでご答弁いただいたわけですが、若干気になるところがご答弁の中でありましたので再質疑をお願いいたします。

予備費についてです。使い方に関して統括的なこととかで、もちろんそのための予備費ですから、平成18年から29年までは4,000万円で、平成30年から令和３年までは5,000万円ということで、その中で使われてきた。で、どれぐらいの割合で使われたのか、予備費が。

私、こういうことをなぜ聞くかと言いますと、先ほども言いましたように、新たになられた市長が自分の思っている事業とかをぜひ進めていきたいというときに、そっちになるべく予算を多く割きたいんじゃないかなとか、あとはコロナの事情で、予備費ではなくて、もうちょっと実効性のあるものに使われるような、そういう事業に振り分けたほうがいいんじゃないかなというような視点で聞かせていただいております。どれぐらいの割合というんです

かね、それで使われてきたのか教えてください。

23ページのこちらは分かりました。

水田自給力向上対策事業補助金ですが、細かく数字出していただいてありがとうございます。私も、この飼料米とか、あと米粉を作るお米とか、そういうふうに水田をそちらの方向にシフトしていくというような、それに補助金が出ているというふうには理解しているんですけれども、この飼料米には830ヘクタールで28.2％ということですが、飼料米以外のところ、補助金が１億7,557万円、全部で。その中の4,972万円がこちらの補助金ということで、飼料米以外というところを教えてください。

あと、ふるさと応援寄附金です。令和３年度の予算が7,000万円だったところは相当伸びて、令和４年度も今現在までで相当伸びているので、では令和４年度もこれは伸びるということで、これだけの１億5,000万円の予算立てになっているんですけれども、ここはもうちょっと、何ていうんですか、観光と結びつけて、私の意見をじゃないですけれども、ここの寄附金の伸びという、その要因というか、それをどのようにお考えになっているかをお聞かせください。

あと、34ページの災害復興基金繰入れです。

事業が変わったということで、繰入れをした分で使う事業が変わったということでこういう減になっているという、それぞれが減になっているというのは分かりました。

地域振興基金繰入金、これが残が令和４年度末で15億1,011万円であろうということで聞いたんですけれども、その使っていく計画というところで、ちょっともう少しお答えいただけますかね。使用目的としては市民連帯の強化、地域振興ということだったですが、もうちょっと具体的に、この後のほうでの再質疑の中でも触れますけれども、もう少し具体的にお答えいただけますか。

移住・定住促進事業です。

１世帯が41万円というのは、私、自分で電卓をはじくまでもなく暗算でだいたい41万円ということなんですが、これの根拠をお答えいただいていないような気がいたします。こちらに、旭市に転入してきて家を求めた場合に50万円補助というのがたしかあったような気がするんです。それに比べて、41万円というこの金額が低いのはなぜなのかなというのをちょっと考えました。

あと、先ほども触れましたが、財源となる地域振興基金繰入金なんですけれども、こちらのほう、さっきの質疑でも言いましたけれども、ちょっともう少し、令和４年度の残で15億

円とかあるので、15億円超えであるので、移住・定住促進というのは本当にもうこのコロナの時代にすごくマッチしている事業だなと私は思います。その中での予算の思い切った使い方というところに考えますと、私がこれは思うだけなんですけれども、この金額になった根拠というんですかね、そのあたり、コロナの時代ということを鑑みて、何かそれがこの積算根拠の中に入ったかどうか、そのあたりも教えてください。

あと、コミュニティバス等の運行事業です。確かに、私、地域交通網計画というのが何かたしかあったなという記憶がございまして、それを何か名称が変わったということで、ずっとこの計画策定というのをやっているということなんですね。

５年間やって、また、これからまた５年間という、これは国のほうで義務化をしているということで、つくらなきゃいけないものなのだと思います。つくらなきゃいけないものというのが、そこに相当な委託料をかけて、800万円超えの委託料をかけて調査をしたり成果物を造ったりということで、恐らく、どこのまちもやらなきゃいけないようなことだからやっているというふうなニュアンスで私は捉えているんですけれども、ここはやはり、旭市は旭市の実情に合ったものをきちんと調査して、成果物も、旭市だからこれだよねというものを造っていただくように、委託先というんですかね、そういうところをきちんと考えていただきたいと思うんですけれども、そこに対するご答弁をお願いします。プロポーザルでやられるということですが、そのあたりどういうふうに考えていらっしゃるのかお願いします。

あと、環境美化推進事業です。市長の施政方針のほうで、観光というのがやはりとても力を入れていらっしゃるという、それで私は読み取らせていただきました。そんな中で、やっぱり観光というと、きれいなまちにしか人は来ませんから、この環境美化推進事業というのは物すごく大事なんじゃないかなと思うわけです。そこで、その376万円の根拠を伺いました。

花の苗とかそういうので、いわゆるどこでもやっているような、花を植えてまちをきれいにしましょうとか、そういうので予算を取られているみたいですけれども、あと清掃活動、ごみゼロを年２回とか海岸清掃年１回とかというのは、これはそんなに予算がかかるものじゃないと私は思うんです。この年１回のもコロナでできていないという状況があるので、観光を考えたときに環境美化が物すごく大事だということを考えたら、やはりもうちょっと違うやり方での環境美化を考えたほうがいいのではないかなと思いまして、この環境美化推進事業に予算を立てるときに、何かほかの案とかが出ませんでしたでしょうか。それをお願いいたします。

あと、165ページの公園維持です。５か所市内にあって、その委託業務内容、分かりました。除草業務というのがその５か所の分には入っていないんですね。その業務は、谷町場というところの公園のことを計上してあることが分かりました。

166ページ、新規就農です。これは私、先ほどの松木議員の質疑に対するご答弁の中で、平成30年に２名とかなんか、そのあたりでちょっと聞き取れなかったところがあったんですけれども、これは新規だけで４名というのを考えていいんですか。今までずっとやられていた分プラスということじゃないですよね。ちょっとそこの確認だけお願いします。

あと、水田農業構造改革推進事業です。目標値937.8ヘクタールで、市全体で3,378.8ヘクタールの中の27.7％、これを目標にしているということでしたが、これが来年度、令和４年度の目標値ということですか。最終的には、どの辺に行き着くことなのかちょっとお伺いしたいと思います。

畜産環境フレッシュ事業です。これは松木議員のほうからもございましたが、やはり非常に困っていらっしゃる方も多く、私もこちらに来てから、畜産が非常に盛んでとてもいいまちだなと思った反面、やはり臭いの問題というのがすごく大きな問題なんだなというのが分かりました。

市長の施政方針の中にも、何度も言いますけれども、観光というのに非常に力を入れたいというあれがにじみ出ておりましたので、やっぱり観光を考えると、この事業というのの重要性というのがすごくあるんじゃないかなと思いまして、私が暗算したところ、全部で1,800万円の予算になるんじゃないかなと思って聞きましたら、１件70万円を10件で700万円と、これ70万円の根拠を教えてください。上限100万円となっているのに、なぜ70万円で10件の計算にしてあるんでしょうか。

あと、耕作放棄地再生事業です。これまで県補助だったのが、その県補助がなくなったので市のほうでということなんですけれども、すみません、もう一度お伺いしてもいいですか。なぜ県補助がなくなりましたか。あと、何件を想定していますか。

漁港改修です。これ、負担割合が道路とか堤防なんですかね、そのあたりが50・50、しゅんせつが県が75の市が25ということで、この割合はどういうふうに決まっているんでしょう。お願いします。

あと、中小企業の金融対策資金、預託金です。事業開始が6,000万円だったところを、平成28年からは１億円になったということで、先ほども申しましたように、今コロナで非常に苦しんでいらっしゃる中小企業等がたくさんあると思うんです。それを、恐らく考慮に入れ

てこの予算立てになっているんじゃないかなと思うんですけれども、何でこれが変わらなかったのかという、そこですね、お願いします。例年どおりというこの金額になったところですね。

商業活性化空き店舗事業補助ですけれども、これは新規が４件で前からのが３件で、全部で７件というか、空き店舗が相当増えていると思いますが、令和３年で６件、令和４年で７件、１件だけ増えている、１件だけ増やした予算になっているということですね。

あと、企業誘致です。内容は分かりました。固定資産税の課税免除を受けている企業が市民の方を１人雇うと30万円の補助が出ると。あと、緑化したときに１平米当たりで2,000円が出ると、そういう事業だというのが分かりました。先ほど、令和２年の実績の話をされましたけれども、４社15名とおっしゃったと思うんですけれども、30万円掛ける15名で450万円かなと思うんですけれども、これは令和２年度から実績を基に予算立てはしてあると思いますが、400万円になった、なぜ減額になったんですかね、教えてください。

観光資源プロモーションです。これは分かりました。

観光イベント事業、補助金増額の理由ですが、ＹＯＵ・遊も七夕も、私は増額されたことが非常に、ごめんなさい、いいことだと思っているんです。さっき、何でこんなことになっちゃったのかみたいな聞き方を私がしたと取られたら、ちょっとそれは私の言い方がまずかったので、それは訂正させてください。私は、増額に関しては非常にいいことだなと思っております。ただ、「がんばろう！旭」というこの言葉がよく出てくるんですけれども、この補助金というのは事業補助金でしたか、これを教えてください。今、なぜそれがなくなったかというのを教えてください。

パークゴルフ場改修の管理棟1,000万円超えの改修費が入っています。先ほど来、松木議員のほうの質疑にも出ておりましたが、公共施設等整備計画、こちらのほうの中に、入っているものと捉えてよろしいでしょうか。お願いします。

あと、空き家対策です。国の補助金を当てにしているから１件ずつというのがよく分かりませんでしたけれども、まあそういうことなんですね、はい。

会計年度の任用の職員のことなんですけれども、分かりました。業務内容に支障はないということで分かったんですけれども、何でこんなこと聞いたかといいますと、旭市の市役所の受付に行きますと、１人の方がいらっしゃったり、あるいはいらっしゃらなかったり、市役所に電話かけると、私、一番長いときで30回コールしましたかね、出られないことがあります。聞きましたら、それぞれ１人ずつしかいないということで、これもしかすると、ここ

の会計年度任用の減額の弊害なのかなと思ってちょっと聞いたわけですけれども、そういうことではないんですね。そこのところをちょっとお答えください。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時１０分

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうから予備費の使われ方ということで、どれぐらいの割合で使われていたかということで、使用状況について、過去３年間の決算額の推移で申し上げたいと思います。

令和２年度の決算額は3,032万5,000円で予算額5,000万に対しまして60.7％、令和元年度決算額は1,743万円で34.9％、平成30年度の決算額は4,181万円で83.6％でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　（３）の水田自給率向上対策事業補助金の飼料用米のほかの転作作物ということでお答えします。

先ほどもお答えしましたが、ほとんど飼料用米になってございます。それ以外のものとしましてはホールクロップ用稲、こちら牛の餌になりますホールクロップ用稲、それから加工用米、そのほかに米粉用米、また、麦等がございます。

以上になります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　ふるさと応援寄附の増えた要因でございます。

これはひとえに魅力ある返礼品を増やし、またポータルサイトの数なども増やした結果だと思っております。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　地域振興基金につきまして、どのような事業に使っていくかという

ことで、もうちょっと具体的に説明ということでございましたので、ご回答申し上げます。

基金を充当する予定の事業でございますが、シティプロモーション推進事業、あと移住・定住促進事業や、あと観光イベント事業やスポーツイベント事業などに今後も充当していく予定でございます。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、若者世帯住宅取得奨励金の、まずどういうふうな計算で1,740万円になったかということですけれども、基礎額20万円が先ほど申し上げましたように42世帯で840万円、子ども１人当たり10万円の加算が52人と見積りまして520万円、それと同居・近居の加算が38世帯と見まして380万円、合計で1,740万円と見ております。これにコロナの関係を勘案したかということですけれども、コロナの関係は勘案はしておりません。

それと、地域振興基金のもっと思い切った使い方があってもいいんじゃないかということですが、金額につきましては、ほかの市町村から入ってきてくれるのが一番いいわけで、そちらの額は先ほどおっしゃっておりましたが、前は定額50万円でございました。今回の場合には、こちらから出ていかないように引き止めるといいますか、そういった関係になりますのでやはり、どうしても差が出てくるということでございます。

以上です。

続きまして、コミュニティバスの運行事業の委託料についてです。

こちらどの市町村もつくっているというお話でしたが、実は努力義務規定でございます。ただし、これをつくっておかないと各種補助金が受けられないということになっています。ちなみに、この計画策定自体も２分の１が国から補助金としてまいります。

それと、委託先の関係ですけれども、地域の実情に通じている業者ということは、やはり大きなポイントになると思いますので、プロポーザルの際留意したいと思っております。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、（８）の再質問に対しお答えします。

これらの事業というのは合併前から旧市町のほうでやってきた事業でございます。今現在、コロナの影響で実施できていない事業もございますが、これらの事業に関しては今後も継続し、また新しい事業や、また新しいやり方、そういったものを今後考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　（10）の新規就農総合支援事業についてです。

すみません、回答を申し上げる前に、先ほどの１回目の回答の中で、対象者のほうを認定農家というふうに答弁しているかと思います。正式にはすみません、先ほど回答の中で対象者を認定農家というふうに答えていると思うんですが、正しくは認定新規就農者でございますんで、訂正させていただきます。

それで、新規の４名の件ですが、農業者次世代人材投資事業補助金につきましては、この４名は継続の４名で平成30年に２名、令和２年に１名、令和３年に１名事業を実施した方で、令和２年度まで継続して補助のほうが受けられるということになります。後継の新事業となります新規就農総合支援事業補助金は、この４名とは別に新たに新規就農者としてなる方４名ということで見込んでございます。

11番の水田農業構造改革推進事業でございますが、こちらも予算で目標とさせていただいた面積は先ほどもお答えさせていただきましたが、937.8ヘクタールとなっております。それで、先ほどの飼料米の830ヘクタールですとか、ホールクロップ用の稲、加工用米、米粉用米といった主食用米以外のものに転作する面積で目標とさせていただいております。

12番の畜産環境フレッシュの70万円でございますが、こちら補助金の上限150万円に対して、この70万円につきましては、過去の事業実績を考慮させていただいた中で、予算について70万円掛ける10件というふうにさせていただいております。

13番の耕作放棄地再生事業についてですが、こちらは件数ではなくて10アール当たり10万円ということで、予定面積を２ヘクタール対象を見込みまして、予算どおり200万円ということでさせていただいております。

15番の漁港の改修事業でございます。申し訳ございません、こちら先ほどの回答の中で、対象施設のほうで震災防波堤というふうに回答した部分があったかとございますが、正しくは親水防波堤となりますので、申し訳ございませんでした。

公共の事業の補助率についてですが、それぞれ国の事業、県の事業がございますが、補助率につきましては、県・国、関係機関の中で協議しまして決定したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうから先ほどの回答に１件、ちょっと誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、（16）の中小企業の１億円の預託の関係ですが、この金額が私の持っている資料では平成28年という数字が一番新しかったんですが、何か平成21年から１億円になっているということで、書類が見つかりましたので、すみません、よろしくお願います。

それで、あとこちら予算も変わっていないよというお話でございますが、こちらほとんどが申込者の希望がかなっているので、１億円の中で足りているということでご判断をいただきたいと思います。

それであと、（17）この商業活性化の関係です。空き店舗の数というのはちょっとうちのほうでもまだ把握していないので、あと、これからになってしまうんですが、もしできましたら都市整備課が行う空き家対策の関係とかと一緒に絡めて店舗数が把握できればなという考えがございます。

あと、企業誘致（18）の450万円から400万円に減ったのではないかという数字でございます。こちらも微妙です。年々変動がございまして、実際幾らで組んだらいいかというのがちょっとあります。450万円でマックスぐらいが多い部類だというご判断をいただきたいと思うんですが、定かではないです、すみません。

あと、プロモの関係もよかったかと思いますので。

あと（20）は企画政策課長がお答えしますので、よろしくします。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　観光イベント事業の負担金補助、これに関して県の補助金がなぜなくなってしまったかということですけれども、こちらに関しましては、県のほうから震災時に「がんばろう！千葉」復興交付金ということで、１回にお金が来ております。来て、これをうちのほうの旭市の災害復興基金に基金造成して、これを使ってきました。その「がんばろう！千葉」の復興交付金の事業期間のスキームというのが最初から10年間ということで、今年度をもって終わるということです。

以上です。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　21番、パークゴルフ場の事業が旭市公共施設等総合管理計画に基づく事業かということで、散水設備と建物両方ともこの事業の中に掲載の事業でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、総合受付と電話交換士につきましては、こちらは業務委託という形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　申し訳ございません、耕作放棄地の再生事業の関係で１件、答弁漏れがございましたので、ご答弁させていただきます。

県事業がなくなった理由についてですが、県の事業につきましては、もともと３年間、令和１年から令和３年の事業となってございました。その理由が１点と、県内での需要が少ないということで、事業を実施しているのが旭市が主な市、事業の実施、事業体だということで、そういった中で事業のほうは終了するというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　多岐にわたりまして、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

１点、この後の議案等でもちょっと触れさせていただくんですけれども、予算の立て方で、その定かでいないとか、そういう文言に対してちょっと違和感を感じました。予算って、本当に市民の方々の１円の税金から成り立っているものなので、意見を言う場ではないので言いませんが、ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

終わります。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木議員。

○２０番（松木源太郎）　立たなくていいですか。

○議長（木内欽市）　起立でお願いいたします。

○２０番（松木源太郎）　令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算額から２点ほど質疑させていただきます。

まず、329ページの繰入金です。一般会計繰入金で特に保険基盤安定繰入金国保税減税分と、その次の保険基盤安定繰入金の二つについて、その金額、根拠、積算根拠を説明してください。

それから、330ページになりますが、財政調整基金からの繰入金の減額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

この２点であります。以上。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　それでは、今のご質疑ですけれども、まずその予算書の329ページ、一般会計の繰入金の中で１節の保険基盤安定繰入金についてですけれども、こちらについては、まず保険税の軽減分として、まずこれ低所得者層に対する負担の軽減を図るため、一定の所得以下の世帯に対し均等割、それと平等割の軽減分、いわゆる７割、５割、２割という部分の方々の繰り入れるものであります。その軽減世帯に属する人数等から軽減額を算定しております。

それと、二つ目のやつですけれども、その保険者支援分ですけれども、こちらについてはその保険税軽減の対象となった被保険者数に１人当たりの平均保険税算定額と、それに支援率というのを掛けて算定しております。こちらについてはいずれも議員ご承知のとおりだと思いますけれども、国保の構造的な部分ということで、どうしてもその年齢構成の部分だったり、所得の部分だったり、医療費の部分、そういった部分がやはり高くなっているということ、所得については低くなっているということもあって、一般会計からそういった形の支援を受ける、繰り入れている、法定の繰入れということになっています。

次の２点目ですけれども、財政調整基金が減額した理由ですけれども、ただいまの一般会計の繰入金の関係のお話が出ました。これについては現状をすると、やはり軽減の方が増えております。そういった意味で考えて、一般会計の繰入れも約1,000万円ぐらい増になっています。歳出のほうについては歳出の３款になりますけれども、保険事業費納付金というのがあります。これが県のほうに納める金額になるんですが、これが約7,000万円ぐらい減になりました。それを合わせて、あともろもろやって約１億円ぐらいの減が見込めましたんで、

基金のほうもその分減らしたということになります。

以上です。

338ページの話を今させてもらいましたけれども、基金の繰入金が減した理由ですけれども、それがその歳入の部分と歳出の部分で約8,000万円ぐらい出ましたんで、その分を勘案して１億円ぐらいを減したという形になります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこで、今、県の話が出ましたけれども、県が国保会計に対してかなり今、千葉県は千葉県なりのあれでもってやっていくという形でもって出ておりますけれども、それは旭市の国保会計にどんな影響を及ぼしていますか。そのことをお聞きしたい。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　一応これはもう県というか、全国的な話になってくると思います。今やはり平成30年に広域化ということで、今、県と市が保険者ということで運営しています。その中で、やはり千葉県内の保険料というのはやはり統一したほうがいいだろうという話もあり、そうすると保険料が統一されるということになれば、旭市の状況を踏まえると、医療費が県内でも低いほうになっています。

そういった意味を考えると、そこの今お話しさせていただきました納付金の関係、その納付金というのがそういう医療費が低いということで医療係数というのが掛けてあります。その分県内から見れば、ある程度抑えた金額で納付している状況があります。もし仮に今広域化でいろいろ保険料の統一とか、いろんなことがあるかなと思いますけれども、仮に保険料の統一というお話が出れば、旭市としては、そういった部分で、多少なりとも今度医療係数というのがもしなくなったりすれば、ある程度の影響は出るかなとは思っております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　その計画を一番私は心配しているんですけれども、どうなんですか、実現性については、その全体の国のほうの考え方と、そこら辺のところを一つ、今回はこの時期に聞いておきたいんですけれども、状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　今の状況の中ですけれども、国のほうから、やはりその保険料の統一とか、いろんな状況の中を今動いています。例えば今お話あった一般会計だと、法定の繰入れがあります。これを今度法定外繰入れというのもやっている自治体はあります。そ

れはもう当然解消させなきゃいけない。その中で保険料の統一というか、その同じ金額にするという流れが出ています。

今、県のほうではその計画にそういったものを載せていくという上から、要は国の流れがあります。そうすると、県のほうとすれば、国のそういった状況を踏まえて、やはり県の計画の中にただいま言った保険料だったり、法定外の関係だったりとか、そういったものを計画上に載せていきますんで、そうすると、計画に載るとなれば当然ながら期日が決まってきますから、そういう形の動きは出てくるかなと思っています。

ただ、今現状の中でいろんな協議の中では、各自治体の中でもやはり旭市と同じような考えを持っている自治体もあるし、中には逆にもう高いところもありますから、そういった形の調整はこれから出てくるかなと思っています。二、三年の話ではないとは思っているんですけれども、状況的には今そういった方向に進んでいるということは事実ありますんで、今いいからということで市は考えますけれども、先行そうなるかどうか分かりませんから、その辺も踏まえながら進めていきたいと思っています。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いいたします。ページ337です。

負担金補助及び交付金の出産育児一時金が7.1％減ということなんですが、こちらの減の根拠と、あと人口推計との整合性と言ったらいいんですかね、推計と照らし合わせてどうなのかと、あと今後の見通し、お願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　今回の出産育児の部分で7.1％減の理由ですけれども、これはもう実績という状況で踏まえました。過去、令和元年の実績でいくと件数的には58件、令和２年だと54件、令和３年の見込みが今59件という話の中になっています。若干令和２年と令和３年で少し数字が伸びましたんで、10％ぐらいの数値で今回65という数字を出しました。

今後の見込みですけれども、多分というか被保険者数は今後減少すると思います。その中で今年の令和４年の10月からは被用者保険の適用拡大というのもありますので、その生産者、その若い方たちの部分も若干減ってくるだろうなと思いますから、現状的には維持をしたい、

あるいはそれ以上持ちたいんですけれども、減少する見込みのほうが強いかなというふうに思っています。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。推計したところとはその整合性が取れているということで、先ほどのご答弁ではそういうふうに取っていいということですかね。ちょっともう１回すみません。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　推計というのが旭市の実績というふうになります。これを見込んでの今回数値を出してありますんで、実数字に近いものと考えてはおります。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。

続きまして、予備費です。344ページです。

予備費の3,000万円、この根拠といいましょうか、それとあと推移というんでしょうか、変遷といったらいいんでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　まず、予備費の推移についてお話をさせていただきます。過去５年ということでちょっとお話をしますと、予備費については平成28年から3,000万円で予算を計上しています。その使い方の範疇の中で平成28年、こちらで2,800万円ほど使った経緯があります。やはりこの医療費の関係等になるんですけれども、これを踏まえながら現在に至るという状況になっています。一番使ったのは平成28年なんですけれども、若干安定をされながら、少し使ったりする部分もあるんですけれども、そういった経緯があります。そういう意味で、今の状況の中で予備費用を3,000万円というふうに計上している、見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　平成28年から3,000万円で2,800万円使ったことがあるということで、3,000万円をずっと計上していらっしゃるという言い方をしていいのかどうか分からないですけれども、一番多かったのが2,800万円ということで、これからこの2,800万円のときのことを鑑みて、どういったときの予備費として3,000万円を計上されるのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和）　予備費に充てる考え方なんですけれども、これはやはり保険給付費関係、これは被保険者に対して遅滞なく給付をするということがもう重要になりますから、当然その予算がないということで出せないわけにはいきませんから、そういったものになると。平成28年に2,800万円ほど予算を使ったということは、やはりその療養給付費、医療費の関係、この辺で資金が少し不足したということで使っています。

確かに平成29年以降はそんなに大きな金額を使っていませんので、ただ、今年令和３年ですけれども、夏あたりにコロナの状況、いろんな状況がかみ合って、若干やっぱり医療費が上がった経緯があります。そのときには最終的には補正まではいかなかったんですけれども、そういったことで、どうしてもその医療費が不安定な状況にあります。そういった意味で考えると、私どもとすればそういう被保険者に対して給付が滞りなく進めなくてはなりませんので、そういったことで現状では3,000万円という形で載せさせていただいております。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第３号の質疑を終わります。

議案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計予算について、１点質疑を申し上げます。

実は質疑をするつもりはなかったのですが、千葉日報の第一面を見てください。去る２月21日の夕方から翌日の夕方までの断水が千葉日報の第一面に出てしまいました。その中にはどう書いてあるかというと、1977年に敷設されているけれども、2019年３月にも同じ送水管の別の場所で破損したと書いてある。

これを私は確かに知っておりましたけれども、じゃどうしたらいいんだ、全協でも聞きましたが、結局、旭市の水道の中でできないものかということを考えたらば、ループ化するという話を課長からお話を聞きました。ループ化を考えるときにどこで結ぶか。八匝水道企業団とは昔何箇所かつないであったよな、担当課に聞いたら、そんな細い管では水は来ませんということでした。したがって、じゃお金があるのかというふうに調べてみましたらば、令和２年度の決算書の意見書の中では、旭市は経営状態が大変よろしい。92、93ページの財政状況のところにかなりお金があるよと。それを全部使えとは言いませんけれども、そういうためにもやはり今の時期に準備をする必要があるんじゃないかと思って、市長のお考えを聞きたくて質疑申し上げました。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　まず、１点目の補塡財源としての内部留保資金でどれぐらいというご質問でございますが、水道事業の内部留保資金の残高は令和２年度末で約30億4,300万円となっております。

続きまして、断水に関しての市内の配水管のループ化についてでございますが、これも将来の投資資金も関わってくると思います。現在、旭市水道事業ビジョンに基づき、新設または既存の配水管の造形により、必要な口径の確保を考慮した各配水場に貯留した水道水の円滑な送出を図るためのループ化の整備を予定しております。将来の施設整備に関わる投資資金としましては、先ほど申し上げました内部留保資金残高から減債積立金を除いた約29億4,700万円となります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　課長、答弁ありがとうございます。

市長どうですか、このぐらいのところで、ここで政策理論しようとは思いませんが、これだけのことがやられている中で、私はどうしてもこういう計画を立てていただきたいと思っ

ておりますので、質疑の時間ですけれども、よろしくご検討いただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　市長。

○市長（米本弥一郎）　大変貴重なご質疑ありがとうございました。十分検討させていただきたいと思います。市民のライフラインでございますので、水道については十分検討いたします。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　どうもありがとうございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

○議長（木内欽市）　続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第６号、１点お願いいたします。

特別損失というものについて教えてください。これどういう損失なのか。想定されるもの、あと過去の実績、どういうものが特別損失ということになったのかを教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　では、お答え申し上げます。

特別損失については３項目、予算書に記載のとおり計上してございます。実施計画書でございますが、まず、一つ目の固定資産売却損、これについては固定資産を売却した際に損失が出た場合を想定し、科目設定のため1,000円を計上いたしました。

続きまして、過年度損益修正損につきましては183万4,000円を予定し、これは水道料金未納分を不納欠損として128件、金額にしまして173万3,000円です。それと返還金等として過年度分水道料金還付、これは10万円を計上しております。

その他としまして、過年度分水道料金調定減を想定しまして、現年度分を不納欠損として処理する場合を想定し、科目設定のため1,000円を計上いたしました。

過去の実績ということですけれども、令和２年度不納欠損額と件数と金額を申し上げます。

令和２年度41件、金額が56万8,735円、令和元年度66件、金額が94万6,578円、平成30年度が51件78万7,123円ということになっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　すみません、私、1,000円のところが、その他の特別損失のやつの1,000円を計上してあるというのが今のご答弁でちょっと理解ができなかったんですけれども、もう少し分かりやすく、これ必ず1,000円という金額を計上しなきゃいけないものなんですかね。それを聞かせてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　お答えいたします。

1,000円につきましては発生対応ということで、科目設定のために計上してあるものでございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　発生したときのためにこの項目を設けてあるということなんですね。これは公共水道、旭市の水道と公共下水道と、その二つにはこれを持っておかなきゃいけないことなんですかね。

○議長（木内欽市）　上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　設けなくてはいけないことというよりも、万が一、この科目に損失が出た場合、予算科目を改めて設定しなければなりませんので、事前に当初予算から科目設定をしているものでございます。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　第７号議案、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について質問いたします。

収益的収入の中の他会計負担金、つまり一般会計からの繰入れ２億7,608万9,000円についてですが、こちらの算出方法を教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　お答えをいたします。

他会計負担金につきましては、総務省の地方公営企業繰出基準に基づき算出した基準内繰入れと、それ以外の基準外繰入れがございます。基準内繰入れは下水道事業債の元利償還金や職員の児童手当に要する経費等で5,573万2,000円を予定しております。基準外繰入れにつきましては、その他不足する財源を一般会計繰入金として事務費、人件費、減価償却費等を見込んだもので、金額は２億2,035万7,000円でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　赤字を際限なく負担するものではないように聞こえたんですけれども、これから人口が減っていきます。その中で接続件数も減っていくと予想されるんですけれども、その中で下水道を維持するために莫大な更新費用がかかったりするんですけれども、そういった場合は国や県から補助金などは期待できるのでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　お答えいたします。

議員おっしゃるように下水道施設は供用開始から既に20年を経過し、施設の老朽化による更新がこれから必須となってまいります。今後、下水道施設全体の最適管理を実現するために来年度、令和５年度に見直し予定のストックマネジメント計画により効果的な施設の更新を検討し、資金については企業債の借入れや補助対象となる事業につきましては、有効に活用し、計画かつ効果的な経営基盤強化を努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　長期的な展望があって安心しました。下水道事業や農業集落排水事業は20年、30年を見据えて、長期的な視点を持っていただきたいと思っております。

先ほども答弁にありましたけれども、現場ではどのような方法、例えばこのまま下水道を続けたほうがいいのか、それとも戸別処理というか、合併浄化槽などに替えていったほうがいいのか、その辺のお考えを最後にお聞かせください。

○議長（木内欽市）　上下水道課長。

○上下水道課長（宮負　亨）　お答えをいたします。

千葉県が実施する流域別下水道総合計画の見直しに伴いまして、旭市汚水適正処理構想の見直しを令和４年度予定しております。これは公共下水道、浄化槽などの汚水処理区域の位置づけを見直すものでございます。人口減少が著しいため費用対効果を考慮しますと、下水道区域が減少し浄化槽区域が増える見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算（第11号）について１点だけお聞きいたします。

４ページの第２章、繰越明許費補正であります。この中で事前にご説明があった予算決定が遅れた分については分かるのですが、そのほかの施設について、大変繰越明許が多いわけです。コミュニティ施設管理費、道路新設改良事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、南堀之内バイパス整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業、冠水対策排水整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、これらのものは当初から事業が始まっていたものだと思いますけれども、どうしてこのように繰越明許費になってしまったんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、最初にコミュニティ施設関係の管理費についてご説明申し上げます。

こちらは国の補助事業を頂いた施設でありまして、その処分に当たりまして国と調整を行っていたんですけれども、期間のほうを要したため年度内の着工ができなかったということで繰越しとなったものであります。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、工事の繰越しにつきましてご回答申し上げます。

初めに、道路橋梁費の道路新設改良事業でございます。こちらの9,479万3,000円の内訳でございますが、工事２本でございまして、道路改良工事が１件、道路排水工事が１件であります。道路改良工事につきましては、周辺地権者との畑の耕作の出入りの協議に不測の日数を要したことから、繰越しをするものでございます。

続きまして、道路排水工事につきましては、これはＮＴＴ関連の地下埋設物、こちらの対応につきまして協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。場所につきましては、１件目が飯岡上永井区の現場でございます。２件目が中央病院北側、排水整備工事の現場でございます。

続きまして、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、こちらの繰越しでございますが、こちらにつきましてはＮＴＴ、東京電力に関連します関連施設の移設協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。主な現場といたしましては、国道126号バイパス交差点付近の施設でございます。

続いて、南堀之内バイパス整備事業でございます。こちらにつきましては近隣関係地権者の要望等によりまして、道路の縦横断見直し等を含めまして、工法の変更等がございまして不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。

続きまして、震災復興・津波避難道路整備事業でございます。まず、旭地域、椎名内西足洗線と飯岡地域、横根三川線の２路線であります。椎名内西足洗線につきましては、道路法に伴います警察協議や土地改良区財産の、これの切り回し工事など不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、横根三川線でございます。横根三川線につきましては、地元地権者、また耕作者との地盤の高さ等の協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものであります。

続きまして、冠水対策排水整備事業でございます。こちらは旭地区サンモール西側の排水路整備事業でございますが、周辺店舗、その影響部分につきまして、これは工事の前にそれぞれの事前に家屋の調査を実施するものでありますが、この関係地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しをするものでございます。

最後でございますが、橋梁長寿命化修繕事業でございます。こちらは国の補助金の追加交付決定、これによりまして業務着手となることから、工期が確保できないため年度内完了が困難でありますので、繰越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりました、ありがとうございます。これ、予算の提出のときに執行が遅れた理由がほかのことを言われたんですけれども、こういうのも簡単に当初からもうあったものは一緒に説明していただきたいと思います。そのことをお願いして終わりにいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、３時20分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時　８分

再開　午後　３時２０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

補正予算、12ページの公共施設等整備基金積立金です。新庁舎が出来上がったので、こちらの基金のほうに前の基金分を回すということなんだと思うんですけれども、たしかそういう説明だったと思うんですけれども。この公共施設等整備基金積立金自体の令和３年度までの積立額と、あと、これファシリティマネジメントに連動しているはずなんですが、こちら何年度までに最終的な目標額、今後の予定をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武）　お答えいたします。

現在までの基金の積立額は約10億円でございます。ファシリティマネジメントに連動してということで、これはいつまでにということでございますが、こちら公共施設等総合管理計

画の個別施設計画の中で、令和18年度までに30億円以上を目標額にということで、目標がされております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　令和18年度までに30億円以上ということで、ちょっとこの以上というのが何とも……令和３年度までが10億円あって、今回の補正で合計額が25億9,939万8,000円になった、なるはずということなんですかね。ごめんなさい、令和18年までに30億円以上という先ほどのご答弁だったんですけれども、その根拠というんですかね。相当な数の公共施設の改修やら建て替えやら、潰しちゃうのか、そういう相当数があると思うんですけれども、これ30億円というのがちょっと少ない金額のような気がするんです、その公共施設の数に比べて。

そこのところ、令和18年までに30億円という、この根拠をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武）　当初は、この10億円に庁舎整備基金を加えて約22億円、あとは毎年の歳計の決算状況を見ながら積み立てていくという予定でおりました。今般、かなり大量に積み立てることができまして、27億円だいたい予想されます。そうすると、目標まであと３億円ということになりますが、ただ、今議員ご指摘のように、金額的にはまだはっきりしないところもございますので、できる得る限り、可能な限り積立てのほうは、令和18年度まで積み立てていきたいというふうに考えております。

その間、ファシリティマネジメントに基づく施設の再整備等が行われる場合は、当座、今、財政状況を勘案しながら、公共施設等整備基金のほうをできるだけ積むだけにしておいて、取崩しのほうは後年度に回すような形にして、例えば補助金であるとか起債であるとか、ほかの財源を用いながらやっていきたいというふうに考えております。

ただ、具体的な数字というところは、申し訳ございません。将来にわたってのことですのではっきり申し上げられませんが、将来の財政状況を鑑みたときに、ある程度安心してファシリティマネジメントを行える金額というところで、設定させていただいた次第です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。

基金というのは、やっぱりその優先度というんですかね。それによってかなり左右されると思うんですけれども。先ほど来の質疑等の中にもございましたけれども、緊急性のあるような、そういう改修とかそういうこともございますから、基金の優先度としては大事なところなのかなという気がいたします。

質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第９号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　第11号議案、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について質問いたします。

この条例の中に、多目的室等パノラマ展示室の使用料を定めていますが、しばらくはこの時間貸しで使用するということでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　商工観光課からお答えいたします。

まず、使用料の関係です。１階の多目的室、それと２階のパノラマ展示室、こちらの有料という金額を設定させていただきました。こちらはもう恒常的に使用料を徴収していく考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　こちら、県から旭市に移譲されまして、年間900万円の維持管理費がかかっていくそうなんですけれども、今までと同じような使用料ではとてももったいないと感じていますので、ぜひ、もっと旭市の魅力を発信できるような、もしくは観光地になるような施設にしていただきたいと思います。

再質問はございません。以上です。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　こちらの設置管理条例の設置目的をお伺いいたします。ここの文章には、観光の振興及び地域の活性化に寄与するためというふうにあるんですけれども、これもうちょっと具体的にお願いいたします。

それで、恐らくというか、第９条ですね。指定管理者に展望館の管理を行わせることができるというふうに、９条のあたりから指定管理者のことが出ております。指定管理者はどういうふうな団体というのかな、を想定されているのか。

ごめんなさい、順番が逆になりました。観光の振興及び地域の活性化に寄与というところのこれをもう少し詳しくというのと、あとこれに対してその具体的な施策はどういうふうなことを考えていらっしゃるのかということと、もう一つ、その指定管理者ですね、どういう団体の方を想定されているのかということをお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、ただいまのご質問です。

設置管理条例の第１条、設置の目的関係でございます。観光の振興及び地域の活性化に寄与するということでございます。

こちらの施策はということでございますが、まず年間30万人が訪れる施設とうちのほうは理解してございます。この30万人が、もう本当に短い時間で展望館に登って帰ったりとか、あと海を見て帰ったりというようなことが、すごくやっぱり感じられます。これはもったいないよねという、中とかで話をしていまして、展望館がせっかく市のものになるんであれば、この展望館を利用してということで、物販を行ったりとか、あといろんなことができればいいねという、もう本当にそんな漠然とした考えでございますけれども、何かをきっかけに、観光客に長時間この施設にいていただく、上永井公園を含めていていただくというような方向を考えていきたいと思っております。

あと９条の関係です。指定管理者の関係でございますが、こちらどういうような団体を想定していますかというようなご質問だったと思います。団体は未定です。今のところは県が使っていた団体、今も使ってらっしゃいますけれども、ありますけれども、うちのほうは入

札でやりますので、どんな団体というようなことは考えておりません。ただ、もう本当に自分たちがやっぱり楽しくこの施設を運営していただいて、観光客を呼んでほしいなというような、そんな団体に管理をお願いしたいと思います。

ただ、この１年間は、４年度は、うちのほうで直営でやらせていただいて、令和５年度から指定管理というような制度を使いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございます。

大賛成ですなんて言ってはあれなんですけれども、物販とかそういうところを指定管理者を入れてやられるというような予定があるということで、市長のほうの施政方針にも、くどいほど言いますけれども観光観光というのが出ていますので、ぜひともこれはそのような方向でやっていただきたいと思うのと、具体的なあれで入札でとおっしゃいましたが、やっぱりすごくいい案というか、そういうものを持ってらっしゃる団体とかもお見かけしますので、プロポーザルとかそういうところも検討していただくような、これからということですよね。とにかく、令和４年度は直営でということで、分かりました。

ご答弁ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　よろしくお願いいたします。質疑発言通告書記載内容に沿って質疑いたします。

議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、具体的に分かりやすく改正条例の内容について質問いたします。

よろしくご答弁、ご回答のほうお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それではご説明いたします。

国が進めます、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第２条の規定により、行政機関に保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されました。それに伴いまして、市の条例でこの法律を規定していたものを条文の中に引用しておりましたので、その法律が変わりましたので、その法律のほうを今度、個人情報の保護に関する法律というように置き換えるような形になります。条文中の引用された法律名を改めるというようなものでございます。

今ちょっと手元に新旧対照表がないと思います、ありますか。そちらの２ページのほうを開いていただくと、関係する条文にアンダーラインが引いてありまして、廃止するもの、統合されて変わるもの、現行と改正案のほうを見比べていただきますと、変わった内容が分かるようなもので記載させていただいております。

説明は以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それでは再質問させていただきます。

新旧対照表の２ページ、今ご説明ございましたように、ここに議案第12号、個人情報の新旧対照表が記載されておるわけですけれども、現行と右側の改正案、これを比較いたしますと、第２条そのものについては用語の変更はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

なお、（３）号、（４）号、（10）号、個人識別符号、要配慮個人情報、事業者、ここの記載内容につきましては、簡単に言いますと、行政機関の保有する、あるいは行政機関の保有する保護に関する法律、先ほどご説明ご回答ございましたように、独立行政法人の保有するこの用語が、簡単に言いますと個人情報保護法という用語に記載変更されたと。

なお、細かいところですけれども、それぞれ第58号が57号、第３項が第２項、そして第４項が３項、15に至りましては、平成15年法律第59条第１項が個人情報保護法第９項に変更になったと。大きく第２条そのものの内容につきましては変更なしと。なお、１条、３条、４条においても変更はないと。この２条の、今確認させていただいた用語のみ変更になったと、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（木内欽市）　再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　ただいま議員のお話のあったとおりでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第14号についてご質疑申し上げます。

言葉の問題ですけれども、世帯別平等割額と基礎課税額の世帯別平等割額の違い。これは、被保険者への税額などにどのように影響するんでしょうか、全く影響がないんでしょうか。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一）　ただいまのご質問でございますが、国民健康保険税の保険税につきましては、旭市国民健康保険税条例の第２条におきまして基礎課税額、いわゆる医療分と、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額の３種類によって構成されております。

ただいまのご質問の中で、世帯別平等割額を基礎課税額の世帯別平等割額に改めた趣旨でございますが、本市の世帯別平等割額は基礎課税額、いわゆる医療分についてのみ課税することを条文上明確化するものでございまして、課税の内容に変更を伴うものではございません。したがいまして、条例の改正後におきましても被保険者への影響はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　分かりましたが、その世帯別平等割額と基礎課税額の世帯別平等割額というのは、税法上どういう違いがあるんですか。それだけ教えてください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一）　名前が違っただけで同じものでございます。当初、基礎課税額と言われていたものが今度、明確化するために、基礎課税額の世帯別平等割額というものに置き違えたということです。平等割額については、俗に言われます医療分にしかかかっておりません。そこで、その医療分に「基礎課税額の」という文言を足したものです。同じものでございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例で、先日の議案説明で、市内27か所ある児童遊園のうち、ここに書いてある３児童遊園をこの条例から外すということは、児童遊園ではなくなるということでよろしいですよね。

それで、廃止と呼ばせていただくんですけれども、廃止理由です。これをお答えいただきたいです。議案説明では、遊具の老朽化とか、区長から何か廃止してくれという要望があったとかいうふうに聞き取れたんですけれども。区長が要望されると公園というのは廃止されるものなのかとか。あと、その公園というもの、遊園というんですか、これを廃止した後というのはどういうふうになるんでしょう。管理というのは誰がするのか、あるいはしないのか、草ぼうぼうにしておくのか。

私、この３か所の児童遊園に行ってみようと思ったんですけれども、まだ行っていないもので、ちょっと事情がよく分かっていないんですね。公園を廃止するということがちょっと私の中ではとても新しいことでしたので、この条例についてお伺いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　戸村議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、廃止の理由ということでございますが、児童遊園につきましては、区からの要望により児童遊園を設置しているものでございます。補足説明のときにもご説明させていただいたんですけれども、遊具の老朽化及び利用児童数の減少ということで、区長のほうから廃止の要望をいただいているところでございます。

次に、管理がどうなるかというお話でございます。本市におきましては、一部を除きまして児童遊園の日頃の管理を、児童遊園が設置されている地元区に委託をしております。児童遊園としての用途廃止後は、基本的に各地権者の管理下で適正な管理をお願いすることとなります。今回廃止を予定しております三つの児童遊園の地権者は、地元の神社やお寺となっております。廃止後におきましても、地元区もしくは地権者におきまして適切に管理が行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ということは、今までは市の予算の中からこの管理費が出ていたということで、廃止以降は、この三つに関しては市の予算が使われないということでよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　おっしゃるとおりでございます。児童遊園１施設におきまして、区のほうに２万円の委託費を支出いたしまして、お願いしておりました。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　あと24か所、児童遊園というものがある計算になるんですけれども、ほかに区からの要望とか、区長からですか、区長からの要望とかそういうものが出ていたら、出ているのか出ていないのか。あと今後の計画みたいなものがございましたらお願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　現在、区長のほうからの要望は出てございません。今後におきましては、地元区と協議をしながら、老朽化など必要な遊具の改修を行い、安全・安心な児童遊園を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　議案第18号について質疑を申し上げます。

旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、指定管理者制度を導入するようであります。どのような団体または会社を指定管理者にする計画か、また当面、どの社会体育施設に指定管理者を導入するものか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　お答えします。

まず、どのような団体等を指定管理者にする計画かということでしたが、指定管理者候補者につきましては公募で選定されますので、現段階では全くの白紙でありますけれども、スポーツ施設分野で管理の実績が豊富な事業者が選定されるものと考えております。

選定の手続きとしましては、本年４月頃に公募を行いまして、その後、旭市指定管理者候補者選定委員会で候補者を選定し、予定では、令和４年の12月議会で議決をいただき、正式に決定されることとなります。

あと、どの施設に導入するかということですけれども、現段階での予定ではありますが、体育館、野球場、庭球場、サッカー場など、社会体育施設の一括管理を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　市の考え方は分かりました。そうすると社会体育施設は市が直接管理しないで、ほとんど指定管理者に管理をしていただく。そういう考え方に今、市の行政はなっていると、そう考えてよろしいですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　お答えします。

そうですね。社会体育施設全体を、基本的には一括で管理をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ご説明ありがとうございました。終わります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　松木議員と同様な質疑というような感じがしましたので、申し訳ございませんけれども、通告と若干違うかもしれませんけれども、質疑をさせていただきます。

皆様方、新旧対照表をお持ちでしょうか。ご回答くださる方はご覧ください。

まず、28ページ、29ページ、ご覧いただけますでしょうか。この指定管理者制度、基本的にはどういった制度なのかをお伺いしたかったのですけれども、まずこの28ページ、29ページ。お伺いする前に自分で理解しようと思って、ページを広げました。

何と、現行の第６条略、第７条、第８条略、真っ白だったので、おやっと思いました。右側に６条以下記載されておりますけれども、左側が空欄であるがために、現行と改正案を比較確認きっちりできるのであろうかという、素朴な疑問を持ちました。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　すみません。新旧対照表のほうで、６条及び変更後の第11条12号略ということで、記載がございませんでしたという内容になります。

すみません。略となっておりますのは変更がないということで、そこの部分は省略されております。今回新たに追加される部分が、右側改正欄のところの下線が引いてあり、第７条

から第10条までの部分が新たに加わる部分ですということで、新旧対照表は表記されておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　よろしくお願いできないところが１点見つかりましたので、質疑をさせていただきます。

右側の改正案をご覧ください。第７条は指定管理者についての定義、第８条につきましては行う業務の範囲、第９条が管理の基準、10条は使用料の収受と。改正案のほうの文言ですけれども、下から５行目になりましょうか、「管理を行わせる場合の使用料は当該指定管理者の収入として収受させるものとする」と。この文言から、高くなる可能性が出てきやしないかなというふうに思ったのですね。しかしながら、第10条の２項にこのような用語が記載されておりました。「前項に規定する使用料の額については、第６条に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする」、こう記載されておりますね。

そうしますと、必携なりあるいは市のほうで渡された法規に関するものがないと、この現行と改正案の対照表では理解できない。なぜかといいますと、第６条に定める額の範囲内、第６条、どれだ、改正案の一番上、第６条は「略」となっているんですね。左側のほうの現行の第６条、これも「略」というふうに記載されていますね。そうしますと、第６条に定める額の範囲内においてというのが理解できませんよね。

そこで、先ほどお願いしますと言われたことにつきましては、これはお願いされてもちょっと難しいよ、理解できないよということで、今質疑させていただきました。したがいまして結論から言いますと、６条につきましては記載すべきではなかったのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　今、伊場議員のおっしゃるとおり、第10条で、第６条、使用料に関する部分についてはそこで決めますよということがあります。確かに、この新旧対照表ですと、その６条の内容が分からない状況にはなっております。ただ、すみません、新旧対照表の作り方がこういった形になっておりましたので、ちょっと今回はこういった形で進めさせていただきました。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　何か批判するような形で申し訳なかったですけれども、そういうふうに

感じたので、率直に質疑に入れさせていただきました。

最後ですけれども、先ほど松木議員のほうからお話がありました。今後、指定管理業者に社会体育施設をお任せするようになる。そうしますと、本当に信頼のおける指定管理業者でないと困るなと。なぜかといいますと、市長の承認を得て指定管理者が定めるものと記載はされておりますけれども、その額の問題ですとか、そういったことについても十分注意をしなくてはならない、そんなふうに思ったんですね。

ですので、質疑というよりもお願いになりましょうか。十分に目を光らせてと言ったら語弊があろうかと思いますけれども、指定管理業者につきましては一括業務等々をお願いするという先ほどのご答弁もございましたので、よく精査をして指定をしていただくようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　始めます。先ほど来、前者の方々から質疑ございましたので、私のほうからは具体的施設数と名称、何個あって、その数の施設を一括で１団体が指定管理者となるという、そこのところの数を知りたいです。可能なのかどうか、そこの判断ですね。

あと、どういった団体だというのは先ほど公募でとご答弁がございましたので、それはよろしいです。

あと、業務の範囲です。指定管理者が行う業務の範囲というのが、こちら８条にあるんですが、ちょっと懸念されることがございまして……すみません、業務の範囲に関しましては施設名と、施設数とを伺った後にします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　指定管理につきましては、基本、社会体育施設一括管理を考えておるんですけれども、ただ、現在の社会体育施設の中で老朽化の著しいもの、また利用者の少ないもの等がございますので、それらを精査した上で、施設名、名称につきましては、この後募集要項を定めますので、そちらのほうで表したいと思います。基本そこに記載した施設につきましては、全体を１団体で管理していただくようになります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　これ、ちょっと議案に出てきた時点で私たち、じゃこれどれだけの施設、何個の施設を一括で１団体が指定管理するのかというのが分からないと、賛成反対というのができないと思うんです。そんな20も30もあるようなところを一つの団体ができるのかとか、そういうふうに私は思うんですけれども。

少なくとも個数ぐらい。何施設なのかとか、主立った施設の老朽化しているわけじゃない、利用者も多いというところの名称ぐらいは挙げてください、あと数は挙げてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　それでは、主な体育施設のほうを申し上げます。

まず、体育館としまして旭市総合体育館、あと飯岡体育館、テニスコートとしまして旭スポーツの森公園庭球場、旭文化の杜公園庭球場、野球場としまして旭スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡野球場、干潟さくら台野球場、あと現在つくっております旭市サッカー場、そのほかいいおかふれあいスポーツ公園など、だいたい10施設になるかなと考えております。

また10施設の管理になりますけれども、令和２年度、民間事業者が参加する意向があるかどうか、実際施設を見ていただいて意向調査を行っております。その結果、複数の会社が指定管理に興味があるということで回答はいただいております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　だいたい10施設とご答弁ございました。この中で海上コミュニティ野球場というんですか。これは今回の議案に上がっている消防分署、そこのあれとは違うんですね。分かりました。違うということだけ分かればいいです。

じゃ、この体育施設を何個にするのかというところを決定しないと、指定管理者というのを決めることをできないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

あと、その業務内容です。先ほど飯岡体育館もこの中に入っているということなんですけれども、10施設の中に入っているということなんですけれどもね。飯岡体育館のテニスコートを駐車場にするというような話が出ているらしくて、ご相談に見える方がいらっしゃいます。ご相談に見えた方がいらっしゃいます。指定管理者が行う業務の範囲でそういったテニ

スコートを駐車場に変えるとか、そういうような業務ができるんでしょうか。この８条の中に該当する項目がございますか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　お答えします。

まず指定管理者を公募するに当たりましては、募集要項をつくります。その中には、この施設をやってもらいたいというのが明記されますので、それを見て業者のほうは応募していただくような形になります。そこには当然、施設の名称と数は記載されております。

あと業務内容、テニスコートを駐車場ということでありますが、飯岡のテニスコートはもう施設は廃止しております。ですので、廃止した施設を指定管理に出すということは考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告があります。

伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　議案第21号、市道路線の認定及び変更について質疑いたします。

安全並びに管理について市当局はどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、市道認定に係る安全管理につきましてお答え申し上げます。

旭市道路線認定要綱におきまして市道として認定する道路は、一般の通行の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるものとされております。今回の路線につきましても、各法令の整備基準に基づき築造されたものでありますので、標準的な安全を確保されていると考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再質疑させていただきます。私は毎朝、朝７時から８時まで毎朝、新しくできた、認定された道路を見ております。今朝も見てきました。

２ページ開けていただけますか。私が言いたいのは整理番号１番、Ａ－5248号線でございます。この新しく認定されたこの市道なんですけれども、南北に、南に下ってこの矢印がございますね。この一番北側の118.95メートルに達するこの丸い部分ですね。ここは、道路そのものは強靭でも、旭市は交通安全宣言しておりますんでね、ここは危ないのですね。この２ページを作成された方、この丸印の地点と、南に下って市道Ａ－5066号線にぶつかるＴ字路部分ですね、三角部分です、この地図で言いますと。ここにはミラーをつける、そういうご予定は考えていらっしゃいますか。質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊場議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、ご質問の場所につきましてカーブミラーの設置ということでお話が今ございました。本路線につきましても現場を確認しておりますので、今後、必要と判断されればカーブミラーの設置も検討いたしたいと思います。

ただし、現地でございますが、設置するための土地や電柱がない場合には設置ができないケースもございますので、その辺は現場の様子次第となってまいるかと思います。

これは、またそこの現場ということではございませんが、ミラーを設置することで、本来、道路交通法上徐行すべきであるにもかかわらず、かえってミラーで確認することで目視をされないで、徐行されないケースというのも多々ございますので、その辺も含めて判断させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場議員。

○５番（伊場哲也）　浪川課長、八馬副課長はいらっしゃいませんけれども、俊敏なる対応ということで地域住民感謝しております。すばらしい判断かと思いますけれども。私は、先ほど言いましたように毎朝見ておりますので、確実に危険ですので、重々よく現場確認をしていただき、これは絶対必要だなと、そういうふうに思われるかと思いますので、あとは設置をどうしたらいいか。

具体的に言いますと、丸印の北側部分の道を挟んで北側の土地の持ち主につきましては、いつでも市に協力してあげるよというふうに言ってくださっております。なお西側につきましては本市役所職員でございますので、反対することは絶対ないというふうに思いますし、また、南側のこの三角矢印の部分ですけれども、反対側の東部分は空き地でございます。

○議長（木内欽市）　伊場議員に申し上げます。道路認定に対する質問でございますので、これ以上の同様な質問はご遠慮願います。

○５番（伊場哲也）　分かりました。では、これにて終了ということになりましょうか。

○議長（木内欽市）　伊場議員。

○５番（伊場哲也）　それでは、違う内容でよければ、再々３回目の質疑はよろしいですか。

○議長（木内欽市）　以上で、質問は３回ですので終わりです。

○５番（伊場哲也）　残念ですけれども、大変ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　伊場議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第２２号～議案第２４号直接審議（先議）

○議長（木内欽市）　おはかりいたします。議案第22号から議案第24号までの３議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第24号までの３議案は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第22号から議案第24号までの３議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第22号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第21号までと議案第25号の22議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表、１、議案の表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたします。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は８日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございます。

散会　午後　４時１７分

令和４年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和４年３月８日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	大八木　利　武	総　務　課　長	宮　内　敏　之
企画政策課長	小　倉　直　志	財　政　課　長	山　崎　剛　成

環境課長	髙根浩司	子育て支援課長	多田英子
商工観光課長	加瀬博久	農水産課長	多田一徳
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	栗田　茂
教育総務課長	杉本芳正		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは質問席でお願いします。

◇　常世田　正　樹

○議長（木内欽市）　通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　おはようございます。議席番号１番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。早朝より傍聴にお越しいただきました皆様に感謝申し上げます。

さて、長引くコロナ禍により、人々の生活は困難を極めております。オミクロン株、そして、より感染力が強い亜種の感染拡大により、日常生活の活動制限が続いております。一日も早いコロナ禍の収束を願うばかりです。そういった状況が続いておりますが、市民の皆様が暮らしやすい、住んでよかったと思えるまちづくりの一助となれるよう、質問させていただきます。

私からは、４項目について質問させていただきます。

１、未舗装道路の整備についてです。

市内には未舗装道路が多く見られます。特に昭和から平成初期に建設された住宅地、都市

計画区域外にある住宅地に多く見られます。未舗装道路は、田んぼや畑、用水路沿いに多く見られ、夜間の通行の危険性、雨天時ののり面崩壊の危険性などが指摘されています。凹凸が激しいために車で走りづらく、雨が降るとぬかるんでしまい、何日も水たまりが残ってしまう。乾燥している季節には砂ぼこりが舞うために、洗濯物を外へ干せないという声も多数寄せられております。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。未舗装道路がどうして未舗装のままなのか、舗装される要件があるのか、未舗装道路を今後どうされていくのかについて教えてください。

２項目めは、不法投棄ごみ対策についてです。

市内全域において不法投棄されたごみが多く見られます。田んぼのあぜや雑木林、用水路沿いや海岸など、特に交通量が激しい道路沿いでは空きかんやペットボトルの投げ捨て、逆に民家が少なく人の目が届かない場所には白物家電やバイク、ガラ、中身が分からない大きなビニール袋に入ったごみなどが見られます。農家の皆さんが寄せ刈り作業のときにごみ拾いをしたり、区民による年２回のごみゼロ運動、また有志ボランティアの方が住宅地や公園、海岸などで清掃活動をしていただいておりますが、ごみをポイ捨て、不法投棄される量は減りません。善意で行動している方が一部の悪意ある人のために苦労をしていることは、許されるべきことではありません。

以上を踏まえ、質問させていただきます。不法投棄ごみ対策について教えてください。

３、側溝清掃についてです。

旭市の高齢化率、65歳以上でございますけれども31.1％、2020年であります。着実に高齢化が進んでいます。区の加入世帯数も激減しており、区、組、班単位での側溝清掃を行うことが年々困難になってきています。旭市にある吸引車と洗浄車は取り合いになっており、なかなか予約することができないと耳にしました。

旭市は、未舗装道路が入り組んだ住宅街が多く見受けられます。吸引車や洗浄車が入れない地域の側溝清掃を考える上で、民間業者や請け負ってくれる団体などへの補助も考える必要があるかと思います。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。旭市の側溝清掃の現状について教えてください。

４項目めは、農業の活性化への取組と観光の多様化についてです。この項目につきましては、２点ほどお聞きいたします。

（１）有機農業の推進についてお尋ねいたします。

私は有機農業に取り組む農家です。農薬と化学肥料を使わないで野菜を育てています。しかし、有機農産物が一般の農産物と比べて優れているなどとは思っておりません。害虫の被害や病気の被害が大きいので安定的に生産を行うことが難しく、一般農産物よりも単価が高くなる傾向があります。しかし、有機農産物への関心は年々高まっており、学校給食への導入を求める保護者の方や、ベジタリアンの方の人口も、国内において増えています。

日本ではまだまだ認知度が低い有機農産物ですが、ヨーロッパやアメリカでは有機農産物が一般農産物と同等に扱われております。

2006年12月に施行された有機農産物推進法を基として、ＳＤＧｓを視野に入れた有機農業産地づくり推進事業が、来年度から千葉県でも始まります。有機農業産地づくり推進事業とは、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食での利用など、有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、また物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するものであり、有機農業増進のモデル的先進地区を創出するための県・国の事業です。

本事業の実施主体は市町村等であり、補助率は現在のところ定額となっております。補助の対象は、専門家からの意見の聴取、試行的な取組の実施、団地化、学校給食の利用、量販店での有機コーナー設置等であり、幅広く実施計画の取りまとめをしております。

旭市のこれからの農業、そして全国屈指の農業産出額を誇る旭市にとって、本事業に取り組むことは、農業の幅を広げ、農業後継者を増やし、耕作放棄地の解消の一助になる可能性を秘めていると私は思います。さらには、高品質な日本の農産物を欲しがっている外国への農産物輸出も考えられます。

以上のことを踏まえ、質問させていただきます。旭市における有機農業の現状と現在の取組農家数について教えてください。

（２）としましては、農業を生かした観光の可能性についてお尋ねいたします。

旭市は風光明媚、海と自然に囲まれたすばらしい町です。都内からも近く、成田空港からも至近の距離にあります。

現在、コロナ禍により従来の働き方に大きな変化が起きています。パソコンとインターネット環境があれば場所を選ばず働ける人々が、景色や住みやすさ、趣味に合った場所を全国各地に探し始めています。いわゆるワーケーションです。ワーケーションとは、ワーク（仕

事）、そしてバケーション（休暇）の造語であり、仕事をしながら趣味や余暇を楽しむという生活様式です。

千葉県でも、ちばワーケーション受入促進事業を来年度より始めます。新たな観光需要であるワーケーションは地域への波及効果が高く、また千葉県は東京近郊にあって温暖、風光明媚であり、ワーケーション誘致を成功させるポテンシャル、可能性を秘めていることから、千葉県ではワーケーションの受入れ環境を整備する地域の取組を支援するとともに、企業と受入れ地域のマッチングを図るための事業を来年度より立ち上げます。本事業は、旭市の活性化とまちづくりを進めていく上で、大きな推進力になると私は考えています。

以上の点を踏まえ質問させていただきます。ワーケーション受入れに対する現在の旭市の取組状況について教えてください。

以上、４項目が１回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　建設課からは、１の（１）未舗装道路の道路整備につきまして、まず、未舗装の道路がどうして未舗装のままなのかということでございます。

こちら未舗装の市道につきまして、舗装要望いただいている路線でありましても、市の舗装要件を満たすことが難しいことで舗装の実施に至っていないものがございます。

続きまして、その要件といたしましては、４メートル以上の幅員を確保すること、側溝の設置ができることなどでございます。

また、今後どうしていくのかというお尋ねでございますが、舗装要件を満たさない未舗装道路の今後の対応といたしましては、事業実施の実現性の高い箇所につきましては、課題解決に向け地元区と協議を図るなどしながら、事業実施に向けてさらに努力してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは、大きな２番の（１）不法投棄のごみ対策についてお答えします。

市では、不法投棄監視員を26名の方に委嘱しており、不法投棄の抑止及び早期発見に向けた定期的なパトロールをお願いしております。不法投棄監視員からご報告いただいた場所や

市民の方からの通報により、不法投棄が多く、またされやすい場所への不法投棄防止警告看板、これらの設置を行っております。また、環境ボランティア団体への補助金の交付及びボランティア用のごみ袋の提供を行うなどの支援も行っております。

ごみの不法投棄防止や、適正な個人の所有地管理に関する啓発につきましては、広報紙や市のホームページへ掲載しているほか、希望する方には不法投棄防止警告看板の配布を行っております。

また、環境美化に対する意識の向上を目的とし、環境衛生大会を開催しているほか、小・中学生への教育及び啓発の一環として３Ｒ推進ポスターの募集を行い、ごみの減量化やごみを再資源化することの大切さについても学習していただいております。

続きまして、大きな３番の（１）側溝清掃の現状についてお答えします。

側溝清掃につきましては、地元から事前に実施日と場所について連絡をいただき、回収の日程が他の地区と重複しないよう調整を図りながら実施しております。作業方法につきましては、地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては環境課において回収しております。また、汚泥量の多い箇所につきましては、市から収集運搬業者へ委託しまして回収をしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農水産課からは、大きな４番、農業の活性化への取組と観光の多様化について、（１）番の有機農業の推進についてお答えいたします。

有機農産物として販売する場合、有機ＪＡＳ認証を取得する必要があります。現状としまして、市内にも取組農家が数軒あるようですが、詳しくは把握できておりません。

なお、2020年農林業センサスの調査結果によりますと、市内の有機農業の経営体数は172経営体となっておりますが、この調査は、有機ＪＡＳの認証を受けていなくても化学肥料及び農薬を使用していない経営体も軒数に含まれております。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうからは（２）の農業を生かした観光の可能性についてということで、ワーケーション受入れは旭市はどうするのかというご質問でございます。お答えします。

ワーケーション受入促進事業は、千葉県が本年度９月補正予算にて開始、来年度から本格

的に取り組む新規事業でございます。当市においても、市内の宿泊施設に宿泊しながら仕事をし、合間にサーフィンなど海のレジャーを楽しむということで、市内の宿泊施設に確認したところ、こういう事例がありますということでご回答をいただいております。

市といたしましても、新しい観光需要の掘り起こしに結びつくよう、事業内容を研究、検討し、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ご答弁をいただきありがとうございます。答弁に対し再質問をさせていただきます。

項目１の未舗装道路の整備について、市内の都市計画区域外には未舗装道路が多く存在していますが、都市計画区域内である干潟学区八軒町地区の道路はいまだに未舗装のままです。長年にわたっての地区の懸案事項であります。また、干潟小学校の児童の主要な通学路となっております。児童の安全確保のためにも早急な対応が必要であると思います。

この未舗装道路について教えてください。これまでの計画と進捗状況について、また今後の舗装の見通しについて教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、干潟小学校区の八軒町区の道路整備につきまして、経過でございますが、平成27年度に地元区長から要望を受けまして、整備が必要と判断されますことから、平成30年度より測量と境界査定に着手したところでございます。

進捗状況でございますが、境界査定はおおむね完了いたしましたが、様々な支障となる物件が存在することから、現在、幅員確保や排水路整備における対応などを検討しているところでございます。

今後の見通しといたしましては、様々な課題がございますことから、一度に全線を整備することはなかなか困難でありますので、区間を区切りまして、事業実施の実現性の高い箇所から、課題解決に当たった上で事業を進めていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。

部分的に工事に着手していただけるとのご回答をいただき、安心いたしました。

当該道路をはじめ旭市内には、道路が未舗装のために日常生活において不便さを感じている市民の方がたくさんいらっしゃいます。また、市道と私道との区別がついていないことで、どうしてあっちの道は舗装されているのにこちらの道は手つかずなんだという、不満を持っている市民の方もたくさんいらっしゃいます。土地の境界や排水路の確保など、クリアしなければならない要件はたくさんあると思いますが、今後も市道の整備を積極的に進めていっていただけたらと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目２の不法投棄ごみ対策について再質問させていただきます。

国道126号線沿いにあるコメリパワー旭店の南側にある道路沿いに、用水路があります。その用水路沿いにかなりの量のごみが不法投棄されています。道路沿いには民家が少なく、街灯も少ないため、投棄しやすいものと思われます。黒い大きな袋に入った中身が不明のごみや、スーパーの袋に入ったごみが山積みになっています。ごみの現状から、数年間は放置されたままであると思われます。これらのごみに対してどう対応していくのかを教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それではお答えします。

市では、これまで当該箇所の周辺について、道路南側への不法投棄防止看板の設置や道路沿いのごみの回収をしておりましたが、いまだ解決には至っておりません。

常世田議員のご指摘のとおり、現状のまま放置しておくことはできない状態にあると思いますので、大利根土地改良区や地元区、地権者など関係者と協議の上、不法投棄防止警告看板を設置するなどの周知や啓発を図りまして、ごみの撤去についても対応を考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

当該箇所は、用水路の管理者である大利根用水、そして市の市有地、そして個人と地権が入り組んでおり、対応が難しい箇所であるということが分かりました。そういった状況ですが、ごみの撤去へ向けて前向きに検討していただけるとのご回答をいただき、干潟学区の住民の一人として安心いたしました。

しかし、一旦きれいにしても、ごみを捨てる人は再び不法投棄を繰り返すと思われます。今後は不法投棄されにくい環境を整備していく必要があると思います。ごみのポイ捨てや不

法投棄に対する相談を多くいただいておりますが、車の中から捨てる人のほかに、外国の方が自転車に乗りながらごみを捨てる場面を見た方もおります。私は、海外での農村開発の仕事に携わっていた経験がありますので、外国の方に対する偏見は全くございません。しかし、文化の違いや育ってきた生活環境の違いについては思うところがございます。

今後、不法投棄の抑制のために設置する看板について、日本語だけでなく、例えば中国語、タイ語、ベトナム語を併記した看板を設置していくことも、国際化が進む旭市には必要であると思います。再々質問として、多言語看板の設置についてご対応していただくことは可能でしょうか、ご回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それではお答えします。

市においても、英語、中国語、タイ語、ベトナム語などの外国語併記の看板は必要であると考えております。市内に在住する外国人の言語を対象とした不法投棄防止看板や監視カメラの設置など、地元区や関係者と協議の上、効果的な対策を講じたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

旭市内では、ボランティアでごみ拾いを継続的に行っている方がたくさんいらっしゃいます。海岸や道路、川沿いで、毎週、毎日のようにごみ拾いをしていただいております。先日も、川沿いのガードレールの中に入って何をしているのだろうと思って見ましたところ、男性の方がごみ袋を片手に捨てられたごみを拾ってくれていました。感動しました。自助、共助の気持ちを持った方が市内で日々頑張ってくれています。そういった善意ある市民の皆様のためにも、継続的な不法投棄ごみの対策をお願いいたします。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目３の側溝清掃について再質問させていただきます。

高齢化がますます進んでいく上で、マンパワーでは側溝清掃を継続していくことが年々困難になっていくものと思われます。今後、吸引車と洗浄車の需要がますます高まっていくと思います。そこで、吸引車と洗浄車の現在の台数、価格や能力、出場頻度や回数について教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それではお答えします。

現在吸引車は１台ありまして、平成29年３月に買換えしたときの購入価格は約1,200万円でございます。能力は、汚泥の積載容量が2,900リットルで、約２時間の作業で満杯になります。また高圧洗浄車も１台ありまして、吸引車と２台セットで作業を実施しております。高圧洗浄車は平成30年２月に買換えをしておりまして、そのときの購入価格は約1,300万円でございます。水の積載容量については1,800リットルでございまして、洗浄時の最高圧力は１平方センチメートル当たり130キログラムでございます。

出場頻度につきましては１週間に２日から３日、回数にすると延べ168回実施しており、区からの要望については現在全て対応できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

吸引車と洗浄車がとても高価なものであることが分かりました。しかしながら、高齢化によりできないものはできません。側溝清掃を怠り、大雨や台風の際に汚れた水があふれ出すことによる健康被害や環境汚染などを勘案いたしますと、無理をしてでも吸引車と洗浄車を増やし、側溝清掃に関わる人員を増やす等のことは必要であるかと思います。この点についてご意見をお聞かせください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それではお答えします。

側溝清掃をしないことにより大雨や台風の際に排水があふれ出す、そういった場所等で、高齢化に伴い側溝清掃の実施が難しい地区につきましては、住民の方々と市で共同作業として実施するようにしております。

なお、ご質問の車両や人員を増やすことは現在難しい状況ではありますので、当面は要望のあった場所の現地確認を行い、作業スケジュールの検討など工夫しながら、地域の要望に応えられるよう対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

今すぐには無理でも、いずれ訪れる超高齢化社会のために検討を続けていただきたいと思います。できることなら、その地域にお住まいの若い世代の方が区へ加入し、地域の行事を

受け継いでいく、引き継いでいくことで、自助、共助の助け合い精神で解決していくのがベストであると思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。項目４の（１）有機農業の推進について再質問をさせていただきます。

旭市において、有機農業を取り組んでいる農家がいらっしゃることが分かり、心強いです。しかしながら、旭市の農業の問題点として、後継者不足と耕作放棄地の問題が挙げられます。市外から就農者を呼び込むための施策について、また耕作放棄地の現状と解消実績について教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　市外からの就農者対策については、国・県の補助事業のほか、施設や機械等の導入、農地の借地料等に対する市単独の補助事業を用意しております。また、令和４年度からは、新たな取組として、市外からの労働力確保、定住促進につながる支援として家賃助成を予定しております。このほか、市のホームページに「旭市で農業を始めませんか」という特設ページを開設したり、都市部での就農相談会などを活用して各種支援情報の発信をしております。

耕作放棄地の面積については、農業委員会が把握している遊休農地の面積で回答させていただきます。令和30年度末の81.9ヘクタールに対して、令和２年度末の面積は79.4ヘクタールとなっております。

耕作放棄地の解消実績については、農地の再生作業を実施する農業者に対し、千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し、農地再生の取組を支援しています。直近３か年の解消実績は、令和元年度が0.71ヘクタール、令和２年度が2.2ヘクタール、３年度が2.14ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

私は、耕作放棄地を有機農業推進事業に使うことはできないかと考えています。私の農場では、10年以上前から農業を学びたいという方の受入れを行っております。将来的には、農村部への移住、定住を目指している方が多いです。移住、定住をし、農業を兼業でやっていきたい方の多くは、有機農業を志しています。

そこで、有機農業を取り組む市営の農場を、耕作放棄地の再利用という視点から設立し、旭市への移住、定住を考えている方の学びの場としたいと考えております。生産物は、学校給食へ提供したり道の駅季楽里で販売したり、そして、市営農場で学んだ方は有機農家として自立、独立していただきます。現段階では夢物語のように聞こえるかもしれません。

再々質問として、このような取組を含め、今後旭市が有機農業に取り組む可能性について教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　全国トップクラスの産地を誇る旭市としまして、ＳＤＧｓにつながる環境への負荷を低減する有機農業の推進を視野に、県、ＪＡなどの関係機関と連携し、有機農業の取組に有用な情報の収集、国の有機農業の産地づくり推進事業や、他の自治体の先進事例の研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

有機農業の大変さは、実際に携わっている私にはよく分かります。しかしながら、品目によっては栽培しやすい作物があります。学校給食へ有機農産物を導入することについて、保護者の間では年々関心が高まっております。学校給食への有機農産物の導入や、有機農業を学べる環境を市が主体となって整備することは、移住、定住のきっかけの一つとなり、雇用を生み出し、人口流出に歯止めをかけることにもつながる可能性があります。また、例えば、都内の方が海上キャンプ場のコテージへ二、三日宿泊して、農業の体験をしたり、旭市の農と食に触れるような試みも考えられます。

給食の残渣や生ごみ、公園の落ち葉を堆肥化する施設をつくることは、ＳＤＧｓの視点から有意義な取組でもあると考えます。地産地消の視点からも、ぜひ旭市で継続的に検討を続けていただきたいと思います。

将来的には、旭市の全国トップレベルの様々な農水産物と有機野菜を輸出し、ローマ法王に米を食べさせた石川県羽咋市の職員、高野誠鮮氏がやったような戦略を、米本市長が先頭に立ってトップセールスをしていただき、ローマ法王では二番煎じになってしまいますので、タイ国王に献上し、旭市の名前を世界へととどろかせましょう。回答は結構です。

項目４の（２）農業を生かした観光の可能性について、再質問をさせていただきます。

ワーケーションはまだ始まったばかりの新しい生活様式であり、世の中へ浸透するには時間がかかると思います。しかし、今後この動きは活発になると私は考えます。そこで、ワーケーションのきっかけの一つになるであろう、農業を生かした観光に対する市の考えについてお聞きいたします。

旭市は、都内近郊であり成田空港からも近いため、国内外を問わず多くの観光客を誘致しやすい立地にあると思います。近年観光事業が多様化され、これまで観光地を巡り、温泉に入り、お土産を買って帰るという旅に物足りなさを感じている方や、農業、農村自体に興味を持っている方が増えています。旭市の農業は多岐にわたっており、漁業も盛んです。そういった観光客を迎え入れる受皿としては最適であると私は思っております。もったいないと思っています。

そこで質問です。旭市で農業を体験できるような観光の取組としてどういったものがありますでしょうか。また、今後の取組の可能性について教えてください。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　まず、旭市で農業を体験できる観光の取組といいますと、平成28年から日本自動車連盟、通称ＪＡＦと申しますが、こちらの千葉支部と連携して実施しておりますメロン狩り、あと旭市都市農漁村交流協議会が行っております、大原幽学ゆかりの水田での米づくり体験などがございます。これらのイベントは事前の申込みが必要となりますが、毎年好評を得ておる状況でございます。

また、市内では農業体験のできる施設が幾つかございます。市で把握している範囲で申し上げれば、イチゴ狩りができる施設が５件、サンチュの摘み取りとバーベキューができる施設が１件、ミニトマト収穫体験ができる施設が１件、鉢花の寄せ植えやランの仕上げなど花卉関係の体験ができる施設が２件でございます。

市といたしましては、これら施設を積極的にＰＲしておりますが、今後は関係機関と協力しながら情報の共有と収集を行いまして、さらに多くの施設に観光面でご協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ありがとうございます。

農業体験をすることを目的とした余暇の過ごし方として、グリーンツーリズムやアグリツ

ーリズムなどがありますが、これらは欧米では既に一般的であり、農村へ移住、定住する人のきっかけとなっております。

ワーケーションの拠点づくりを模索している企業が全国にはたくさんあります。まずは、会社の担当者や興味を持っている方に、これらツーリズムを通して旭市の住みやすさを体験していただき、ワーケーション、そして移住、定住へと結びつけていってほしいと思います。

また、定年退職された方々が、これから何をしていきたいかという質問調査に対し、田舎暮らしをしながら、または田舎に別荘を持ちながら、農業に取り組みたいと回答する方がとても多いそうです。旭市の農業後継者問題、農業従事者の減少問題に対し、新たな人材確保の可能性、農業と観光の新たな可能性へとつながるものと思っております。引き続きご検討いただきたいと思います。

項目４につきまして答弁をいただいた内容から、旭市が農業政策、観光対策に力を入れていることが分かり、大変うれしく思います。しかしながら、農業従事者の減少は高齢化による自然減のために歯止めがかかりません。新規就農者に対する支援や補助は大変ありがたいのですが、親元にて就農した若手農業者に対する市独自の支援や援助、補助金の増額、補助期間の延長なども手厚くしていただきたいです。

また、10アール未満の狭い田んぼや畑の耕作放棄が年々増加傾向にあることも大きな問題であり、市独自の農業政策を新たに設けて、小規模耕作地の有効活用、そして中小規模農家への支援や対策も重ねてお願いいたします。回答は結構です。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　すみません。訂正をさせていただきます。

再質問のほうでの有機農業の推進の回答の中で、耕作放棄地の面積につきまして、令和30年度と申しましたが、平成30年度の間違いです。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇　宮　内　　保

○議長（木内欽市）　続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　おはようございます。議席番号13番、宮内保でございます。

令和４年第１回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、私は４項目、６点について質問させていただきます。

１項目めは、ヤングケアラーについてお伺いいたします。

家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーへの問題が新聞やテレビなどで報道されております。そのような中、政府は、2022年度から３年間を集中取組期間に設定し、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業を創設し、これらの関連経費を22年度の予算案に盛り込むことであります。そして、当事者の一人ひとりに支援の手が行き届くようになるとのことです。

それでは、（１）として、ヤングケアラーと思われる子どもが旭市に何名おられるのか、お伺いいたします。（２）として、今後ヤングケアラーに対する取組と対策についてお伺いいたします。

大きい２項目めは、洋上発電についてお伺いいたします。

銚子沖で計画されていた洋上風力発電施設の事業者が、昨年12月24日に経済産業省と国土交通省から発表があり、公募していた事業者に三菱商事など３社で構成する共同企業体の千葉銚子オフショアウインドに決定されました。運転開始予定は2028年９月とのことであります。共同事業体には、三菱商事と中部電力関係のシーテックが加わって、海底に固定する着床式の風車31基を設置する計画で、総出力数が約39万キロワット、約25万世帯分の電力を賄えるとのことであります。

それでは、今後、旭市沖の九十九里浜の洋上発電などについての２点についてお伺いいたします。

まず、（１）として、旭市沖の洋上風力発電の取組については、昨年の議会の答弁では、再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととされており、促進区域の指定に当たっては地元関係者との調整が必要であるとのことを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進区域を指定することとなっていると答弁がありました。それでは、具体的にどのような取組をしているのかお伺いいたします。

（２）として、基金拠出金についてお伺いいたします。漁業との関連では、市や漁協が県

や市などによる３基金に合計118億円の支出を要望していましたが、事業者の三菱商事岩崎社長は全額支出を明言しております。旭市として、銚子沖には銚子漁協と海匝漁協との共同漁業区域があり、旭市にも発電事業者よりの拠出金があるものと考えます。どのくらいの金額の拠出金が出るものなのかお伺いいたします。

３項目めは、新規就農についての支援事業についての見直しについてお伺いいたします。

農水省が検討している、2022年度からの新規就農支援事業見直しの概要が判明しました。新規就農者による機械や施設などの導入を補助する事業を新設し、補助対象事業費は最大で1,000万円で、県が補助した分の２倍を国が補助する方向で、一方これとは別に、全額国費で、新規事業者に月12万5,000円を最長３年間交付する事業などを用意する方針とのことですが、旭市においては今年度何名が新規就農したのか、また直近の３年間の新規就農者は何名だったのか、そしてこのような支援事業を何名くらいが利用したのかお伺いいたします。

続きまして、４項目めは、豚熱の発生について、感染防止対策についてお伺いいたします。

県は昨年12月25日に、豚熱が発生した宮城県の養豚農場から豚などの移動が確認された県内４市町６農場の豚、計192頭を殺処分するとの発表がありました。農場と殺処分対象頭数の内訳は、横芝光町が68頭、東庄町が55頭、市原市が34頭、君津市が25頭、そして旭市は10頭。殺処分は各農場で行われたとのことでありますが、旭市ではどのように防疫処分や消毒作業が実施されたのか、お伺いいたします。

以上、４項目６点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　それでは、大きな１番、（１）ヤングケアラーの現状についてお答えいたします。

市では、お子さんや子育て家庭の相談業務を行っている家庭児童相談室に加え、虐待を受けている子どもをはじめ、支援を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、警察署、医療機関、保健所、教育委員会などの関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置しており、支援対策を協議しております。その個々のケースを、それぞれヤングケアラーではないかという視点でアセスメントした場合、ヤングケアラーの定義に僅かでも該当するかもしれない児童は２名程度でございます。

続きまして、（２）ヤングケアラーに対する対策についてお答えいたします。

現在は、ヤングケアラーに限定した取組は行っておりませんが、様々な相談ケースについて、ヤングケアラーではないかという観点から、家族の要介護者の有無やその支援状況、子どもの学校の出欠状況などの家族全体の状況を関係機関との情報共有に努め、必要な介護保険サービス、障害福祉サービスなどの支援につなげているところでございます。

今後も、子どもたちが子どもらしい生活ができるよう、細やかな支援に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　私のほうからは、大きな１の（２）ヤングケアラーに対する対策についてのうち、小・中学校でのヤングケアラーに対する取組と対策についてご回答いたします。

学校の教職員は児童・生徒と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に発見し、福祉などの適切な支援につなぐことが期待されております。現在小・中学校では、日頃の様子や個人面談、保護者面談、生活状況アンケート等から早期発見に努めているところでございます。また、少しでも気になる児童・生徒がいた場合は、スクールカウンセラー等を交えてのケース会議により対応を検討しているところでございます。

今後は、校内研修会などにより、教職員のヤングケアラーに対する理解を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、私からは大きな２項目め、洋上風力発電についてお答えいたします。

まず、（１）の旭市の洋上風力発電の取組についてですけれども、旭市沖の洋上風力発電事業の実施につきましては、地元の海匝漁協の意向を最優先に、意思疎通を図りながら、今後の方針について検討しているところです。しかしながら、漁協全体の合意形成が必要と思われますので、それらの準備が整った際には、国に対して情報提供を行っていきたいと考えております。

次に（２）の基金拠出金についてです。議員おっしゃっていたように、銚子沖では、選定された発電事業者に対し、漁業振興のため総額118億円が拠出されることとなっております。この内訳ですけれども、銚子・旭両市が漁業振興などを目的に設ける基金に計100億円、漁業調査に関する銚子市の基金に３億円、千葉県漁業振興基金に15億円となっております。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農水産課からは、大きな３、新規就農者について、（１）新規就農支援事業の見直しについてお答えいたします。

市内における直近３か年の新規就農者数ですが、令和元年度が11名、２年度が17名、３年度が９名で、合計37名となっております。国の農業次世代人材投資事業については、独立・自営就農であることや青年等就農計画の認定を受けている等の要件があり、令和３年度時点で支援を受けている新規就農者は４名となっております。

続きまして、大きな４番の豚熱の発生について、（１）豚熱の感染予防対策についてお答えいたします。

県内での発生ではありませんが、宮城県の豚熱発生農場から県内の農場への豚等の移動が確認されたことを受け、県は千葉県豚熱対策本部を設置し、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、疑似患畜として殺処分を行うことを決定し、防疫作業が行われました。防疫作業は、処分対象の頭数が少なかったこともあり、発生が確認された翌日には農場の消毒作業が終了し、防疫作業が完了しております。

なお県内では、豚熱ワクチンを豚へ接種しておりますので、移動制限区域、搬出制限区域の設定や消毒ポイントの設置などはございませんでした。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、（１）ヤングケアラーの現状について再質問をいたします。

旭市では、ヤングケアラーと思われる児童は２名程度ということでありました。昨年４月に公表されました国による初の全国調査では、中学生の5.7％、全日制高校２年生の4.1％が、

世話をする家族がいると答え、その頻度は、ほぼ毎日が５割弱、平日１日に約４時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになりました。

本市の場合、どのような現状なのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

国において昨年、実態調査の状況が初めて公表されたところでございます。この調査は抽出による調査であったために、本市は対象ではございませんでした。そのため、現状がどのような実態であるかは、正確には把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

それでは続きまして、家族の世話が手伝いの範囲を越えれば、学業や健康、友人関係、将来の進路、特に高校の進学にも影響を及ぼしかねないと考えます。そこで、本市においてもそのような実態があるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　学業や進路に影響を与えているような実態はあるかについて、ご回答いたします。

現在、小・中学校では、日常的な家事や家族の世話により、学業や健康また友人関係などに影響を及ぼしていると思われる児童・生徒については、把握できておりません。

今後、該当すると思われる児童・生徒がいた場合は、関係各課とともに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。該当すると思われる児童・生徒がいた場合は、早急に対応していただきたいと思います。

それでは、（２）のヤングケアラーに対する取組について再質問をいたします。

各自治体の取組を支援する新規事業では、ヤングケアラーの実態調査や福祉、介護、教育などの関係機関職員に向けた研修を実施する自治体に対し、費用の半分を補助する財政支援

を行うとのことでありますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

厚生労働省において、来年度から新たにヤングケアラー支援対策強化事業として、実態調査や福祉、介護、教育などの関係職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施する自治体に対して財政支援がありますが、現在、国からの正式な通知は発出されていない状況でございます。

今後は、国や県の動向、近隣市等地域の状況を注視しつつ、ニーズ把握に努め、今後の補助事業の活用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、今年の１月に、家族の介護や幼い兄弟の世話を日常的にする子ども、ヤングケアラーをテーマにしたシンポジウムが流山市で開かれて、声を上げづらい子どもたちに対し、東葛地域の子ども食堂関係者の皆さんは、日頃の活動を通し、寄り添い、また関係機関と民間支援団体などをつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営支援などに対し、国が費用の３分の２を負担するとのことでありますが、市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　お答えいたします。

先ほどの回答と同様になりますが、国から正式な通知が発出されていない状況でございますが、市といたしましては、要保護児童対策地域協議会などの現存する組織の構成団体に、民間の海匝ネットワークも参加していただいており、良好な支援体制が整っております。

当面は現体制で運用しながら、国や県の動向、近隣市等地域の状況を注視しつつ、ニーズ把握に努め、今後の補助事業の活用について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　同じような質問でしたが、答弁ありがとうございました。

それでは、２月10日に船橋市の2022年度の当初予算案の発表がありました。その中で、家族の世話に追われる子ども、ヤングケアラーの実態把握へ５万人規模の直接調査に乗り出し、子どもの貧困対策や学習支援も強化し、本来大人がすべき家事や介護を日常的に行い、学習もままならないヤングケアラーの実態調査は、市立校の小学４年から中学３年生の全員と、私立も含む市内の高校生全員が対象で、445万円の予算をつけ、オンラインで子どもが直接回答できる仕組みを用意し、支援の構築につなげるとのことです。

このような船橋市の取組に対し、旭市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　本市において今後実態調査等を行う際には、船橋市等の先進事例を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ぜひ先進事例を参考にして、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして旭市の洋上風力発電の取組について、再質問をさせていただきます。漁協全体の合意形成が大事だと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

銚子市においては、洋上風力発電推進のために銚子の市役所、漁協、商工会議所の３団体で協議会を組織して、市役所の指導の下に誘致活動を行ったと聞いております。旭市としてどのように誘致活動に取り組むのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　具体的な誘致活動というのは現在は行っておりませんが、再生可能エネルギーの利活用が期待されている今般、海洋の風力に恵まれている本市においても、洋上風力発電の促進区域の指定に向けた検討を進めていく必要はあると考えております。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　誘致活動はしていないということでありますけれども、有望な区域の指定、そして促進区域の指定に向けて検討していただきたいと思います。

いすみ市沖は有望な区域として選定され、そのほかにも九十九里沖なども、促進区域の指定のために各漁協と市役所が協議会を組織して、誘致のために取り組んでいるようですが、進捗状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　洋上風力発電の導入によりまして、将来的な産業振興や地域振興につながることが期待されております。風車の基礎部分が人工の魚礁となり、新たな漁場の創出も期待できるというメリットもあります。しかしながら、過去に前例も少ないので、不確実性も大きいところでございます。

銚子市沖や、有望な区域として選定されているいすみ市沖での動きを踏まえながら、今後は海匝漁協や商工会等の関係団体と協議会の設置について検討するなど、導入促進について協議をしてまいりたいと思います。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして（２）基金拠出金について再質問をいたします。

拠出の内訳は、銚子市・旭市の両市に漁業振興ということで100億円、そして漁業調査のために銚子市に３億円、千葉県漁業振興基金に15億円とのことでありました。それでは、海匝漁協の旭市にも大きな金額の拠出金が出るとのことでありますが、この基金はどのように管理され、どのように利用されていくものなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　今後、市において基金を設立し、漁業振興のために活用することとしております。具体的な拠出の時期あるいは用途につきましては、昨年12月に選定された発電事業者や海匝漁協との調整を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　大きな金額の拠出金でありますので、どうかよろしく有効に使っていただきたいと思います。

それでは、続きまして、高さ250メートルに及ぶ巨大な風車が31基建設されるとのことで、銚子市が実質的に受け取る固定資産税は20年間で45億円とのことでありますが、銚子漁協と海匝漁協との共同漁業区域があるとのことであります。旭市の土地というか海域はあるのか、固定資産税は入るのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　一般海域におけます自治体間の境界、こちらが明確でないということから、今後銚子市との間で境界確定の手続きをすることとなっております。

今後、境界が確定し、本市の区域に風車が建設された場合には、固定資産税が課税されることとなります。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　大変難しいとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、経済産業省、国土交通省は、秋田県、千葉県沖の計３海域の発電事業者として、いずれも三菱商事を中核とする企業連合を選びました。発電費用の圧倒的な入札価格で、他の陣営よりも最大14円近くの安さが決め手とのことでした。今後、銚子沖に決定した事業者として、旭市沖にもスケールメリットとして規模拡大を考えると思いますが、事業者との話合いが行われたものなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　銚子から外房地域での洋上風力発電のポテンシャルは全国的にも高いことから、旭市沖においても発電事業者の関心はかなりございます。既に市内に風況調査のための観測塔を建設した事業者もございます。

事業者とは、旭市沖における規模拡大についての具体的な話合いは行われておりません。旭市沖への規模拡大の際には、事業を通じて漁業や観光の振興、雇用の確保、自然環境の保全等の地域振興に協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、大きな３項目めの新規就農について、（１）新規就農支援事業の見直しについて再質問をいたします。

直近の３年間の新規就農者数はよく分かりました。

それでは、検討する新事業は、新規参入者のほか、親元就農し５年以内に経営を継承した者が対象で、機械や施設、家畜の導入、果樹やお茶の改植、リース料などを県が補助した場合に、国がその２倍を補助する、国の補助は補助対象事業費の半額までとなるとのことですが、それでは、ここ５年以内に新規就農した、今まで支援事業に該当しなかった就農者は利

用できるものなのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　見直し後の詳細な要件につきましては、まだ国から示されておりませんので、現在分かっている情報としてご回答いたします。

令和４年度からの事業見直しの対象者につきましては、令和４年度以降に経営を開始する就農者が対象となると聞いております。今後も引き続き、新規就農者の確保と支援に向け、国・県の情報収集に努めてまいります。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。令和４年度以降に経営を開始する就農者が対象とのことでした。よく分かりました。

それでは、全額国費による資金交付事業も用意するようですが、新規参入者のほか、親元就農から５年以内に経営を継承し、新規作物の導入などに取り組む者が対象で、月12万5,000円を最長３年間交付するため、交付額は最大450万円。この交付措置を活用する場合、機械や施設などの導入を支援する新事業の補助対象事業費の上限は500万円となるとのことですが、この資金交付事業は、以前の交付事業と変わらないように思われますが、前年度の交付事業との違いをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　まず見直し前の事業ですが、経営開始の早期の経営確立支援を目的に、新規就農者や親の経営に従事してから５年以内に経営を継承した農業者などを対象にするもので、経営開始１年から３年目は年間150万円、経営開始４年から５年目は年間120万円を支援する内容となっております。

見直し後は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、支援の内容が見直されました。具体的には、年間150万円を最長３年間支援する経営開始資金と、機械・施設の整備、家畜の導入等に対し上限750万円の補助を行う経営発展支援事業があります。なお、両方の事業を重複して受けることができますが、経営開始資金の支援を受ける場合は、機械・施設の整備等に対する経営発展支援事業の補助は、上限375万円となります。

国の補助の負担割合につきましては、経営開始資金は全額国費、経営発展支援事業は事業費に対し国が２分の１、県が４分の１を負担することになります。また、これらの支援を受

けるには、見直し前と同様に、独立自営就農であることや、50歳未満の認定新規就農者などの要件を満たす必要があります。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　詳しく回答いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、新規就農支援事業について質問しましたが、なかなか理解しにくい部分やいろいろと制約などもあり難しい面も多々あるようですが、新規就農者に対しましてどのように周知、指導していくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　市では、毎年新規就農者の把握に努め、羽ばたくルーキー農業者激励会を開催し、市長からの激励のほか、各種補助事業等の説明を行うとともに、県の農業事務所やちばみどり農協と連携し、協力体制を構築しております。

また、新規就農者の確保と支援に向け、工夫したホームページづくりに努めており、県・国・市の補助事業の内容が容易に閲覧できるなど、新規就農者に寄り添った情報発信をしております。

市単独の事業としては、国の事業では対象とならない親元就農や、雇用就農を支援するための各種事業を実施しております。具体的には、令和２年度から親元就農者に対して年間20万円を最長５年間支給する親元就農チャレンジ支援金を開始したほか、農業用機械の取得や農地の賃借、研修会参加に係る経費の支援など様々なメニューを用意して、新規就農者の応援をしております。

また、令和４年度からは、雇用就農者を対象に最長３年間、家賃を月額上限５万円助成する転入者農業チャレンジ支援金の実施を予定しております。これらの市独自の支援により、農業労働力や後継者の確保、担い手の育成、ひいては定住人口の増加につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　県・国の補助事業のほかに市独自の支援もあるとのことで、新規就農者に寄り添った情報配信のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは続きまして、大きい４項目めの豚熱の発生について、（１）の感染防止対策につ

いて再質問をいたします。

今回の豚熱の発生では、県内や旭市では豚熱ワクチンの接種が済んでいるとのことから、移動制限や搬出制限区域の消毒ポイントは設定しないとのことでした。それでは、旭市の豚熱ワクチンの接種はどのように行われているのか。また、ワクチンに対する補助金などはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　豚熱ワクチンの接種につきましては、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針でワクチンの用法、用量が定められており、これに従い接種を実施しております。接種は、６か月程度で出荷される豚は生後１回の接種で済みますが、６か月以上飼育する繁殖用の豚などは、１回目の接種後６か月後に２回目を接種し、その後は１年ごとに接種することになります。

ワクチン接種に対する補助金につきましては、旭市家畜防疫協会を通じて接種頭数に応じて交付しており、令和３年度は１頭当たり50円の補助を予定しております。令和４年度は、昨年11月に接種方法が見直され、従来の県の家畜防疫員による接種に加え、認定獣医師でも接種が可能になりました。そのため、新たに認定獣医師の接種に対する補助を設定し、１頭当たり25円以内、県の家畜防疫員による接種の場合は、これまでどおり１頭50円以内での補助を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　詳しくご答弁いただきまして、よく理解できました。

それでは、豚熱の発生源として野生イノシシの豚舎への侵入対策として、各豚舎へのフェンスや柵の設置が各農場で行われているようですが、どの程度まで設置されているのか。また設置に対する補助金はどのように利用されているのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　野生動物の侵入防止対策につきましては、家畜伝染病予防法で生産者が守るべき基準として飼養衛生管理基準に定められており、各農場でフェンスや柵の設置が進んでおります。市内の農場での設置状況は、本年１月末現在でおよそ88％が設置しており、そのうちおよそ66％が令和元年度の国の緊急支援事業で設置をしております。

現在も国の補助事業がございますが、新たな農場に防護柵を設置する場合が対象で、今ある農場への設置は対象外となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　補助金、設置状況についてはよく分かりました。

それでは、感染防止対策として、豚熱の感染源の野生イノシシの捕獲が行われていると思いますが、近年の捕獲状況をお伺いいたします。また、農林水産省は野生イノシシの豚熱対策と位置づける経口ワクチンの散布について新たな方針をまとめ、近畿や東北など陽性イノシシの割合が高く、感染地域の周辺部への散布を増やし、封じ込めるのが狙いとのことでありますが、千葉県では行う予定はないのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　野生イノシシは豚熱ウイルスを拡散させる要因になっているほか、農作物にも被害を及ぼしているため、市の有害鳥獣駆除事業として地元猟友会に業務委託し、捕獲を進めております。

近年３年間の捕獲頭数は、令和元年度は９頭、２年度は12頭、３年度は１月末現在３頭となっております。また県でも、令和元年度から旭市、銚子市、成田市、香取市、印西市、東庄町を捕獲重点エリアに定め、捕獲作業を実施しており、市内での捕獲頭数を申し上げますと、令和元年度は４頭、２年度が12頭、３年度は４頭となっております。

経口ワクチンの散布につきましては、豚熱の陽性の野生イノシシが県内では確認されていないことに加え、散布により野生イノシシを呼び寄せてしまうおそれがあるため、散布場所の所有者の理解が得られにくいこともあり、県内では実施されておりません。

以上であります。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇　﨑　山　華　英

○議長（木内欽市）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　議席番号６番、﨑山華英です。議長より発言の許可が下りましたので、

通告に従い一般質問を始めます。

本日３月８日は国際女性デーです。女性の政治参加と平等のための日として制定された日に、この議会で一般質問ができることを大変光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

今回は大きく三つの項目について質問いたします。

１、病児保育事業の現状と今後の運営について。

本市においては、海上保育所と干潟保育所において病後児対応型、鶴巻保育園とあさひこひつじ幼稚園においては体調不良児対応型の、病児保育事業を運営されていると認識しております。

まず、（１）近年の利用状況についてです。

現在、病後児対応型保育を行っている二つの保育所の利用状況について、実利用者数を事前にお聞きしたところ、干潟保育所では令和元年度が７人、令和２年度が１人、令和３年度が今年１月末までに２人、海上保育所では令和２年度がゼロ人、令和３年度は同じく今年１月末までに５人の方が利用されたということでした。海上保育所については令和２年度から事業が新たにスタートしたことや、新型コロナウイルスの影響で、特に昨年度は利用控えがあったことも考えられますが、近年の実利用者人数や利用登録人数は当初の見込みに比べてどうだったのか、お尋ねいたします。

次に、（２）周知の方法についてです。

病児保育事業は、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の大きく３種類ですが、本市で行っているのは病後児対応型と体調不良児対応型、この二つのみかと思います。市の公式ホームページや冊子等で病児保育事業の案内がありますが、各実施園が３種類のうちどの対応型を行っているのか分かりづらかったり、本市では実施していない病児対応型と誤認される表現が案内に載っている場合があります。

また、ウェブ検索で、千葉県病児保育と検索を入れると、県のホームページで各市町村の病児保育事業一覧を見ることができますが、旭市の欄を見ますと、本市子育て支援課が管轄でない、広く一般に市民が利用できない病児保育施設が出てきたりと、誤解を生む情報が出てしまっています。それらの周知の内容について、対応を今後改善いただけるのかお尋ねいたします。

続いて、（３）利用促進について。

病児保育事業については、利用手順が煩雑であることが課題の一つであると考えます。実

際に私も、病後児保育を利用できるか電話にて問合せをしたことがありますが、時間が平日の日中に限られている上に、担当者がそのときは不在等でスムーズにいかなかった経験がございます。千葉県内では、印西市などでウェブ予約システム「あずかるこちゃん」を導入している事例があります。このようなシステム導入をすることにより、スマートフォンで24時間簡単に事前予約ができ、利便性と利用促進につながると考えますが、いかがでしょうか、市の見解を求めます。

次に、大きな項目の二つ目に移ります。

２、小・中学校のタブレット学習の運用について。

（１）運用スケジュールについて。

現在、市内各小・中学校ではタブレット学習が始まっているかと思いますが、タブレット導入開始時から現在までにどのような運用の流れになっているか、オンライン学習についても含めて活用状況の進捗を教えてください。

（２）今後のタブレット学習の具体的な運用の仕方について。

今後、さらにどのようなことをタブレットを利用して行っていくのか、お尋ねいたします。

最後に、大きな項目３、女性が働きやすい職場環境について。

本市では、平成30年度に第２次旭市男女共同参画計画を策定しており、計画期間を平成31年度から令和５年度までとする中で、市職員の女性管理職の割合目標を30％としているものと認識しております。

そこで、（１）現在、本市女性管理職の割合をお尋ねいたします。また、離職率について男女の差があるのか、併せてお尋ねいたします。

次に、（２）今後の取組について。管理職昇任選考試験についてどのように行われているか。今後の取組についても教えてください。

以上、３項目について、再質問は質問席で行います。

何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　大きな１番の（１）近年の利用状況についてお答えいたします。

病児保育自体の計画数値をお示ししたものはございませんが、海上保育所で令和２年度と令和３年度の利用見込みは、当初予算で両年度とも40名を見込んでおります。利用見込みと比較しての評価につきまして、令和２年度については５月に事業を開始して間もないという状況もあり、利用登録はしていただいておりましたが、実際に利用した方はございませんでした。また、令和３年度についても、利用見込みと比較した場合には利用が少ない状況です。

干潟保育所につきましては、見込み人数は特に設定しておりません。

次に、（２）周知の方法についてお答えいたします。

現在、案内チラシ等で周知をしているところでございますが、一部子育てガイド等、病児保育事業の案内ページにおきまして事業類型の記載がございませんでしたので、こちらは速やかに明記し、あわせてホームページ等についても、利用方法がより分かりやすくなるように内容を改善してまいります。

次に、県ホームページの記載内容の改善につきましても、既に県担当課に連絡をしており、誤認等が生じることのないよう改善をお願いしているところでございます。

次に（３）利用促進についてお答えいたします。

あずかるこちゃんの導入についてでございますが、本市におきましては、海上保育所も令和２年５月に事業をスタートしたばかりで、当面は現状の書面での手続きを継続し、まずは周知活動に力を入れて事業の認知度向上に努め、登録者数の増加につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　それでは、大きな２の（１）（２）についてご回答いたします。

まず、（１）運用スケジュールについてでございますが、市では、令和３年５月に全児童・生徒へタブレットを配布し、準備の整った学校から、授業や朝の会、また学校行事など様々な場面での活用を進めております。また、９月より家庭へ持ち帰り、オフラインによるドリル学習も実施しております。

令和４年度から全ての学校でオンライン授業が実施できるように、12月より通信環境の設備を進め、学校ごとの接続試験を先月２月には終了したところでございます。接続試験では、Ｗｉ－Ｆｉ環境が未整備の家庭にモバイルルーターを無料で貸し出し、インターネットによる調べ学習やドリル学習が進められる環境の必要性を理解してもらう機会となりました。

また、臨時休業等でのオンライン授業の状況でございますが、準備の整った学校から、オンライン授業実施に当たってのガイドラインに基づき試験的に取り入れている段階でございます。実施状況としては、２月末現在７校でオンライン授業を実施したところでございます。

続きまして、（２）今後の具体的な運用の仕方についてです。

小・中学校では、タブレットなどのＩＣＴ機器を活用した様々な事業を実践しているところでございます。具体的には、社会の学習で、安全マップをつくるためにタブレットで写真を撮って情報を集め、グループで一つのデータに情報をまとめています。音楽では、リズムに合わせた和音を考え、繰り返し聞きながら伴奏を作り上げるときに活用しています。体育では、マット運動の学習で、自分や友達の動画を見て上達するための意見を出し合っております。教育委員会では、ＩＣＴ教育に関するポータルサイトを作成し、授業の実践例や研修資料を紹介するなどして、教職員のスキルの向上に努めております。

今後の取組としては、授業の中での利用度をさらに高め、効果的な活用法を各校で研究していきたいと思います。また、各校の体育館でのＷｉ－Ｆｉ環境を整備していますので、行事などでタブレットを活用していきたいと思います。さらに、家庭へタブレットを持ち帰り、ドリル教材に取り組んだり調べ学習をしたりと、自主学習に活用できるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、３の（１）の本市の女性管理職の割合、離職率の男女差についてお答えいたします。

市では、課長、副課長、そして班長職などの副主幹を管理職としておりまして、女性の割合は、令和３年４月１日現在で23.7％となっております。

また、職員の離職率ということでありますが、一般的に公務員の離職率自体が公表されているものはございませんので、過去５年間で退職しました職員数の男女差ということで申し上げます。定年前に自己都合で退職した職員は30人おります。女性は15人、男性は15人で差はございません。

続きまして、（２）の今後の取組についてで、管理職昇任試験については、市職員の昇任の選考に関する規定に基づきまして実施要領を定めまして、男女を問わず、一定の勤続年数を経過した職員を対象として実施しております。管理職を希望していない職員が受験していることも想定されますことから、来年度からは本人の意思を尊重すること。さらに、上司からも管理職として期待、またはふさわしいと思われる職員を推薦していただくことを考えております。また、若いときから管理職としての意識を醸成するため、受験対象者の職員についても、現在の主査級から副主査級に見直すことを検討しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ご答弁ありがとうございました。

それでは順番に再質問いたします。

項目１の病児保育事業について、（１）の再質問です。

現在の利用者数についてどのように考えていらっしゃるか分かりました。では、先日、パブリックコメントが実施されておりました令和４年３月の保育所再編計画案がございますが、その中の15ページ、海上保育所について触れている部分に、病児保育を充実させていく予定ですといった表現がございました。具体的にどう充実させていく予定であるのか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　病児保育事業の類型にあっては、現在と同じく通常の保育所運営と併せた形で、病後児対応型の事業の継続を予定しております。その中で、充実させていくという点につきましては、事業のＰＲを図りながら登録者数の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。では、今後より一層充実させていくためにＰＲをということだったので、周知についての質問で再質問をさせてください。

１回目の質問でも述べたとおり、病児保育については種類が三つあり、どんなときに利用できるのかが分かりづらい、また利用する際の手順についても分かりづらいと感じます。そこで、病児保育事業について説明動画を作成したり、分かりやすい図やイラストでの解説を

公式ホームページや冊子でもっと紹介できないか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　病児保育専門の利用案内チラシも現在別途作成して、啓発に努めているところでございます。現在は、いずれも紙面が主体の方法で行っているところです。市のホームページ、子育て支援サイトにつきましても、利用される方の立場に寄り添って、できるところから速やかに分かりやすいよう、改善に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　よろしくお願いいたします。

再々質問になりますが、保育所等にこれからお子さんを預けることを検討中の保護者の方へ、保育所選びの観点からも周知を広げることが必要と思います。近年、子どもの出生数は減っていますが、共働き世帯が増えていることから、ゼロ歳から２歳のうちに保育所等へ入所されるお子さんは年々増加傾向という、本市のデータを拝見いたしました。年齢が早いうちの入所は、病気等で通常の保育を受けられない日数が特に多いということは、私も経験しております。こういったことを、特に初めてのお子さんを入所させる保護者の方ですと、経験していないので、心構えができていないことも多いと思います。

３歳までは、定期健診などで行政とつながる機会も多いと思いますが、そういった様々なタイミングで、入所検討段階のうちに病児保育についてお知らせを入れたりということを現在されているのか。また、今回新規事業として予算にもあります情報発信ツール、公式ＬＩＮＥアカウントで病児保育事業についての情報発信も含めて、積極的にやっていただける予定なのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　現在、市の健診時等で病児保育についての周知はしておりませんが、保育所の入所相談にいらっしゃった際に、教育・保育施設のご案内という冊子をお渡ししておりまして、その中で海上保育所と干潟保育所は、病児保育を実施している旨は記載しているところでございます。

また、各保育所の入所説明会のときにも、病児保育事業のご案内、病後児対応型というチ

ラシを配布いたしまして、利用方法等の周知に努めております。

次に、旭市公式ＬＩＮＥでの発信内容につきましては、今後詳細を決定していく中で、病児保育事業を含め、子育て世帯にとって有益な情報が発信できるよう進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　よろしくお願いいたします。

公式ＬＩＮＥアカウントは、知りたい情報に行き着きやすく、登録してよかったなと思ってくださるような発信をお願いしたいと思います。

では（３）の利用促進について。１回目の質問では、あずかるこちゃんという予約システムを事例に挙げさせていただきましたが、あずかるこちゃんに限ったわけではなく、少しでも利用の手間やハードルが下げられる取組をしていただきたいなと思います。

（３）の再質問として、保育ニーズにさらに寄り添うためにも、今後市内の全ての保護者が利用可能な病児対応型や訪問型病児保育の導入はできないか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　では、まず訪問型保育事業の実施についてでございますが、こちら事業者側の状況もございますので、先進市等の状況を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

また、病児対応型、病気中の子どもさんの保育事業につきましても、他市の状況を見ますと、具合の悪い子を預かりますので、保育所併設型ではなく、多くは医師が常駐する医療施設併設型で事業を実施しております。今後、病児保育事業を受け入れてくれるか、小児科中心に市内医療機関に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

市で平成31年に集計された子育て世代向けのアンケートに、母親が子どもの病気やけがで１年間に10日以上仕事を休んだと答えた方が、４割いらっしゃる結果となっています。子どもの具合が悪いときは母親が見るのが常、お母さんだからこそそうしてあげたいと思うのは自然なこととは思います。しかしながら、何日も何回もそれが続くのは、働く上で精神的に

とてもつらいことです。急なお休みにも対応しやすい仕事を自然と選ぶようになり、キャリアを諦めざるを得ない場面が、子育てを担う女性ほど多いのが現状です。

また、ひとり親で、自分１人が家計を担わないといけないような保護者の場合は、もちろん仕事もあって、サポートが充実したまちに引っ越すということも考えられるのではないかと思います。共働き核家族世帯が増えている実情に合わせたサポートは、もちろん病児保育だけに限らないとは思いますが、子育ての比重を多く背負いがちな女性の生きる選択肢を増やしていくための一つとして、検討していただけたらなと思います。答弁は結構です。ありがとうございます。

続いて、項目２の質問の再質問に移ります。

（１）の運用スケジュールについて、ご説明いただきましてありがとうございました。保護者の方からも、コロナ禍が２年も続いている中、特にオンライン授業の体制が進んでいないという心配の声が度々上がっております。保護者に対しても、タブレット学習を含めた学習進捗状況や今後の予定について、丁寧な説明を定期的にお願いしたいと思います。

（２）の再質問をさせてください。前回の一般質問の答弁で、オンライン通信の体制が整えば、不登校など事情により登校できない児童・生徒への生活支援や学習支援も考えられておるとの答弁をいただきました。こちらの答弁の再確認になりますが、現在オンライン体制が整ってきているとのことで、これは学校が臨時休業のときに限らず、通常登校で学校運営が行われている際であっても、不登校生徒へ個別にオンラインでの支援を受ける機会は現在与えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　事情により登校できない児童・生徒に対してのオンライン授業については、ガイドラインにその取扱いを示してあり、既に実施している学校もございます。事情により登校できない児童・生徒に対し、オンラインで健康観察を実施したり、黒板の映像を配信したりして、授業に参加できるようにしております。

今後、当該児童・生徒の心理的な状況や希望を十分把握し、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習指導として、必要に応じて取り入れる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございました。それが確認できてよかったです。

では、具体的な運用の仕方について再々質問します。現在定期的に学校から子どもたちへ配られる学校生活についてのアンケートがあるかと思います。こちらは、紙にお子さん本人が記入もしくは保護者がお子さんに聞き取りの上記入し、封筒に入れて学校が回収する方法ですが、中には、誰に見られるか分からないから怖くて記入しづらい、そんな声もあります。センシティブな内容ほど打ち明けづらい。先ほど宮内議員も取り上げてくださったヤングケアラーなどの問題は、先生が見ることができる範囲では気づけないことも多くあるのではないかなと考えております。

そういったことに対応するため、現在、児童・生徒一人ひとりに支給されているタブレットからアンケートを回答できるようにしたり、何か緊急でトラブルなどが起きた際や、お友達のことで気づいたことがあるといった場合に、周りに知られずに通報や相談が可能なアプリケーションを導入することを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　現在学校では、アンケートの質問内容によって、紙面または携帯電話やタブレットなどのＩＣＴ機器により調査を実施しております。例えば、年度末に実施する学校評価アンケートでは、保護者を対象とした調査で紙面による調査が８校、携帯電話やタブレットなどのＩＣＴ機器による調査が12校となっております。また、児童・生徒を対象とした調査では、紙面による調査が13校、タブレットによる調査が７校となっております。

今後、紙面による調査や、タブレットなどのＩＣＴ機器による調査を使い分けながら、各種アンケートの目的に応じた方法で実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　分かりました。よろしくお願いいたします。

タブレット学習をはじめＩＣＴ教育に関しては、学校の先生もこれまでになかった作業が増えて、業務量が増えているのではないかと心配しているところです。学習プリントのペーパーレス化や採点の自動化など、先生方の業務の軽減につながるようなことにも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、このデジタル社会において、誤った情報をうのみにしたり自分が無意識に加害者にならないためにも、学習をする中でデジタルリテラシーやネットリテラシーを、子どもたち

には早くから身につけていくべきと考えます。答弁は結構です。ありがとうございました。

次、項目３に移ります。（１）の再質問です。

令和３年４月現在、女性の管理職の割合が23.7％ということで、令和５年度までに30％の達成は可能なのか。困難だとすればどのようなことが要因か、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　現時点では、令和５年度の目標値30％までは程遠いのは確かでございます。政府におきましても、当初2020年度までに指導的地位に女性が占める割合を30％とするとしていた目標を、2020年代の可能な限り早期に30％程度とするという目標に修正しております。

まず、市の達成困難の要因の分析は難しいのですが、例えば、管理職のうち副主幹級に絞った数値ですと、女性は36.9％のデータとなっております。副主幹から副課長、課長職へと昇格するわけでありますが、最近５年間で定年前に退職してしまう女性管理職が10人おりまして、現在、その女性の課長職が１名という状況につながっているものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

班長職に当たる女性が36.9％ということで、副課長、課長職の中で著しく女性の割合が少ないことが要因ということが分かりました。

再度質問になりますが、副課長、課長職になられる女性職員が少ない、女性管理職の方が早期に退職される要因は何でしょうか。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　女性の早期退職の理由についてでありますが、退職者に対しまして具体的な聞き取りなどを行っておりませんので、要因などを分析することは難しい状況となっております。

女性活躍推進法が施行されまして６年あまりが経過しているものの、いまだに家事は女性が行うという慣例、また意識が根強く残っていることや、男性よりも女性のほうが家庭と両立が難しいと思う傾向が強いことから、早めに退職してしまうものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

ご答弁いただいたとおり、家事や育児、介護といった、家族の誰かが担わなくてはならないものは女性がやるべきものといった意識が根強く残っているかと思いますし、女性本人がそうするのが当たり前、適切だと考えることも多いのかなと考えます。

また、女性課長が現在たったお一人だということも、精神的な面でも男性に比べて一層のご苦労があるだろうと想像します。もっと女性をエンパワーメントできる環境をつくっていただきたいと考えます。

続いて、（２）今後の取組について再質問をさせてください。

市職員の育休制度の取得状況や、その他取組についてお伺いをいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、まず育児休暇の取得状況についてになります。女性は100％で、男性は9.5％になっております。

そのほかの取組といたしましては、育児休暇取得後に職場へ復帰した後も、一定期間ではありますが、育児のための時短勤務を可能とし、時間外勤務などにも制限をかけるなど、仕事と育児が両立できるよう様々な支援制度を設けております。職員の子育てに対するさらなる意識の向上と、安心して子育てができる職場づくりをさらに推進するため、対象職員に対しまして育児休暇制度を周知し、取得促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

本市においても、具体的には数字をお聞きしておりませんが、職場内結婚のケースも多いとお聞きします。人員の確保の面で非常に厳しいということは承知ですが、男性職員の育休取得状況が9.5％、10人に１人満たないというのは、奥様が専業主婦という場合があることを考えても非常に残念な数字です。

女性職員の働きやすさや様々な選択肢を増やすことにつなげるためにも、男性職員が育児に充てられる時間を確保できるようにすることで、子育てを夫婦一緒に両立しやすく、子育てで休むことに負い目を感じない、男女ともに昇任に影響しない職場環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。

再々質問としまして、以前の一般質問において、職場内のハラスメントに対して、職員向けのカウンセリングや相談窓口を用意しているとの答弁をいただいております。未然の予防としての対策は具体的にどのようなことをされているか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　職場におけるパワハラやセクハラなどのハラスメントに対する防止対策といたしまして、平成24年度から平成29年度にハラスメント研修を実施いたしました。その後に管理職や若手職員も入れ替わってきていることから、本年度からハラスメント研修を再開しております。また、各課には可能な限り複数の女性職員の配置をしており、総務課の職員班にも女性職員を複数配置し、職員からの様々な相談にも対応できるように努めております。

今後も、男女を問わず働きやすい、働きがいのある職場づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。では、引き続きによろしくお願いいたします。

初めに述べました本日の国際女性デー、今年のテーマは「持続可能な明日に向けてジェンダー平等を今」です。今変わらないと今後も変わりません。引き続きこれからも、ＳＤＧｓの目標の一つでもありますジェンダー平等の観点から、声を上げてまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇　井　田　　孝

○議長（木内欽市）　続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、こんにちは。議席番号８番、井田孝でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和４年第１回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、天神公園について質問いたします。

（１）旧市役所跡地、天神公園の計画についてお聞きします。

新庁舎を建設したことにより、その代替の公園として旧市役所跡地を整備するということですが、その計画の詳細をお聞きします。

質問事項２、市長との市民懇談会について質問いたします。

（１）合併当時、市長と市民との懇談会が行われていましたが、米本市長は、市民の意見を聞く懇談会を開く予定はあるかをお聞きします。

１回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、２の（１）合併時、市長と市民の懇談会が行われていたが、市長は市民の意見を聞く懇談会を開く予定はあるかに答弁申し上げます。

市では、合併時から平成30年度まで、小学校区または地域ごとに、広く一般市民を対象とする地区懇談会を開催しておりました。令和元年度からは、地域の課題やニーズを各区の代表の方々を通じて把握するため、名称を地域意見交換会に変更し、開催しております。

令和２年度以降も同様に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を見合わせております。

多くの市民参画の機会を設け、対話による開かれた市政を行うことは、チーム旭によるまちづくりを推進する上で必要不可欠なことと考えております。ワクチンの追加接種が進み、日常生活が回復しましたら、豊かな旭を次世代へつなぐためにも積極的に対話集会を実施したいと考えております。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　私からは、天神公園について、旧市役所跡地天神公園の計画について回答いたします。

天神公園の詳細な計画内容はまだ決まっておりませんが、都市計画決定時の施設概要は、園路、広場として舗装・張り芝、修景施設として高木・低木・植栽、休養施設としてベンチ、便益施設としてトイレ、管理施設として駐車場、その他マンホールトイレの設置などを予定しておりました。公園施設整備の詳細な内容につきましては、今後施設の設置を計画する段階で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　では、まず質問事項１、（１）について再質問いたします。

旧市役所の周りは旭二中の生徒の通学路となっています。西側の道路では、踏切が閉まると自転車通学の生徒が横に並んで待っているところを見かけます。踏切が開いた後は、自動車は自転車を避けるように通行しなければならず、かなり危険な状況となります。公園の設計がこれからであれば、旧市役所跡地の西側の道路沿いに、自転車や歩行者が安全に通れる歩道のようなものを計画に入れることは可能でしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　天神公園につきましては、西側及び南側の道路沿いの敷地をセットバックした区域について都市計画決定をしていることから、西側道路境界よりセットバックして確保されたスペースを含めた土地の有効な活用方法について、第二中学校の生徒の通学時の混雑を解消し、安全な通行ができるよう、適切な整備計画を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

質問事項１、（１）について再々質問いたします。

同じく西側の道路ですが、道を挟んで反対側に天神様があって木々が生い茂っており、道路自体も緩やかなカーブとなっているので、大変見通しが悪くなっています。日が暮れると一層危険な場所となり得ます。通路をつくることと併せて、街路灯などを計画に入れることは可能でしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　旧庁舎敷地内の西側道路沿いには屋外灯がありますが、旧庁舎撤去工事を行っていた間、消灯しておりました。屋外灯へ再接続するための電気工事も完了し、現在は点灯しております。

西側道路沿いの照明灯につきましては、さきの質問にもありました通行スペースの確保と併せまして、今後、施設の設置を計画する中で適切な設置検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　歩道、街灯ともに前向きな検討をよろしくお願いします。

最後の質問になりますが、計画はまだできていないとのことですが、代替公園の概略の工程を教えてください。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田　茂）　現在のところ、詳細な実施年次につきましては決定しておりません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　ありがとうございました。なるべく早期の完成を願っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、質問事項２、（１）について再質問いたします。

みらいあさひに商業施設が開業することで、人の流れが変わることを懸念する地元商店街の方々の声や、学校の再編に不安を抱く地域の方々の声を耳にします。それに加え、コロナ禍により市民の皆様も自身の生活に不安を持っている中、市長が市民の意見を聞く懇談会を開くことは大変重要であると考えております。ぜひ前向きに検討していただきたく思い、いま一度、米本市長の意見をお聞きします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　コロナ禍ではありますが、市ホームページやＳＮＳ等を通じて、市民や各種団体等に対して、市の計画や施策等をより分かりやすく情報発信することで、市政への関心を高め、投稿を含め、より手軽に意見や提言等を出せる場を活用し、いただいた意見等を市政に反映していきたいと考えています。

対話集会につきましては、具体的な実施方法等は今後の状況に応じてとなりますが、基本的には、これまでと同様の地域意見交換会として実施を予定しております。加えて、旭市の将来を担う世代との対話として、新成人となる世代である高校３年生を対象とした座談会や、来年度から開催予定の、二十歳のつどい実行委員との座談会等を実施したいと考えております。様々な立場や世代の意見を取り入れながら市政運営に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　前向きな意見をいただき、ありがとうございました。実現できることを心より願っております。どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇　島　田　　恒

○議長（木内欽市）　続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（９番　島田　恒　登壇）

○９番（島田　恒）　皆さん、こんにちは。議席番号９番、島田恒でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私からは３項目の質問をさせていただきます。

令和４年が明けまして、いまだコロナウイルスの感染症については予断を許さないと、このような状況が続いております。丸２年以上になりますでしょうか。この状況は社会にも経済にも大きな影響を及ぼしている、そういうことは既にご周知のとおりでございます。

そしてまた、いわゆる社会の取組として、ＳＤＧｓと言われる持続可能な地域づくり、まちづくりが、ありとあらゆる業種で取り組まれております。本市においても、恵まれた環境を生かした地域の活力ある発展、それとともに環境にも配慮した施策への取組が望まれているところでございます。

今回は、基幹産業であります農業の抱える課題あるいは環境問題も併せて、今後の取組について質問をさせていただきます。

まず１項目めです。農産物の収穫後の残渣の取組でございます。

この問題は、生産農家にとっても、その処理方法について大変苦慮している問題かと思います。本市の取組についてお伺いをいたします。

２項目めといたしまして、畜産の家畜のふん尿処理の取組についてでございます。

本件につきましては、畜産農家が経営の中でも、あるいは環境問題としても大変苦労されている、対策を行ってきている事業であります。ふん尿処理の問題点、それから堆肥化あるいは臭気に対する対応など、本市のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、３項目めです。バイオマス産業都市への取組ということで、これは農林水産業の事業で、地域のバイオマスを活用した産業の創出、それから地域循環型のエネルギーの強化

によって、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しい、そして災害に強いまちづくりを目指すと、そういうコンセプトでございます。

このような事業への取組などについてお伺いいたします。

質問については、以上３項目であります。

再質問につきましては、質問席で行いたいと思いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　それでは、まず１の農作物の残渣について、農作物収穫後の残渣の取組についてお答えいたします。

キュウリ、トマトの残渣については、ハウスの外で堆肥化してから畑にすき込み処理している農家が多いようです。また、自分で処理施設に持ち込んだり、収集業者に依頼して処分している農家もあると聞いております。市では、野焼きや不法投棄につながらないよう、県や農協と連携して適正な処理のご協力をお願いしております。

２の家畜排せつ物について、家畜のふん尿処理の取組について回答いたします。

市の取組としましては、令和元年度から、畜産農場内の臭気対策を促進することを目的に、実証実験事業として畜産環境フレッシュ事業を実施しております。この事業の概要ですが、市街地周辺の養豚農家に、家畜排せつ物の臭いの軽減効果のある飼料添加剤や、農場からの臭いの排出を抑制する効果のある取組を支援し、消臭軽減効果を確認するというもので、県の農業事務所や畜産総合研究センターに協力をいただき、実施しております。実証実験につきましては本年度で終了し、令和４年度から市内全ての畜産農家を対象に拡大して実施する予定でおります。

このほか、臭気対策に活用できる県の補助事業としまして、さわやか畜産総合展開事業がございます。この事業は、家畜排せつ物を堆肥化する施設や、堆肥利用の促進に関する機械の整備に対する支援となっているものでございます。

続きまして、３のバイオマス事業について、（１）バイオマス産業都市への取組について。

バイオマス資源の利活用については、平成19年度に策定したバイオマスタウン構想の中で、家畜排せつ物の堆肥化や、食品残渣を液状化し畜産飼料とするなどの取組を計画していました。この構想については、現在既に堆肥化や食品残渣の利活用について実施しており、おおむね目標を達成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　丁寧なご回答ありがとうございました。

それでは、１項目めの野菜の残渣の処理ということで、再質問させていただきたいと思いますけれども、野菜の残渣の処理についてお答えいただきましてありがとうございます。現状では、野菜の残渣についてはどうやって処理するのかという、農家の皆さんの課題になって、そのとおりでございます。例えば収穫後に残った、先ほどお話にありましたようなキュウリあるいはトマトなどの茎ですとかつるなどの残渣、これは焼却処理をほ場で行えばいわゆる野焼きということになり、一定程度制限されているということになります。それから埋設、土に埋めるということですけれども、これも病害虫の抑制あるいは駆除という関係上、なかなかできないということです。

そうすると、このような残渣については、くくりとしては産業の廃棄物ということになるんですけれども、クリーンセンターなどでは、こういう残渣については、よく乾燥させたり異物を取り除くという形で受け入れることができるということになっていますけれども、やはり排出量の問題や作業にも大きな労力がかかるということでございます。

現実的に、どのような処理が適正かと、取り組んでいくべきか、市としての指導方針等があればお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　残渣の処理につきまして、堆肥化してから農地に戻す方法のほかに、現在はハウス内で裁断した残渣に添加剤を加え、病害虫を死滅させてすき込むなど、省力化を図る方法も開発されております。市内で取り組んでいる農家もあるようでございます。

このような農家の取組を応援するため、関係機関と連携して有効な利用方法の情報収集に努め、省力化による適正処理の推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　農家の皆さんにとって一番労力的に負担の少ないのは、ほ場での焼却処理だと思います。病害虫も防げるし。しかしいわゆる野焼き、これについては特に市街地では環境問題からも適切ではないということは、十分理解できることです。

しかしながら、現実に農家の皆さんにとっては、処理の問題は経営の大きな負担になると

いうこともございます。具体的に、焼却したときの煙の問題等にもなると思いますけれども、処理そのものを考えれば、一定の焼却は環境に影響を及ぼさない範囲で可能ではないかと考えますけれども、やはり周辺への環境問題、影響を考えると、なかなか困難かと思います。

政令においては、廃棄物処理法ということになると思いますけれども、これによっては原則禁止。ただし、農林水産業を営むためにやむを得ないとして行われる廃棄物の焼却、具体的な事例としては、農地の管理ですとか、あぜの病害虫駆除ですとか、農産物の残渣、あるいは用排水路等を除草した後の刈り草の焼却ですか、そういうものについては例外となっていると思います。

現実の運用としては、やはりそれをどこでやるかということにもなると思うんですけれども、やはり市街地あるいは住宅地などの地理的な問題なのか、現況について分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農作物の収穫後の残渣の処理につきましては、今議員の説明がございましたように、やむを得ない場合という以外、処理ができないというようなことになってございますので、現状として、ハウス内でのキュウリ、トマトの残渣というものを野焼きといいますか、その中での範囲で処理するということは難しいと考えております。

先ほどお話がございましたように、東総のクリーンセンターのほうで、野菜とビニールとか、プラスチック類を分けた中での処理は可能ということでお聞きしていますので、なるべくそういった処理施設のほうでの対応をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

こういう農業由来の農産物野菜残渣の処理問題というのは、周囲への環境の問題がある一方で、農家の方々にとってはその労力に大きく関わる問題になってきます。環境に配慮しながら適切な処理を合理的に行える具体的な方法というんでしょうか、指導というか、積極的に検討いただきたいと改めて強く要望いたしまして、１項目めの質問を終わりにさせていただきます。

次に、２項目めの質問に移らせていただきます。家畜のふん尿処理の取組についてでございます。

これも、先ほどの野菜の残渣の処理などの質問と関連するわけでありますけれども、環境問題として畜産のふん尿、例えば一番問題なのは臭気の問題かと思いますけれども、問合せの件数ですとか苦情とか、そういうものがあるとすればどれぐらいの件数があるのか、またその内容などについて、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　畜産関連の臭いに関する苦情でございますが、苦情の件数として今年度１月末現在で10件ございました。苦情の内容としましては、畜産農場や関連施設から出る臭いや、畑に散布されました堆肥の臭いによるものとなってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　これも大変デリケートな問題で、畜産農家の方々は、このふん尿処理問題などについては自分の経営課題として長い間、本当に長い間懸命に努力して、その対策にもずっと心を砕いてきたところであります。それでもなお、地理的な問題ですとか、あるいは風向きの問題ですとか、さらには季節の問題。もっと言えば処理の方法というんでしょうか、によっては周辺の影響もあるのが現状でございます。

本市の第２期の総合基本戦略の、農畜産物の生産振興の施策の展開項目の中に、さわやか畜産総合展開事業とありますけれども、周辺の環境改善に必要な施設の整備あるいは排せつ物処理施設等の機能向上整備を支援しますとあります。本年度の予算の中でも幾つかの事業として計上されているのは、大変心強く感じております。

畜産農家にとっては、ふん尿処理というのは基本的に経営の中ではコスト、費用ということになり、その対策も積極的に取り組まれているところですけれども、本市の今後の取組、具体的な支援策についてお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　畜産のふん尿につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、適正に管理するとともに利用を促進することとされております。畜産農家は、国や県の補助事業で設備や機械を導入しながら、家畜ふん尿の適正な管理や有効活用を進めており、最終的には堆肥利用として利用されております。

また、事業を取り入れた中で新しい取組としまして、市内の養豚農家では、豚のふんを臭

いの少ないペレットという粒状に加工し、耕種農家が農地に散布しやすく、保管も運搬も容易にできる堆肥化づくりを目的とした施設整備も行っております。

今後とも、国・県等のいろんな事業の情報等を把握した中で推進を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

畜産のふん尿についても、これはいわゆるバイオマス資源というんでしょうか、生物由来資源と捉えることができるわけです。家畜のふん尿の再利用ということで、そういう再利用というものについての本市の計画、あるいは将来の具体的な計画というのはございますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　１時５９分

○議長（木内欽市）　会議を再開します。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　現在、家畜のふん尿につきましては、先ほどもご回答させていただきましたように、畜産農家において堆肥化の事業によりまして、堆肥化が進められております。現在、堆肥化の事業のほかに、市としましては予定はございませんが、今後とも畜産農家での堆肥の有効利用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今お答えいただきました堆肥化ですとか、耕種農家、水田農家に供給するということです。ペレット化して保管あるいは運搬を効率的に行えるような、そのための施設整備などぜひ積極的に進めていただきたいと思いますし、このような耕畜連携というんでしょうか、さらなる再利用は、本市における今後の農業の大切な取組かと思います。

個別のふん尿処理、集中的な施設による再利用ですとか、最近は環境問題からこのバイオ

マスと言われる生物資源の再利用、あるいは再生エネルギーへの取組などが注目されております。この畜産のふん尿処理の問題を、農業の負の課題として捉えるということではなくて、生物資源あるいは再生エネルギーとして捉える、様々なそういう潮流も起こっております。

将来に向けての持続可能な農業という意味合いからも、積極的な検討と本市の総合基本戦略に基づいた施策の展開をお願いしながら、次の質問にも関連してきますので、２項目めの質問を終わりにさせていただいて、最後の質問に移らせていただきます。

最後の、３項目めの質問でございます。

バイオマス産業都市への取組ということで、このバイオマスの活用計画というのは、先ほどの野菜の残渣、あるいは畜産のふん尿処理と大きく関わる部分もあるんですけれども、これらの資源を活用している事例は日本全国数多くありますけれども、畜産の盛んな旭市は全国屈指の市であります。バイオマス資源の利活用の検討などの経過はありますでしょうか。もしあれば、その内容などをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　畜産業が盛んな旭市で検討をということですが、現状ではほとんどの畜産農家が家畜ふん尿を堆肥化し、有効利用に取り組んでおります。新たな資源活用の検討は、現在のところ行っておりません。

他市の先進事例については、今後も情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　ありがとうございます。

食品残渣の利用ということでは、今お答えいただいたような、市内の養豚農家がその飼料、餌ですけれども、については、いわゆる液状化したリキッドフィーディングなどとするすばらしい事例がありますけれども、そのほかの活用事例、野菜の残渣ですとか食品残渣、畜産のふん尿、さらには伐採した間伐材などの様々な資源を利用した、いわゆるバイオマス発電というような事例もございます。

ほかの市町村でもたくさんありますけれども、農業の盛んな本市において、そのようなバイオマス発電等の検討はこれからする予定があるのか、しないのかということでお伺いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　バイオマス産業都市につきましては、平成25年から公募が始まり、令和３年12月現在、全国で97市町村が国の認定を受けており、関東では５市町村、県内ではゼロとなっております。この認定には、県や他市町村、民間団体などの共同体で、バイオマスを活用した発電などによる産業化が必要となるものです。

市としましては、現在堆肥化が進んでおりますので、検討を開始する予定はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　島田恒議員。

○９番（島田　恒）　今のところ検討を開始する予定はないというお答えでしたけれども、これについてはその結論を拙速に出すことなく、前向きに前広に検討いただきたいと思います。

旭市では、平成19年にバイオマスタウン構想というものが設定されているかと思います。私の今申し上げているバイオマス産業都市と、内容的にはほぼ同じような内容であるかと思います。このバイオマス産業都市というのは地域の特色を生かした、つまり生物資源など、先ほど来お話ししておりますバイオマスを軸とした環境に優しくて災害に強いまちと、そういうコンセプトであります。本市にとってはまさにうってつけの事業であろうかと思います。

お答えいただいたように、全国で97市町村、昨年12月末だと思いますけれども、指定されております。千葉県ではゼロということになります。バイオマス資源というのは、例えば木質チップ、木くず、竹、先ほど質問させていただいたふん尿、野菜残渣、それから食品残渣、ありとあらゆる生物資源が含まれると。こういう生物由来のものは全てということになります。例えば、バイオマスを利用したバイオマス発電事業などはその中心になりますけれども、そのほかに、発電に発生した熱の利用、下水道の汚泥利用、ふん尿、食品廃棄物の堆肥化なども含まれております。

資源の再利用で一番大切なのは、地域の中の資源の循環、地域内循環だと考えております。こういう考えは、かつては昭和の時代というか、それ以前もそうですけれども、年配の方々、皆さんご存じかと思いますけれども、全てそういうものは燃料資源だったり、あるいは肥料という長い長い歴史があります。こういった生物資源が、今はある意味厄介者と。産業廃棄物のごみとして、費用をかけながら処理しているのが現状であります。そういう様々な環境への負荷と、これからは地域の課題となって、我々に重くのしかかってくるということになろうかと思います。

このバイオマス産業都市構想というのは、まさしくそういう諸課題を前向きに解決する起

点となっていくものだと考えております。本市の基幹産業である農業だけでなく、水産業、食品産業など地域の特性を最大限に生かし、まさに持続可能なまちづくりそのものであろうかと考えております。

このような事業化に当たっては、産官という連携というのが必要になってきます。加えてそこに学、例えば大学ですとか、さらに言うならば金、金融機関、そういう加えた共同事業体、コンソーシアムといいますけれども、そういう取組が行われています。この４月に開業されるイオンタウンも、そういう一形態であろうかと思います。

本市においても、平成19年の、先ほど申し上げましたバイオマスタウン構想も一定の成果は、すばらしい成果を上げております。これをさらに進めて、積極的にこのバイオマス産業都市というものも、具体的に検討を行っていただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、２時25分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　９分

再開　午後　２時２５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　永　井　孝　佳

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　皆さん、こんにちは。議席番号７番、永井孝佳です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私からの質問は３点になります。粗大ごみについて、ふるさと納税について、ロケの誘致について、質問させていただきます。

まず、大きな１番の粗大ごみの回収についてです。

昨年の４月１日からごみ袋が変わり、粗大ごみのステーション回収がなくなりました。住民から、とても不便になったとお声をいただいております。近隣市より便利だった制度を廃止した経緯を教えてください。

続きまして、（２）の粗大ごみの回収方法についてです。ほかの市ではどのような方法で回収しているかをお伺いいたします。

続きまして、大きな２番の（１）ふるさと納税の寄附額の目標についてです。

議案質疑のときに１億5,000万円とお聞きしておりますが、本当に１億5,000万円が目標でいいのでしょうか。もっといけると思うんですけれども。

ふるさと納税の１位の自治体は宮崎県の都城市です。人口は16万人と旭市より多いんですけれども、この都城市は135億円、ふるさと納税があるそうです。２は紋別市、人口２万3,000人で133億円。３位は人口２万7,000人の根室市で125億円です。上位の市の共通点は、返礼品が肉、海産物、フルーツという点で一致しております。

旭市は、肉もフルーツも海産物も全部持っています。農業産出額が全国６位ですし、豚肉は全国２位です。豚肉の全国１位はどこかというと、先ほど紹介しました宮城県の都城市が豚肉の１位なんですね。１位の都城市は135億円。豚肉生産額２位の旭市は、ふるさと納税額の目標額は１億5,000万円。もう少し目標を高く掲げてもよいのではないでしょうか。見込みは１億5,000万円のままでもいいんですけれども、心の中の目標を２億円ぐらいにしてもいいんじゃないかと思います。ご見解をお伺いします。

続きまして、大きな３番の（１）ロケツーリズムについてです。旭市にロケを誘致するための事業だと認識していますが、具体的にはどのようなものなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

（２）としましては、ロケツーリズムの結果、どのような経済効果があるのかをお伺いします。

以上が１回目の質問になります。

再質問からは質問席から行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは私のほうからは、最初に大きな１番の（１）粗大ごみの回収についてお答えいたします。

ごみの分別方法及びごみの回収方法などにつきましては、ごみ処理の広域化に向け、東総

地区広域市町村圏事務組合における廃棄物減量等推進審議会、こちらの答申結果を踏まえまして、構成する３市、銚子市、旭市、匝瑳市、こちらで協議をしまして、また組合議会でご承認をいただきまして、現行のルールに足並みをそろえ統一したものでございます。

続きまして、（２）粗大ごみの回収方法について、他市の回収状況についてお答えいたします。

近隣市の香取市についてですが、粗大ごみはごみステーション収集と自宅への戸別収集による回収となっております。なお、自宅への戸別収集については、利用者が佐原環境リサイクル協同組合、こちらに申し込みまして、組合に加入している一般廃棄物の収集運搬許可業者が回収する形となっております。

また、山武市と東金市は、それぞれ粗大ごみのごみステーションによる収集はなく、自宅への戸別収集による回収となっております。なお、自宅への戸別収集については、申込み制により専用のステッカーや納付券を添付する形で、市や環境クリーンセンターが窓口となり回収を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、まず大項目の２、ふるさと納税について申し上げます。

寄附額の目標についてですけれども、まず、この１億5,000万円という目標を設定した経緯をお話しいたします。

私ども旭市は、本格的には平成28年度にこのふるさと納税制度を始めました。初年度は1,800万円ほどの寄附でした。それから４年間かけまして、令和２年度、昨年度が7,300万円まで伸びております。すなわち、４年かけて４倍になっているということになります。それで、今年度、令和３年度ですが、これが２月末現在で初めて年度ベースで１億円を超えてきております。この１億円をベースにしまして、新たな返礼品の追加ですとか、あるいは企業版ふるさと納税の導入ですとか、そういう新しい試みを入れた中で、５割増の１億5,000万円ということに設定したわけでございます。

少ないんじゃないかというお話ですけれども、実は私もひそかに頭の中では２億円をもくろんでいまして、それに向けて返礼品の充実ですとか、そういうことにどんどん取り組んでいきたいと思っています。

それと、大きな３点目、シティプロモーションについてですけれども、まず、ロケツーリ

ズムの概要ということでございます。

ロケツーリズムとは、映画やドラマのロケ地を訪ね、風景や食を堪能し、人々のおもてなしに触れ、その地域のファンになっていただくことで地域の経済効果を上げるとともに、観光客や移住者を増やすことを目的としております。また、ロケを受け入れることにより、シティブランドの向上やシビックプライドの醸成などの効果もあると言われております。

次に、ロケツーリズムの経済効果ですけれども、ロケを誘致することで、ロケ隊による宿泊あるいは食事など地域への直接的な経済効果、作品中に使われた商品が売れたり、ロケに使用した場所が人気になるなどの間接的な経済効果。あとメディアやネット等への露出を広告宣伝費と捉えた、まさにシティプロモーションとしての効果などがございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　それでは、粗大ごみの問題から再質問させていただきます。

旭市、銚子市、匝瑳市で足並みをそろえて統一したことによって回収がなくなったということですけれども、粗大ごみの回収事業だけでも旭市単独で復活することは難しいのでしょうか。再開しようとした場合には何が問題になるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　ごみ処理の広域化においては、３市でごみの分別区分、収集方法、ごみ処理手数料などのルールを統一しております。これまでの経緯を踏まえますと、現状で粗大ごみの収集を旭市単独で実施することは難しい状況でございます。

また、現行の収集体制で粗大ごみの収集を行う場合、収集車両の増車など大幅な見直しを伴いますので、対応は難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　３市でルールや手数料を統一していますけれども、回収方法までは完全に合わせる必要ないのかなとも思うんですけれども、今そういうふうに決まっているので仕方ないとは思いますが、ただ、予算さえあれば増車は可能なんじゃないかなとは思いました。

これからは高齢化が進み、運転免許証の返納も推奨されています。核家族化が進む中で、車がないと大きなごみが捨てられないというのは大きな問題だと思います。お年寄りの家には、今まで以上にごみが放置される未来につながってしまうと思います。集積所回収は難し

いというご回答ですが、住民の利便性や交通弱者へのご配慮を考えていただきたいと思います。

ちょっと角度を変えて再々質問になりますけれども、粗大ごみの回収をやめたことによって、年末の中継施設がより混雑しないかを懸念しているんですけれども、見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　昨年の年末につきましては、これまでのような大きな混乱は見られませんでした。これまで年末12月の１日当たり、最大で700台程度あった搬入台数は、ごみ処理広域化後の昨年12月では、最大でも１日当たりが330台と減少しております。

今後も、年末にごみの搬入が集中しないよう、事前に広報紙や市のホームページにおいて周知啓発を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　昨年末は例年より少なかったということで、よかったと思います。旭市の中継施設の周りが大混雑するというのは心配しておりました。今後もご留意をいただき、周知及び啓発をよろしくお願いいたします。

それでは、（２）に進ませていただきます。

近隣市の回収方法ですけれども、戸別回収をしているところがあるようですけれども、ぜひ近隣の方法なども参考にしていただき、旭市にとって何が最適かをご検討をお願いしたいと思います。現在の旭市の対応ですと、粗大ごみを自分で搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してくださいと案内がございました。そして旭市のホームページで許可業者を調べましたところ、14社出てきました。

どこに連絡してよいか分かりづらいですし、そこで再質問になるんですけれども、依頼先をもう少し分かりやすくできないでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　旭市で許可をしている一般廃棄物収集運搬許可業者は、議員のおっしゃるとおり14社ございますが、市内の粗大ごみ回収に対応できる業者を整理しまして、分かりやすい形でホームページに掲載するなどの対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ホームページの分かりやすい記載、よろしくお願いいたします。

あと、車を持っていない世帯はインターネットも使わない場合が多いと思います。分別表や収集カレンダーなどに粗大ごみの収集業者の連絡先を記載していただけると助かると思います。

業者に連絡するときに一つ問題があると思うんですけれども、料金が分からないことです。だいたいの目安が分かれば電話しやすいんですけれども、全く目安が分からないとちょっと電話しづらいと思います。自分なんかも、飲食店で時価とかと書いてあるとちょっと頼みづらいので、何ですかね、1,000円から3,000円までとか、ちょっと目安をいただけると電話しやすいのかなと思います。

と思うんですけれども、こちらの料金の目安をつけていただけることはできないでしょうかというのが質問です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　一般廃棄物収集運搬業の収集運搬に対する料金につきましては、許可業者ごとの設定になっておりますので、目安として取扱料金を掲載することは、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　複数の業者がいるので、料金の目安は難しいのかもしれないんですけれども、1,000円から3,000円とか、その程度の幅でちょっと目安をつけてもらえると使いやすいのかなと思います。

いろいろいちゃもんをつけましたけれども、一番言いたいのは、車を持っていない高齢者世帯を配慮してほしいということです。年金暮らしで独居世帯は生活がとても大変です。今まではごみ袋を一つつければ回収していただいた粗大ごみが、結構大きな費用がかかるとしたら死活問題です。

そこで、４回目の質問ですが、運搬手段がない高齢者だけでも戸別回収できないかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　高齢者世帯の増加が見込まれる中、運搬手段がない方などへの対応については、今後取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。一般廃棄物収集運搬許可業者の紹介だけでなく、他の方法についても、他市の事例等も参考にしながら研究していきたいと思います。

また、粗大ごみの回収については３市共通の課題でもありますので、東総広域の構成３市でまた調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　前向きなご回答ありがとうございます。

粗大ごみの問題とかごみ問題というのは、市民からとても多く問合せがございますので、ぜひぜひ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな２番目の（１）ふるさと納税について再質問させていただきます。

課長から、平成28年は1,800万円、令和２年ですか、３年は7,300万円と。その推計で、この１億5,000万円というのが設定されたということで、気持ち的にはもっといけるんじゃないかという、心強いというか力強いお言葉をいただきましたので、ぜひぜひよろしくお願いしたいんですけれども、旭市のポテンシャルというのは、10億円でも可能だと思うぐらいだと思っております。

現時点ですぐに税収を大幅に増やそうとしたら、ふるさと納税しかないと思います。返礼品や手数料などが半分ぐらいかかりますけれども、逆に、10億円寄附いただければ５億円が、予算が増えるということになります。しかもひもがついていない予算になりますので、数億円が入れば大きな事業ができるんじゃないでしょうか。そこでまた知名度を上げる事業や魅力的な商品を生産する事業につながって、それによって、さらにふるさと納税が増えるという好循環になっていくんじゃないでしょうか。

旭市の明るい未来は企画政策課にかかっているといっても過言ではないと思います。ぜひアグレッシブに挑戦していただき、ぜひともがんがんふるさと納税を勝ち取って、奪い取ってほしいと思います。

中でも、先ほども言いましたけれども、豚肉やイチゴ、メロン、シャインマスカット、海産物などの食べ物を前面に押し出している市が、ふるさと納税を多く獲得しているという事実がございます。都城市のような写真の撮り方や商品の設定なんかを参考に、いいところは

がんがんまねして目標を達成してほしいと思います。

再質問になりますけれども、魅力的な返礼品が一番大切なんですけれども、ＰＲ方法とターゲットも大事だと思います。どのような宣伝方法を予定されておるでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それではお答えいたします。

まず、ふるさと納税ですけれども、こちらの大きな目的は、返礼品を通じまして全国に市の地場産品を知ってもらい、興味を持ってもらうきっかけづくりということが大切なことであると思います。

その中で、今ターゲットはというお話がございました。したがって、そういった目的から言いますと、特にターゲットはなく、広くなんですけれども、戦略的に言えば、やはり都市住民ということになるかと思います。

それと、ふるさと納税をしたことのある方の中には、本市の返礼品を気に入って毎年寄附をしていただけるリピーターの方もかなり数多くいらっしゃいます。今後も、旭市が寄附先に選んでもらえるような魅力ある返礼品の拡充に努め、その拡充についてサイトなどを通じて、先ほどおっしゃっていました写真の撮り方ですとか、そういったところも含めまして、魅力あるサイトを通じてＰＲをしていきたいと思っております。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。

興味を持ってもらうために広く、ターゲットは特に決めずに広報していくことも大事だと思うんですけれども、あともう１点、ふるさと納税は、縁もゆかりもない市町村にも寄附できるんですけれども、本来の趣旨ですと、自分が生まれ育ったまちや住んでいたまちに寄附していただくことが一番だと思っております。

ということから再質問なんですけれども、転出される方にふるさと納税をお願いするのはどうでしょうか。例えば、転出届を出したときに、窓口で旭市の返礼品のカタログを渡したら効果があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　永井議員おっしゃるように、ふるさと納税本来の趣旨、始まったときの趣旨につきましては、生まれ育った故郷やお世話になった地域を愛し、応援しよう

とする個人や団体から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として各種事業を推進することにより、寄附者の地域に対する思いを具現化する。多様な人々の参画による活力あるまちづくりにすることを、これを大前提として始まりました。ですけれども、いろいろと内容が変容してきまして、今現在は実際には食べ物のお取り寄せのような感覚にはなってしまっております。

でも、本来のそういった趣旨からしますと、永井議員おっしゃるように、転出する方にも何かの折にＰＲをするとか、転出時しかないとは思うんですが。そういったことで、本市におきましても、本市出身の方や縁のある方が寄附を申し込めるような、そういったＰＲをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ぜひ効果的なＰＲを、ご検討よろしくお願いいたします。

あと、転出といえば若者が多いと思うんですけれども、自分の同級生なんかを考えても、残っているのは半分くらいで、残りは市外だったり都会のほうに移り住んでいる人が多いと思います。そこで、その人たちに郷土意識を植え付けていくことが大事だと思います。それには教育とＰＲが大事だと思うんですけれども、郷土愛護の精神を育む教育は、ここではちょっと一言では語れないと思いますので今回は割愛します。

４回目の質問ですけれども、成人式みたいな二十歳の集いですか、そういったふるさと納税のカタログとともに、旭市の物産品を記念としてプレゼントするような企画はどうなんでしょうか。例えば、二十歳のつどいのときにイチゴとか、豚革を利用した地域ブランド、九十九里レザーを使用した印鑑ケースとか、そういった旭市を感じられるようなものを二十歳のつどいに差し上げるとか、そういうプランなんかはどうでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　いろいろな旭市の産品等のプレゼントをお渡しできればということですが、それに関しましては、ちょっとふるさと納税からは外れてくるのかなというのはありますけれども。ふるさと納税の、成人式などのＰＲということに関してお答えさせていただきます。

進学や就職で地元を離れた若い方が、生まれ育った旭市に恩返しをしたいと思えるような、返礼品もそうですけれども、こういう事業に使いますということで、なおかつそこに寄附を

することによって懐かしい返礼品が頂けるというような、そういう形に持っていくために、イベントなどを通じてＰＲできればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ご回答ありがとうございます。

旭市で育った若者が外に行っても継続的に旭市を応援してもらえるような仕組みに、それを積み重ねていけば、必ず旭市はよいまちになっていくと確信しておりますので、ぜひぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

続きまして、大きな３番のロケツーリズムについて再質問させていただきます。

ロケツーリズムをやることによって、旭市のファンになってもらったり移住者を増やすという目的もあったと思います。ロケツーリズムは、市や民間がロケをしやすい環境を整えることによって、撮影を誘致するような事業だと感じているんですけれども、既に先行して成功している自治体があると思うんですけれども、そういう事例がございましたら教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　県内では、既に茂原市あるいはいすみ市がロケツーリズムを推進しております。特に今、茂原市が熱い状況です。茂原市では官民一体の撮影サポート組織、千葉もばらロケーションサービスを設立いたしまして、ロケーションサービスの充実した支援体制や市民の理解があるなどといったことが映像の業界に広まりまして、ロケの受入れをスタートしてから２年で問合せが500件、実際の撮影実績は同じく２年で100件を超える人気のロケ地と、現在なっております。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　千葉県でも、茂原市やいすみ市のような、市がロケツーリズムで成功をしているという事例を教えていただきましたけれども、これは市民のサポートも必要ということを今、企画政策課の課長から教えてもらったんですけれども、再々質問なんですけれども、旭市が目指す方向性とかというのはありますでしょうか。例えば情報バラエティーとか、もしくはドラマとか映画など、どのようなジャンルを主に誘致したいかなどの目標などがあれば教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　他の自治体の成功事例を見ますと、映画、ドラマなどに限らず、アニメですとか漫画ですとか、様々な作品の受入れも行っています。

旭市の目指すところなんですけれども、特に作品によっては商店街や店舗など民間の施設での撮影が必要になる場合もあります。例えば、旭市で考えますと、景勝地である刑部岬ですとか九十九里浜ですとか、そういったところばかりが考えられるのではなくて、銀座通り商店街ですとか、そのようなところもロケに実際に使っていただけるように旭市全域で考えて、映画やドラマ、アニメや漫画にかかわらず、あらゆる映像作品ということで狙っていきたいと思っています。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ジャンルにとらわれることなく、様々な媒体というか、様々な作品を誘致したいという、とてもわくわくする事業だと思うんですけれども、４回目の質問になりますが、この事業はいつ頃から、どういった形で始まるのか教えていただきたいと思います。あとは、窓口になるのはどこになるのかもお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　まず窓口になる、一義的にはしばらくは企画政策課ということになるかと思います。ただ、４月に、観光事業関係者をはじめ商工会、行政が連携し、官民一体となった協議会を立ち上げる予定でいます。その後、セミナーなどによるロケ受入れのキーマンとなる人材の育成、ロケ地情報誌、ロケーションジャパンというのがあるんですけれども、これへの記事の掲載。それや、映像制作者向けのロケ情報検索サイト「ロケなび！」というものがございます。そちらへも掲載をして、映像制作会社を招いての市内での撮影場所を探すロケハンツアーなどを、来年度以降実施していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　だいたい、ロケツーリズムがどんなものかはつかむことができましたので、（２）番の経済効果のほうに移りたいと思います。

ロケ地が、ロケ隊が来れば飲食店や宿泊施設など直接的な経済効果がまず考えられると思いますし、あとは旭市をＰＲするときに、例えば芸能人にこちらから宣伝をお願いしようとしたら莫大な費用がかかりますけれども、ロケに来ている芸能人に差し入れなんかをして、その方がＳＮＳでつぶやいたことで様々な産品が売れたり、そういう効果も期待されるので

はないかと考えております。ロケを誘致しておもてなしをすることで、結果的に旭市の宣伝につながると、そういう事業だと理解しております。

再質問ですけれども、ロケ隊をおもてなしするのに行政だけではできないと思うのですけれども、民間はどのようにこの事業に関わっていくのかを教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　民間の関わりということですけれども、先ほど申し上げました４月早々に、今回の予算が通ればですけれども、４月早々に官民連携の協議会をつくります。これが、窓口はしばらくは企画政策課ということになるんですが、本体実行部隊ということになります。取りあえず来年度ですけれども、考えているのは、まずおもてなしの心といいますか、おもてなしの気持ちの醸成を図るというような形で、各種セミナーへの参加等を考えております。

具体的に申し上げますと、５回のセミナーに参加して、基本のロケ対応や活用、情報発信のノウハウを学び、映像制作者とのマッチングや１件以上のロケ実績をつくるというようなことを目標にやっていきたいと思っております。この１件以上のロケ実績をつくりますと、一般社団法人ロケツーリズム協議会というところが、映像制作者が安心してロケができる協力的な地域だということを保証する、ＬＴＣマークというものが認定されます。このお墨つきというのは、結構、映像制作者の方にとっては魅力あるものだそうです。まずはこの取得を目指して、全体的には３年を目途に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　セミナーとかでノウハウを学んで、そういう組織に認定してもらって、どんどんロケに来てもらうという計画ということです。観光やふるさと納税にもつながると思っていますし、企画政策課のロケツーリズムとふるさと納税の両輪が旭市の推進力になっていくと思いますので、自分も精いっぱいこの事業を応援しますので、一緒に成功させましょう。

最後に質問ですけれども、すみません、市長にむちゃ振りしてもいいですかね。すみません、通告していないんですけれども、市長、来てほしい番組、もしくは来てほしい芸能人、どちらか一つでいいんですけれども、教えていただけると。駄目ですか。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　ありがとうございます。

個人名や個々の番組ということでなく、日本全国、世界からもロケに来ていただきたいと、このように思っております。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　模範的なすばらしい回答をありがとうございます。

そうですね、市長が喜んでもらえるような番組や芸能人ががんがん来てもらえるような旭市にしていきたいと思いますので、ぜひご協力よろしくお願いいたします。

以上で私からの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたします。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は９日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時　２分

令和４年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和４年３月９日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	諸　持　耕太郎	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	大八木　利　武	総　務　課　長	宮　内　敏　之
企画政策課長	小　倉　直　志	財　政　課　長	山　崎　剛　成

税務課長	伊藤義一	保険年金課長	穴澤昭和
健康づくり課長	齊藤孝一	社会福祉課長	椎名　隆
子育て支援課長	多田英子	商工観光課長	加瀬博久
農水産課長	多田一徳	建設課長	浪川正彦
農業委員会事務局長	向後秀敬	教育総務課長	杉本芳正
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	柴　栄男

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは質問席でお願いいたします。

◇　伊　場　哲　也

○議長（木内欽市）　通告順により、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　皆さん、おはようございます。議席番号５番、伊場哲也でございます。

令和４年第１回の定例会におきまして、ただいまより一般質問させていただきます。今回は全部で八つの質問をいたします。

質問１、チーム旭・オール旭について、質問２、全世代に対応した文化・スポーツの充実について、質問３、旭二中生・若者世代・シニア世代の活動場所について、質問４、グリーンベルトの路側帯からさらなる安全対策について、質問５、令和３年旭市通学路要対策94か所、１月18日以降の進捗状況について、質問６、ゾーン30プラスについて、質問７、子ども110番について、そして最後の質問８についてですが、地域安全防犯パトロールについて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、質問１、要旨を述べさせていただきます。

米本市長に質問させていただきます。今年の１月１日号の広報あさひ年頭所感に、まちづ

くりは市役所と議員だけでできるものではないとして、チーム旭・オール旭、市民への参加と協力を呼びかけております。また、このたびの第１回定例会の予算編成方針の中でも、チーム旭でまちづくりの推進、強調されました。

そこで質問いたします。行政のトップである米本市長のスローガン、チーム旭・オール旭とは一体どのような旭なのかお尋ねいたします。

質問２、全世代に対応した文化・スポーツの充実を図るについてです。教育行政のトップでいらっしゃる諸持教育長は、令和３年９月の教育長２期目就任の挨拶の中で、市教委として将来の旭市を背負う子どもたちの教育に、一層の力を注ぐとともに、幼児から高齢者まで全世代に対応した文化・スポーツの充実を図ってまいります、強い決意を述べていらっしゃいます。大変感銘を受けました。そして必ずや我らがまち、この旭市、住みよい旭市、住みたい旭市、住んでよかった旭市が実現していくだろうと確信いたしました。

そこで３点、質問させていただきます。

（１）コロナ禍で諸行事を実施することは大変なことは十分承知いたしておりますが、具体的に取り組んでいることについて、特に世代別に取り組んでいる文化・スポーツ事業を教えていただきたいと思います。

（２）あわせて、それらの進捗状況について、実施回数でも結構でございますので現状をお伝え願います。

（３）成果と課題について、併せてよろしくお願いいたします。

続きまして質問３、旭二中生・若者世代・シニア世代の活動場所について質問させていただきます。

市民卓球場の閉鎖に伴って旭二中の卓球部男女並びに旭シニア卓球クラブで活動されていた方々が、活動場所に制限を受けております。老朽化に伴い雨漏り等で不便な点も多々あったようですが、現在の活動場所から比べると、本当によかったと残念がっております。そんな話を聞くたびに若者世代、シニア世代が従来同様の活動場所や借用料で、思う存分体を動かせる場所を確保してあげることが必要ではなかったのかと、同情するところでございます。

そこで質問をいたします。（１）借用料金を減免することや65歳以上の高齢者に対して、社会体育施設の使用料をただにしてあげるお考えはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また１年遅れのコロナ禍で開催された昨夏の復興、東京オリンピック・パラリンピック、今、若者世代から絶大なる人気のスケートボード、スノーボード、この中・高生の若者世代が、東部図書館近くの駐車場や、市役所西側のアスファルトを危なっかしくも上手に工夫し

ながら、なおかつ遠慮がちに遊んでいる様子を見るたびに考えさせられます。スケートボードをする公の場所ではありませんから。

そこで、質問（２）でございます。スケートボードを行える施設をつくるお考えはありますかという質問でございます。

続きまして、質問４以降質問８までの五つの質問でございますが、３月の定例会という時期的なことを踏まえ、すなわち11年目を迎える、あの3.11、また間もなくスタートする新学期、新年度、今この時期に足元の旭市の安全対策の総点検は欠かせません。ＰＤＣＡサイクルの一環として、安全・安心という観点から、質問のテーマを設けさせていただきました。

第２期旭市総合戦略、基本施策17、安全で快適な道路の整備、基本政策28、防犯対策・交通安全の強化、おのおのの設定されたキーパフォーマンスインディケーター、すなわちＫＰＩの達成状況はいかがでしょうか。

質問４は、グリーンベルトの路側帯からさらなる安全対策についてです。

先月、旭中央病院から旭中央小学校にかけての道路にグリーンベルトの路側帯が設置されました。当然ドライバーが安全運転に心がけることが大切であることは言うまでもありません。私たち大人が肝に銘じなくてならないのは飲酒運転厳禁、事故は繰り返さないということです。

昨年６月の八街市の件です。再三ＰＴＡや地域からの要望があったにもかかわらず、安全対策が後手に回って招いたその悲劇、責任は重いものがあります。今現在もガードパイプの設置工事が行われております。本市においても、このような悲劇は絶対に起こしてはいけません。絶対起こらないよう万全の対策を講じることが肝要でございます。何といっても本市、旭市は交通安全宣言都市です。

そこで質問をさせていただきます。（１）グリーンベルト設置後の安全対策はどのようなことを考えているのか。

（２）あの区間の道路拡張工事計画は進行中であるとお聞きしております。地権者との交渉等、課題はあるにせよ、地域の方々はいち早くの実現を願っております。その進捗状況についてお伺いします。

（３）安全対策の決め手は種々あるにせよ、子どもたちの見守りをボランティアも含めた方々に依頼するという人的資源の活用、やはり大切だと考えます。財政上の問題もあるでしょうが、子どもたちの安全、最優先、高齢者の安全、要注意という観点から、シルバー人材センター等に積極的に依頼していくということについてはどうか、お考えをお聞かせくださ

い。

質問５、旭市通学路要対策94か所、１月18日以降の進捗状況について質問いたします。

通告書では１月18日といたしましたが、ホームページ上の記載内容が最近アップロードされ、２月28日現在となっておりましたので、その段階での進捗状況を簡潔にご答弁願います。

質問６、ゾーン30プラスについては、瀬道区の子ども育成会と区長をはじめとする執行部、中央小学校、旭警察署、市役所総務課及び建設課で連携して進めていることと思います。その進捗状況について質問いたします。

質問７、子ども110番についてです。毎朝の交通安全ボランティア活動を進めている中で気づいた点ですが、私の居住地近くにはおよそ50メートル間隔で子ども110番の家の看板が玄関や正門に掲げられておりますが、そこで質問をいたします。

（１）現在この旭市に子ども110番の家のボランティア数は何件くらいあるのか教えてください。

（２）実際、あまり披露されておらず形骸化の感も否めませんが、子ども110番の家としてボランティアしてくださっている方々、市当局の連携がどのようになされているのか教えてください。

最後の一般質問８でございます。地域安全防犯パトロールについてお伺いいたします。

残念ながら、ぼろぼろになった地域安全防犯パトロール中、旭市というのぼりがずっと同じところに立てかけられております。そののぼりの様子から、またコロナ禍のせいか、最近活動されていないとの声を耳にいたします。

そこで、（１）現在どのような活動をされているのか。

（２）安全・安心なまちづくりの取組について。

最後、（３）防災あさひの防災無線の活用について３点質問させていただき、第１質問といたします。再質問につきましては、質問席でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、１の（１）チーム旭・オール旭とはどのような旭かについてご答弁申し上げます。

これまでも度々申し上げてきましたチーム旭でまちづくりについては、私のトップダウン

でまちづくりを進めるのではなく、市民の皆様をはじめ市議会や行政委員会、審議会などと連携したまちづくりをイメージしております。また、地域意見交換会などを含めた対話集会や、旭市の次世代を担う若者からも意見を聞きながら、市政運営をしたいと考えております。

オール旭については、チーム旭でまちづくりの実現には、市が一丸となって取り組む必要があるという思いから、オール旭と表現することもあります。このため特定の団体などを改めて組織するということではありません。様々な分野や世代から幅広く意見を伺い、持続的な発展を目指したまちづくりに反映したいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、２の世代に対応した文化・スポーツの充実を図るについて、（１）具体的に取り組んでいることについての生涯学習課が実施している事業についてお答えをいたします。

市では市民の文化意識の高揚を図るため、優れた芸術文化に接する機会、または世代や地域を超えて交流する機会を目的とした様々な文化振興事業を実施しておりますので、対象者別にご回答いたします。

子どもから高齢者を対象とした事業については、毎年実施している市民音楽祭、あさひのまつり、スプリングコンサートがございます。児童を対象とした事業は、最近では令和元年度に実施した実験を通して科学の楽しさを学ぶ、米村でんじろうサイエンスショー、令和２年度に実施した、みんなで一緒に歌って踊れる、ケロポンズファミリーコンサートがございます。

高齢者の参加が多い事業については、毎年実施しているあさひ寄席、令和元年度に実施した「ＮＨＫ公開収録　ＢＳ新・日本のうた」がございます。

（２）の進捗状況についてお答えいたします。

令和２年度と令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で事業の実施が難しい状況にありましたが、座席数の制限をはじめ、感染対策を講じた上で実施いたしました、令和元年度から令和３年度までの事業の実施状況でご回答させていただきます。

市民音楽祭は令和元年度の入場者数は870人で、令和２年、３年は中止いたしました。あさひのまつりは令和元年度の入場者数は758人で、令和２年、３年は中止いたしました。あさひ寄席は令和２年、３年は感染対策として座席数を半分にして開催いたしました。入場者数は令和元年度が847人、令和２年度が271人、令和３年度が431人でありました。

スプリングコンサートは令和２年度は座席数を半分にして開催し、入場者数は400人で令和元年度は中止いたしました。

令和元年度に実施いたしました米村でんじろうサイエンスショーは、２回公演での開催で入場者数は1,131人でありました。

令和２年度に実施したケロポンズファミリーコンサートは、座席数を半分にして開催いたしました。入場者数は248人でございました。

令和３年度に実施した「ＮＨＫ公開収録　ＢＳ新・日本のうた」は、座席数を減らし365席で開催いたしました。入場者数は318人でありました。

続いて、（３）成果と課題についてお答えをいたします。文化振興事業は事業ごとに参加者へのアンケート調査を実施するなど、市民の文化・芸術に対する多様なニーズの把握に努め事業を企画し実施してまいりました。その結果、コロナ禍になるまでは入場者数も多く、市民の皆様に一定の評価をいただいてきました。

令和２年度、３年度はコロナ禍で、なかなか練習ができないことに加え、感染拡大によっては中止をせざるを得ない状況となるなど、事業を進めていく上で判断が非常に難しい状況にありました。そんな中、毎年実施してまいりました市民音楽祭は参加団体が少なくなり事業の実施が難しくなったことから、令和４年度は見送ることといたしました。

新年度からはコロナ禍でも市民が参加できる事業として、文化活動からふるさと旭を再発見し、ふるさとへの関心を深め、郷土愛を育てていく事業として、旭市をテーマとした俳句、短歌、詩、エッセイを市民から募集するふるさと文芸事業を新たに実施することといたしました。

文化振興事業は、人口減少や情報化などの影響で人々の価値観やライフスタイルが変化し多様化してきていることから、これまで以上に市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　それでは、体育振興課からは、大きな項目の２の（１）から（３）までと大きな項目の３の（１）（２）についてお答えいたします。

まず、大きな項目の２の（１）になります。

市では、市民の健康増進と青少年の育成、世代間交流、都市住民との交流を目的として、これまで多くのスポーツイベントを実施しております。市民が参加するイベントで、世代別

には、子どもから高齢者までを対象としたスポーツ大会は、旭市飯岡しおさいマラソン大会、旭市民駅伝大会、旭市民体育祭の三つがあります。

また、小学生と高齢者の世代間交流を図るため、市民スポーツのつどいと健康体力づくりフェスティバルを開催してきました。

さらに、高齢者の参加が多い大会としては市長杯パークゴルフ大会と向太陽パークゴルフ大会がございます。

続いて、（２）になります。

令和２年度及び令和３年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、ほとんどのイベントが中止となりました。そこで、令和元年度に実施しました大会名及び参加者数で回答したいと思います。

まず、旭市飯岡しおさいマラソン大会、参加者数が2,984人、旭市民駅伝大会821人、旭市民体育祭は台風により中止となりましたけれども、例年幼児、未就学児から高齢者までで3,000人程度が参加しております。

続きまして、市民スポーツのつどい306人、健康体力づくりフェスティバル371人、旭市長杯争奪パークゴルフ大会104人、向太陽杯パークゴルフ大会が149人でした。

続いて、（３）になります。

各イベントの参加者数ですが、コロナ禍になるまでは増加傾向にあったため、一定の成果はあったと考えております。課題についてですけれども、スポーツ庁では第２期スポーツ基本法で成人の週１回以上のスポーツ実施率65％を目標としており、令和２年度の国の調査では59.9％でありました。そこで、旭市においての市民のスポーツ実施率と課題の現状把握を行い、向上させるための具体的な方策と目標を設定するため、本年１月に市民アンケートを実施し、結果は40.0％と国の調査を下回る結果となりました。

一方で、スポーツは大切、まあ大切であると回答された方は、全体の78％を超えており、このような方々を取り込むことができるよう、誰でも自由に自ら進んでスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康増進と地域の絆を育むことで、住み続けたくなるまちづくりを目的とした旭スポーツフェスティバルを令和４年度からスタートさせる予定です。

これは市内複数のスポーツ施設で家族や友人と気軽に楽しめるニュースポーツや、障害者でも参加できるパラスポーツ、スポーツ講演会などを多数用意します。そうすることで人を分散し密を回避することができ、安心してスポーツを楽しみ、健康長寿社会の実現と多様性を尊重した持続可能なスポーツイベントを目指します。

続いて、３の（１）になります。

使用料ですけれども、市では使用料等に関する基本方針に基づきまして、受益者負担の公平性の確保と施設の維持管理の適正化を図るため、引き続き公の施設の利用者、これは一般の方もそうですし、65歳以上の方もそうですけれども、料金を負担していただきたいと考えております。

続いて、（２）になります。

現在スケートボードを行える社会体育施設はございません。また現段階でスケートボードの専用施設を整備する計画についても予定はありません。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　それでは、建設課からは、４、グリーンベルトの路側帯からさらなる安全対策につきまして、（１）工事終了後の安全対策、（２）道路拡張工事の進捗状況について、続きまして、大きな５番、通学路要対策94か所の進捗状況、（１）につきまして、大きな６、ゾーン30プラス進捗状況につきまして回答させていただきます。

初めに、４の（１）でございます。

グリーンベルトの施工後の安全対策でございます。令和３年８月に実施いたしました通学路緊急合同点検での要対策の一つとしまして、旭中央病院医師マンションから旭中央小学校北側を経由いたしまして、県道旭停車場線までの約１キロの区間にグリーンベルトを設置いたしました。

この区間のさらなる安全対策といたしましては、まずこのグリーンベルトと並行いたします白線を引き直しまして、車道と路側帯の区分をさらに明確にすることで、運転者に注意を促してまいります。

さらに、注意喚起のための路面標示の増設やカーブミラーの設置等、道路管理者としてできるところから対応してまいりたいと考えております。

続きまして、４の（２）道路拡張工事の進捗状況についてということでございます。

こちらにつきましては、県立旭農業高等学校の区間につきまして、地権者であります千葉県と、防球フェンス等移設に多額の費用がかかる見込みの物件の取扱いなどを含め用地確保に向けて協議を進めております。また、その他の地権者につきましても、それぞれご意見を伺いながら協議を進めているところでございます。

今後は歩行者の安全確保のため、用地が確保され次第、着手できる区間から進めてまいり

たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな５番、通学路要対策94か所、２月28日以降の進捗状況についてというご質問でございます。こちらにつきましては、私のほうからは建設課所管の進捗状況につきましてご回答させていただきます。

建設課所管の要対策は32か所でございまして、今年度既に20か所が完了いたしまして、現在施工中のもの４か所を含め、今年度中に24か所が完了する予定でございます。残る８か所の対策工事としまして外側線６か所、転落防止柵２か所については来年度、速やかに実施してまいります。

続きまして、大きな６番、ゾーン30プラスの進捗状況についてでございます。

ゾーン30プラスにつきましては、旭警察署からの提案によりまして、中央小学校や関係地区区長の皆様に対し、速度規制エリアの案が示されまして、同意が得られた段階でございます。市としましても、このゾーン30プラスの提案をぜひ実現させていくため協力してまいります。

また、ゾーン30のプラスの部分です。こちらは道路管理者が実施していく部分になりますので、速度規制区域内での安全対策デバイスについて、様々な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　私からは、大きな４の（３）と５の（１）、それと７の（１）（２）についてご回答いたします。

まず、４の（３）シルバー人材などの活用についてでございますが、市では現在、安全対策のための人員配置を充実させるために、通学路見守りボランティアを募集しております。広報あさひや市のホームページに掲載するなどして、広く市民へ呼びかけております。また、学校を通じて市内全保護者へ募集のお知らせを配布を行ったところです。

今後、地区の回覧板を活用するなどして各地区においてもボランティアを募っていきたいと考えております。

次に、大きな５の（１）進捗状況と今後の事業計画について、私のほうからは全体の進捗状況についてご回答いたします。

令和３年通学路点検の要対策箇所の94か所のうち、２月末現在の完了件数は69件で年度内の完了見込数は76件となっております。また、令和４年度以降に対策が予定される箇所は18

か所となっております。

なお、令和３年度通学路緊急合同点検の対策結果につきましては、市ホームページで３月２日に再度更新したところでございます。

今後も関係機関と連携し、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、７の（１）子ども110番の現在のボランティア数についてでございますが、子ども110番の家は平成13年に地域の住民、店舗、事業所などの協力の下、一時的な子どもたちの避難と保護を目的として設置され、子どもたちの安全を守る役割を担っていただいております。令和３年度、子ども110番の家に登録されている件数は、現在584件となっております。

次に、（２）人の連携の在り方についてでございますが、子ども110番の家にご協力いただいた場合は、看板の設置についてもお願いしているところでございます。今年度、実際に被害者が子ども110番の看板が設置されている家に逃げ込み、対応していただいたケースもございました。この看板の設置は防犯上、大きな効果があると認識しているところでございます。また、毎年３月初旬に市内各小学校を経由して、子ども110番の家にご協力いただいたことへのお礼や、次年度のご協力について依頼文書を配付しております。

今後、更新方法や地区の方々への依頼方法を見直すなどして、さらに地域との連携強化を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、大きな８の地域安全防犯パトロールにつきまして、ご回答申し上げます。

まず、（１）の現在の活動についてになります。

通年活動といたしまして会計年度職員によります、赤色灯のついた車両による防犯パトロールを夕方実施しているところでございます。これは小・中学生の下校時間帯に合わせ、市内を３コースに分けて全小学校区を巡回し、年150回程度実施を行っております。

そのほか市から委嘱されました地区の防犯指導員による見守り活動と防犯パトロールも実施しているところでございます。指導員によるパトロールは個人同士が市の車両に同乗して行うことから、現在、新型コロナウイルスの感染防止のため休止としております。地区での自主的な見守り活動が主体となっていることでございます。

また、警察署や教育委員会でもこれらとは別にパトロールの実施を行っております。

次に、失礼しました、先ほど赤色灯と申し上げましたが、青色灯の誤りです、訂正させていただきます。失礼しました。

それでは、次の（２）の安全・安心まちづくりの取組についてということで、パトロール以外に行っている取組につきまして回答させていただきます。

区から要望のあった場所に防犯灯を設置したり、または警察からの要望のあった場所に防犯カメラを設置しております。また、地区の区長や防犯指導員などの見守り活動で使用してもらうためののぼり旗の配付などを行っています。先ほどぼろぼろになっているというようなお話がありましたけれども、そういったものの声をいただければ、新しいものを配付させていただいているところでございます。

そのほか小学１年生にはランドセルカバーや防犯ブザーの配付、不審者情報の市のホームページへの掲載、またはメール配信を行っているところでございます。

次に、（３）の防災無線の活用についてになります。

市内部や関係機関からの依頼を受けまして放送等を実施しております。防犯に関する放送といたしましては、定期的に学校警察連絡委員会からの小学生への帰宅を促す内容であったり、市民への見守り活動の依頼の放送を現在行っているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　質問１につきまして米本市長、かみ砕いてのご説明ありがとうございました。私も英語教育に携わっていた人間なもので、チームですとか、オールですとか、英語が出てきますと、ちょっとそこに敏感に反応してしまうわけで、よくラグビーの観戦等々で、ワンフォーオールとかオールフォーワン、１人はみんなのために、みんなは１人のために、その辺から、スローガンを引用されているのかなとも思いましたので、ご質問させていただきました。

いずれにしましても、市長がこれまで言っておられる、市民の声、よく耳を傾けてと、そして、お人柄がよく現れている、トップダウンではなく、みんなで知恵を出し合って総意でというふうに私は解釈をさせていただきました。

第２期の総合戦略にも記載されておりますように、また34ページには皆さんご存じかとは思いますけれども、誰もが住みたい、住み続けたい、住んでみたい、また戻ってきたいと思えるまちづくり、37ページにおきましては、多くの人に訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、学んでみたいと感じてもらえるようなまちづくり、ひいては人や企業が集まるにぎわ

いと希望に満ちたまち、文言だけでも最高ですよね。

ぜひそのような旭市になるように、私自身もまだ市議会議員になったばかりで何も分からない、多々あるのですけれども、チーム旭・オール旭の一員として、微力ながら市政のほうに尽力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

引き続きまして、質問２に対してのご回答ありがとうございました。

ただ１点気になりましたのは、令和４年の市民音楽祭中止というお話があったかと思いますけれども、ごめんなさい、再質問という形になってしまいますけれども、この理由につきましてはどのような回答だったか、再度お願い申し上げます。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　市民音楽祭の中止については、本年度も実際に募集をしましたところ数団体のみの状況でありまして、開催が非常に難しい状況でありました。そのことについてまたアンケート調査を実施したところ、なかなかコロナ禍で練習ができない状況でありまして、その練習が難しいので、どうも参加が難しいというようなことでありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、先ほど私の答弁で、１回目の（１）の高齢者の参加が多い事業の中の「ＮＨＫ公開収録　ＢＳ新・日本のうた」なんですけれども、先ほど令和元年度と言ってしまいました。令和３年度の間違いでありましたので、訂正のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。いずれにいたしましても、文化振興事業、ニーズ把握されるということですので、市民が豊かに生活できますよう、一層のご尽力をいただきたくお願い申し上げます。特に基本目標２にも施策11、生涯学習の充実ということもうたわれておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、しおさいマラソン、市民駅伝、市民体育祭、私もどのジャンルにも参加したことがあります。やはり文化・芸術と併せてスポーツの振興、健康管理も含めてとても大切なことだと思いますので、予定されている旭スポーツフェスティバル、成功裏に開催されることを願っております。よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

質問３の（１）につきまして再質問させていただきます。

年金生活で収入の少ない高齢者、ときには失礼な言い方になってしまいますけれども、実際生活に困窮されている方もいらっしゃいます。子育て世代への厚い対策ももちろん大事だと思いますけれども、高齢者に対しての生き生きと、はつらつと毎日元気に健康的に過ごしていただけるよう、使用料につきましては従来どおりというお話がありましたけれども、この点、再度市のほうで各課横断的に情報共有、情報交換していただきながら再検討していただく。特に65歳以上の高齢者につきましては社会体育施設、お金についてはただにしてあげようということについてご検討いただけませんでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　まず、公の施設、社会体育施設もそうですし、市内の社会教育施設、いろいろと施設がございますが、まず基本的な考えとしまして、公の施設の使用料ですけれども、これは施設を利用する対価として納めていただくものと考えております。施設の維持管理、また運営に要する経費の負担は、利用する人と利用をしない人の均衡を考慮しまして、受益者負担の原則に基づいて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。給食費の無償化を考えるのであれば、簡単にできるのかなと勝手に思った次第でございます。ありがとうございました。

質問３の（２）につきまして再質問させていただきます。

５月には、みらいあさひ、多世代交流施設おひさまテラスがオープンいたします。わくわくする楽しみが目の前です。そんな中、なかなか若者たちが思う存分体を動かすところはないんです。いずれ近い将来、この旭市に住んでくれるであろう中・高生、スマホやゲームに興じるよりも外で気持ちよい汗をたっぷり流す姿、そんな姿を見たいものだなと思います。

旭市はいいところだぞ、遊びに来いよ、遊びに行くよと、スケボーできるぞ、若者が喜ぶような、そんな旭市、ぜひチーム旭市役所、いよいよ立ち上がるというふうに聞いております。同じく各課で横断的に検討していただくことはできませんでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴　栄男）　オリンピック種目としましてスケートボード競技が採用された

ことで、若者世代を中心により注目を集めているということは承知しておりますけれども、現時点で将来の整備に関しては未定となっております。

今後利用者のニーズ、また財政状況など総合的な判断が必要になるのかと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。未定、それからさらに半歩進んで総合的な判断、何とぞひとつよろしくお願い申し上げます。誰もが生きがいを持てるまちづくり、ありがとうございました。

質問４の（１）再質問させていただきます。

物理的にスピード制限をするハンプの設置、これについては念頭にはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　ご質問のハンプでございますが、そちらのほうも必要、設置可能な場所につきましてよく検討した上で、案の一つとしては持っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。ぜひ前向きに検討いただければ、子どもたちの、あるいは歩行者の一層の安全確保できると思いますので、前向きにご検討をお願いいたします。

４の（２）についての再質問でございますけれども、用地確保、これがやはり地権者との用地確保、大変難題かと思いますけれども、計画的に根気よく継続的に引き続き進めていただきたくお願い申し上げます。

道路状況、あるいは近辺の安全確保という点から、せんだって市道認定路線、危険箇所のミラー設置、これも近い将来ご検討くださるという話もお伺いしました。あの辺の冠水対策は大丈夫なんでしょうか。これ１点お伺いさせていただきます。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（浪川正彦）　中央小学校南側周辺の冠水対策でございますが、現在大変ご迷惑おかけしている部分でございまして、今後対応するために様々な調査等を現在進めておるところでございまして、来年度も継続して対策、調査設計業務と進めていく予定でおりますので、

よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございます。地域住民の方々も忍耐強く、いずれ地域住民の方々が完璧に期待するまでいかなくても、市役所の職員の方々もやってくださっているよねということで期待をされておりますので、時間はかかるかと思いますけれども、これも計画的・継続的に進めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

質問５につきまして、ご答弁ありがとうございました。進捗状況と今後の事業計画についてのご説明をいただきました。大事なことは事業計画を完遂することが大切だと思います。どうぞ今後も引き続き事業計画に従って、よろしくお願いしたいと思います。

質問６、ゾーン30プラスにつきまして、地域の塚前地区、あるいは十日市場地区との協議もありますでしょうから、これも併せて旭警察の指導の下になろうかと思いますけれども、継続して着実に推進していただければと思います。朝７時から８時までのあの区間の交通量は１時間でおよそ650台、中央病院のほうを行ったり来たりと自動車の通過があります。６か月の過去の旭警察署のパトロールの実態は僅か２回でした。警察署もお忙しいのかと思います。

可搬式の移動オービスにつきましては先月１回、俗に言う中央病院の医師マンション、あの直線区間で１回実施なされただけです。結構女性もスピードを出すんですね。したがいまして、これも時間はかかっても各種団体と連携協力しながら推進していただければありがたい、このように思います。

質問７の子ども110番の家につきましても、市、そして各ボランティアしてくださっている方々とのキャッチボールを大切にしていただき、連携強化を図っていただきたいと、このようにも考えました。

時間が押してきましたので、ご回答は結構でございます。私のほうで思っていることを若干述べさせていただきたく思います。

安全・安心なまちづくりの取組についてでございますけれども、こちらのほうの総合戦略166ページには27の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオというものが設定されております。完璧なまで仕上がっている、この総合戦略でございますけれども、ロシア侵攻による毎日テレビに流れてくる、あの様子を見て本市、旭市、サイバーテロに対するサイバーセキュリティーは大丈夫なんだろうか。市役所、学校、本市は旭中央病院がありますので、サイバーテロがないと断言できませんので、この１点についてはリスクシナリオに文言と

して取り上げられていないなというふうに思いましたので、今お話しさせていただきました。

それから、質問８の（３）に関する防災無線、防災あさひに関することですけれども、いつも同じなのよね、流れてくるのね。放送内容はややもすると、マンネリ化しているんじゃないかなと思われる内容もございます。一工夫してほしいな、タイムリーな、効果的な内容にならないものかなと、欲しい情報を流してほしいな等々聞いております。

（録音データ再生）

○５番（伊場哲也）　先ほど課長おっしゃいました、小学生の学校警察連絡委員会の４時半の放送です。地域の皆さん、見守りをお願いします、私とボランティア数名で、ほとんどの人はまだお仕事されているんですね。ですから地域の皆さんへの協力を呼びかけても、なかなか現実、子どもたちだけで下校している、そんな様子を見かけます。困ったことがあったら、110番の家にどうぞ駆け込んでください、一例ですけれども、こんな放送が有効かと勝手に思いましたので、お伝えさせていただきました。

長くなりましたけれども、以上をもちまして伊場の一般質問、終了させていただきます。長々お付き合いいただき、ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　春　美

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。令和４年第１回定例会

におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。お一人おひとりの声をお聞きし、何に困っているのか、どのようなことが改善に必要なのか、丁寧に声を形にしていきながら、誰もが愛着の持てる住みよい大好きな旭市になるよう、微力ながら力を尽くしていきたいと思っております。

それでは、通告に従い３項目７点の質問をさせていただきます。

１項目め、デマンド交通について、２項目め、防災・減災対策について、３項目め、子宮頸がんワクチン接種について質問をさせていただきます。

１項目め、デマンド交通について。

これまで便利にご利用されてきた自転車やバイク、車の運転をやめられた後、さらにバス路線減少、廃止により買物、病院、年金を下ろしに行くなど、何一つ取っても生活に不自由さが生じ、自立した生活から依存型となり一気に意欲の低下につながっていると、多くのご年配の方々から切実な悩みを伺います。これまで旭市を築いてきてくださったご年配の方々に、これからも安心して住み続けていただけることへの恩返しは必要かと考えます。また、いずれ自分ごととなるのではないでしょうか。

そこで、（１）デマンド交通の登録者数と利用者数についてお聞かせください。

（２）共通乗車場所の追加について。旭中央病院東側にイオンタウン旭の開業準備が進められています。多世代交流拠点をコンセプトとした新しい旭市のまちづくりの活性化に期待が寄せられています。人生100年時代、健康年齢維持の一つに外出効果があります。高齢者も子どもたちも外出機会を減らさず、行きたいところがあるというのは楽しみ、かつ生きがいになるのではないでしょうか。

そこで、イオンタウン旭、また、ご要望がある警察署も共通乗車場所に追加できないか伺います。

２項目め、防災・減災対策について。

（１）防災あさひメール登録者数と項目及びその他の情報提供サービスについて。防災行政無線が聞き取りづらかったり、聞き漏らしてしまう。仕事や外出で旭市での緊急事態に気づかない。また、高齢者を心配する市外に住む親族にとっても、防災あさひメールは緊急情報を知るきっかけになります。私も子どもたちの住む区や市の防災メールを登録し、その日その日の犯罪や重要な情報などを送られてくるメールに、忙しい子どもたちに、こういう情報があったよと提供する。そして、どういう状況になっているかの見える化があります。

防災あさひメールは緊急情報を知るきっかけになります。正しい情報の観点からも多くの

方への周知と登録が必要かと考えますが、現在どのくらいの方が登録しているのか、また、どのような情報が流されているのか伺います。

（２）災害時の避難所体制について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い自宅で過ごす時間が多くなり、ペットを飼う人が増え、全国犬猫実態調査によると、新たに飼われた犬猫は95万匹で、前年と比べて約15％増の顕著な伸びとなり、多くの家庭で家族の一員として共に生活をしています。

そこで、旭市では災害発生時にペット同行避難所はあるのか伺います。

（３）自主防災組織の現状と課題について、大規模災害発生時には消防などの公的防災機関による救助が困難になるため、自主防災組織等による自助・共助が重要です。主に区などの規模で地域は自分たちで守るという意識に基づき、今後起こり得る震災に地域住民が自主的に防災活動を行うことは、命を守る重要な行動です。

そこで、現在どのくらいの自主防災組織があるか、また課題についてもお尋ねいたします。

３項目め（１）子宮頸がんワクチン接種状況について、ＨＰＶワクチン接種は2011年度から基金による事業を経て定期接種となったものの、2013年６月より国が積極的勧奨を差し控えるとしました。その間、重篤な有害事象により筆舌し難い後遺症を受けるに至った方々には、心よりお見舞いを申し上げる次第です。

その一方で、今なお年間１万人近くの女性が子宮がんに罹患し、約2,800人もの方が命を落とされていることも、また痛恨の極みであります。子宮がんワクチン接種により予防できると言われています。

日本は積極的勧奨を控えたことから接種率は１％未満まで激減しておりましたが、このほど国は積極的勧奨とならないよう留意すべきとしてきた勧奨を廃止するという通知を発出しました。具体的には昨年11月ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対応について、12月にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制対応、医療体制の維持確保についてであります。

そこで、旭市の子宮頸がんワクチンの接種状況について伺います。

（２）周知対象並びに周知方法について、旭市も例外でなく接種率が激減していると思います。国は積極的勧奨にならないよう留意すべきとしてきた勧告を廃止し、再開が図られています。いすみ市はＨＰＶワクチンによる子宮頸がんの予防効果やＷＨＯの見解も添付資料で紹介し、また専門家医師をお招きし保護者に講演会を開催しております。旭市の周知対象及び周知方法はどのようにされているのか伺います。

以上が、１回目の質問になります。再質問からは質問席にて質問させていただきます。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、私からは大きな項目の１、デマンド交通についてお答えいたします。

（１）登録者数と予約利用状況について。まず、登録者数についてお答えいたします。

デマンド交通は市内を３地区に分けて運行しておりますので、１月末現在の運行区域ごとにお答えいたします。

旭南地区は463人、干潟・旭北地区は296人、海上・飯岡地区は367人、合計で1,126人の方に登録していただいております。

また、利用者数について、昨年４月から本年１月末までの10か月間の延べ人数で申し上げます。旭南地区は1,858人、干潟・旭北地区は1,445人、海上・飯岡地区は1,169人、合計で4,472人となっております。

続きまして、２項目めの共通乗降場所の追加についてでございます。

イオンタウン旭につきましては、かなりの需要が予測されますので、市としても共通乗降場所への追加を検討しているところです。

また、市では令和４年度中に地域公共交通計画の策定を予定しております。その中で共通乗降場所については、要望のありました旭警察署を含め、利用実績やアンケート調査などを踏まえつつ検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、大きな２の防災・減災対策についてのうち（１）防災あさひメール登録者数と項目、その他の情報提供についてを回答いたします。

３月１日現在、防災あさひのメール登録者数は4,460件でございます。

メールの配信内容といたしましては、地震、津波、台風などの気象情報のほか、行方不明者の捜索など、市民の安全につながる緊急性の高い情報を配信しております。

メール利用の周知につきましては、市の広報やホームページのほか、防災行政無線の内容が分からない、聞こえないなど、問合せがあった際には登録のほうをご案内している状況でございます。

続きまして、（２）災害時の避難所体制のうちペット同行避難所があるかということでご

ざいます。

旭市地域防災計画ではペット同行避難に備えまして、生活場所と異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成するというようなことで規定しておりまして、ペット同行での避難は可能となっております。

なお、避難所は共同の場となりますので、動物が苦手だったり、アレルギーがあったりする方もいらっしゃいますので、通常はペットを受け入れていない施設となっておりますので、スペース的には限りがあります。そういった状況から自助により信頼できるペットの預け先や、ペットと一緒に避難できる知人、または親類宅等を事前に確認しておくことも必要と考えておりまして、その辺も併せまして周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、（３）の自主防災組織の現状についてになります。

現在、市では震災後の平成26年４月に旭市自主防災組織補助金交付要綱を制定いたしまして、現在までこの制度を活用し、旭地域で５組織、飯岡地区で１組織が結成され、合計６組織が結成されている状況となっております。

課題等につきましては、区長からのご案内、また市の広報等で定期的に結成を呼びかけておりますが、相談に訪れた区長からは、必要性は認識しているんですけれども、リーダー役、役員人選などとなると、なかなか引き受け手がなく話が進まないなど、そういった意見が寄せられております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　私からは、３項目めの子宮頸がんワクチン接種についてお答えいたします。

初めに、（１）子宮頸がんワクチン接種状況についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの発生に関わるヒトパピローマウイルスの感染を予防するもので３回接種が必要です。定期接種の対象者は小学６年生から高校１年生の女子です。旭市の接種完了者は定期接種が開始された平成25年度には42名、平成26年度４名、その後、平成27年度から令和元年度にはゼロから２名程度となっております。令和２年度は12名、令和３年度は１月末までの実績で18名が３回接種を完了しております。

次に、周知対象並びに周知についてお答えいたします。

定期接種の方への周知の方法として、国の方針としましては、対象者や保護者に対し個別通知を行う等して確実な周知に努めることとしております。旭市では令和４年度に中学１年

生から高校１年生になる女子に対して個別に通知し、厚生労働省から出ているパンフレット等を利用し、ワクチンや副反応に対する情報提供をしていく予定であります。

また、国では積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への接種をキャッチアップ接種として、平成９年度生まれから平成17年度生まれの方に従来の定期接種の対象を超えて接種を行うとしております。接種期間は令和４年度から令和７年度までの３年間です。キャッチアップ年齢の方への具体的な周知、勧奨の方法はこれから示すとされておりますので、本市でも今後、国・県の方針に従い必要な方が接種できるよう努めてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。

私からは１項目め（１）について再質問させていただきます。

デマンド交通、１日の利用者数と車両台数についてお聞かせください。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　まず、１日の利用者数について運行区域ごとに直近10か月間の平均乗車人数でお答えします。

旭南地区は9.2人、干潟・旭北地区は7.2人、海上・飯岡地区は5.8人、合計で22.1人となっております。

次に、車両台数についてお答えします。

デマンド交通の運行は市内３社のタクシー事業者に委託しており、担当区域は旭南地区が丸運タクシー、干潟・旭北地区は、旭タクシー、海上・飯岡地区はアステル交通、飯岡タクシーが担当しております。

市との業務系委託契約において運行車両はタクシー事業者側が用意することとなっており、各地区１台、合計３台で運行しております。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　再々質問させていただきます。

ご利用される方の行き先が多いのはどこでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　行き先として利用の多い施設について、共通乗降場所と住んで

いる区域内の乗降対象施設に分けてお答えいたします。

まず、共通乗降場所については旭中央病院の利用が最も多く、続いてサンモール、旭駅の順になっております。

次に、住んでいる区域内の乗降対象施設については、医療施設の利用が最も多く、続いてコミュニティバスのバス停、商業施設の順となっております。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　再々質問させていただきます。

病院の受診にご利用している方が多いとのことでした。診療や薬剤処方の待ち時間が分からず帰りの予約が取りにくく一般のタクシーで帰ることとなり、金銭的に大きな負担だと多くの声がある状況です。このことについて市はどのようにお考えになりますか。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　デマンド交通につきましては、令和２年度に路線バスやコミュニティバスを補完する公共交通システムとして導入した経緯がございます。運行便数の増便といった事業の改善や拡大等を検討していくに当たっては、一般のタクシー事業との機能のすみ分けが課題となっております。

市では繰り返しになりますけれども、令和４年度末までに地域公共交通計画を策定する予定でおります。事業開始から２年がたっておりますが、市民にとってより利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を実現するため、利用実績や計画策定に伴い実施するアンケート調査等を踏まえ、事業の改善に努めてまいります。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。昨年は運転免許証の返納が全国で55万件ありました。地方を中心とした人口減少により公共交通サービスの維持が難しさを増す中、交通弱者は増え、さらなる支援が大きな課題となってきます。これまでと変わらない安心した生活が送れるよう、対応のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、２項目め（１）再質問させていただきます。

一向にオレオレ詐欺が収まることなく、旭市内でも高齢者が巻き込まれる事件が多く発生しています。地域や個々での注意喚起にもなりますので、防犯対策として旭管内の犯罪発生状況を防災あさひメールに流すことができないか伺います。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　犯罪が発生した場合の周知でありますが、警察署から防災行政無線などの依頼があり、併せて防災あさひメールで配信を行うようにしております。

電話で詐欺の注意喚起は警察からの依頼があった場合に放送を流しておりますが、テレビ、ラジオ、新聞等でも日常的に注意喚起が行われているような状況でございますので、今のところメールでの配信は行っていない状況となっております。

また、そういったものが必要となった場合には、配信のほうを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　それでは、旭市ではほかにどのような情報周知があるのか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　市が情報発信する場合の方法といたしまして、防災行政無線、市ホームページ、あとツイッターなどがございまして、避難情報は先ほど申し上げましたように、テレビ、ラジオなどの様々な媒体を通して配信されるＬアラートシステムというものがございまして、そういったものを活用しまして発信を行っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございました。安全を市民の方々に早く周知できるように、今後も対応をお願いいたします。

続きまして、２項目めの（２）、これは質問ではありません。自宅にいるため避難をしないという方も中にはいらっしゃいました。避難せずに自宅に残ってしまう方を少なくするためにも、専用スペースの確保や早めの周知をお願いいたします。

続きまして、２項目め（３）について再質問させていただきます。

岐阜県のとある市では、中学生を対象にジュニア防災育成講座を開催し、防災や命を守る方法を学び、受講後ジュニア防災リーダーに認定される取組が行われています。地域防災の担い手は多世代共に協力し合うことが望ましいと考えます。

そこで、自主防災組織の補助金はどのくらいあるのか、どのようなものが買えるのか伺い

ます。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　組織への補助金額でございますが、設立時は最大30万円、２年目以降は最大20万円までの補助が受けられます。購入できる備品になりますが、ヘルメットや発電機、テントや毛布など防災に関する備品が購入可能となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　自然災害が昔から周期的に発生してきた日本において、今日災害多発時代とも言われ、頻発、激甚化する災害に備える必要があります。災害は人類の力でなくすことはできませんが、備えることで減災は可能です。3.11大震災を経験した旭市だからこそ、防災意識をより高めていきたいと思います。

そこで、デジタル化が進み生活に欠かせないスマートフォン、携帯電話は災害時に多くの方が充電を必要とします。避難所での充電は十分対応できるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　市では避難所用備品として、ガス式、ガソリン式、またバッテリー式の発電機を備えておりまして、スマートフォンや携帯電話の充電に利用していただくことが可能となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。スマホなどで本当にお金もＰａｙＰａｙやいろんなカードが入るような時代になっております。充電は本当に大事な、蓄電、充電は大切だと思いますので、しっかり備えて地域でも発電機が買えるということですので、防災意識を高めていって、地域ごとにそういうたくさんの避難所では充電の順番というのは大変だと思いますけれども、地域地域でしっかりそれのフォローができるようにしていきたいと考えます。

では、３項目目（２）について再質問をさせていただきます。

諸外国はワクチン接種率が……すみません、質問ではないですね。諸外国はワクチン接種率が73％から98％で、子宮がんが減少している状況ですが、日本は子宮がんが増加していま

す。ＨＰＶワクチン接種は全国で日本は１％まで落ち込んでおり、この接種率を上げることは容易ではないと思います。このワクチン接種により子宮がんが防げると言われています。日本は１％未満まで落ち込んでいますが、海外はほぼほぼ98％の接種率のところも多くあります。男性も接種する国もあります。

守れる命を守るため、どうか勧奨再開となった際には、希望される方全てが接種期間内に接種できるよう、有効性と安全性等の情報を十分提供できるよう最大限努めていただきたいと思います。自費で３回受けるとなると５万円かかると聞いております。この勧奨を、打つ機会を失ってしまった方々のキャッチアップもしっかり今後検討していただき、皆さんが打てるようにお願いいたします。

私からの質問はこれで全て終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。自席へお戻りください。

◇　松　木　源太郎

○議長（木内欽市）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員の松木源太郎です。

令和４年、2022年第１回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。

私は合併前の旧旭市の市議会議員を７期27年間務めました。１市３町が合併後16年９か月たちますが、合併時の話とは異なり、国保税などいろいろな市民の負担が多くなっています。昨年の第４回定例会11月議会を傍聴いたしました。

現在の旭市議会は市民の声を市政に届け、行政を監視しチェックするという議会本来の役割が薄くなっていると思います。一般質問を拝聴すると、市民のもろもろの要求を届けるための発言が主な内容になっていて、市政を監視し無駄遣いなどをチェックすることが少ないです。これでは市民の立場に立って市政を監視することはできません。何でも市長の提案に賛成ではなく、しっかりと深い議論をして、市長が提出する議案に対し十分に審議を尽くす必要があります。

市民にとってよいものは、日本共産党は賛成です。市民に負担をかけたりする議案には、その理由を述べて、しっかりと市民の立場から反対討論をします。これが市民の代表の集まりである市議会の役割です。私は市民の立場に立って、市民の暮らしと命を守る市政実現のために全力を尽くす覚悟であります。

１番、一般質問の初めは、国民健康保険の均等割についてです。

質問通告で均等割制度をなくすと聞きましたが、これは間違いで義務教育終了時まで均等割部分の課税をしないという意味です。国保税の子どもの均等割額の減免は、子育て世帯への支援策として実施する必要があります。従来から全国知事会や地方議会など、子どもに関わる均等割保険料の軽減措置導入が国に要望されていました。千葉県内では富津市で18歳以下３割軽減、南房総市で18歳以下５割軽減などが実施されています。

昨年末に突然決まった子どもの均等割保険税軽減する制度の対象は、全世帯の未就学児の均等割保険税の５割を公費で軽減するものです。これをさらに充実して旭市では義務教育終了時までにするように要求いたします。市長のお考えをお聞きいたしたい。

また、令和４年度の予算繰入金523万1,000円の何倍ぐらいが必要かお答えいただきたい。

２番目は、学校給食の無料化についてお聞きいたします。

令和２年、令和３年と２年続けて半年間、給食費をコロナ禍の中で無料にしました。現在３人目以降の子どもだけが給食費無料です。コロナ禍後も無料にできるはずです。また、市長の選挙公約でも学校給食費の無料を掲げましたので早く実施していただきたいが、市長の見解をお聞きいたします。

３番目は、デマンドタクシーの改善についてお聞きいたします。

令和２年スタートのデマンドタクシーは、市民にとっても喜ばれています。しかし乗降場所が共通乗降場所以外は住んでいる三つの分けた区域内の施設が対象で、利用できない場合があります。少し離れている場合などの対策を検討していただきたい。

また、乗り合わせの関係で朝出て帰るのが夕方になるなど不便な場合もあります。これらの不便さが解消され、もっと利用が増えると予想されますが、担当課で工夫できませんか。

４番目は、公務災害を推察される自死事件についてです。

令和３年11月30日に開示された旭市公文書不開示決定通知書、開示請求に係る公文書の件名、４年前に亡くなった税務課職員の遺族に対し、公務災害について確認できる文書の開示することのできない理由、公文書不存在理由、公務災害については関係者から請求の相談があった場合には、口頭で説明しているためとありますが、この自死事件についての市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

５番目は、農地の農業振興地域からの除外に関する市の政策と方針についてであります。

農振地域から農地の除外は、年２回の検討会議において検討の上決定されるとされています。その調査の内容が特定の理由で開示されない場合があるが、どのような場合か。また、

県の事業を採択の条件で一定の期間、一律に除外を認めない場合があるが、どのような場合かお聞かせいただきたいと思います。

６番目、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの廃止計画についてであります。

市議会全員協議会で公表された老人ホーム廃止の独法責任者説明について、市長に見解を問うものであります。

令和３年10月27日、独法の特別監査に関する報告で、２名の監事より施設の老朽化が進んでおり、耐用年数的に建て替えが必要な時期になってきていると思われ、組織単体で見れば赤字である。独法化した以上は採算を考え経営する必要があり、現状では老人ホームの事業に行政が関わる事例はほとんどなく社会福祉法人に任せている。建て替えしてまで継続する事業か疑問であり、今後の方向性について市と調整、協議を進めていただきたいと報告されています。

12月14日の独法理事会で福祉施設については市と協議、調整が最終段階に入っており、今後の方向性がまとまり次第、理事会で報告したいと経過説明されております。協議、調整が最終段階に入っているのか市長の答弁を求めます。

以上、６点の質問をいたしました。市長並びに担当課長と関係者の真摯な答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○議長（木内欽市）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５３分

再開　午前１１時５３分

○議長（木内欽市）　再開いたします。

○市長（米本弥一郎）　私からは、６、地方独立行政法人、総合病院国保旭中央病院の養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの廃止計画について、（１）市議会全員協議会で公表された老人ホーム廃止の独法責任者の説明について市長の見解を伺うに答弁申し上げます。

先日の全員協議会において説明しましたとおり、旭中央病院の設置者である旭市としましても、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止は今後の病院事業の継続のために必要な判断であると考えております。

旭市内でも多くの民間事業者が福祉事業を実施しており、旭中央病院が今後も同種の事業を運営しなければならない状況ではないと考えております。

さらに、現在世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスに対する治療、入院状況に鑑みても急性期医療、地域医療の必要性と重要性を改めて認識することとなり、旭中央病院には中核病院としてのさらなる機能向上が求められ、旭中央病院でなければ行うことができない業務を優先的に取り組む必要があると考えております。

○議長（木内欽市）　税務課長。

○税務課長（伊藤義一）　それでは、大きな１番、国保税の関係でございますが、まず最初に義務教育終了時まで拡大すべきと考えるかについてでございます。

国民健康保険税は、相互扶助の理念に基づき保険給付等に要する費用を被保険者の負担能力、受益者の程度等に応じて徴収することによって賄うことを基本としております。

今回、未就学児に係る均等割額の５割を軽減する措置が法制化され、本定例会において法と同様の軽減措置を講ずるため改正条例案をご審議いただいているところでございますが、軽減対象を義務教育世帯にまで広げることになりますと、お子さんがいる、いないかによって、さらに課税額に差が生じることとなり、不公平感が生じる懸念がございます。

子どもの医療費の自己負担割合が２割とされており、さらに市として医療費助成を行っていることや、所得の低い方にも一定割合の国民健康保険税の負担をいただいていることなど、被保険者間の負担のバランスもありますので、法と同様の軽減措置により対応してまいります。

次に、令和４年度予算の繰入額、何倍ぐらい必要かという質問がございました。こちらにつきましては、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計の予算の歳入で計上しております未就学児保険税等均等割軽減分繰入金の523万1,000円でございますが、未就学児に係る均等割の５割を軽減した場合、軽減額と同額について一般会計で措置するものでございまして、未就学児に係る均等割額の総計は、この繰入金の２倍となります。約1,000万円程度と見込んでおります。これを義務教育終了時まで対象者を拡大いたしますと、均等割額の総計は約3,000万円と見込まれるところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　私からは、大きな２項目めの学校給食費の無償化についての（１）についてご回答いたします。

本市につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済対策としまして、６か月間の児童・生徒の学校給食費免除を昨年度に引き続き、今年度も実施しているところでございます。

現在コロナ禍により経済の動向も不透明であり、緊急的な財政負担を考慮する必要があると考えております。

学校給食費の無償化に当たりましては、本市ではおおよそ4,600名の児童・生徒がおりまして、年間約２億円の財源の確保が必要となります。県内の比較的児童・生徒の少ない自治体では無償化を実施しているところもございますが、本市においては財政の負担が多く、３人目以降の子どもの無償化を実施している状況でございます。

今後、児童・生徒数の状況や財政及び経済状況に応じて、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、大きな項目の３点目、デマンドタクシーの改善についてお答えいたします。

デマンドタクシーにつきましては、令和２年度に路線バスやコミュニティバスを補完する公共交通システムとして導入した経緯がございます。市内を３地区に分けて、それぞれタクシー１台で運行しておりますので、少し外れている施設を対象といたしますと、移動距離が長くなります。したがって、需要が多い場合対応できないことが懸念されます。

また、運行を委託しているタクシー事業者においても、運転者の不足や高齢化等により、積極的な事業拡大は難しい状況となっております。

令和４年度末までに地域公共交通計画を策定するに当たり、市民やデマンド交通登録者、集客施設利用者を対象としたアンケート調査及び交通事業者へのヒアリング等の実施を予定しています。

今後は、その調査結果を基に分析を行い、利便性の向上や財政負担等を考慮しつつ、運行事業者との協議、調整を図りながら、旭市地域公共交通会議において、乗降場所の見直しなどを含めたサービス内容改善の検討をしてまいります。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、４の公務災害と推測される事件についてということで、当該案件につきましては、ご遺族の方が自分の知らない公の場で議論されることを望んでいないということで、そういったことから今回発言のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農水産課からは、大きな５番の農地の農振地域からの除外に関する市の政策と方針についてお答えいたします。

公文書の開示請求があった場合は、旭市情報公開条例に基づき原則開示しなければなりませんが、請求のあった公文書に個人に関する情報などの不開示情報が含まれている場合は、当該部分を開示しないこととなっているものです。

協議会の会議録には旭市情報公開条例第12条第２号「特定の個人を明らかに識別することができるもの、または特定の個人は識別できないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び第５号「内部情報であって開示することにより率直な意見の交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当する不開示情報が含まれていることから、当該部分は開示しないこととなるものです。

また、一定の期間、一律に除外を認めない場合でございますが、土地改良事業等の受益地である場合、工事の完了から８年間を経過していること等の要件となってございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　３分

再開　午後　１時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、私の通告した順番において行いたいと思います。

国保税の均等割の問題であります。

国保税の均等割の問題がなぜ全国的に問題になったかといえば、当然でありますけれども、この子どもに関わる均等割の保険税の軽減というのは、全国的にいろんな問題が出てきたからであります。ですから、国においてもここまで来た段階では、もう減免の制度をつくるしかないということで、このような新しい制度が始まったわけです。恐らくこれは今後も増えていくでしょう、減免額が。

したがって、旭市におきましても、先ほどのご回答では年間3,000万円程度の出費を一般会計からすれば、そうすれば義務教育の家庭の方々、または小学生までとか、そういう方々が減免されるわけです。これはすなわち子どもを育てやすくなる自治体の一つになっていくわけですから、当然、人口減少との関係が出てくるわけです。

これが大きな課題となって、全国でも例えば私の持っている中身では、東京都の東大和市では同一世帯内の18歳以下、高校生以下の加入者が３人以上いる場合には、３人目から全額額減免とか、全国的にこういう制度が始まっているわけです。

ひとつ市長においては、これらの問題を考えて、新しい旭市のまちづくりのためにも、ぜひ必要と思いますけれども、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市）　市長。

○市長（米本弥一郎）　本市においては、これまでにも子育てに関する様々な負担軽減策を進めてまいりました。さらに進めているところでございます。とりわけ国民健康保険税の均等割額については、地方の課題を国が受け止め法改正がなされたものと認識しております。

今後も国や近隣自治体の動向を注視しつつ、法律で定められたとおり、まず未就学児に係る均等割額の５割を軽減する措置により対応してまいりますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　そこまでおっしゃるんだったらば、５割じゃなくて未就学児は100％にしたっていいわけです。こういう政策的な弾力性を持つということが、この旭市において、子どもたちをすくすく育てるために役に立つ、こういうふうに私は考えます。これについてはご回答いらないです。

２番目の問題にいきます。学校給食費です。

これは２年間半年分無償にしてきました。旭市は県内でも３人目から無償というのは、まだまだ数が少ない、大変進んだ制度を取っていました。しかし、ここまで来たらば恐らく、令和４年度も国はまた半額、半分の期間を無償にするということが出てくると思います。したがいまして、旭市の取るべき態度は年間２億3,500万円程度かかると思います。つまり材料費は保護者から頂くか、その分を市が出せば無償化できる、こういうことであります。

小さい自治体がやっていると言いますけれども、それでも勝浦市は令和４年から無償化する方向を出しました。勝浦市は人口が１万6,000人程度ですから、旭市の３分の１程度の大きさの自治体でありますけれども、しかしこういう決断が、この旭市が住みよいところになっていく基盤だというふうに考えますけれども、市長のご回答をいただきたい。

それで、市長は公約に掲げたわけですから、この任期中には必ずやっていただくというふうに思いますけれども、そこら辺のスケジュールも頭の中でどう考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　おっしゃるとおり学校給食の無償化につきましては、私がまちづくりの方針として掲げた「豊かな旭を次世代へ」を実現するための政策としてお示しをいたしました。本市におきましても子育て世帯への支援として有効な施策の一つであると認識をしておりますが、給食費の無償化を恒久的に実施するためには、新たな財政負担が必要となるわけで、その財源確保は大きな課題であると考えております。

県では県内市町村の学校給食費の支援の在り方について検討しているところであり、市町村への新たな補助制度の創設についても国へ要望しているところでございます。財政及び経済状況並びに国・県の動向を注視し判断してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　理解はするわけじゃないですけれども、市長がご検討いただくということで、私も任期同じですから４年間ぜひ努力していただきたいと思います。

次に、３番目のデマンドタクシーの問題です。ここに今日ホームページから取ったのを持ってきました。何が問題かというと、ご覧のように三つの色に分かれている。これが隣の地域にある医者に多分かかっていたとしたらば、これは使えないわけなんですね。それを隣接の場合には何とか猶予をしていただきたいというのが私の考えです。

なぜこんな発言するかというと、実は私は江ケ崎に住んでおりまして、最近網戸に移りましたが、市役所でもって、私の知人がつえをついて歩いておりました。どうしたんですかと聞いたら、実はよ、デマンドタクシーで来たけれども、こういうことでもって、結局、役所に来るつもりでなかったけれども、その先だったら、俺の医者はこの南の地域にあるんだよと、そこに行くためには結局タクシー乗らなきゃならない、片道2,000円だよと、こういうことなんですね。ですから、少し離れたところは猶予するとか、３社で３台ですけれども、もう１台増やすとか、こういう対応でもって検討していただきたいのが一つと。

もう一つは、私は、令和４年度にタクシーと、それからいわゆる循環バスの検討が始まるようですけれども、循環バスの問題があると思います。利用が最近減ってきている。なぜか、時計回りなら時計回りでもってぐるぐる回っていると。ここの人が旭市の町なかに行くのはすぐだけれども、帰るときはこう北へ行ってから帰らなきゃならない。これを何とか時刻表を工夫すれば、こちらでもって早く来たからでも、今度こっちに回るのがあれば、早く帰れる。これが普通のバスのスケジュールですね。そういういろんな工夫をもっとしていただきたい。このことをぜひやっていただいていくことを要望して、回答いただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　タクシーの例えば台数を増やすということになりますと、民間タクシー事業者３社の協力を得ながらということになりますけれども、ただ、その区域を超えてということになりますと、その区域を超える範囲をどこまでと定義するかは別問題としまして、区域を超えてということになりますと、本業のタクシー事業との兼ね合いもございますので、区域を区切って運行しているわけでございます。

それと、コミュニティバスの関係のご質問もございました。いずれにいたしましても先ほど来、申し上げておりますように、令和４年度末までに５年度からを計画期間とする地域公共交通計画を策定いたします。様々なご意見をいただいた中で、よりよい運行ができるように工夫はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　再度聞きますけれども、このせっかくいい制度をつくっても、この運用によって、ああ、これではなということがあれば改善する。タクシー業者もいろんな営業区域とか、いろんなことあるでしょうけれども、しかしそういうものを超えなければ、や

っぱりできない問題もあるわけですね。そこのところを十分検討した上でもって、計画を練っていただきたいと思います。

大変私はいい制度だと思っているんですよ。隣のある市では、隣って言えば分かっちゃうけれども、私たちの市よりも早く、いわゆる市内の循環バスをつくったけれども、デマンドがまだない。これはつくらなきゃいけないと、今大変な議論されている。私の先輩たちがいろいろデマンドがいいということで２年前に始めていただいて、大変私もいい制度だと思いますんで、もう少し進んだ形のものにするということをお願いして、これは質問、この部分についてはお願いしておきたいと思います。

次に、４番目の公務災害と推察される問題ですけれども、この方について私は、市内のある方がなぜ公文書の情報公開を求めたかという理由はよく分かるんです。つまりこういうことが起こった、しかしそれについて市は全く関係ないというふうに判断して、平成30年４月３日に前市長が死亡退職の書類を共済組合に送っている。と同時に、公務災害のまた共済もあるわけですけれども、そこになぜ至らなかったのか。

これはもう個人の問題だというふうに片づけたというふうに私は判断しますが、しかし、この話を聞いてから私が調べたところ、亡くなった日の昼間に、住民から大声でもって怒鳴られていたということを知っている方がいらっしゃいました。個人の名前は言いませんけれども、また亡くなった方の個人の名前も言いませんけれども、そういうことがあったことを市では知っていたのか知らなかったのか、ここが大事なところなんです。これについて市当局の担当者のご回答をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　ただいまの質問に回答させていただきます。

今、議員がおっしゃったような苦闘の事実というものは、こちらの記録の中では残っていない状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　記録に残っていないとか、そういうことでもって、この問題は済まされる問題ではないと思うんですよ。１人の方が亡くなって、それがどこで何に起因したかということを、病死とかそういうんだったら分かりますよ。自死でしょう、自死に至った過程というのを、市の労務関係の担当者や最高責任者の市長が知らないでもって、調べもしな

いでもって、死亡退職の届出を共済に出したと。これ自身が重要な問題だということなんです。それだけ申し上げておきます。

次に移ります。農振の問題でありますけれども、農業振興地域促進法というのは大変農地を守るために重要な役割を果たしてきたと思います。しかし、いろいろな問題があって特に個々の農地をどうするかということについての協議会が年２回しながら、だいたい４月と９月、それに間に合わないと次の年になっちゃうとか、いろんな問題があるんですけれども、この中でもって、ある方が情報公開を請求しました。それは返ってきたのがこういう書類です。

つまり確かに農地をどうするかということには、個人のプライバシーがだいぶかぶっていますから、個人のプライバシーの問題を全部さらけ出すというふうにはいけないでしょう。その中にはちゃんと３か月以内に不服申立てができると書いてあります。ですから、恐らくですよ、これをちゃんと活用すれば、情報公開条例にもありますけれども、その個人のものについて開示することはできると思うんです。これについて担当課の見解を聞きたいと思うんです。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　基本この開示につきましては、先ほども繰り返しになりますが、旭市の報公開条例に基づきまして情報公開をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　情報公開の問題については、例えばプライバシーが関わっている問題があれば、そのご本人だったらば、その部分について開示することだって可能でしょう。それはできないというんですか、情報公開条例の条文、教えてください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時２７分

○議長（木内欽市）　再開いたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　情報公開条例ということで、総務課のほうからご説明させていただきます。

議員おっしゃっています農振からの関係に関係するもので、情報公開条例におきまして法令等により公にすることができない情報、特定の個人に関する情報、あと法人に関する情報、公共の安全と秩序に関する情報、意思形成過程の情報、適正な遂行に支障を及ぼす事務事業に関する情報等ありまして、これらに該当するものを不開示情報とされております。

それで、公文書の一部に開示されない情報がある場合はその部分は除いた上で、情報開示というようなことで処理をさせていただいています。議員の質問に沿った回答かどうか分かりませんが、一応、そういったところで制度についての説明ということでお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　旭市の情報公開条例の第２節第24条、いわゆる情報公開審査会、ここに審査会に提出していただければ、申請した個人の土地がどういうふうに議論されたか。それだけを開示するということも審査会で結論が出るかも分からない。そういうことなんです。そういうことをなぜちゃんと教えてあげなかったのかということを私は言っているんですよ。

全部公開しろなんていったら、それはプライバシーの問題あるからね、駄目ですよ。そういうこともあり得るよという、そうしたらば、情報公開審査会に、そういうことが出てくれば、５名の委員が議論して、それでもって、それは本人のものだから、こうすべきじゃないかという結論が出ることもあります。

旭市でもって新しく情報公開条例をつくるときにだいぶ私も勉強させていただきまして、いわゆるそれは審査会というのはインカメラといって、中でもってこれを見て判断することができるはずなんですね。そのことについて、もしこれからでもちゃんと指導していただいて、再度情報公開を請求していただいて、駄目だったらば審査会で議論していただくと、こういうことをやっていただけませんか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは、担当課でそのような形で周知を図るように調整したいと

思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　通告の６番目、旭市に養護老人ホームと特別養護老人ホームをなくすという問題です。

市長が最初にご答弁いただいた問題であります。市長の言っていることを私は理解できません。ここに平成27年12月１日に提出された地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定める、この中期計画でもって何といっているか、８ページです。当院の不足施設である介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びケアハウスを適切に運営していくとともに、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議の上策定する。

こうなっているのにですよ、市は監査委員特別監査があって、そのことについて病院のほうから協議がされたらば、理事会でもって市はオーケーしたというふうに、独法の理事会でそういう報告されているんですよ。それに基づいて全員協議会で報告がされたわけです。矛盾しているじゃないですか。

だったらば先に中期計画を変えなきゃ駄目でしょう。中期計画は議会の議決がいるんです。定款の変更も議会の議決がいるんです。それなのになぜ、この二つの施設を、経営上、病院というのは治療の部分に特化すべきだからいらないといったらば、それをわざわざ我々全協でもって議員に報告する、おかしいじゃないですか。旭市が主体の病院なんですよ。どこかの民間に経営を委託したわけじゃないんですよ。

一つ、ここでもってご紹介したいと思うんですけれども、これは諸橋芳夫という、旭中央病院をつくられた方の遺稿文集で、本人が福祉施設についてどう考えているかということがよく、これ本人の文章ですから、分かると思うんで。

いいですか、福祉施設との連携。昭和46年に養護老人ホーム50床を併設いたしました。私は老人ホームなるものは病院に併設するのが一番よろしいという考えを持って、昭和39年に世界各国を見てまいりました。アインシュタインが住んでおりましたアメリカのプリンストンシティーには看護学校、放射線技術学校を持って、さらに老人ホームを持っておりました。まさにこれだということで始めまして、大変喜んでいただきました。昭和57年に特別養護老人ホーム50床、昭和63年に老人保健施設100床、昨年９月にオープンしましたケアハウス、軽費老人ホーム40床、これからの医療は病院だけでは対応できない、どうしても福祉と結びつかないといけないということで、このようにしたわけであります。

これが旭中央病院の歴史的な伝統的な物の考え方なんです。どこでどう間違ったのか。経

理を見る監事が特別監査したら、もうこういうものはいらないから廃止しなさい。何か隣のイオンタウンのところにできる、経験もないですよ、株式会社の福祉施設で、そこに任せればいい。全員協議会で言っていました、２年ぐらいかけて建てるから、それから少しずつ動かしたい。これでは旭中央病院の設置団体である旭市の態度ではないですよ。そのことをぜひお考えの上、市長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、市長ということですけれども、私のほうから申し上げます。

今、松木議員おっしゃっていた中期計画は平成27年度ということで、独法化したときの第１期の計画でございます。今現在は令和元年度を開始年とします第２期の中期計画、その中期計画の中では、ちょっと福祉施設については違った表現になっております。市の指示により検討を重ねるということになっております。

それで、松木議員が入手なさった資料で、昨年10月に特別監査で監査、監事のほうから意見提言があって、それで12月の理事会で最終段階に入っているということで、何か昨年の10月にいきなり決まったようなお話ですけれども、実はもう独法前からの課題でございました。

独法前に、平成24年です、私事務局にいたんですが、中央病院検討委員会というものが組織され議論を重ねました。その中で福祉部門を急性期医療を担うべき病院がやっているのは、今、民間の施設が幾らでもあるのに、ちょっと不合理であるだろうと、そういう意見もございました。

それから、独法化前からもう議論を重ねておりまして、それで今般、ある程度の入居者の移動とか、そういったものにめどがつきましたので、先般の全員協議会での報告となった次第です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　言い返すようで悪いですけれども、今、市当局や独法の理事長が考えていることは、私はおかしいと思います。じゃ、そういう急性期をやっている病院は、例えばこれからケアハウスも、それからターミナルケアもありますわな。そういうものはいらないんだと、先端医療のものだけやるのが独法の旭中央病院の仕事だと、こういうふうになっていったら、地域に根差した病院ではなくなってしまいます。それこそ外国からお金になる患者を呼んでくるという、いわゆる中央病院をどうするかという問題ではそういう問題も

議論をされました、当時。

ですから、そういう面では私は今の市の考え方、独法の理事会ないしはその考え方というのは、大変この旭市にはふさわしくない考え方だと思います。市長のご回答をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

一方で、繰り返しになりますけれども、現在世界中に猛威を振るっている新型コロナウイルスに対する治療、入院状況に鑑みても急性期医療、地域医療の必要性と重要性を改めて認識することとなり、旭中央病院には中核病院としてのさらなる機能向上が求められ、旭中央病院でなければ行うことができない業務を優先的に取り組む必要もあると考えております。ご意見はお伺いして、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　貴重なご意見ありがとうございます。私も個人的なことで申し訳ないですけれども、二十数年にわたって、毎年ではありませんけれども、人間ドック入って、それでもって旭中央病院が本当にいい病院だなとつくづく思っています。

そういうようなことを考えて、本当にどういう病院になるべきかということは、もう少し独法の理事会に任せるだけじゃなくて、監事さんに任せるんじゃなくて、旭市全体でもって設置している団体ですから、考えなきゃいけない時期に来ているんじゃないかと、そのように考えます。

これで質問を終わります。以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の一般質問を終わります。松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇　戸　村　ひとみ

○議長（木内欽市）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

１、旭市総合戦略についてです。

私は旭市に来て、同じ千葉県に、いや、日本にこんなにすばらしいところがあったんだという驚きとともに、心から旭市との出会いに感謝し、日々の暮らしを満喫しております。まず何といっても物価が安い上に、時々玄関の前にキャベツなんかが置いてあったりして、親切ないい人ばっかり、海の幸も山の幸もおいしいものだらけ。犬と一緒にビーチを散歩して健康づくりもできるし気候は温暖、住みやすい、一言で言うといいとこだらけの旭市なわけです。

しかし、私の旭市の生活実感とは裏腹に、津波からの復旧はしたものの11年たっても津波被害に遭った地域が復興したとは言えない状況があったり、日本全国大半の自治体が抱えている問題、人口減少や少子化がご多分に漏れず、この旭市でも急速に進む実態があったりと、生活実感と現実の乖離に何か打つ手がないものかと考える毎日です。

そこで、旭市市議会議員になって初めての一般質問では、この旭市がどこを目指していこうとしているのか、そのためには何をしようとしているのか、市政運営の目標とそのための戦略について聞きたいと思います。

総合戦略というと、堅い質問内容になりがちですが、中学生にも理解してもらえるように、なるべく平易な言葉を使いたいと思います。ご答弁もそのように分かりやすくお願いいたします。

（１）旭市総合戦略の位置づけです。

議員になってすぐに新人勉強会でこの総合戦略、こちらを頂きました。ページを開いてとても驚きました。なぜ驚いたかをこれから質問を通して、つまびらかにしていきたいと思います。中学生ちょっとつまびらか、調べてください。

１、旭市総合戦略とは、旭市の市政運営にとってどういう位置づけなのか、お答えください。

（２）長期総合計画です。

旭市に長期総合計画はありますか。この旭市総合戦略は１期５年、２期、今２期目ですが、２期５年、５年ずつの計画です。旭市に長期総合はありますか。また、今なくて、あったとしたらいつまでありましたか、お答えください。

（３）人口目標です。

総合戦略の中、開けてみて驚いたのは、ここの人口目標です。

１、今現在の旭市人口と第２期総合戦略の人口目標を教えてください。

（４）目標の変更です。

私、この人口目標に驚いてしまったんですが、これを人口目標ではなく文言に変更したらどうかと思いますが、これ数字を出さなきゃいけないものなんでしょうか、お答えください。

（５）旭市のファシリティーマネジメントです。

旭市のファシリティーマネジメントの現状をお答えください。老朽化する施設、施設を利用する人々の減少、施設の管理運営経費の捻出等、公共施設の維持管理に関しては問題が山積しております。現に先日は水道管の漏れによる断水があったり、今議会には新たに統合した消防分署建設計画も上程されております。これら全てが一貫した計画の中で遂行されているものだと思いますが、その計画についてお聞きします。いつどのようにして計画がつくられましたか。

（６）です。総合戦略に沿ったファシリティーマネジメントの見直しです。

このファシリティーマネジメントは、総合戦略とはどのようにリンクしておりますか、お答えください。

２番、旭が一番の取組について。

（１）現状、旭の一番。これは市長にお答えください。市長が思われている一番を教えてください。たくさんあればあるだけお答えください。

（２）目指す旭が一番。今、市が目指している一番を教えてください。これは今一番じゃなくて、２番とか、ずっと下のほうでもいいんですけれども、今、市が目指している一番を教えてください。

（３）旭が一番に向けた取組。現状の取組を教えてください。

旭が一番をまずは市長にお答えくださいと言いましたが、総合戦略のほうも後々市長のご意見をいただくことになると思いますので、ご答弁どうかよろしくお願いいたします。１回目です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　それでは、私からは質問事項の２の（１）現状、旭の一番について答弁いたします。

本市は様々な高いポテンシャルを持つまちであると感じております。例を挙げますと、診療圏人口100万人を誇る旭中央病院をはじめとした医療、福祉の充実、全国トップクラスの産出額を誇る農水産物をはじめとした、食べ物なら何でもそろう食の宝庫、温暖な気候、海

などの自然、充実したロードサイドショップなどによる住みやすさなどが、私の考える旭が一番誇れるものであります。ほかにもたくさんございますが、戸村議員の持ち時間もございますので、この程度にさせていただきます。

続きまして、（２）目指す旭が一番、目指している将来像などについて答弁いたします。

第２期総合戦略にも掲げていますが、旭市に住んでいる方には、住み続けたい。そして市外の方には、訪れてみたい、住んでみたいと感じていただけるというようなまちづくりであります。このことを踏まえ、人や企業が集まるにぎわいと希望に満ちたまちを目指します。住みたいまち、住み続けたいまちは旭が一番と感じてもらえるよう、まちづくりを推進してまいります。

続きまして、（３）旭市が一番に向けた取組について答弁いたします。

誰もが住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりについては、総合戦略に基づき各施策に取り組んでおります。特に喫緊の課題である人口減少・少子高齢化対策として、移住・定住を促進する施策の展開が必要であると考えております。

その具体的な施策として、本議会の予算案に少子化対策プロジェクトに基づく事業を提案させていただきました。これをストップ少子化大作戦と題し、従来の少子化対策に関する個別事業の推進ではなく、様々な事業を一体的、効果的に組み合わせ、パッケージで推進することにより持続可能なまちづくりに取り組むものです。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　先ほどは失礼いたしました。同時に手を挙げてしまいました。

それでは、旭市総合戦略について、小項目の（１）から（４）までお答えいたします。

旭市総合戦略の位置づけですけれども、こちらは市が目指す将来の姿を描き、基本目標とその実現に向けての重点戦略、基本施策を掲げた本市における最上位の計画であります。

私どもの総合戦略の特徴といたしまして、中に行政改革の関係、アクションプランも組み込んでおります。それと先ほど震災のことについて議員からも言及ございましたが、私ども震災の経験を得まして、国土強靭化地域計画というものを策定してございます。これは震災の経験を生かすという形で、全国の市町村に先駆けて旭市が策定したものであります。これの２期目の国土強靭化地域計画も、この総合戦略に組み込んでおります。非常に全国的にも少ない例だと思います。

それと、２点目の旭市に長期計画は、長期の総合計画はあるかということですけれども、合併時、地方自治法の要請に基づきまして、旭市の基本構想、これは10年を計画期間とする

ものですが、それを策定しておりました。ただし、これが国の地域主権改革の下で平成23年８月に自治法が改正され、基本構想の策定義務がなくなりました。

これに関しましては、恐らくちょうどマニフェスト選挙、首長のマニフェスト選挙等が流行した時期でございますので、10年という長期期間の計画というものの意味はあまりなくなったというようなこともあったかと思います。現在は長期計画はございません。長期計画、合併から令和28年度までの基本構想でしたが、これを前倒しで平成27年に総合戦略に衣替えしたというような形になっております。

人口目標を４万8,000人とした根拠です。2060年の将来人口の目標を４万8,000人としております。これにつきましては、第１期の総合戦略策定時に今後市が人口増加につながる様々な施策を推進することにより、市の合計特殊出生率が……先ほど令和28年までと言いましたが、平成28年度です。合計特殊出生率が1.8まで上昇するとともに、転入・転出による社会増減がゼロになると仮定してシミュレーションをした結果でございます。

ちなみに、社人研のほうでは３万8,270人というような予測をしていたと思います。これよりはだいぶ大きな数字となっております。

４点目で、これを数字として示す必要があるのかというお話でした。これにつきましては、総合戦略の策定のためのガイドライン、手引が内閣府の地方創生推進室より示されております。その中で平成72年、2060年の総人口及びゼロから14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の年齢３区分人口、及びそれぞれの総人口に対する割合等を展望として示すことが望まれるとされております。このガイドラインに従って数字として示した結果でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武）　行政改革推進課からは（５）（６）についてお答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画等に関して、いつどのようにしてつくられたかというところでございますが、まず昭和50年代から平成初期にかけて、各公共施設のほうが集中的に整備されてきた、これは全国的な問題なんですけれども、それらが更新時期を迎える中で、人口減少、少子化といった需要の変化であるとか、財政面が厳しくなっていくよという問題が指摘される中で、国のほうから平成25年、インフラ長寿命化基本計画というのが策定され、それに基づいて、その行動計画として公共施設等総合管理計画というものを地方自治体に策

定する要請があったという経過がございます。

旭市におきましては、公共施設の老朽化問題について、国からの要請前に課題として捉えまして、平成23年度に公共施設の活用方針、こちらのほうを策定しました。また、平成26年には現在の公共施設等の状況、問題点をお示しした公共施設白書というものを策定いたしました。

それに続きまして、国からの要請に基づいて平成28年に旭市公共施設等総合管理計画のほうを策定しました。その後、各公共施設を所管する所管課におきまして個別施設計画という形で、各公共施設等の今後の在り方等を定めるような形で計画のほうを立てております。

また、それらを取りまとめた形で、昨年の３月に旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画というものを策定してきたという次第でございます。

まず、現状でございますが、これらの計画策定に基づきまして、各施設を所管課において、計画的な維持管理のほうを行っているというところでございます。

続きまして、（６）総合戦略に沿ったファシリティーマネジメントの見直しということで、総合戦略とのリンクについてというご質問でございましたが、総合戦略は旭市の将来の目標を掲げて、前向きなまちづくりを進めていく計画になります。

一方、ファシリティーマネジメント、資産を最適な状態にするための活動なんですが、こちらの最上位計画となる公共施設等総合管理計画は、その数値的な目標だけに注目すれば公共施設の再編、集約化や統廃合といったものですが、これらを進め施設の量や配置を調整していく観点から、ややもすれば後ろ向きなイメージに捉えられがちなものでございます。

市の遠い将来を正確に予測することは非常に困難ではありますが、人口や財政状況がたとえ総合戦略の目標どおりにならなかったとしても、市民の安全・安心な生活を確実に担保するためには、道路や水道といったインフラや公共施設を適正に維持管理していかなければなりませんので、そのコストを確保するための一つの手法として、必要であるというふうに捉えております。もちろん公共施設等総合管理計画は総合戦略の進捗ともきちんと連携して、リンクしながら当然進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございました。とても早く難しい言葉で説明してくださったので、よく書き取れていないんですが、２回目の質問にいたします。

（１）の旭市総合戦略の位置づけなんですが、最上位計画ということで、私もそうだろう

なと思いました。これ以外に何も私たち頂いていなかったので、これが旭市の最上位計画、第２期旭市総合戦略だと思います。これ今までの答弁の中にもあったんですけれども、もう少し分かりやすく、これどなたが何の目的のためにつくられたか、この計画の写真には、ページを開いたところの写真には前の市長のお写真とかが載っております。これ、どなたが何の目的のためにつくられたか、そしてその費用もお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　誰がつくったかということですけれども、議員おっしゃったように、前市長の時代に誰がということはあれですけれども、総合的には前市長がつくられたということになると思います。

それで費用につきましては、ちょっと今手持ち資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。なぜそんなことを聞くかといいますと、市長が新しくなられまして、今回は市長が初めてつくられたというか、上程された予算に関して、私たち議員が審議をする議会だと思っているんですね。

そんな中で私としては、ぜひともこの総合戦略の見直しをしてほしいということでの、市長のこれからの戦略に合わせたものにしてほしいというつもりで、この総合戦略のことを聞いているわけです。じゃ、この前の市長のときにつくられた旭市総合戦略は令和４年度、米本市長が上程されているこの予算案、これをこの戦略に基づいて行われているものなのかどうか、そこをお聞かせください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　議員おっしゃるとおり、今の第２次の総合戦略につきましては、まだ期間中でございます。それで特に改定は行っておりませんので、基本的には令和４年度予算というのは、その総合戦略を基に編成されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ちょっと私、前例踏襲とか、そういう今までのことをずっと踏襲されるというようなお考えで予算を立てられているという、そういう感をちょっと、この戦略に

基づいていらっしゃるとしたら否めないかなと思うわけです。

ですから、後のほうで触れますけれども、少子化対策に物すごいビッグプロジェクトを組んだとかと言われることとかも、この戦略の中にはちょっとないわけですよ。そういうところを鑑みて、この質問をさせていただいております。これ何回目でしたか……もう４回目、これ。分かりました。

そうしたら、このじゃ総合戦略、これを先ほど来の市長の公約でもございましたチーム旭、チーム旭で推し進めていこうとしているのかどうか、ここのところをお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　では、私からお答え申し上げます。

これまでも申し上げてきましたとおり、チーム旭でこの政策を進めていきたい、旭のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、（２）の長期総合計画です。

私は長期的な計画が必要なんじゃないかなと思うわけです。先ほども言いましたように、１期５年の計画を前の方がつくられたものをまたその踏襲する形で今やらざるを得ないというような、こういう短期の計画、５年ごとの短期の計画の前に、長期で旭市はどこを目指しているのかという、それを大きくどなたが市長になられても変わらない、そういう揺るぎないものというのが、旭市がどこを目指しているのかというものがあってもいいんじゃないかなと。いや、というか、あってもいいじゃない。あったほうがいいかなと思います。

それはなぜかというと、後でも触れますけれども、今その時代背景が非常に複雑化しております。コロナがパンデミックになったりとかしたときには、これが収束するようなめどというのは恐らく立っていないでしょうし、どう共存していくのかとか、あとは国際状況、それも非常に大きな問題となっております。これも長期化する問題であると私は思っておりますので、そういった中では５年ごとの計画というのに従ってという、それが果たしていいのかどうなのか、そこをちょっと検討していただきたいなと思っております。

それでは、総合戦略ですね、先ほどファシリティーマネジメントのリンクとのことをお聞きしましたけれども、例えば学校統廃合とか保育園統廃合などというのは、５年、10年のスパンでは考えられないことだと思うんですね。

第２期の総合戦略、これの135ページに長期にわたるときみたいな文言があるんですよ。「長期にわたる目標を定めることが適当と考えられる項目等については、５年間を超え計画または目標を設定することとします」とあるんですね。これは行政改革推進のほうの先ほどちょっと触れられましたけれども、行政改革アクションプランの中にあります。総合戦略の中にはないんですけれども、このアクションプランの中にこういった文言がございます。

私これちょっと逆じゃないかと思うんです。長期にわたる目標をまず掲げておいて、それでそれを短く切っていく、要するにこう元に戻す感じですかね。以前、基本構想とかが立てられて、その後総合戦略というふうな短く切ったスパンということにされていると思うんですけれども、これちょっと長期計画というのをつくるような予定はございませんか。

これ国のほうから、別にその長期計画をつくらなくていいということがあったということで、つくらなくなったというふうに私ちょっと先ほど聞こえてしまったんですけれども、いかがでしょう、市の独自性というところでいかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　長期といいますと、先ほども申し上げました、前は基本構想というものが自治法に定められておりまして10年スパンとしてやっておりました。ただし、その運用につきましては前期基本計画５年、それと後期基本計画５年ということで区切っておりました。

○議長（木内欽市）　続けてください。

○企画政策課長（小倉直志）　区切っておりました。それで、長期の目標を持った計画が必要ではないかというご意見ですけれども、こちら総合戦略、人口減少に歯止めをかけるというのが大きな目標でございます。その目標については2060年ということを見ておりますので、長期的な目標としては、こちらがその目標になるかと思います。

それに向けて５年スパンで何ができるか。それで５年スパンで行っていくんですが、常にＰＤＣＡサイクルを回しまして、事業の見直し等は行ってきている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。今ちょうど課長のほうから人口減少に歯止めをかけるという、その人口目標のところに触れられたので、引き続きそこにいきたいと思いますが、そこなんですよ。私も、この総合戦略の目標を課長が言われたように人口減少に歯止めをか

けるという、これでいいんじゃないかと思うんです。私がこの総合戦略を手にしてページ開けたときにすごく驚いたというのが、この４万8,000人というところなんですよ、人口目標４万8,000人。先ほどお答えいただいていないと思うんですけれども、現在の人口ね、お答えいただきましたか、すみません。ちょっとこの現在の人口をもう１回答えてもらっていいですか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　６万4,000でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　そうですよね、６万4,000人今いるのに、これ開けてみたら人口目標４万8,000人と書いてあったんですよ。あれと思いまして、恐らく先ほど市長のほうに私チーム旭でこれ共有していく戦略なのかということをお聞きしましたけれども、そうすると、市民の方とか、これ開けてみたときに、一体このまちって何目指してんのというふうに思うのは私だけじゃないと思うんですよね。市民の方とか、市の職員なんかも４万8,000人を目指しているのかと思うわけです。

この中をちゃんと読むと、こうこうこうやって人口が減っていくから2060年には３万8,000人とかになっちゃうんだよとかと、グラフもいっぱい出してあって、どんどん縮小していくというのも、くどいほど上げてあるんですよ。だからそこに向かってこういうことやっていかなきゃいけないんだよと、よく読み見込めばそれは分かります。

ただ、ぱっと開けてみたときに人口目標４万8,000人、これは私は総合戦略の最初に書くべきことではないと思います。先ほど課長がおっしゃった、書くとしたら人口減少に歯止めをかけるとか、がんとスローガンを書く、それがこの戦略だと思います。戦略の最初のページに人口、今６万4,000人もいるのに４万8,000人が人口目標ですよと、これは書くべきではないと私は考えます。

私も人口問題研究所のデータというのは、以前からずっと使わせてもらっていますので、データとしては恐らく信憑性のあるものなんだと思うんですけれども、なのできっとそういう人口にまでこう縮小していくんだと思うんです。ただ、その戦略としてやらなきゃいけないことというのは、それをじゃ３万8,270人になるから、ちょっとそれに、ちょっと多めにしておいて、そんなに減らないことにしといて４万8,000人ぐらいしておこうという、そういうことじゃないと思うんですよ。

ここのところの見直しをというか、私はここを削って、削ってというか、何かシールで人口減少に歯止めをかけるとかというのを物すごいこうスローガンを掲げてほしくてこれを言っているんですけれどもね。やっぱりこういう数字を出すことで、私が勝手に考えることですけれども、職員たちの士気というものも、そんなに上がらないんじゃないかなと思うんですね。

いや、これはもう絶対人口減少に歯止めかけなきゃいけないんだと、じゃ自分たちのどれだけのアイデアを出さなきゃいけないかとか、どういうことをやらなきゃいけないかとかって、みんな一生懸命考えてくださるような、そういった総合戦略ね、私はちょっとしていただきたいなと思うわけです。

ここは言いたいこと言いましたんで、（４）です。

それでその目標の変更なんですけれども、これ文言に変更したらどうかと思いますが、というのを１回目に聞きまして、これ１期目の総合戦略あって２期目。１期目どうでしたか、それこそＰＤＣＡですか、どうですか、この人口減少、人口目標ということに対しての人口減少、現実はどうでしたか。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、２時30分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時３０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

戸村ひとみ議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　それでは、まず先ほどちょっとお答えできなかった計画策定の費用について申し上げます。

令和元年度に計画策定の支援業務委託料として929万5,000円が支出されております。

それと５年間やってみてどうだったかということですけれども、人口的にいいますと計画を下回っております。計画では５年後には６万5,669人であったものが実績としては６万5,305人と、細かい数字になりますが364人実績が計画を下回っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それ聞きました。目標という文言なんですけれども、目指すところというのがあると思うんですけれども、現状よりも低いところを目指すって、こういうのを目標というのかなというのが一つありまして、目標を安全パイに置くと、結果はそれよりも低くなる。これ当たり前のことだと思います。オリンピックに出るアスリートたちも、入賞すればいいやと思っていると、メダルはおろか入賞することすらできないと思うんですよ。そういう努力をしないからですよ。

そこで、こんなふうな数値しか挙げられないんだったら、先ほど来ずっと言っておりますけれども、数字をやめてもっと力強い文言に変えていただきたいなと思うんです、市長。市長は政治家ですからね、こんなまちになるんだとか、こんなまちにするんだとかというような夢を持っていらして、語ろうと思っていらっしゃると思うんですけれども、市長というのは要するにこの旭市って株式会社だとすると、社長じゃないですか。社長がうちの会社の売上げ目標10年後は40％減だよとかと言ったら、頑張ろうといったって誰も頑張らないですよね。そんな会社誰も来なくなっちゃう。

これだから総合戦略でも何でもないんですよ。戦略という言葉がこんな目標を掲げたんじゃ当てはまらない。なので文言を変えてほしいと私は、文言というか、数字をやめる。もっと力強い言葉に変える。

令和２年から５年間の総合戦略ですけれども、この総合戦略策定後の昨年ですね、干潟地区が過疎地認定を受けましたよね。また先ほども言いましたけれども、計画年度の始まりからコロナがパンデミックになったりとか、また、今まさにそのロシアのウクライナ侵攻で、これ市政運営が受ける影響というのは、全国そうですけれども旭市も例外じゃないと考えております。

作成時期には考えも及ばなかった事態だから、今回の総合戦略２期の背景としては、当然のことながら考慮されてはいないと思うんですけれども、こういったコロナや国際問題によるピンチをチャンスに変えることができるかどうかが、今後の旭市の市政運営の鍵となるのではないかと私は考えます。

これが日本全国自治体に言えることだと思うんですけれども、そういったピンチにいかに迅速に対応するかで都市間競争に勝つか負けるか、都市間競争ってつまり人があっちのまちからこっちのまちに移動してくる。人口全体は減っているわけですから、もう人口の取り合

いですよね。転入超過になるか転出超過になるか、これ千葉県の転入超過、転出超過のまちも出ていましたけれども、そのあたりがこういったことをピンチをチャンスに変えられるかどうかという、そこにかかってくると思います。

コロナに関していいますと、ワーケーションという働き方が出てきたり、自宅にいながらにして全国各地のおいしいものを取り寄せて食べることが節税にもなる。こうした新型コロナの影響を旭市の総合戦略に反映させるべきだと思うわけです。すみません、はしょっちゃって。

今の総合戦略の中には移住という言葉がちらっと出てきているんですけれども、施策としては載っていないと思うんですね。移住してもらおうと思ったら、子ども子育て環境は戦略が必要で、それが先ほど市長がおっしゃった大計画でしたっけ、何か物すごい計画とおっしゃったんですけれども、ごめんなさい、私はちょっとその物すごい計画が読み取れなかった、この中で。

ふるさと納税の文言も自主財源確保というところだけなんですよ、この総合戦略の中にあるのはね。そうじゃないですよね、ふるさと納税って。昨日の永井議員の質問にも答えていらっしゃいましたが、やっぱり旭市のＰＲが一番というのかな、それだと私も思うわけです。それ、これ載っていません。ふるさと納税に関しては、昨日のご答弁にもございました、永井議員のね。１億5,000万円という予算額が少ないんじゃないかと永井議員が質問されましたら、課長のほうから、気持ちの中ではもっといけるんじゃないかなと思うみたいな、そういうご答弁があったと思うんですよ。

それは私もそう思います。そこなんですよ。その気持ちを具体的に戦略として施策に落とし込むべきだと思うんです。１億5,000万円ぐらいっていうのが本当に、もっと期待できる、ほかのまち、養豚の１位の都城市なんかは百何十億円というすごいふるさと納税になっているわけですよ。だからそういうことを考えても、これを戦略として総合戦略の中にもちゃんと落とし込まなきゃいけないと思います。

ウクライナ侵攻にしてもしかりです。穀物自給率とか、あと原油高騰、原油価格が相当高騰しております。これって旭市の農業に与える影響が物すごくあると思うんです、私。小麦が米シフト、恐らく世界中でそういうふうになるだろうし、あと原油が高騰すると、何ですか、野菜を施設農業というんですか、それを温めなきゃいけない、その灯油とか、どうするんだとかということになっちゃいますから、そうすると灯油が駄目ならバイオマスにするかみたいな、バイオマス発電にすごいお金をかけてみるとか、お金というか、バイオマス発電

に代替策というんですか、それを練ったりとかする。そういうことを考えると、旭市の特性を持ってすれば、必ずやですよ、ピンチをチャンスに変えられると私は思うんです。

そのためにぜひともこの目標を高く掲げて戦略を練るべきだと思います。なので、ちょっとしつこいですけれども、４万8,000人なんて人口目標とかって書かないで、そこをすごいスローガンに変えてもらえませんか、シール貼るだけでいいんですけれども。予算さっきこれで全部変えるとなったら九千何百万円とかとかかるということでしたけれども、市長いかがですか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　先ほど来おっしゃっている人口減少に歯止めをかける、もちろんこれはそうです。言葉をよく見ますと減少に歯止めをかけるということなんで、減少の曲線をなるたけ平らにしていくというような目標です。それでやって高く見積もって４万8,000人、かなり冒険的な数字だと私は思っています。

全国で人口が減少していく中で、移住者があふれて旭市だけが増えていくということは、ちょっと考えられないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　あの、それよく分かっています、現実的です。とても理屈では非常によく分かっているんです、私も、ただそれが戦略なのかということを言いたいわけですよ。４万8,000人、今６万4,000人いるのに４万8,000と出すのが戦略としてどうなのかということを言っているわけです。

これ夢も希望もないじゃないですか。３万8,000人になるところなんだけれども、４万8,000人ぐらいで止められるんだよ、私たちと、そういう会社潰れるかも分からないんだけれども、40％減ぐらいの売上げでとどまるんだよとかと、そう言っているようなものじゃないですか。

なので、ちょっと私、せっかく市長、チーム旭で頑張ろうと、もう言われているわけですから、私もチーム旭の一員だと思っているので、何かもう士気が上がるような、もうよそのまちから人口でも、人を取ってくるぐらいの勢いの、そういう戦略をちょっと期待したいわけですよ。分かりました。課長のおっしゃっていることは正論です。

マネジメントにいきます。もう時間が、私本当は、旭が一番をすごい長時間やりたかったんだけれども、旭が一番、市長とこの旭が一番のことを語り合いたかったんだけれども、ま

あいいや。総合戦略に沿ったファシリティーマネジメントの見直し、これをお願いしたいです。

総合戦略に沿ったというのは、私がずっと言い続けている、今の総合戦略じゃないですよ、新総合戦略、さっきファシリティーマネジメントの本来の目的みたいなものを課長のほうからご説明ございました。課長の文言にもありました、後ろ向きな計画に見えるかもしれないがみたいな、そういうことにどうしてもなっちゃうみたいな、それはそうだと思うんです。市民の命と安全を守らなきゃいけないですから。

もう古くなった施設をどうやっていくか、壊すのか、あるいは補修して長寿命化させるのか、その辺はもちろん後ろ向きな計画になりがちなんですけれども、そうするともう、そのファシリティーマネジメントがその課長のところだけじゃなくて、私は戦略的に考えると、ちゃんと企画とかも一緒に考えていかなきゃいけないことになっちゃうと思うんです。戦略として考えるとですよ。公共施設をこれからどうやっていくのかというのを戦略的に考えると、もう企画まで一緒になってつくっていかなきゃいけないことだと思います。

現に私、議員になってすぐに保育園の統廃合、これの何か表を出されたんですけれども、ここに持っておりますけれども、この保育園の統廃合も子どもが令和15年でしたっけ、そこまでにこれだけ少なくなるから、ここ、保育園なくすね、ここを民営化するねとかという、そういう計画なわけです。それが本当はそのファシリティーマネジメントということなのかも分からないんですけれども、私はそこに戦略を載せてほしいわけです。

ですから、ここまで減らないうちに、この保育園は民営化して、またその移住してくる人たちがこんな保育園があるんなら、ここのまちに住みたいわというような、そんな保育園をつくってみたらどうかという、そういうことを戦略に入れてほしいわけです。

あと、その保育園だけじゃなくて、公園とかテニスコートとか野球場なんか、そういうのもそういう戦略的な見方をしていただきたい。子どもを増やそうと思ったらですよ。もう４万8,000人になっちゃうんだから、もうしょうがないから、これこのままでいいやとかというんじゃなくて、戦略的に増やしたい、転入超過を望むんであったら、もっとおもしろいことに活用して、こんなに子どもの施設が充実していますよというふうな、そういうことにしなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

ちょっと市長、夢物語だなみたいに思っていらっしゃいませんよね。それ夢物語じゃないということを私、この日経新聞の記事で見つけました。「市原の過疎地ににぎわい、官民一体チームが活動拠点」、日経新聞これ市長も読まれたと思います。ちょっとご紹介しますね。

拠点の名称、これいいや、市原市ってまちも言わなきゃよかった。私、旭市だけをＰＲしたいので、ほかのまちのことはいいんだ。３月13日から運用を始める、この施設は老朽化のため取壊しが決まっていた市有の施設を急遽リフォームした。グランピングが契機で、こういった施設をつくったんですね。

廃校は過疎化の象徴のようだった……学校をこの施設にしたんです。廃校は過疎化の象徴のようだったが、グランピング施設に代わり、一転して地域の希望の場所になった。廃校で暗くなっていた、何とか一体の未来につながる活動だ。市としてもチームの取組に全面的に協力していく。これ本当もうここもチーム何ちゃらでやっているんですよ。

これ過疎地だと。過疎地をもう市もこの学校を廃校にすると決めていた。活用しようと思っていたところじゃないですよ。そこを廃校にすると決めていたところに、民間がぜひともこれを活用させてくれと言ってきて、こういう事業が行われて、ここがすごくにぎわっていると。この例ご紹介いたします。ぜひこういうことを考えていただきたいなと思って、企画にも、どうでしょうかね。

あと、今朝の読売新聞、５月内に全留学生が入国、10万人超えですって、５月で。日本に10万人の留学生入ってくるわけですよ。止まっていたのが入ってくるんです。それって公共施設じゃないんですけれども、空き家とかの利用にすごくいいんじゃないかなと私思うわけです。

きっともうよそのまちでは、旭市の周りのまちね。結構その空き家バンクとかなんかをつくっているとこもありますし、こういうのも虎視たんたん狙っていたんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっと出遅れたのがあるかなと思いますが、旭市もぜひとも空き家活用を今回の予算の中にもありましたけれども、もっと積極的にもっと大きく予算使って進めていただきたいと思います。

霞が関の無謬性について、無謬主義というのは、ちょっとご紹介したかったんですけれども、一旦決まった政策は状況が変わってもなかなか修正されないという、これ霞が関の無謬主義と言われています。中学生に無謬という言葉をちょっと調べてほしいんですけれども、漢字も難しいです。

これデータを使って政策効果を検証し目的に合う、臨機応変に政策を見直していくことはできないかということで、霞が関も行政改革部門、これが動き出しました。完璧を目指して誤りを正そうとしない、無謬主義から脱却できるかが問われていると。これ地方自治体にも同じことが言えると思います。ぜひともこれ脱却していただきたい。それをお願いいたしま

す。

もう決めちゃったことだから、これでいくんだというんじゃなくて、やっぱりチーム旭、チーム旭で市長、いろいろ市民の方の意見とか、私もそのチーム旭の一員として、ちょっと考えていただけたらありがたいなと思います。

すみません、本当は旭が一番の取組について一番時間を取りたかったんですが、市長からいろいろありがとうございました。私も同感でございます。住みたいまち、住み続けたいまちに、そういうまちを目指しているとことで、そうですね。

現状の取組では移住・定住ということで、本当に移住に関しては、私ももっともっと戦略的にやっていただきたいなと思います。目的は同じですものね、旭の一番をたくさんつくって発信して、人口の流入、転入超過を狙う、そういうことでよろしくお願いいたします。

要望なんですけれども、市民アイデアを活用していただきたいんです。私、市民の方から、うんていね、日本で一番長いうんていを造ったらどうかなんて、真剣な顔して言われたんですよ。いいなと思って、ここのお隣に広い芝生あるじゃないですか。それで、そういうのすごいもう全国的に有名になるなと思って。

そういった市民アイデアを活用するために、ぜひとも市民の方にアンケートを取っていただきたい。「あなたが思う旭の一番って何」「あなたが一番にしたい、旭のことって何」とか、そういうことをアンケートを取っていただくと、これ、マスコミ飛びついてくると思うんですけれども、どうでしょうか。

あともう一つ、インターンシップを導入していただきたいです。先日ＮＨＫの報道でもございました。慶應大学の学生が休学してインターンシップで東京から田舎に、このまちの名前も言いません、私そこを宣伝したくないから。そこに住み込んで、１年間ですね、まちおこしを手伝っているんですよ。こういうのって「コロナの時代だからこそ」というふうに彼女は言っておりましたけれども、旭市もぜひこういうインターンシップを活用していただきたい。導入、いかがですかね。これ、お答えいいです。私、言いたいこと全部言わなきゃいけないから。

まちづくりに必要なのは、よそ者、若者、ばか者と言われますね。これつまり強力なエネルギーを持つ若者、旧来の価値観の枠組みからはみ出たばか者、組織の外にいて従来の仕組みを批判的に見るよそ者、これがまちづくりに必要なので、このあたり導入をご検討ください。

ちなみに私の思う旭の一番、常世田議員の有機栽培日本一、これを目指したい。これ本当

に夢あふれる日本一、私は有機栽培のものを本当にもう30年も、もっと前から食べているんです。那須高原なんかから取り寄せちゃったりなんかして、でも旭市はそれが手に入るんですよ。

昨日ローマ法王の話がありましたけれども、私たち旭市女性議員は伊藤房代議員の引率で假屋崎省吾さんところ11日に行ってきます。手土産は常世田議員の作られた無農薬米です。假屋崎さんは無農薬野菜でご自分で調理されるんですね。なので、市長ごめんなさい、先に假屋崎さんのところ行っちゃいますね。

あと、ほかにも島田議員も取り上げられたさっきも言いましたけれども、バイオマスのことね、バイオマス発電日本一。これ私、日本一になったらいいなと思います。あと、先ほども触れましたけれども、永井議員が昨日言われたふるさと納税日本一。企画課長も持っていけるんじゃないかなと言われた、それ。私も日本一にぜひともなってほしいなと思います。

あと、フードロスが一番ないまち。これ人口割合ですけれどもね。食のまち旭市ですから、これ、ここを狙うのすごくいいと思います。あとビーチを活用してハワイみたいなウエディング、結婚式の一番多いまち。結婚式、一番多くあのビーチで挙げていただけると、これも人口割合ですけれども、人口比か。

あと、太平洋に面した砂浜の一番きれいなまち。これは予算にもありますけれども、きれいなまちをつくるということで、クリーンアップとか、そういうところにお金、予算配分してありますけれども、私、もっとここには予算をかけるべきだと思います。観光といったら、やっぱりきれいなまちにしか誰も来ませんから、一番きれいなまちを目指していただきたいなと。波打ち際まで車で入れる距離の一番長いまち。これ多分旭市しかないと思うんですよね。

あと、パラリンピック３大大会メダル獲得した人が一番多いまち、ちょっと難しい、これ。難しいというか文言が難しいだけで、そういう方がいらっしゃるんです。豚肉を１人が購入するのが一番多いまち。これ今回宮崎市が取って代わりましたね、宇都宮市からね。そういったことも起こるわけです、やりようによっては。

その他いろいろございます。芸術家の一番多いまち、本当旭市って芸術家の方は多いんですよ。これ人口割合にして、一番多いまちにできるんじゃないかなと思いますね。あとウクライナ難民を一番受け入れたまち。これは実は先ほど伊場議員がウクライナ移民のことを時間がなくて言えなかったと言われて、私もこれ大賛成なので、伊場議員は実はもうウクライナのほうに寄附もしていらっしゃるんですよ。なので、そのウクライナ移民を一番受け入れ

たまちなんて言ったら、本当もう日本中の、世界の話題になると思います。

こうして見ると一番になれる要素が一番多いまちが旭市だと思います。市長、チーム旭、一緒に頑張りましょう。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　房　代

○議長（木内欽市）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇ください。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和４年第１回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて４点の質問をさせていただきます。１点目、新型コロナウイルス感染症対策について、２点目、家畜防疫対策について、３点目、子育て支援について、４点目、投票しやすい環境づくりについて質問させていただきます。

まず１点目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

（１）３回目ワクチン接種について質問いたします。

政府は４日、新型コロナウイルス対策本部を開き、18都道府県でまん延防止等重点措置を21日まで延長することを決めた。感染力の強い変異株による第６波はピークは過ぎたと見られるが、感染者数の減少ペースは鈍化傾向、重症化リスクが高い高齢者施設や子どもがいる家庭内での感染はなお続いており、行動制限の長期化が懸念される。

延長するのは、東京都、大阪府のほか、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、香川県、熊本県。

県内で５日、新型コロナウイルスに感染した15人の死亡と3,584人の感染が新たに判明した。１日の感染者数が3,000人を上回るのは12日連続、小学校や高齢者施設などで新規クラスター感染者集団が計10件確認されました。旭市でも感染者数が５日現在、1,540名が報告されています。

第６波収束の鍵となる重症化しやすい高齢者の感染を防ぎ、医療逼迫を招かないためにも、新型コロナワクチンの３回目接種を加速化させる必要があります。

旭市では現在、３回目、コロナワクチン接種は、どの程度進んでいるのでしょうか、質問いたします。

（２）小児へのワクチン接種について質問いたします。

新型コロナワクチンの５歳から11歳の子どもを対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種が、２月末から全国の自治体で順次スタートしています。大人と違い接種の努力義務は課されていないが、国内の５歳から11歳の感染者は現在、比較的軽症の患者が多いことなどが理由だが、予防接種法上の接種勧奨は適用されている。国として有効性・安全性を踏まえて接種を勧めていることには変わりはない。したがって、国や自治体は希望者が接種を受けられる体制を整える義務を負っている。

そこで、旭市での５歳から11歳までの新型コロナワクチン接種の状況について質問いたします。

（３）事業復活支援金について質問いたします。

中小企業庁は、新型コロナウイルスの感染拡大で売上げが減少した事業者を対象に最大250万円を支給、事業復活支援金について１月31日から申請受付を開始する。2021年度補正予算に同支援金の財源として２兆8,032億円を盛り込んだ。業種や所在地を問わず、事業者を幅広く下支えする。30％以上減も対象にとありますが、その詳しい内容について質問いたします。

（４）臨時特別給付金について質問いたします。

長期化するコロナ禍を受けた生活支援策として、住民税非課税世帯と家計が急変した世帯への１世帯10万円給付が各市町村で始まりました。2021年度補正予算で事業費１兆4,323億円が確保されました。

対象は、①世帯全員の2021年度分の住民税均等割が非課税、②2021年１月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となったのいずれかに当てはまる世帯です。受給には手続きが必要となります。現在、旭市では対象者の人数と申請状況について質問いたします。

（５）小学校休業等対応助成金について質問いたします。

子どもが新型コロナにかかったり、濃厚接触者になったり、また小学校などが休校となって、お父さん、お母さんが仕事を休む場合に使っていただく制度ですが、小学校休業等対応助成金・支援金について、その内容について質問いたします。

２点目、家畜防疫対策について。

（１）豚熱（ＣＳＦ）対策について質問いたします。

昨年、千葉県内で12月25日、豚熱が発生した。宮城県の養豚農場から豚などの移動が確認された県内５市町、６農場の豚、計192頭が殺処分されましたが、また、野生イノシシの感染を防ぐ対策、イノシシの防護柵、広域フェンスで出入りできないようにするなど、豚熱（ＣＳＦ）対策について質問いたします。

（２）ワクチン接種について。

豚熱ワクチンの接種状況について質問いたします。

（３）消毒について。

消毒はどのように徹底されているのか、質問いたします。

３点目、子育て支援について。

（１）入学祝い金の支給について質問いたします。

小・中学校に入学するときに、入学祝い金の支給ができないか。小学校入学のとき、３月就学健診のとき頂けるとありがたい。また、中学入学のとき、支度するのに自転車や体操服、制服などそろえるのに20万円ぐらいかかり大変。入学祝い金の支給があると本当に助かるとのこと、ぜひ小・中学校入学時に、市として入学祝い金の支給はできないか質問いたします。

（２）子ども医療費助成について質問いたします。

現在、高校３年生までの医療費は助成されていますが、中学３年生までは自己負担で済みますが、高校生になると償還払いで、一旦は立て替えないといけない。高校生になると部活などでけがもする、金額も大きい。一、二か月後にお金が入るので、大変なので、子ども医療費助成が自己負担で済むようにできないか質問いたします。

（３）サイズが合わなくなった体操服などの再利用、おさがりシステムについて質問いたします。

体操服など、中学に入ると子どもの成長が早いので、すぐに着られなくなってしまい買いそろえるのが大変、おさがりシステムがあると、ハーフパンツなども学年が合えば回せる。一式そろえると大変なので、ぜひおさがりシステムの導入はできないか質問いたします。

（４）学校給食費の完全無償化について。

現在、昨年10月より本年３月までの半年間、学校給食費が免除になりました。保護者の皆様から大変に喜ばれています。本当に助かりますとの声をいただいています。ぜひ新年度４月から小・中学校の給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

４点目、投票しやすい環境づくりについて。

（１）投票率向上のための取組について質問いたします。

現在、旭市は投票所が19か所、以前は36か所あり投票所が近くにあり高齢者の方も１人でも投票に行くことができましたが、現在は大変に不便を感じています。

そこで、移動式の期日前投票所を導入してはと考えます。投票箱や記載台を載せた自治体のワゴン車やバスが各地域を回り、有権者が乗り込んで投票する仕組み。

総務省によると、平成28年の参議院で島根県浜田市が初めて導入。投票所までの足に苦労する高齢者らの投票機会を確保する手段として活用が進み、令和元年７月の参院選では全国33市町に広がった。昨年の衆議院選でも導入する自治体が多いという。ぜひ旭市としても、移動式期日前投票所を導入してはと考えます。いかがでしょうか。

１回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　私からは、１項目めの新型コロナウイルス感染症対策についての（１）と（２）についてお答えいたします。

初めに、（１）３回目ワクチン接種についてお答えいたします。

３回目のワクチン接種は令和４年２月１日より65歳以上の高齢者から順次接種を開始いたしました。接種会場は総合体育館メインアリーナ１か所で、接種規模は午前・午後、各250から350人、１日最大700人程度を予定しております。

使用するワクチンは交互接種が認められておりますので、１、２回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製または武田／モデルナ社製のワクチンを使用します。

対象者は18歳以上で、１回目、２回目接種を完了してから、高齢者は６か月以上、64歳以下は７か月以上経過した市民で、約５万人を予定しております。

３回目の接種状況について申し上げます。３月６日現在、65歳以上の方の接種人数は１万2,456人で、65歳以上の対象者に対して65％、18歳以上64歳以下の方の接種人数は4,630人で、接種対象者に対して14.7％となっております。自治体の予約枠に余裕がある場合は、高齢者の接種と同時に一般の方についても６か月の接種間隔が空けば接種を行えるようになりましたので、３月接種分から予約日を通知する際に、２回目の接種から６か月経過していれば、前倒しで接種の変更が可能とお知らせしております。市としましても、できるだけ３回目の接種を加速してまいりたいと考えております。

次に（２）小児ワクチンの接種についてお答えいたします。

小児ワクチンの接種は、令和４年３月21日より旭中央病院東体育館で小児科専門医のご協

力をいただき実施する予定です。

対象者は５歳から11歳の方で、平成22年４月２日から平成29年４月１日までの方です。

ワクチンはファイザー社製の小児用ワクチンを使用し、３週間の間隔を空けて２回接種となります。接種は月曜日から金曜日の夕方、１日約60人を予定しております。

優先接種の対象といたしましては、慢性の呼吸器の病気や心臓病などの基礎疾患のある方と、令和４年４月に小学校６年生になる方としました。２月17日に対象者3,420人に接種券を送付し、２月21日から電子申請で申込みを受け付けております。２月28日現在の申込件数は1,429件です。

以上になります。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私から大きな項目１、このうちの（３）と（５）につきましてご説明をいたします。それぞれの制度の内容ということで、まずはご回答をしたいと思います。

まず（３）でございます。

事業復活支援金は新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中小企業、フリーランス、農業者を含めた個人事業者などに対して、新規規模に応じた給付金が国から支給されるものでございます。

対象者は2021年11月から2022年３月のいずれかの月の売上高が2018年から2021年までの任意の同じ月の売上高と比較して50％以上減少、または30％以上50％未満減少した事業者になります。

支援金額につきましては個人事業者の場合は減少率50％以上で最大50万円、減少率30％以上50％未満で最大30万円であります。法人の場合は減少率50％以上で最大250万円、減少率30％以上50％未満で最大150万円が支給されます。

申請期間は令和４年１月31日から５月31日までとなっております。

続きまして、（５）こちらも助成金と支援金という事業名がほとんど同じなんですが、こちら２本ということでご説明をいたします。

まず、小学校休業等対応助成金、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症によりまして、小学校等の臨時休業等に伴いまして、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を国が支給する制度でございます。

次に、小学校休業等対応支援金、こちらにつきましては委託を受けて個人で仕事をする方向けの制度となります。小学校等の臨時休業等に伴いまして、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった保護者へ支援金を支給するものでございます。

これらの制度は令和２年２月の休暇から対象として実施されておりますが、現在は令和４年１月１日から同年３月31日までの休暇に対して申請の受付を行っております。申請期限は令和４年５月31日となっておりますので、お早めに申請をお願いしたいと思います。

なお給付金額につきましては、休暇取得期間や地域に応じまして、助成金は最大日額１万5,000円、支援金は最大日額7,500円となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　隆）　１の（４）臨時特別給付金の対象者の人数と現在までの申請状況についてお答えいたします。

まず、対象者数でございますが、非課税世帯として給付の対象となる件数は5,236世帯となります。これらの世帯には、いわゆるプッシュ型の確認書を送付いたしました。

次に、支給の状況ですが、３月８日現在の支給決定の件数は3,967世帯、支給決定額は３億9,670万円となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（多田一徳）　農水産課からは、大きな２番、家畜防疫対策について、３点お答えさせていただきます。

まず、（１）の豚熱対策について。

野生イノシシの対策としまして、市の有害鳥獣駆除事業として地元猟友会に業務委託し捕獲を進めております。また、県でも令和元年度から旭市、銚子市、成田市、香取市、印西市、東庄町を捕獲重点エリアに定め捕獲作業を実施しております。

イノシシの防護柵については国の補助事業を活用し、野生動物が農場へ侵入を防ぐ防護柵、さらには防鳥ネットの設置を進めております。養豚農家はこの補助事業を活用して、農場の敷地境界線上に防護柵の設置や、堆肥舎や畜舎の開口部に防鳥ネットを設置し対策を講じております。

続きまして、（２）ワクチン接種について。

豚熱対策のため千葉県が令和２年度からワクチンの接種を継続して実施しております。接種回数は６か月程度で出荷される豚は生後１回の接種で済みますが、６か月以上飼育する繁殖用の豚などは１回目の接種後、６か月後に２回目を接種し、その後は１年ごとに接種することになります。市はこのワクチン接種に係る手数料に対し補助を行い、養豚農家を支援しております。

続きまして、（３）消毒について。

消毒の徹底につきましては、家畜伝染病予防法の中で家畜を飼養する者が守るべき基準として飼養衛生管理基準が定められております。重要なのはウイルスを農場に入れない、持ち込まないことであり、畜産農家は農場の入り口に消毒ゲートや動力噴霧器などを設置し、車両の消毒を実施しております。農場内では手指の消毒や靴底の消毒などを実施し、農場の周囲には消石灰を散布するなどしております。

また、匝瑳市での鳥インフルエンザの発生に伴い、蔓延を防止するため１月26日からひかた市民センターに千葉県が消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施しました。消毒は養鶏に限らず養豚などの畜産関係車両全般で、２月17日までの23日間で延べ356台が利用をしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正）　私からは、大きな３の（１）と（３）（４）についてご回答いたします。

まず（１）入学祝い金の支給についてでございますが、本市ではこれまで様々な事業により子育て支援策を実施してまいりました。入学祝い金の支給につきましては、ストップ少子化大作戦と銘打った各種支援事業を行う中で、具体的にこの事業の効果や人口増につながる、あるいは転入につながるような施策かどうかを検討した上で、実施について考えてまいりたいと思います。

次に（３）おさがりシステムについてですが、現在、中学校の制服・体操服等の再利用につきましては、民間事業者、ＮＰＯ法人、ボランティア団体や社会福祉協議会などが主体となり、不要になった制服や体操服などを回収し、希望者に提供する取組が全国的に行われております。

市ではこのような事業は行っていませんが、これまで一部の中学校では、卒業生や在校生の保護者から不要になった制服や体操服などを学校に寄附していただき、希望するご家庭の

保護者にお譲りした例がございました。

今後もこのような制服や体操服などを再利用する取組については、各学校の実態に応じて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、（４）学校給食費の完全無償化についてです。

学校給食費につきましては、多子世帯への免除、市独自での経済対策として給食費全額免除を実施し、保護者負担の軽減を図っており、県内の他市と比較しても子育て支援の観点からは対象となる世帯へ支援が十分に図られているものと考えております。

給食費の完全無償化につきましては、財源確保と次世代を担う子どもたちが将来その負担をすることのないよう配慮する必要がございます。

今後、コロナ禍の景気の動向や財政状況により、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　（２）子ども医療費助成について（支払い方式について）回答いたします。

議員おっしゃる自己負担とは、受給権により無料または300円の窓口負担で済む現物給付のことだと思います。

ゼロ歳から中学３年生までの助成方法の現物給付につきましては、千葉県が事業を実施する市町村からの委任を受けて、千葉県医師会等の医療機関及び保険薬局との間で取扱いに関する契約書を締結しております。また、県が千葉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金千葉支部との間で取り交わしている契約の中で、現物給付の対象者を中学３年生までとしているところです。

令和３年８月１日現在、千葉県内において、中学生までを対象として医療費を助成している市町村の割合は100％で、高校生等までを対象としている市町村の割合は43％にとどまっております。そのため県は高校生等を対象とする現物給付の契約を医療機関や保険薬局と取り交わすまでには至っておりません。

市としましては、今後も県への現物給付対象者の拡充の要望を継続し、使いやすい制度にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（宮内敏之）　それでは４の投票しやすい環境づくりについて、その１（１）投票率向上のための取組のうち、移動投票所は導入できないかというようなご質問に対してご回答申し上げます。

現在、市では当日の投票所19か所のほかに期日前投票所として本庁舎のほか、海上、飯岡、干潟の各地域に１か所ずつ、計４か所の投票所を設けております。

移動投票所の開設につきましては、二重投票の防止のための新たな期日前投票システムを導入する必要があり、システムのほか通信環境の整備など、経費のほうがかかるようなことが見込まれております。経費の面と投票者の利便性向上を総合的に検証する必要がありますので、現在、移動投票所の開設は予定していないところでございます。

引き続き投票率向上のため投票者数の推移や、国・県の動向、他市の事例などを注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、３時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時２６分

再開　午後　３時４０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、何点か再質問をさせていただきます。

１点目、新型コロナウイルス感染症対策についての（１）３回目ワクチン接種について、再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の猛威は、保育現場も直撃しました。職員が濃厚接触者となって出勤できず人手が確保できなくなる場合もあります。保育所は感染対策に取り組んでいるものの子どもとの接触は避けられず、乳幼児はマスクの着用が推奨されないなど限界があります。職員に対する３回目のワクチン接種の優先順位はどのようになっているのか質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一）　職員へのワクチン接種の優先順位ですが、保育士、教職員につきましては、今月から２回目接種完了後６か月経過した方から優先接種を開始しております。３月５日土曜日には保育士、教職員向けに日程を設定し接種をいたしております。今後も随時優先接種とし進めてまいります。

以上になります。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。

それでは、１点目の新型コロナウイルス感染症対策の（３）に移ります。

事業復活支援金について再質問させていただきます。

これまで時短要請などに伴う協力金を受け取った事業所も申請することが可能なのか、また、30％以上50％未満の上限額で申請した後に減少額が50％以上になった場合、追加申請が可能なのか質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうからこの事業の関係でございますが、まず時短要請などに伴う千葉県感染拡大防止対策協力金を受けた飲食店や、国の一時支援金、あるいは月次支援金を受けた方でも今回の事業復活支援金は申請することができます。

ただし、千葉県感染拡大防止対策協力金を受けた方については、基準月の売上高にその月の協力金を含めて計算をしていただく形となります。

次が給付を受けた方で、当初の申請より後の減少率が大きくなった場合、支援金の差額分を給付する追加申請の受付が予定されています。受付開始日や手続きなどの詳細は６月以降、国から示されると予定されております。こちら５月31日の申請が終わりましたら、国、あるいは経済産業省のホームページ等で出ようかと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　分かりました。

それでは（３）の事業復活支援金の再々質問をさせていただきます。

インターネットからのオンラインで受け付けるオンラインの申請が困難な人のために、補助員が申請の入力支援を行うサポート介助を全都道府県に設置するとあります。その内容に

ついてお伺いいたします。

また、事業復活支援金についての相談窓口について、商工観光課でも相談に乗っていただけるのか質問いたします。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、事業復活支援金の申請は、議員おっしゃるとおり電子申請のみの受付となっております。ご自分で申請を行うことが困難な方のための申請サポート会場というものが設置をされております。県内におきましては千葉市と松戸市、この２会場となっております。

なお、市におきましては、今のところ皆様方のサポートは行っておりません。ただ、電子申請の方法が分からないなどというようなお電話、あるいは来客者に対しましては、国の申請サポート窓口の連絡先、あるいは協力していただいております商工会等の窓口を紹介しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。ぜひ親切に丁寧に窓口でしていただければ幸いです。私のところにもよくそういう相談来ますので、また行ったときには、ぜひ相談に乗っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１点目の（４）の臨時特別給付金についての再質問させていただきます。

非課税世帯として給付の対象となる件数と支給の状況は分かりました。

②の新型コロナウイルス感染症の影響で2021年１月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯は、申請書の記入に加えて収入額を確認できる添付書類の提出も必要です。気軽に相談できるような体制を整えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名　隆）　令和３年１月以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった家計急変世帯に対する給付については、社会福祉協議会の特例貸付や生活困窮者自立相談支援の相談窓口、社会福祉課の生活保護申請の相談窓口などでも制度の案内をしております。

また、市役所本庁舎１階には給付金担当窓口を開設しておりますので、こちらでも気軽に相談できるようになっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。なかなか相談に行きづらいというものもあるようですので、ハードルがどうも高いという方もいらっしゃるようですので、ぜひその辺はよろしくお願いいたします。

あと、３番目の子育て支援、４番目の投票しやすい環境づくりまでは、これは再質問というよりは要望して終わらせていただきたいと思います。

まず、入学祝い金の支給でございますが、やはり４人お子さんのいらっしゃるお母さんから、中学のとき支度するのに自転車や体操服・制服などをそろえるのに20万円ぐらいかかるんですということで、ぜひ小学校入学に合わせて入学祝い金も、出産のお祝いだけではなく、その節目節目でこれからお祝い金というか、入学祝い金を支給できれば、これはこれから検討していただければと思いますので、次に移ります。

（２）の子ども医療費助成についてでも、やはり高校生になると部活などで本当にけがもし、金額も大きく立て替えるのがやはり大変だというお母さんからの、これも要望なんですけれども、やはり４人いらっしゃるお母さんからなんですけれども、ぜひ中学３年生、高校生までになったのは本当にありがたいんだけれども、高校生まで自己負担で済めば、こんないいことはないということで、うれしいんだけれども、ちょっとその辺も改善していただければということでありましたので、そちらのほうも要望をさせていただきます。

またその（３）のサイズが合わなくなった体操服などの再利用、おさがりシステムについても、ＳＤＧｓの観点からもこれから対策やら、また制服やら、いろいろ再利用してやっていかかれたらと思います。過去にしていた、やっていらっしゃった学校もあるということですので、これからその辺もできるところから実施していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、（４）の学校給食の完全無償化でございますが、これなんかも毎度毎度の質問になりますけれども、根強くこちらのほうも実現できるまで、私としてもしっかりできればと思いますので、こちらのほうもまた要望していきたいと思います。

それから、４点目の投票しやすい環境づくりについてのこの投票率向上のための取組ということでございますが、こちらも本当に高齢になってきた皆さんが、本当に今までは１人でも投票所に行かれたんですけれども、もう距離が遠くてとてもできない、行かれないということで、投票所に行くのを断念してしまうというケースもございますので、市挙げてこれは、今すぐではなくても、ぜひ必要ではないかと思いますので、これからぜひ市としても考えて

いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。伊藤房代議員は自席へお戻りください。

なお、先ほど商工観光課長より、議案質疑の発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

○商工観光課長（加瀬博久）　では、私のほうから、３月４日に開催をいたしました議案質疑の中で、議案第11号、展望館の関係でございます。こちら令和５年度より指定管理を設けるという発言をさせていただきました。

その業者の選定方法はということで、戸村議員からのご質問に対しまして、入札で決定という発言をしましたが、プロポーザルということで訂正をしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（木内欽市）　以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市）　本日はこれで散会します。

なお、次回は22日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時５２分

令和４年旭市議会第１回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和４年３月２２日（火曜日）午前１０時開議

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　事務報告

第　４　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　常任委員長報告

日程第　２　質疑、討論、採決

追加日程第１　発議案上程

追加日程第２　提案理由の説明

追加日程第３　質疑、討論、採決

日程第　３　事務報告

日程第　４　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	八木幹夫
保険年金課長	穴澤昭和	子育て支援課長	多田英子
高齢者福祉課長	赤谷浩巳	商工観光課長	加瀬博久
建設課長	浪川正彦	都市整備課長	栗田茂
上下水道課長	宮負亨	教育総務課長	杉本芳正
体育振興課長	柴栄男		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市）　議案第１号から議案第21号、議案第25号の22議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第１、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　菅谷道晴　登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴）　おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日、本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計の予算の議

決について、議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第21号、市道路線の認定及び変更についての９議案でございます。

去る３月14日午前10時より、議会委員会室において、議案の説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

空き家等改修解体補助金で、改修補助金申請が１件、解体補助金申請が１件の見込みとのことですが、先着順なのかとの質疑では、次年度はそれぞれ１件ずつをめどに国に要望していきます。要件を満たした場合に、先着順で考えているとの答弁がありました。

また、観光事務費の旭市観光物産協会補助金の目的や業務内容はとの質疑では、観光物産協会補助金の主なものは職員４名の給料。目的は、平成27年５月に市の観光物産協会を設立したが、当初あった旭と飯岡の観光協会を合併すると同時に、観光協会がなかった海上と干潟のほうにも声をかけ、観光等の振興を図るため会員を募り現在に至っています。現在の会員数は152名、仕事内容は、各イベントの実施、各ホテルへのおもてなし事業、地方に出向いての旭市の観光のＰＲ等を行っています。また、袋公園の桜まつりの事務局や七夕市民まつりの実行委員会等にも参加しているとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

飯岡刑部岬展望館は、どのような経緯で県から移譲を受けたかとの質疑では、県では行政改革の一環として、平成28年７月に新たな公の施設の見直し方針が決定されたが、その中で、展望館は移譲や廃止を含めて検討する施設の対象となりました。平成30年２月に、市への移譲を前提として協議が申し込まれましたが、重要な観光施設であることから、不具合箇所の改修工事の実施を条件に、無償譲渡により受け入れることとしましたとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和４年３月22日、建設経済常任委員長、菅谷道晴。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　宮内　保　登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内　保）　おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において本委員会に付託されました議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、専決処分の承認についての９議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

日本一身近な海づくり推進事業とはどのような事業かとの質疑では、令和４年度から行う新規事業で、旭市の海岸を地域振興のツールとして位置づけ、１年を通じて海岸を楽しめるような環境を整備し、市内外を問わず交流を通じた移住定住を目指すもので、季節を問わず通年で幅広い人が楽しめるような海岸でのレクリエーション活動の企画運営や、ＳＤＧｓの目標である、14「海の豊かさを守る」を達成するために、ビーチクリーン活動や海を使った事業など、小・中学生の教育につながる事業の展開を考えているとの答弁がありました。

また、育英資金の給付事業について、評定平均3.5が国の基準とのことだが、評定の枠を設けないで実施している自治体もあるが、例えば非課税世帯や生活保護を受けている世帯、特定の分野で優れている場合で、一概に評定で判断しないで募集することを考えていないのかとの質疑では、申請に対し育英資金給付選考委員会を開くが、その中で成績以外に、家族の状況や収入状況もあり、委員のほうで意見があれば給付の対象にする。成績に関係なく、

スポーツ、また文化活動において顕著な活動をし、今後の活躍が期待できるものについては給付の対象とするとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブの利用率は、また、働くお母さんなどにモニタリングはやっているのかとの質疑では、放課後児童クラブの利用率は、全学年の在籍児童数3,022人に対し、クラブ利用児童は732人で24.2％、また、今現在利用している保護者にアンケートを実施して、現在取りまとめをしているところとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

複数の施設を一括して、一つの事業者に指定管理するとのことだが、施設ごとの特性を分けて管理者を分けたほうがいいのではとの質疑では、施設によっては人気のある施設、そうでない施設がある。施設を複数の事業者に分けて指定管理した場合、人気のない施設は手が挙がらない可能性もあるため、一括で考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号、議案第18号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認するべきものと決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和４年３月22日、文教福祉常任委員長、宮内保。

○議長（木内欽市）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。

議員の皆さんには、最終日の議会、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議において本委員会に付託されました、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制

定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

シティプロモーション推進事業で、旭市出身の芸人などのインフルエンサーや、芸能人を積極的に使っていく計画はあるのかの質疑では、来年度はロケツーリズムの推進を考えているが、映画やドラマにかかわらず、様々なロケ地として積極的に受け入れることで、本市出身の芸能人に限らず、多くの芸能人がその作品に出演することが本市のＰＲにつながることを考えているとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊の事業計画と申込予定者数はとの質疑では、この制度は、都市地域から過疎地域へ住民票を移動して生活の拠点を移した者を隊員として委嘱して、１年から３年程度その地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売、ＰＲ等の地域おこし支援隊や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、最終的に３年を過ぎたら旭市への定住を図る制度。今年の10月に移住サポート相談センターを設置する予定だが、そのスタッフとして地域おこし協力隊を活用する。４月から採用を開始するが、１名の採用を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第16号の主な質疑について申し上げます。

おひさまテラスの設備は誰の所有なのか、使用料金収入は旭市に入ってくるのか、また、外から人を呼び込むのがそもそもの目的なので、市外の人へのコワーキングスペースなどの使用料の減免措置を設ける予定はとの質疑では、備品は市の所有、使用料は指定管理者による利用料金制を取っており、指定管理者の収入となる。都内などのコワーキングスペースと比較してかなり安い料金設定となっているので、市外の人の減免措置は考えていないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁について申し上げましたが、審査の結果、別紙の報告書のとおり、議案第１号、議案第16号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和４年３月22日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員の松木源太郎です。

令和４年、2022年第１回定例会に当たり、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決についてに反対の討論をいたします。

地方自治体の予算は、国の財政計画によって大きく方向づけられます。したがって、来年度、令和４年度の旭市の予算も、地財計画により大きく影響されます。

岸田自公政権は、16か月予算（補正＋新年度）と言い、新年度予算の基本方針について、「16か月予算の考え方で経済対策の裏づけとなる今年度予算と一体として編成する」と確認。これに合わせて新年度の地方財政対策が公表されました。この中で補正予算は、政府の個人向け現金給付案では、コロナで困窮している人への支援が住民税非課税世帯に限定され、「困っている人」に届かないこと、「事業復活支援金」の予算規模は2.8兆円と、持続化給付金の実績5.5兆円の半分にすぎず、しかも、昨年１月から10月の時期の売上げ減少が対象とされていないため、抜本的見直しが必要です。

看護師、介護士、福祉士などの賃上げ、「待遇改善」の不十分さ、過去最大の軍事費などの問題もあり、予算をコロナで苦しむ暮らしに充てるべきであります。

令和４年度当初予算案は、コロナ禍の中で病床削減をさらに進めることを前提に、診療報酬の削減や10月からの75歳以上の高齢者医療費負担の２倍化など、社会保障費の自然増を

2,200億円も削るコロナ対策に逆行する予算となっています。

そこで、自治体が直接関わる地方の財源はどうか。地方の一般財源は、地方税、地方譲与税がプラス8.4%、地方交付税がプラス3.5%、一般財源総額でプラス1.1%です。このことは、旭市においても対前年比で市税3.5%プラス、地方譲与税12%プラス、地方交付税5.7%プラスで、歳入において、市税を除いても1.7%の増になっていることからも、令和４年度の予算は、住民要求をかなえる支出に大いに可能な内容となっています。

令和３年度から令和４年度にかけては、地方財政においては、全体として財源に余裕があり、令和２年度の繰越金20億円と令和３年度の繰越金予定を合わせると約40億円の繰越金で、180億円の財政調整基金を少し取り崩せば市民の要望に応えられる事業がたくさん実施できるのが、令和４年度の旭市の経理状況と言えます。

そこで、市長に問いたい。なぜ国保税の均等割の上乗せができないのか。3,000万円あれば、就学児までの均等割無料化ないし半額への減額などがかなうのであり、２億3,000万円で給食費の無料化が可能です。人口の少ない自治体ができて、なぜ旭市のような人口が６万を超える自治体にはできないと決めつけるのか。デマンドタクシーも同じです。営業区域があるとか偏りが出るというなら、順番で地域を変更して、平等にお客が来るようにタクシー会社と協議すれば済むことです。なぜこのような工夫をして住民の要求に応えないのか、私には不思議に思えます。

さて、一般会計予算のうち幾つかの事業について検討したいのですが、市長の施政方針並びに提案理由なる文書について感想を述べたい。

１、はじめに、２、総合戦略、３、予算編成方針、４、提案理由、５、結びにと項目がありますが、まとまりがなく文章が明瞭でなく、何を言いたいのかまとまりがなくて、その真意がつかめない悪文です。これでは、市長が何をやりたくて市長になり、何を実施しようとしているのかさっぱり分かりません。

その中で取り上げている生涯活躍のまち構想ですが、この事業が７年の歳月でやっと完成したとのことですが、旭市のホームページ出てくる資料によると、3.5ヘクタールの農振法解除の手続きを手伝い、建設費には約５億円を提供し、開設後は年間3,800万円の賃料を30年間支払い、総額11億4,000万円、年間9,700万円の指定管理料を支払って、おひさまテラスの使用料はイオンタウン株式会社の収入になるという大変事業者が有利な条件ですが、これで旭市に住む人が増えたり、まちが活性化するのでしょうか。

さらに、大和ハウスが住宅を建て、株式会社楽天堂が特別養護老人ホームを、社会福祉法

人を設立して数年後に参加するそうです。これで本当に人口増を見込めるのですか。人口増の計画なら、過疎地指定を受けた旧干潟町地域に、都会からの移住者が住めるような民家を改修して提供する計画を立てたほうがよっぽどよいと思います。

これは見解の相違ではありません。市がやるべきことは、有利だと言って過疎債を利用して物を造るのではなく、この機会に旧干潟町地域をどう活性化するか、市役所がプロジェクトチームをつくってじっくりと検討して研究することです。

県立図書館を半分借りて市立図書館にしてみたり、飯岡の刑部岬展望館を譲り受けたりと、市政が計画もなく、県や他の機関が要らなくなったものをただでもらって費用をかけて利用している状況は、市としては異常なものです。

個々の事業について細かく指摘したい点は多々ありますが、まず市政を運営する基本部分がしっかりしていないことから、議決に賛成することはできません。

以上。

○議長（木内欽市）　続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　戸村ひとみです。

令和４年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場で討論いたします。

今日は真冬に戻ったような天気になりました。でも、あと10日もすれば桜も咲き、令和４年度が始まります。令和４年度予算は、令和２年度から始まった第２期総合戦略のまさに折り返しの予算、第１期総合戦略から数えると７年間の予算執行の検証の下に組み立てられた予算編成になります。

私は、今議会、旭市議会議員になって初めての一般質問で、旭市総合戦略について聞きました。旭市がどこを目指して、どういう施策を持ってそこにたどり着こうとしているのか、そして、その戦略が果たして人口減少を食い止めることができるのか、また、予算がその戦略を遂行するためにうまく組み立てられているのかを見極めるためです。

今、日本の多くの地方自治体は、転出超過にあえぎながら、どうやったら人口減少を食い止められるのかを模索しています。しかし、そんな中でも、まちの優位性や特異性を武器に転入超過を勝ち取る自治体は、千葉県内でも複数あります。

さて、我が旭市はどうでしょうか。私の一般質問の答弁でも明らかになりましたが、将来人口目標を下回る減少結果が示すように、いまだ転出超過を改善することができずにいます。

では、この旭市を転出超過から転入超過に流れを変えるにはどうしたらいいのか。私は、

都市間競争に勝つための戦略が必要だと思います。ほかのまちにはない旭市の優位性をさらに優位にするために予算を割き、数々の施策をそこに集中する、そうするべきだと思います。自治体の経営戦略には選択と集中が必要と言われて久しいですが、まさにその選択と集中が都市間競争の勝敗を分けると思います。

そこで私は、ぜひともこの旭市も、予算編成において選択と集中という考え方を取り入れていただきたいと思います。そして、戦略を立てる上で一番大切な、目標をどこに置くかということ、この目指すゴールはどこか、それをはっきりさせていただきたいと思います。このまま自然に減少していくのをよしとするのか、いやいや、減少に歯止めをかけるため、歯を食いしばり上向きにしていこうとするのか、市長の施政方針では、総合戦略について触れられている中で、急激な人口減少に歯止めをかけ、持続可能な社会の実現を目指すとあります。私は、一般質問でもくどいほど総合戦略の目標についてお聞きしましたが、ぜひともこの目標を高く掲げた予算編成をお願いしたいところです。

会期中の様々な予算質疑に対する当局の答弁を聞いておりますと、今までと同じでとか、過去何年間かの平均とかの文言が主要事業の積算説明の中にも散見され、目標達成のためではなく、現状維持のための積算になっている感が否めません。ぜひとも高く掲げた目標に向かって、志高く、果敢にアタックしていただきたいと思うのです。

大風呂敷を広げるという言葉がありますが、現状打破のためにはなるべく大きな風呂敷を広げたほうがいいんじゃないでしょうか。穴の空いた風呂敷じゃどうしようもないですが、なるべくたくさんの人に風呂敷の縁をぐるりと持ってもらって、中に入る人もいっぱい集めたらどうでしょう。まさに市長のおっしゃる「チーム旭」、これが「チーム旭」じゃないでしょうか。この大風呂敷いっぱいに、旭市のあしたを担う子どもたちが入ってくれると最高ですよね。私も大風呂敷の縁の１メートルぐらいを持ちこたえて、歯を食いしばって絶対に離さない覚悟です。

旭市議会議員も、目的、目標を同じくする「チーム旭」の一員です。そして、議員の役割は広げた大風呂敷が破れていないか、穴が空いていないかをチェックすることだと私は思います。目を皿にして。私は、いや、市議会議員はみんなその大切な役割を果たすべく、常に予算審議に臨んでいます。目標が高ければ高いほど、風呂敷が大きければ大きいほど議員が背負う責任は大きい。小さな綻びから風呂敷が破れてしまう可能性があるからです。私たち議員は、本当に慎重な審査をしなくてはならないのです。

今議会で気になった文言で、質問と質疑があります。当局の答弁にもこの二つの混同が見

られましたので、共通認識のため再確認をお願いいたします。質問は、一般質問など議員が市政に関すること全般に聞いてみることができる、お尋ねすることです。これが質問。一方、質疑は、疑義をただす、疑義をただすことです。執行部が上程してきた議案に対して、正しいのか、間違っているのか、市民の利益にかなっているのかどうか。その疑義をただして賛成するのか反対するのかの判断材料にすることです。

つまり、大風呂敷の色や柄を聞いてみるのが質問で、風呂敷に綻びや穴がないかをチェックするのが質疑だと私は思います。ですから、質疑に対する答弁は、当然のことながら正確かつ責任が求められます。ほんの小さな綻びでも見つけて早急に対処しないと、風呂敷自体をぼろぼろにしかねないからです。議員からの質問と質疑は、明らかにその意味が異なるものであることを共通認識としてお願いしたいと思います。

そこで、市長にお願いがあります。大風呂敷の中にたくさんの子どもたちとその明るい未来をぎっしり詰め込むために、市長は「チーム旭」を提唱されております。私たち議員もその「チーム旭」のメンバーです。そして、その未来ある子どもたちと今まで一生懸命働いて納税してこのまちづくりを支えてくださった高齢者の方々のことを付託された文教福祉委員会に、責任ある答弁ができる立場の執行部が出席されていないんですよ。これ問題だと思われませんか。

市長が組み立てられた主要施策に、各課が知恵を出し合い、予算をつけます。それを私たち議員は、そして委員は責任を持ってチェックするために質疑をしなくてはなりません。その質疑に対して、当局は正確さと責任を持って答弁しなくてはなりません。この重責は担当課長に任されるものではないと私は思います。文教福祉委員会に関して言えば、文教所管施策に教育長が答弁に責任を持つということはできても、では、高齢・障害者福祉の所管ではどうですか。また、総合戦略の中には、課をまたぐ施策もたくさんあります。大所高所に立った責任ある答弁ができるのは、市長あるいは副市長だけではないでしょうか。

３常任委員会のうち、文教福祉委員会以外の委員会には副市長の出席があり、文教福祉委員会には教育長です。市長の代弁者として、副市長に文教福祉委員会への出席をお願いいたします。責任ある答弁のためにです。ちなみに、旭市議会議長は３委員会とも出席です。旭市の未来を決める責任ある市政運営を円滑に前に進めるのは、行政と議会の両輪が同じ方向を向いて回ってこそです。ぜひとも常任委員会への副市長出席をお願いいたします。

るる申し上げましたが、令和４年度の予算審議に関して、政策の選択と集中を予算編成に組み入れていただくこと、その予算編成方針を責任を持って答弁する執行部の議会対応を強

く要望いたします。具体的には、今年度の繰越金と予備費を活用して、人口減少をぜひとも食い止めるための施策を、今すぐにでも予算をつけて始めてください。

言うまでもなく、市の予算は、市民の血税、国民の血税で成り立っています。税金を取られるという意識は、ほとんどの市民にあると思います。この本当は払いたくない税金を頂くわけですから、１円たりとも無駄にしない、その覚悟の予算編成とその予算をチェックする議会の両方に説明責任があります。税金を旭市の将来への投資と考えて快く出していただけるような、そんな体制を市当局と議会でつくっていかなくてはいけないんじゃないでしょうか。そうすることで、市民も巻き込んだ、本当の「チーム旭」が稼働するんだと私は思います。市長、頑張りましょう。

賛成討論を終わります。

○議長（木内欽市）　続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（１４番　飯嶋正利　登壇）

○１４番（飯嶋正利）　私は、議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

旭市におきましても、人口減少や少子高齢化への対応は、将来にわたって地域の発展を維持していくための大きな課題でありますが、令和４年度予算は、その政策が戦略的に展開されており、人口減少や少子高齢化対策、安心・安全なまちづくりの実現に向けて、市長の強い思いが感じられる予算であると思います。

その中で、私は生涯活躍のまち形成事業とストップ少子化大作戦が特に重要な政策であると考えています。

まず、生涯活躍のまち形成事業「みらいあさひ」については、将来の旭市のために人口減少に歯止めをかけ、まちの活性化を図ろうとする事業であります。魅力あるまちづくりを行い、人を呼び込み、市全体を元気にするためには、民間の力である資金力や経営力が必要であると考え、イオンタウン株式会社を代表する事業者グループと、市、旭中央病院が一体となって事業を進めてこられており、定期的に議会へも報告をいただいております。

本事業は、このまちがオープンするだけではなく、雇用の場の創出という面からも大きな反響がある事業で、おひさまテラスにおいても、イオンタウンが指定管理者を行うということがこの事業の運営面での核となると感じられており、市民の期待も相当大きいものであると思います。

次に、新たな施策であるストップ少子化大作戦があります。これは、先ほど述べた「みら

いあさひ」の商業棟と子育て世帯を中心と捉えたおひさまテラスのオープンを見据え、以前から執行部でプロジェクトチームをつくり検討してきたとのことです。人口減少が進んではまちの存在が危ぶまれ、まちづくり自体行えなくなります。少子化を横断的に捉え、複数の事業をパッケージ化したこのストップ少子化大作戦を推進していくことは、ハード、ソフト両面から、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるためのより効果的な取組であると考えています。

いずれも将来の旭市のために必要な事業であり、私個人、期待しているとともに、大変楽しみにしております。

米本市長及び執行部におかれては、将来にわたって旭市がさらなる発展をできるよう尽力していただきたいと申し上げ、要望して、私の賛成討論といたします。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　以上で議案第１号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第２号から議案第17号までの16議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第18号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私、先ほど第１号議案、一般会計予算の議決についてで賛成討論いたしました。その中で、当局側の責任ある答弁ということを強く要望いたしましたが、これに関して、悲しいかな、この第18号議案には、社会体育施設の指定管理についてのことですが、この議案の内容がどうもしっかり説明責任を果たされているというふうに感じることができませんでした。私が委員会で数点質疑をいたしましたが、当局側の答弁では、社会体育施設の数もまだ確定していない、指定管理者に委託するその施設の数もまだ確定していないということでした。

私は、一般質問で、旭市のファシリティマネジメント、公共施設の長寿命化計画、それに合わせたこういった公共施設の管理、これをどこに委託するか、そういうのを決める条例というのは、それに合わせたものじゃなきゃいけないと思っております。その点に関して、ファシリティマネジメントとこの条例とがどのようにリンクするのかということに対しての答弁もいただけませんでしたし、先ほど来申し上げておりますように、この条例によってどういう指定管理者が選ばれ、しかも何施設がその管理者の下に置かれるのか、そういうことの

答弁がございませんでした。

それも確定していないのに、既に令和２年度では、事業者になりたいという方の見学が行われたということで、私は順番としては逆ではないかなと思っております。

そういった意味で、先ほどの討論でも述べましたが、市としては、ぜひとも議会に対するその説明責任を果たしていただきたく、今回はこの議案に対して反対の立場で討論いたしました。

○議長（木内欽市）　続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（１１番　遠藤保明　登壇）

○１１番（遠藤保明）　私は、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

指定管理者制度は、公共施設の運営に関わる経費の節減とサービスの質の向上を図るための制度であり、地元の企業や雇用を活用しながら、民間事業者をはじめとする団体の有するノウハウを行政サービスに活用する有意義な制度であります。

旭市社会体育施設は、市民の心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図ることを目的に設置され、多様なスポーツ活動の場所として旭市の生涯スポーツの拠点となる施設であり、同施設に指定管理者制度を導入することは、同制度の趣旨に沿ったものであります。優れたノウハウを有する指定管理者の導入により、まして様々なスポーツ教室の開催が期待でき、このことがスポーツ施設の価値を高め、市民の健康維持増進を図り、地域振興や地域コミュニティの醸成にも寄与すると考えられます。

以上の観点から、議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（木内欽市）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の旭市議会議員の松木源太郎です。

令和４年、2022年第１回定例会に当たり、議案第18号、旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決に反対の討論をいたします。

社会体育施設は多くの市民が利用し、旭市民の財産です。これを営利目的の民間事業者に指定管理料を払って貸すことができるようにするものであります。利用料金は指定管理者の収入になり、これでは市民が自分たちの市の施設としての気持ちがなくなりますし、金さえ

払えばいいのだと、必ず壊れるのが早くなるでしょう。

公共施設をこのように民間に貸すのは、公務員を減らしたいからです。社会体育施設は、各スポーツに専門家が職員でいて、いろいろなものを指導してもらったものです。しかし、今では職員は事務職がいれば済む、指導するのは料金を払って指定管理者の会社の専門家が指導することになります。つまり、市が社会体育施設を指定管理者の会社にもうけさせてあげるための条例です。

よって、この条例案には反対し、旭市の社会体育施設を守りましょう。

以上、反対していただくことをお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　以上で議案第18号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第19号から議案第21号までと、議案第25号の討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第21号、議案第25号の22議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第１号は原案のとおり可決しました。

議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和３年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、市道路線の認定及び変更について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩　午前１１時　７分

再開　午前１１時３０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第１号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての１発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　景山岩三郎　登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎）　ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

提出されました発議案は、発議第１号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての１発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和４年旭市議会第１回定例会議事日程その２、本日３月22日火曜日、この後、追加日程第１、発議案上程、追加日程第２、提案理由の説明、追加日程第３、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりします。発議案第１号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（木内欽市）　追加日程第１、発議案上程。

発議第１号の１発議案を上程いたします。

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（木内欽市）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、議会運営委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　景山岩三郎　登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎）　それでは、発議第１号について提案理由を申し上げます。

発議第１号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、決議書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議。

２月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵略を開始した。このことにより、連日、民間人を含め多数の死傷者が出ており、その被害は拡大し続けている。ロシアの行為は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害する、明らかに国連憲章に違反する武力行為であり、かつ、我が国を含む国際社会の平和と秩序を脅かすものであり、断じて容認できない。

本市は非核平和都市宣言を行い、すべての国の恒久平和の実現を希求してきたものとして、厳しく抗議する。

また、政府においては、在留邦人の安全確保に全力で取り組むとともに、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使し、ロシア軍が即時無条件で完全徹底するように強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年３月22日。旭市議会。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第１号を議題といたします。

発議第１号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　討論なしと認めます。

これより発議第１号について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

発議第１号、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　事務報告

○議長（木内欽市）　日程第３、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　宮内敏之　登壇）

○総務課長（宮内敏之）　篤志寄附を受納しておりますのでご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、ビブラフォン１台及びトロンボーン１本を、鈴木建設株式会社様より、12月13日受納いたしました。

一つ、ワイヤレスポータブルアンプ１台ほか学校用備品一式を、干潟ライオンズクラブ様より、12月13日受納いたしました。

一つ、金20万円を、菅谷悦子様より、12月20日受納いたしました。

一つ、金1,000万円を、前澤友作様より、12月22日受納いたしました。

一つ、サイネージ及びスタンド２セットほか学校用備品を、鈴木建設株式会社様より、12月23日受納いたしました。

一つ、金100万円を、有限会社Ｐｉｇ　Ｆｅｒｔｉｌｉｚｅ松ヶ谷様より、３月10日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（木内欽市）　事務報告は終わりました。

◎日程第４　閉　　会

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて令和４年旭市議会第１回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時４２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　木　内　欽　市

議　　員　　菅　谷　道　晴

議　　員　　戸　村　ひとみ